

平成30年第3回宇城市議会定例会会期及び審議予定表

会期25日間

月 日	曜	会議の種別	件 名
9月 3日	月	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開会・開議 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 諸報告 ○ 専決処分の報告 ○ 報告第9号から議案第67号までの28議案を一括上程・提案理由説明・詳細説明 <p style="text-align: right;">【 散 会 】</p>
9月 4日	火	休 会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議事整理
9月 5日	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開議 ○ 一般質問（河野一、園田、福永） <p style="text-align: right;">【 延 会 】</p>
9月 6日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開議 ○ 一般質問（渡邊、五嶋、三角） <p style="text-align: right;">【 延 会 】</p>
9月 7日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開議 ○ 一般質問（豊田、河野正、中山） <p style="text-align: right;">【 延 会 】</p>
9月 8日	土	休 会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市の休日のため休会
9月 9日	日	休 会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市の休日のため休会
9月10日	月	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開議 ○ 一般質問（原田、坂下） ○ 報告第9号から報告第12号までの質疑 ○ 承認第4号の質疑・討論・採決 ○ 認定第1号から認定第9号までの質疑・決算審査特別委員会を設置し付託 ○ 議案第54号から議案第67号までの質疑 ○ 議案第68号から議案第70号までの3議案を追加上程・提案理由説明・詳細説明・質疑 ○ 議案第54号から議案第70号までを委員会付託 <p style="text-align: right;">【 散 会 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 決算審査特別委員会

月 日	曜	会議の種別	件 名
9月11日	火	休 会	○ 決算審査分科会（総務文教）
9月12日	水	休 会	○ 決算審査分科会（建設経済）
9月13日	木	休 会	○ 決算審査分科会（民生）
9月14日	金	休 会	○ 議事整理
9月15日	土	休 会	○ 市の休日のため休会
9月16日	日	休 会	○ 市の休日のため休会
9月17日	月	休 会	○ 市の休日のため休会
9月18日	火	休 会	○ 総務文教常任委員会
9月19日	水	休 会	○ 建設経済常任委員会
9月20日	木	休 会	○ 民生常任委員会
9月21日	金	休 会	○ 議事整理
9月22日	土	休 会	○ 市の休日のため休会
9月23日	日	休 会	○ 市の休日のため休会
9月24日	月	休 会	○ 市の休日のため休会
9月25日	火	休 会	○ 決算審査特別委員会
9月26日	水	休 会	○ 議事整理
9月27日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開議 ○ 認定第1号から認定第9号までの委員長報告 ・質疑・討論・採決 ○ 議案第54号から議案第70号までの委員長 報告・質疑・討論・採決 ○ 議案第71号の追加上程・提案理由説明・詳細 説明・質疑・討論・採決 <p style="text-align: right;">【 閉 会 】</p>

第 1 号

9月3日 (月)

平成30年第3回宇城市議会定例会（第1号）

平成30年9月3日（月）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|---------------------------------------|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 諸報告 |
| 日程第4 | 報告第8号 | 専決処分の報告について |
| 日程第5 | 報告第9号 | 平成29年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について |
| 日程第6 | 報告第10号 | 平成29年度三角町振興株式会社の経営状況の報告について |
| 日程第7 | 報告第11号 | 平成29年度不知火温泉有限会社の経営状況の報告について |
| 日程第8 | 報告第12号 | 平成29年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況の報告について |
| 日程第9 | 承認第4号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第9号） |
| 日程第10 | 認定第1号 | 平成29年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第11 | 認定第2号 | 平成29年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第12 | 認定第3号 | 平成29年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第13 | 認定第4号 | 平成29年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第14 | 認定第5号 | 平成29年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第15 | 認定第6号 | 平成29年度宇城市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第16 | 認定第7号 | 平成29年度宇城市水道事業会計決算の認定について |
| 日程第17 | 認定第8号 | 平成29年度宇城市下水道事業会計決算の認定について |
| 日程第18 | 認定第9号 | 平成29年度宇城市民病院事業会計決算の認定について |

- 日程第19 議案第54号 宇城市長等の給与及び旅費に関する条例及び宇城市教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第55号 宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第56号 宇城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第57号 宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第58号 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第59号 宇城市豊野町上巢林教育集会場及び教育公園条例の制定について
- 日程第25 議案第60号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 日程第26 議案第61号 平成30年度宇城市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第62号 平成30年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第63号 平成30年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第64号 平成30年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第65号 平成30年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第31 議案第66号 平成30年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議案第67号 平成30年度宇城市民病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第33 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 原 田 祐 作 君 | 2番 永 木 誠 君 |
| 3番 山 森 悦 嗣 君 | 4番 三 角 隆 史 君 |
| 5番 坂 下 勲 君 | 6番 高 橋 佳 大 君 |
| 7番 高 本 敬 義 君 | 8番 大 村 悟 君 |

9番 福永 貴充 君
11番 園田 幸雄 君
13番 福田 良二 君
15番 渡邊 裕生 君
17番 長谷 誠一 君
19番 豊田 紀代美 君
21番 石川 洋一 君

10番 溝見 友一 君
12番 五嶋 映司 君
14番 河野 正明 君
16番 河野 一郎 君
18番 入江 学 君
20番 中山 弘幸 君
22番 岡本 泰章 君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 吉澤 和弘 君 書記 山本 裕子 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長	守田 憲史 君	副市長	浅井 正文 君
教育長	平岡 和徳 君	総務部長	成松 英隆 君
総合政策監	村上 理一 君	企画部長	岩清水 伸二 君
市民環境部長	園田 敏行 君	健康福祉部長	那須 聡英 君
経済部長	吉田 裕次 君	土木部長	成田 正博 君
教育部長	蛇島 浩治 君	会計管理者	木下 堅 君
総務部次長	天川 竜治 君	企画部次長	中村 誠一 君
市民環境部次長	村上 雅宣 君	健康福祉部次長	稼 隆弘 君
経済部次長	杉浦 正秀 君	土木部次長	坂園 昭年 君
教育部次長	吉田 勝広 君	三角支所長	内田 公彦 君
総括審議員	原田 文章 君	不知火支所長	村上 伸一 君
小川支所長	篠塚 孝教 君	豊野支所長	中村 隆文 君
市民病院事務長	伊藤 博文 君	農業委員会 事務局長	蔵原 正敏 君
監査委員事務局長	横山 悦子 君	財政課長	木見田 洋一 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） ただいまから、平成30年第3回宇城市議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（長谷誠一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第87条の規定によって、5番、坂下勲君及び6番、高橋佳大君の2人を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（長谷誠一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日9月3日から9月27日までの25日間
にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月27日
までの25日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸報告

○議長（長谷誠一君） 日程第3、諸報告を行います。

まず議長の諸般の報告として、お手元に配布いたしておりますとおり、1ページ
から6ページのとおり監査委員から宇城市の例月現金出納検査の結果に関する報告
書について、平成30年5月分から7月分まで提出されております。

次に、主な公式行事については、7ページのとおりであり、8月20日に熊本市
のKKRホテル熊本で開催されました第26回熊本県市議会議員研修会に私以下1
6人の議員が出席をいたしました。これは会議規則第166条第1項のただし書の
規定に基づき、議員の派遣を行ったものであります。

次に、議会の構成について、6月27日に3つの特別委員会が開催され、8ペー
ジの特別委員会名簿のとおり熊本天草幹線高規格道路整備特別委員会の委員長に石
川洋一委員、副委員長に永木誠委員、不知火海湾奥調査特別委員会の委員長に大村
悟委員、副委員長に福永貴充委員、県営野球場を含む県営総合グラウンド誘致特別
委員会の委員長に溝見友一委員、副委員長に山森悦嗣委員が選任されております。

次に、陳情書について申し上げます。去る8月27日の第11回議会運営委員会

において机上配布と決定されました1件の陳情書につきましては、皆様のお手元に配布のとおりであります。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、市長から行政報告の申し出がっておりますので、これを許します。

○市長（守田憲史君） 発言のお許しを頂きましたので、行政報告をいたします。

はじめに、市職員の懲戒処分についての報告です。

6月29日と7月24日に市職員の懲戒処分を行いました。事務手続きの遅滞や補助金申請忘れ、そして公金横領事件の発覚によるものです。指導監督不適正として事務決裁に関わっていた当時の上司等にも処分を下し、公金横領事件については私や副市長、教育長についても給与減額について今回の議案として御提案しているところであります。このような事態が再発しないよう各事業の管理体制を強化するとともに、職員の服務規律の確保と意識改革の徹底に万全を期してまいります。

次に、シェアリング回遊観光モデル構築事業の開始についての報告です。市内を訪れる観光客などに対し、世界文化遺産三角西港をはじめ三角地域の自然、歴史、文化への触れあいを体験し、三角地域を回遊していただく仕組みを構築とすることを目的としたシェアリング回遊観光モデル構築事業を8月10日から開始いたしました。具体的には三角東港に超小型モビリティ、通称「うきモビ」、シェアサイクル、セグウェイを配置し、三角西港や戸馳島等と一体となって観光地の周遊やサイクリングコースの確立、セグウェイの乗車体験など3つのシェアリングサービスを、1か所で体験できる拠点を平成31年3月15日までの期間で提供するものです。この事業については、テレビや新聞などでも大きく報道され、関心の高さを感じたところです。新たな観光のモデルとして可能性を見い出してまいります。

次に、熊本地震からの復興に向けた取組についての報告です。まずは県内初の土地建物提案型災害公営住宅整備事業として、不知火町御領に建設を進めてまいりました御領第2復興住宅が7月14日に完成し、記念式典と内覧会が実施されました。今後残る6か所の住宅につきましては、それぞれの入居開始予定までの完成を目指し、工事が進められております。現在建設中の住宅への入居募集については、9月10日から実施する予定であり、募集戸数や入居要件等については、広報うき9月号に掲載しております。恒久的な住まいの提供を進めることで一日も早い生活再建を遂げていただけるよう、組織一丸となって取り組んでまいります。

次に、防災拠点センター整備事業についてです。市内6か所に整備を計画しています防災拠点センターの実施設計が始まっているところです。報道で御承知のとおり、豊野町、松橋東、希望の里サン・アビリティーズグラウンド、建設予定地に断層があることが判明し、計画の一部変更を余儀なくされました。災害に強い拠点整

備を目指し、スピード感をもって復興するまちづくりを進めてまいります。

次に、大規模改修工事に伴うウイングまつばせの休館についての報告です。ウイングまつばせでは、施設の老朽化による大規模改修工事を8月から実施しています。このため、文化ホールとコミュニティアリーナが来年7月まで、トレーニング室などの施設については本年11月、12月の2か月間、それぞれ休館となります。長い期間にわたり御不便をおかけいたしますがよろしくお願い申し上げます。

次に、宇城市郷土資料館開館についての報告です。熊本地震の影響により閉館していました豊野郷土資料館を7月21日に宇城市郷土資料館として開館いたしました。新たな資料館には各地域の民俗資料、考古資料などを市全域から集約し、時代背景や特徴を体系的に整備しております。多くの皆さんに宇城の歴史に触れ、親しんでいただけるような資料館を目指してまいります。

次に、子ども議会についての報告です。昨年に続いて子ども議会が7月26日に開催され、21人の中学生議員の皆さんから、日頃の学校生活などをおおして気づいた課題などについて質問をいただき、市としての課題、将来の構想などについて議論することができました。市議会議員の皆様方におかれましては、子ども議会の開催に至るまでの準備や運営にお力添えをいただき、厚く御礼を申し上げます。地域の宝である子どもたちの豊かな感性と知性、見識を育むための環境を米百俵の精神で整え、住んでみたい、住み続けたいと思っていただけるようなまちづくりに取り組んでまいりたいと考えます。

次に、各町の夏祭りについてです。今年も7月21日のみすみ港祭りを皮切りに8月4日にはふるさと松橋復興祭り、8月5日にはふるさと小川復興祭り、そして8月11日にはふるさと豊野復興祭りが、復興の祈りを込めて盛大に開催されました。9月9日には不知火海の火まつりを開催予定で、現在実行委員会の皆様が準備に奔走されていらっしゃいます。多くの皆様のおいでをお待ちしております。

最後に、小中学生の活躍についての報告です。8月に京都府で開かれた第31回小学生ハンドボール大会に当尾小学校女子ハンドボール部が出場しました。2回戦で敗退しましたが、ハンドボール文化が根付く宇城地域の伝統を受け継いだプレーに大きな声援が送られたと伺っております。また、同じく8月に東京で開かれた第15回全国中学生弓道大会に、小川中学校弓道部の皆さんが出場し、個人男子の部で準優勝という輝かしい成績を収められました。次世代の宇城市を担う小中学生たちの全国の舞台での活躍は、宇城市の誇りであり、熊本地震からの復興に向けて汗を流す市民にとっても大変励みとなるニュースであります。心からお祝いを申し上げます。

以上、行政報告といたします。

○議長（長谷誠一君） 以上で、行政報告が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

-----○-----

日程第4 報告第8号 専決処分の報告について

○議長（長谷誠一君） 日程第4、報告第8号専決処分の報告について、執行部に報告を求めます。

○総務部長（成松英隆君） 報告第8号専決処分の報告について、議案集の3ページをお願いいたします。

今回報告しますのは7件となっております。担当部署より詳細説明を順に行います。まず総務部から行います。議案集の4ページをお願いいたします。公用車事故に係る損害賠償の専決処分の報告でございます。平成30年4月3日、宇城市豊野町山崎103番地付近道路で発生した事故で、宇城市消防団員が積載車をポンプ格納庫へ入庫するため後退させていたところ、駐車してあった相手方車両に衝突し、車両破損させたため、市に賠償責任が生じたものです。賠償金額は10万861円となっております。

以上でございます。

○教育部長（蛇島浩治君） 公用車事故に係る損害賠償の専決処分の報告を申し上げます。議案集の5ページをお開きください。平成30年6月21日、宇城市三角町波多2864番地32で発生した事故で、市職員が公用車で三角町内のスポーツ施設における安全確認調査に向かうために、三角B&G海洋センター敷地内を後退中、駐車されていた相手方の車両の前方右側に接触し、車両を破損させたため、市に損害賠償が生じたものです。損害賠償の額は8万308円でございます。

続きまして、不知火小学校内で発生しました児童の人工内耳体外器破損に係る損害賠償負担について行った専決処分について報告いたします。議案集の6ページをお開きください。平成30年7月5日に発生した本案は、水泳授業の準備のために担任が難聴学級に在籍する児童の人工内耳体外器を防水アクセサリーに入れる際に、誤って破損させたことで市に賠償責任が生じたものであります。損害賠償額は1万5,552円でございます。

○土木部長（成田正博君） 専決第7号について説明いたします。議案集の7ページをお願いいたします。本件は、平成30年4月27日に、松橋町両仲間の市営両仲間団地内の除草作業で、草刈り機を使用中小石が飛び、近くに駐車してありました車両の窓ガラスを損傷させたことで市に賠償責任が生じたものです。損害賠償額は31万5,014円でございます。

続きまして、専決第8号について説明いたします。議案集の8ページをお願いい

たします。本件は、平成30年6月22日に、松橋町松橋の国道266号から市営築切団地方面へ走行中、舗装から露出していました鉄筋により、車両右前輪のタイヤを破損させたことで市に賠償責任が生じたものです。損害賠償額は1万1千円でございます。

以上5件につきまして、損害賠償金は全て全国町村会総合賠償保険から補填されており、損害賠償の額を専決しましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

○健康福祉部長（那須聡英君） 専決第11号返還金支払い等の遅延による、遅滞利息に係る損害賠償額の専決処分の報告を申し上げます。議案集の9ページを御覧ください。国から交付された平成28年度児童健全育成対策費補助金について、額の確定により返還金が発生しましたが、県から発送された返還金の納付書が納期限までに担当課に届かなかったことで支払遅延となり、延滞金が発生したものでございます。大変申し訳なく思っているところでございます。今後は会計部署との連絡を密にとって、今一度チェック体制の見直し、再発防止に努めてまいります。

以上報告を終わります。

○総務部長（成松英隆君） 専決処分の報告を行います。議案集の10ページをお願いいたします。熊本県市町村職員共済組合より借り入れた地方債の元金償還金及び利子の償還にあたりまして、納付期限内に納付を完了せず、1日経過後に納付したことにより生じた損害について、当該組合の地方公共団体の貸付金に関する規定に基づきまして延滞金73円を支払ったものでございます。

以上、健康福祉部、総務部案件は共に損害賠償の額を専決しましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。今後につきましては、支払期限の確認の徹底やチェック体制の強化など再発防止に努めてまいります。大変申し訳ございませんでした。

以上で、専決処分の詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（長谷誠一君） これで報告第8号を終わります。

-----○-----

- | | | |
|------|--------|---------------------------------------|
| 日程第5 | 報告第9号 | 平成29年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について |
| 日程第6 | 報告第10号 | 平成29年度三角町振興株式会社の経営状況の報告について |
| 日程第7 | 報告第11号 | 平成29年度不知火温泉有限会社の経営状況の報告について |
| 日程第8 | 報告第12号 | 平成29年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況の報 |

		告について
日程第 9	承認第 4 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第 9 号）
日程第 10	認定第 1 号	平成 29 年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 11	認定第 2 号	平成 29 年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 12	認定第 3 号	平成 29 年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 13	認定第 4 号	平成 29 年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 14	認定第 5 号	平成 29 年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 15	認定第 6 号	平成 29 年度宇城市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 16	認定第 7 号	平成 29 年度宇城市水道事業会計決算の認定について
日程第 17	認定第 8 号	平成 29 年度宇城市下水道事業会計決算の認定について
日程第 18	認定第 9 号	平成 29 年度宇城市民病院事業会計決算の認定について
日程第 19	議案第 54 号	宇城市長等の給与及び旅費に関する条例及び宇城市教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 20	議案第 55 号	宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 21	議案第 56 号	宇城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 22	議案第 57 号	宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 23	議案第 58 号	宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 24	議案第 59 号	宇城市豊野町上巣林教育集会場及び教育公園条例の制定について
日程第 25	議案第 60 号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
日程第 26	議案第 61 号	平成 30 年度宇城市一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 27	議案第 62 号	平成 30 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第

1号)

日程第28 議案第63号 平成30年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)

日程第29 議案第64号 平成30年度宇城市介護保険特別会計補正予算(第1号)

日程第30 議案第65号 平成30年度宇城市奨学金特別会計補正予算(第1号)

日程第31 議案第66号 平成30年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第32 議案第67号 平成30年度宇城市民病院事業会計補正予算(第1号)

○議長(長谷誠一君) 日程第5、報告第9号平成29年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告についてから、日程第32、議案第67号平成30年度宇城市民病院事業会計補正予算(第1号)までを一括議題とします。市長から一括して提案理由の説明を求めます。

○市長(守田憲史君) 今回提出します議案としまして、まず報告案件が4件、宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率、第三セクターの三角町振興株式会社、不知火温泉有限会社、有限会社アグリパーク豊野の経営状況報告になります。

次に、承認案件が1件、平成30年度宇城市一般会計補正予算(専決第1号)です。

次に、認定案件が9件、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、奨学金特別会計、簡易水道事業特別会計、水道事業会計、下水道事業会計、宇城市民病院事業会計、以上9件です。

次に、条例案件が6件、平成30年10月に支給する特別職の給料の一部を減額ほか5件です。

次に、その他案件が1件、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更です。次に、予算案件が7件です。平成30年度宇城市一般会計補正予算(第2号)をはじめ、平成30年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、平成30年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、平成30年度宇城市介護保険特別会計補正予算(第1号)、平成30年度宇城市奨学金特別会計補正予算(第1号)、平成30年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)、平成30年度宇城市民病院事業会計補正予算(第1号)以上補正予算7件です。

合計28件の議案提出、そして審議をお願いすることになります。

予算案件につきましては、平成30年度宇城市一般会計予算につきましては、歳入歳出の予算総額を364億1,634万3千円とするものでございます。

詳細につきましては、関係部長から説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（長谷誠一君） 報告第9号から議案第67号までの提案理由の説明が終わりました。

これから、議案ごとの詳細説明を求めます。

まず、報告第9号平成29年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告についての詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） それでは、平成29年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告についての説明を申し上げます。議案書の11ページをお願いいたします。

報告第9号でございます。この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法22条の規定に基づきまして、監査委員の意見を付しまして議会に報告するものでございます。

まず、表1の健全化判断比率の各比率について説明いたします。1番目の実質赤字比率につきましては、普通会計の赤字比率を算定するものでございます。2番目の連結赤字比率につきましては、宇城市の全会計を対象に算定するものです。この2つの判断比率は、いずれも黒字のため該当しませんので横線となっております。3番目の実質公債比率につきましては、宇城市の全会計に加え、広域連合など一部事務組合等を対象とし、実質的に返済若しくは負担した公債比率になります。平成29年度は11.1%でございます。早期健全化基準25.0%、財政再生基準の35.0%を大きく下回っております。参考としまして平成28年度は11.7%でしたので、0.6ポイント下がっているところでございます。4番目の将来負担比率でございます。こちらは第三セクター、一部事務組合を含めた市の償還見込残高、債務負担行為残高、退職金見込みなど将来負担額を標準財政規模と比率で表すもので、平成29年度は26.1%でございます。平成28年度は40.7%でしたので14.6ポイント下がっているところでございます。

以上のとおり、本市は健全化判断比率の指標である4項目について基準以下となっており、各比率とも改善されております。表2の平成29年度宇城市公営企業会計資金不足比率につきましては、4つの会計とも資金不足はありませんので、横線となっております。

これで、平成29年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告についての説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 報告第9号の詳細説明が終わりました。

次に、報告第10号平成29年度三角町振興株式会社の経営状況の報告についてから、報告第12号平成29年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況の報告についてまでの詳細説明を求めます。

○経済部長（吉田裕次君） 報告第10号平成29年度三角町振興株式会社の経営状況の報告について、この経営状況報告は、地方自治法第243条の3第2項及び地方自治法施行令第173条の規定に基づき報告するものであります。

宇城市が出資しております三角町振興株式会社、不知火温泉有限会社、有限会社アグリパーク豊野の3件の経営状況の報告をいたします。

まず、報告第10号平成29年度三角町振興株式会社の経営状況について、定例会議案集の12ページになります。別冊の平成29年度三角町振興株式会社の経営状況報告書で報告いたします。

1ページをお開きください。比較貸借対照表を説明いたします。資産の部では、現金、預金等の流動資産、機械装置等の固定資産の資産合計が1,329万9,387円となっております。負債の部では、買掛金、未払費用等の流動負債、長期預かり金の固定負債の負債合計が917万9,813円であります。純資産の部は、資本金は1,570万円で、それに利益剰余金マイナス1,158万426円を合わせた純資産合計が411万9,574円となります。

次に、2ページの比較損益計算書を説明いたします。純売上高3,912万4,552円から、売上原価を差し引いた売上総利益は2,168万8,856円となり、これから販売費及び一般管理費を差し引きますと、営業利益が22万5,398円となっております。さらに営業外収益を加え、法人税等を差し引いた後の当期純利益は19万1,416円となっております。

次に9ページをお願いいたします。業績推移表です。平成29年度の売上高は3,912万4,552円で、前年度比325万8,383円の増となっているのは、「三角サンカクドライブ春のキャンペーン」開催準備の業務受託収入と、平成28年4月の熊本地震の影響により、来訪者数の減少が今年度は回復した影響によるものです。

10ページより平成30年度の事業計画及び予算を添付しております。基本方針を達成するため、5項目の重点施策を掲げ、事業展開を行っていく計画でございます。

以上、三角町振興株式会社の経営状況の報告を終わります。

次に、報告第11号平成29年度不知火温泉有限会社の経営状況の報告について、定例会議案集13ページとなります。別冊の平成29年度不知火温泉有限会社の経営状況報告書で報告いたします。

経営状況報告書の1ページをお願いいたします。比較貸借対照表を説明いたします。資産の部では、現金、預金等の流動資産、建物、機械装置等の有形及び無形投資等の固定資産を合わせた資産の合計が6,898万6円となっております。負債

の部では、買掛金、未払金等負債の部合計が3,290万921円となっております。純資産の部は、資本金は3,300万円で、それに利益剰余金を合わせた純資産の部合計が3,607万9,085円となります。

2ページの比較損益計算書を説明いたします。温泉館、物産館、レストラン等の純売上高は初めて3億円を超え、3億390万5,030円となっております。それから、売上原価を差し引いた売上総利益は、1億2,743万7,727円となっております。これから販売費用及び一般管理費を差し引いた営業利益は、マイナス339万8,096円となっております。これに営業外収益を加え法人税、住民税等を差し引いた後の当期純利益は8万7,916円となっております。

次に、13ページをお願いいたします。業績推移表ですが、純売上高は平成29年度3億390万5,030円で、前年度比487万212円の増となっております。これは、物産館やレストランでのオリジナル商品の開発や地場市場の活用や生産者との連携を図り、水産物や農産物の品ぞろえを拡大し、生鮮部門を強化したことにより売上げが伸びたものです。

14ページより、平成30年度の事業計画及び予算を添付しております。平成29年度同様に利益が出るよう、季節や各世代に応じたお客さまを呼び込む各種イベントを計画書に沿って展開していくことにしております。

以上、不知火温泉有限会社の経営状況の報告を終わります。

続きまして、報告第12号平成29年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況について、定例会議案集14ページになります。別冊の平成29年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況報告書で説明いたします。

経営状況報告書の1ページをお願いいたします。比較貸借対照表を説明いたします。資産の部では、現金、預金等の流動資産、建物リース資産等の固定資産等、資産の部合計が4,840万8,784円となっております。負債の部では、買掛金、未払金等流動負債及び固定負債の負債の部合計が1,403万7,145円であります。純資産の部は、資本金は1,370万円で、それに利益剰余金を合わせた純資産合計が3,437万1,639円となっております。

次に、2ページの比較損益計算書を説明いたします。物産館、青空市場等の純売上高は3億2,792万3,747円から、売上原価を差し引いた売上総利益は6,382万3,480円となります。これから販売費及び一般管理費を差し引いた営業利益は、562万8,354円となっております。さらに営業外収益を加え営業外費用を差し引いた経常利益は597万4,175円となっておりますが、4連棟プレハブの寄附等により、固定資産除去損が700万2,352円発生し、法人税、住民税等を差し引いた後の当期純利益は、マイナス225万8,177円となっております。

おります。

次に、10ページをお願いいたします。業績推移表です。平成29年度の売上高は3億2,792万3,747円で、前年度比1,447万9,500円の増となっております。これは昨年の野菜高騰時に青空市場への新規のお客さまが増加したことや、外販事業の売上げが伸びていることが要因となっております。

11ページより平成30年度の事業計画及び予算を添付しております。売上目標3億3,530万円を目指した計画となっております。

以上、有限会社アグリパーク豊野の経営状況の報告を終わります。

以上で、第三セクター3社の経営状況報告を終わります。

○議長（長谷誠一君） 報告第10号から報告第12号までの詳細説明が終わりました。

次に、承認第4号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第9号）の詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） 承認第4号専決処分の報告及び承認を求めることについて説明申し上げます。平成30年度宇城市一般会計補正予算書（専決第1号）という書類の方で説明をさせていただきたいと思っております。2冊ある補正予算書のうち、薄い方でございます。

こちらは、平成30年7月に発生しました豪雨によりまして、被災した自治体へ災害支援において支援物資及び災害派遣について必要経費の早急な対応の必要性が生じたこと、また宇城広域連合の消防本部北消防署新庁舎整備事業におきまして、計画年度までの確実な事業完了に必要な経費の一部予算化が生じまして、関係市町の議会定例会及び連合議会の日程調整の都合上、特に急を要するため連合予算の補正を専決で行う必要が生じたことから、本市においても緊急的な対応を行うものについて専決処分を行ったものでございます。

それでは補正予算書の1ページをお願いいたします。まず初めに予算の総額について説明いたします。第1条でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ462万1千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ364億260万6千円としています。

それでは歳入と歳出について説明いたします。まず歳入を説明いたします。6ページをお願いいたします。特定財源がございませんので、款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で462万1千円を計上しております。

続きまして歳出を説明します。7ページをお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で196万8千円を増額しております。節の項目がそれぞれございますが、職員を災害派遣に要する経費となっております。次に、款8項1消防費、目1非常備消防費、節19負担金で230万3千円を増額しておりま

す。宇城広域連合消防費負担金になっております。それと目3災害対策費、節16原材料費で35万円を増額しております。災害支援に使った災害用土嚢袋の再度購入費になっております。予算編成に急を要したため平成30年7月19日付で、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（長谷誠一君） 承認第4号の詳細説明が終わりました。

次に、認定第1号平成29年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について、各部の所管に関する詳細説明を求めます。

まず、総務部長に詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） それでは、認定第1号平成29年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定につきまして御説明申し上げます。まず初めに決算の概要につきまして説明を申し上げたいと思います。説明にあたりましては、添付資料の右肩四角囲みで決算資料というこちらの平成29年度普通会計決算等状況という資料をご覧ください。こちらの資料に基づきまして説明をしたいと思っております。

こちらの資料は、国や県に報告する地方財政状況調査、いわゆる決算統計と呼ばれる統計調査からの抜粋でございます。表紙にありますように一般会計と奨学金特別会計を合わせまして普通会計という決算の括りですしておりますのでよろしくお願い致します。

それでは、決算資料の1ページをお願いいたします。上段の方になります1番です。普通会計決算の状況の歳入歳出決算に係る総額につきましては、平成29年度の欄を御覧ください。歳入総額は399億4,572万9千円、歳出総額は376億3,129万4千円、歳入歳出差引額は23億1,443万5千円、翌年度に繰り越すべき財源5億8,813万3千円、これを差し引いた実質収支額は17億2,630万2千円となりまして、実質収支のうち基金繰入額は8億5,800万円となっております。表の下から2段目のところにあります実質単年度収支欄（J）というところがございますけれども、こちらは財政調整基金等の取り崩しの必要がなかったため5億2,465万円の黒字となっているところでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。歳入の状況について説明いたします。2ページは主な歳入の科目について3年間の推移とグラフにしたものでございます。平成29年度の主な財源は、地方税が14.6%でございます。その下の段、地方交付税が26.1%、国庫支出金が19.7%という構成になっております。また、繰入金では、先ほど普通会計の決算状況で御説明申しましたとおり、財政調整基金の繰入れを行わなかったため、大幅な減を示しております。その他の項目も対前年

度比の伸び率や構成比また中段の点囲みの表には、対前年度比増減の要因を記載しております。

次に、3ページをお願いいたします。歳出の状況でございます。目的別歳出のうち構成比の多いものが民生費で、平成29年度で構成比は28.1%を占めております。次が衛生費の19.6%、以下公債費、総務費、土木費、農林水産業費の順になっております。また、中段には対前年度比増減の主な要因を記載しておりますので、こちらも御参照していただきたいと思っております。

次に、4ページをお願いいたします。性質別歳出でございます。義務的経費が全体の39.9%を占めております。伸び率では人件費が4.5%の減、扶助費が1.5%の増、公債費が2.8%の減となっております。次の段でございます。投資的経費は17.4%の増となっており、その下の段、その他の経費では、物件費が63.8%の増、維持補修費11.1%の増、補助費等が15.1%の増、繰出金が1.7%の減という結果になっています。その他が156.9%の増と大幅に増加しておりますが、これは宇城市平成28年熊本地震復興基金元金積立5億3,950万3千円の増によるものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。基金の状況でございます。それぞれ基金の内訳と3年間の推移を示しております。平成29年度末の合計は、表の一番右下の132億6,651万1千円となっており、内訳は財政調整基金が76億5,730万6千円、また減債基金については、地域振興基金の造成、合併特例基金と呼ばれるものですが、それに関わる借入金返済のために、2億970万円の取り崩しを行い、8億9,072万7千円となっております。

続きまして、6ページをお願いいたします。地方債現在高の状況でございます。それぞれの内訳と3年間の推移を示しております。平成29年度末の普通会計の地方債現在は338億9,541万1千円で、前年度比19億231万2千円の増となりました。借金返済額を借入金を超えないよう財政健全化の取組を行っていますが、平成28年熊本地震に係る災害復旧事業債のうち災害廃棄物処理などに要した災害対策債の増、14億4,440万円が現在高の増の要因となっております。地方債の内訳は、臨時財政対策債が35.9%と1位を占めておりますが、こちらは元利償還金に対しまして、100%の交付税措置があるものでございます。下段の表になります。②の地方債現在高に係る借入先及び利率の状況でございますが、右側の合計構成比では、政府資金が全体の57.1%を占めております。また利率は、左側の1.5以下及び1.5から2%の低利の欄の合計が、全体の96%を示しております。

次に、7ページでございます。こちらの表は、主な財政指標を取りまとめたもの

であります。上段の表は、財政健全化法の規定に基づき平成19年度決算から監査委員の意見を聞き、議会報告が義務付けられた資料になっております。詳細につきましては、先ほどの健全化判断比率及び企業会計資金不足比率の報告で説明しておりますが、健全化判断比率は少しずつ改善しているということになります。下段7番その他の財政指標の表は、従来からの財政指標ということで参照という形で掲載させております。

最後に、8ページをお願いいたします。一番最後のページでございます。消費税率引上げに伴う地方消費税交付金の増収分の使途についてでございます。平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ引き上げられましたが、地方消費税率についても100分の25、消費税率で換算しますと1%でございます。こちらから63分の17消費税率換算1.7%に引き上げられました。消費税率引上げの趣旨は主に今後も増加が見込まれる社会保障4経費、制度として確立されております年金医療及び介護の社会保障給付費、並びに少子化に対処するための施策に要する経費の財源確保にあることでございます。そのため、市町村交付金を含む引上げに係る地方消費税収は地方税法の72条の116によりまして、消費税法第1条第2項に規定する経費、その他の社会保障施策に要する経費に充てるとされております。また、充当した経費は、決算書の説明資料等において明示し、使途を明確化することが求められているため決算資料に追加しております。内訳について御説明いたしますと、平成29年度における本市における引上げ分の地方消費税交付金の額は4億5,357万6千円となっております。これを社会保障施策に要する経費102億7,639万円に広く充当しております。この社会保障施策とは、社会福祉、社会保険、保健衛生のいずれかに係る施策をいい、具体的な事業につきましては、表に記載しております事業内容のとおりとなっております。それぞれの事業費から国県支出金等特定財源を差し引いた一般財源に充当した形となっております。

以上で、平成29年度普通会計決算等状況の説明を終わります。

続きまして、平成29年度宇城市一般会計歳入歳出決算の実質収支につきまして説明いたします。それでは決算書をお願いしたいと思います。16ページになります。

実質収支に関する調書でございます。表の順次上から、1番上の歳入総額は39億9,184万6千円、2番目の歳出総額は376億899万円、3番目の歳入歳出差引額は23億285万6千円、4番目に翌年度に繰越すべき財源で、1、継続費繰越額は8万8千円、2、繰越明許費繰越額は4億7,625万8千円、3、事故繰越し繰越額は1億1,178万7千円。これを差し引きました5番目の実質収支額は17億1,472万3千円となり、6番目の実質収支のうち地方自治

法第233条の2の規定による基金繰入額は8億5,800万円となっております。

続きまして、平成29年一般会計歳入歳出決算に係る総務部所管の概要を説明いたします。17ページからの一般会計歳入歳出決算事項別明細を使って主なものについて説明いたします。

歳入から申し上げます。まず18、19ページをお願いいたします。款2地方譲与税です。収入済額が3億45万7,334円で、対前年度比マイナス0.3%となっております。

20、21ページをお願いいたします。款3利子割交付金です。922万4千円で、対前年度比プラス83.7%となっております。次の款4配当割交付金です。1,287万2千円で、対前年度比プラス10.9%でございます。款5株式等譲渡所得割交付金です。1,851万2千円で、対前年度比プラス118.7%でございます。款6地方消費税交付金でございます。10億7,438万4千円で、対前年度比プラス4.5%となっております。款7ゴルフ場利用税交付金です。3,987万5,012円で、対前年度比プラス14.2%です。

次、22ページ、23ページをお願いいたします。款8自動車取得税交付金です。7,325万9千円で、対前年度比プラス44.1%となっております。款9地方特例交付金でございます。2,741万1千円で、対前年度比プラス18.9%でございます。款10地方交付税です。104億2,231万円で、対前年度比マイナス5.8%となっております。地方交付税の内訳といたしましては、普通交付税が93億7,525万6千円、特別交付税が10億4,705万4千円となっております。款11交通安全対策特別交付金でございます。770万3千円で、対前年度比マイナス2.7%でございます。

続いて、ページが少し飛びます。50から51ページをお願いいたします。款16財産収入でございます。4,416万1,610円で、対前年度比マイナス7.1%でございます。財産貸付収入と利子配当金が主なものでございます。

52ページ、53ページをお願いいたします。款17寄附金です。3億2,299万7,143円で、対前年度比プラス116.6%です。主なものは、目1指定寄附金、節1総務費寄附金のふるさと応援寄附金の3億862万419円となっております。款18繰入金です。2億6,833万6,163円で、対前年度比マイナス85.9%となっております。主なものは、介護保険特別会計繰入金4,637万35円、減債基金繰入金2億970万円でございます。平成29年度は財政調整基金からの繰入れを行わなかったことで、対前年度比のマイナスの大きな要因となっております。

54ページ、55ページをお願いいたします。款19繰越金です。繰越金21億2,

055万2,394円、対前年度比プラス150.3%でございます。前年度決算繰越金は6億373万6,834円ですが、熊本地震などの影響によりまして繰越明許費が15億1,395万7千円となったことが増加の原因でございます。

続いて、款20諸収入でございます。6億2,754万3,392円で、対前年度比プラス68.9%でございます。主なものは、項6、56ページでございます。56ページのうち、目3、次の58、59ページでございます。他団体補助交付金で市町村振興協会交付金というのがございまして、こちらが1億4,238万7,765円、同じく目5雑入で宇城広域連合過年度精算返納金、これは62ページ、63ページに記載がございます。上から2つ目でございます。こちらが1億8,136万3千円となっております。

続きまして、64ページ、65ページをお願いいたします。款21市債でございます。市債全体の収入済額は56億9,320万円で、対前年度比プラス39.5%となっております。熊本地震に係る災害廃棄物処理事業債、災害対策債でございますが、こちらの発行が増加の主な要因となっております。

また、68ページ、69ページでございます。こちらの普通交付税の振替措置である臨時財政対策債8億3,160万円を差し引きますと、起債の借入額は実質48億6,160万円となっております。

最後に、70ページ、71ページをお願いいたします。収入済額の最下段が歳入の合計となっております。歳入総額399億1,184万6,388円、対前年度比プラス12.1%となっております。

以上で、歳入の説明は終わりました。続きまして、歳出の主なものの説明に入りたいと思います。

74ページから125ページが総務費になりますので、款2総務費でございます。74、75ページでございます。支出済額41億910万9,370円で前年度に比べ9億1,923万3,568円増で、対前年度比プラス28.8%と大幅に増えております。平成28年熊本地震復興基金元金積立金5億3,950万2,653円、これが皆増となっております。それと熊本地震復興基金事業費8億191万8,895円、対前年度比7億8,185万2,485円の増、こちらの方が増の主な要因となっております。

総務費は各部署にわたりますので、全てが総務部ということにはなっておりません。付け加えさせていただきます。

234ページ、235ページをお願いいたします。款8消防費です。支出済額が9億5,555万2,347円で、前年度に比べ1億5,390万4,874円の減で、対前年度比マイナス13.9%です。熊本地震に伴います建物被害、二次調査業務

委託料の皆減、こちらの方が8,732万160円が皆減となっております。こちらが主な減額の要因でございます。

それでは316ページに移ります。下の段にあります款11公債費でございます。支出済額40億4,722万1,102円で、前年度に比べまして1億2,032万1,696円の減で、対前年度比マイナス2.9%となっております。平成8年度借入の地域総合整備事業債、平成16年度借入の過疎対策事業債、平成18年度借入の合併特例事業債など償還完了によるものでございます。

最後になります318ページ、319ページをお願いいたします。歳出合計決算額は376億898万9,758円で、対前年度比プラス14.4%となっております。

以上で、総務部所管の歳入歳出決算の説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 詳細説明の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時07分

再開 午前11時20分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

○企画部長（岩清水伸二君） それでは、企画部所管の歳出について御説明いたします。

決算書の74ページ、75ページをお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費の支出済総額36億1,822万7,506円のうち、企画部所管の支出が4億7,296万9,611円で、前年度に比べ2,127万8,452円の増となっております。

決算書の90ページをお願いします。企画部で所管しておりますのは、総務管理費のうち、90ページの目6企画費、それから98ページの目11公聴広報費、それからその下の目12電算運営費、続きまして102ページをお願いします。目14道の駅維持費、それから少し飛びまして、108ページの目20地方活性化関連経費でございます。この企画部所管の中でもこの目20地方活性化関連経費は、前年度比較で8,778万4,134円の増となっておりますけれども、その主な理由としましては、宇城市ビジネスサポートセンターの建設によるものでございます。

次に、決算書の122ページをお願いいたします。中段にございます項5統計調査費では、目1統計調査総務費と目2の基幹統計調査費合わせて2,776万6,858円を支出しておりますけれども、前年度に比べ1,071万4,960円の増となっております。この主な原因としましては、係員の1人増による人件費の増でございます。

続きまして、204ページをお願いいたします。款6商工費、項1商工費では、支出済総額2億1,369万2,224円支出しておりますけれども、このうち企画部所管で、この204ページの目4観光費と次の208ページ下段になります目5花の学校費、この2つを合わせて1億1,933万5,321円を支出しております。前年度と比較しまして769万3,740円の増となっております。これは、昨年度の三角西港の築港130周年記念イベントの関連経費による増額です。

続きまして、決算書の316ページをお願いします。款10災害復旧費、項6商工観光施設災害復旧費551万741円のうち、企画部所管分は台風により被災した不知火温泉の災害復旧費用118万8千円でございます。

以上で、企画部が所管しております歳出についての詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 企画部長の説明が終わりました。次に、市民環境部長に詳細説明を求めます。

○市民環境部長（園田敏行君） それでは、市民環境部所管につきまして説明をさせていただきます。

まず、歳入から説明をします。ページ数が2ページから3ページをお願いいたします。款1市税です。収入済額が58億3,175万611円で、前年度に比べ1億7,168万602円の増でございます。前年度対比プラス3%になりました。内訳としまして、市民税が23億6,053万6,698円で、前年度比9,052万1,188円の増。固定資産税が28億4,155万3,296円で、前年度比9,171万5,021円の増となりました。主に熊本地震に伴います市税等の減免がなかったことも影響しています。その他、軽自動車税2億232万4,053円で、前年度比799万1,570円の増でございます。また、市たばこ税が4億2,733万6,564円で、前年度比1,854万7,177円の減となっております。市税全体の収入未済額は2億1,942万1,323円で、前年度に比べ5,436万8,908円の減となっております。収納率は現年度分が99.26%、滞納繰越分が26.02%、合計で95.85%と過去最高の収納率となっております。

続きまして、歳出を説明します。8ページから9ページをお願いいたします。款4の衛生費です。項2環境衛生費のうち、市民環境部所管は1億3,871万1,801円でございます。前年度比538万6,976円の増となっております。同じく項3清掃費が60億318万2,865円で、前年度比29億1,392万5,642円の増となっております。歳出増の大きな要因は、項3の清掃費の熊本地震で被災をしました損壊家屋等の解体撤去に係る災害廃棄物処理事業費の増によるものです。内訳は、繰越事業費を含めました震災分の災害廃棄物処理業務委託料が22億701万9,404円、損壊家屋解体撤去等の業務委託料が26億3,139万2,

457円、家屋等を自主解体されました方々へ支払う災害廃棄物処理事業負担金が4億5,601万6,495円などです。熊本地震に係ります災害廃棄物処理事業費につきましては、ほとんどが国庫補助や地方財政措置並びに県の災害廃棄物処理基金による財政支援で賄っております。なお、項3清掃費の不用額が約9億3,600万円出ておりますが、平成29年度中に可能な限り家屋解体撤去事業を進めたいとの考えから予算措置をしていたもので、熊本地震による損壊家屋解体撤去事業の執行残でございます。

以上で、市民環境部所管の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷誠一君） 市民環境部長の詳細説明が終わりました。次に、健康福祉部長に詳細説明を求めます。

○健康福祉部長（那須聡英君） 続きまして、健康福祉部所管について御説明を申し上げます。

決算書の方は126ページ、127ページをお開きください。款3民生費です。総額105億1,607万6,863円の支出で、前年度より約4億7,200万円、約4.3%減となっております。翌年度繰越額2,960万円は、豊野福祉センター解体工事費と保育対策総合支援事業補助金です。

それでは、健康福祉部所管を項目別に説明いたします。

同じページの項1社会福祉費12億1,792万1,457円、約7,470万円5.8%の減となっております。主なものは130ページ、目4臨時福祉給付金費、繰越明許分の1億9,988万9,653円です。項2障害者福祉費19億3,951万1,982円、約1億5,700万円8.8%の増となっております。主なものは、135ページの節20扶助費16億8,890万1,392円、障害福祉サービス等事業と児童発達支援事業の増となっております。項3老人福祉費21億7,338万5,430円のうち、健康福祉部所管は10億9,777万6,372円、約1,453万円増となっております。主なものは138ページ、目3介護保険費、節19負担金補助及び交付金、各事業分約970万円の減と、節28繰出金約2,940万円の増などがございます。

140ページ、項4児童福祉費37億2,851万8,945円、1億1,100万円3.1%の増となっております。主なものは142ページ、目2児童手当費、節20扶助費、児童手当9億4,982万円でございます。

144ページ、目3子ども・子育て支援費、節19負担金補助及び交付金21億1,941万8,522円、約2億5,400万円増となっております。市立保育園運営負担金と認定こども園施設型給付費負担金2億7,600万円増などが主なものでございます。

146ページ、目4保育園運営費3億9,468万6,232円、7,870万円の減は、節1報酬、非常勤職員報酬、それと11の需用費1,570万円の減などでございます。

154ページ、項5母子福祉費3億1,037万8,570円、約970万円3.2%増となっております。主なものは157ページ、節20扶助費、児童扶養手当2億8,118万640円などでございます。項6生活保護費8億671万4,622円、11.1%の減となっております。主なものは159ページ、節20扶助費6億8,113万6,696円、約1億1,600万円の減となっております。

続いて160ページ、項8災害救助費3億2,544万6,580円のうち、健康福祉部分については、9,067万2,313円で繰越はありません。主なものは163ページ、節13委託料、地域支え合い事業委託料3,779万7,360円、節20扶助費、災害弔慰金1,000万円、節23償還金利子及び割引料、県支出金精算返還金3,826万1,244円でございます。

続いて、款4衛生費、項1保健衛生費11億7,574万7,308円のうち、健康福祉部分については、5億9,429万986円、約2千万円の増となっております。主なものは167ページ、目2予防費、節13委託料、予防接種業務委託料1億5,411万4,100円、目3母子衛生費、節13委託料、妊婦乳幼児健診業務委託料4,482万9,920円、節20扶助費、こども医療補助1億4,705万1,113円。

169ページ、目4健康増進事業費、節13委託料、各種健診業務委託料7,460万4,860円などでございます。

飛びまして316ページ、款10災害復旧費、項5厚生施設災害復旧費、節15工事請負費、繰越明許分でございます。537万8,252円は松橋保育園駐車場擁壁及び豊野学童保育所の災害復旧工事でございます。

以上で、詳細説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（長谷誠一君） 健康福祉部長の詳細説明が終わりました。次に、経済部長に詳細説明を求めます。

○経済部長（吉田裕次君） 経済部所管の平成29年度決算の詳細を御説明いたします。

決算書8ページをお開きください。平成29年度経済部所管の支出済額は、款5農林水産業費25億9,305万6,213円。10ページ、款6商工費2億1,369万2,224円。12ページをお願いします。項1農林水産施設災害復旧費4億45万9,216円、項6商工観光施設災害復旧費551万741円、合計32億1,271万8,394円であります。この金額は、予算編成上でまちづくり観光課と農業委員会所管分を含めた金額となります。

それでは、歳出から説明させていただきます。歳出の中で主なものを説明いたします。

まず、182ページから185ページをお開きください。款5農林水産業費、項1農業費、目5農業振興費、節19負担金補助及び交付金4億8,133万7,728円のうち負担金として県及び宇城地域の協議会等7団体へ94万5千円、補助金では、震災分で被災農業者向け経営体育成支援事業など国及び県事業への取組や、市内生産部会等へ4億8,039万2,728円を支出しております。目5農業振興費、繰越明許、節19負担金補助及び交付金、補助金10億5,909万円は被災農業者向け経営体育成支援事業補助金震災分でございます。

186、187ページをお開きください。目8中山間地域等直接払制度事業費、節19負担金補助及び交付金6,078万8,232円は、36集落への活動補助金です。

188、189ページをお開きください。節19負担金補助及び交付金、1億9,600万1,216円のうち補助金の1億8,585万3,716円は、多面的機能支払事業補助金でございます。目11農業施設維持管理費、節13委託料2,602万944円のうち施設管理業務委託料1,483万64円は、排水機場の管理委託料です。

192、193ページをお開きください。目14農地用排水整備事業費、節15工事請負費2,540万3,140円は、補助要件に係らない単独工事費5件を実施しております。目15ほ場整備事業費、節19負担金補助及び交付金1億2,117万8,666円のうち負担金1,140万円は、大口西部地区県営畑地帯総合整備事業の負担金です。補助金の1億968万4,666円は、県営豊川南部地区土地改良事業に係る農地集積補助金です。目16湛水防除事業費、節19負担金補助及び交付金、県営湛水防除事業負担金1億5,521万7,920円は、豊川北部、豊川中央、豊川南部、亀松地区4地区の工事負担金です。

194、195ページをお開きください。項2林業費、目1林業総務費、節13委託料1,935万8,200円は、有害鳥獣駆除業務委託料として駆除従事者の経費等として猟友会に1,888万3千円と橋りょう点検調査業務委託料の47万5,200円です。

196から199ページをお開きください。項3水産業費、目2水産業振興費、節19負担金補助及び交付金。まず196、197ページの883万9,420円のうち補助金760万円は、漁港漁場の整備に単県事業として実施された事業補助金280万円、市単独事業として稚魚稚貝等放流事業、シカメガキ養殖補助として合わせて480万円を支出しております。

次に、商工費に移ります。目3商工振興費、節19負担金補助及び交付金2,589万9,842円のうち、補助金で平成26年度から実施しました住宅リフォーム助成事業に387万2千円を支出しております。そのうち31件総工事費は約3,405万円で、15万円以上の工事で2割補助、上限が15万円です。商工会補助金1,907万6千円、ほか各地区の初市商店街活性化事業補助金です。

204、205ページをお開きください。目4観光費、節13委託料4,907万9,831円のうち経済部所管は207ページになります。宇城彩館裏に増築しました宇城市農林水産物直売交流施設多目的棟増築設計業務委託料の189万8,460円です。節15工事請負費660万円につきましても、委託料と同じ物件で繰越明許を設定しております。

207、209ページをお開きください。節19負担金補助及び交付金2,623万8,373円のうち、経済部所管の補助金は、ふるさと祭り実行委員会補助金676万9,421円、不知火・海の火祭り実行委員会補助金337万円、みすみ港祭り実行委員会補助金385万円、物産展実行委員会補助金249万7,539円、東京宇城市会補助金60万円でございます。

308ページからになります。311ページをお開きください。款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農業用施設災害復旧費繰越明許2億2,326万7,340円は、主に熊本地震災害と平成28年発生 of 梅雨時期の豪雨災害復旧事業費でございます。以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入を説明いたします。前に戻っていただきまして、22から23ページをお開きください。款12分担金及び負担金、項1分担金、目1農林水産業費分担金627万8,590円は、用排水施設整備、農道整備の地元分担金です。

24、25ページをお開きください。目3災害復旧費分担金繰越明許690万9,267円は、農業用施設災害復旧費分担金と治山施設災害復旧費分担金です。

38ページからになります。款15県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節1農業費補助金。42、43ページをお開きください。7億1,452万4,070円のうち経済部所管は備考欄の3番目、中山間地域等直接払制度交付金4,392万2,189円から、45ページ備考欄の農地利用最適化交付金86万7千円までの7億945万3,070円になります。目4農林水産業費県補助金繰越明許8億2,159万1,424円は、主に、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金8億1,668万3千円になります。

46、47ページをお開きください。目9災害復旧費県補助金繰越明許1億8,595万8,746円は、28年災の農業用施設、林業施設、治山施設補助金です。

以上で、経済部所管の平成29年度決算の詳細説明を終わります。御審議のほど

よろしく願いいたします。

○議長（長谷誠一君） 経済部長の詳細説明が終わりました。

次に、土木部長に詳細説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 土木部所管の説明を申し上げます。

歳出でございます。決算書の208ページ、209ページをお願いします。款7土木費です。支出済額32億4,763万8,925円で、前年度に比べまして1億9,145万5,709円の増で、対前年度比プラス6.3%となっております。

主なものでございますが、少し飛びまして216、217ページをお願いいたします。目3道路新設改良費で支出済額5億2,074万7,854円と次のページになります。目3道路新設改良費繰越明許支出済額6億9,923万281円で、合計の12億1,997万8,135円で、前年度に比べまして3億5,315万5,759円の増となっております。主なものは、上段の節15工事請負費4億3,111万6,450円と、下段の節15工事請負費繰越明許の6億1,473万1,248円になります。

少し飛びますが、310ページ、311ページをお願いいたします。款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費は、支出済額7億110万9,796円で、前年度に比べ5億5,466万7,204円の減で、前年度対比マイナス44.2%となっております。主なものとしまして、次のページの313ページになります。上段の節15工事請負費で7,159万9,039円と、下段の災害復旧費繰越明許、節15工事請負費4億8,938万5,907円でございます。

以上で、土木部所管の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（長谷誠一君） 土木部長の詳細説明が終わりました。

次に、教育部長に詳細説明を求めます。

○教育部長（蛇島浩治君） 教育部所管の一般会計歳入歳出決算の詳細説明を申し上げます。

106、107ページをお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費、目19熊本地震復興基金事業費、節19負担金補助及び交付金の欄でございます。次のページになりますが、109ページでございます。備考欄一番下にあります自治公民館等整備費補助金3,597万1千円は、熊本地震で被災しました10の自治公民館に対する補助金となっております。

少し飛びます。240ページ、241ページをお願いいたします。款9教育費、支出済額は総額26億278万8,960円で、前年度より5億6,483万5,003円の増額です。プラス27.7%の増で、執行率は45.3%になります。小学校校舎、中学校体育館建設事業費、小学校プール改築事業等4億6,535万円を

翌年度に繰り越しておりますので、執行率が低くなっております。不用額につきましては、給食センター建設費において国の事業を見込んで補正予算を計上いたしましたが、採択がありませんでしたので執行を行わなかったことによる理由で26億7,741万1,600円となります。

歳出の主なものを申し上げます。

246ページ、247ページをお願いいたします。項2小学校費で8億883万8,750円で、昨年度より4億8,935万1,381円の増加で153%の増加となっております。

251ページの目1学校管理費繰越明許分でございます。節15工事請負費の支出済額3億5,724万7,825円で、不知火小学校、豊福小学校を除く11の小学校の空調設備設置工事及び小野部田小学校と豊川小学校の水泳プール改築工事でございます。

252、253ページをお願いいたします。項3中学校費では3億9,634万5,551円で、昨年度より8,631万9,277円、27.8%の増加となっており、257ページの目1学校管理費で、松橋中学校、小川中学校の空調設備設置工事及び松橋中学校の水泳プールの改修工事などをしております。

258ページ、259ページをお願いいたします。項5社会教育費では3億3,408万17円で、昨年度より2,047万1,534円、5.8%減少しています。昨年度は、旧働く女性の家の改修及び旧松橋公民館解体工事等があったためでございます。

276ページ、277ページをお願いいたします。項6文化費では2億82万4,361円で、昨年度より3,470万8,214円の増加で20.9%となります。

279ページの目2文化財保護費の鴨籠橋修復の設計業務委託及び281ページの旧宇土郡役所耐震改修工事、目3郷土資料館費の小川郷土資料館解体工事が主なものでございます。

288、289ページをお願いいたします。項7保健体育費では2億1,651万3,817円で、昨年度より1億3,132万9,008円、37.8%減少しています。目4体育館費で、昨年度は不知火体育館非構造部材改修工事及び松橋体育館解体工事さらに目5プール施設費では不知火温水プール非構造部材改修工事等がありました。今年度はなかったためでございます。

300、301ページをお願いいたします。項8学校給食費では4億1,834万4,692円で、昨年度より1億51万6,203円の増加となっており31.6%の増加です。

309ページの目5給食センター建設費において、新給食センター建設に係る測

量設計及び地質調査業務委託料及び給食センター用地造成工事、それに上下水道整備工事などを行ったためでございます。

以上で、教育部所管の詳細説明、並びに一般会計決算の詳細説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（長谷誠一君） 認定第1号の詳細説明が終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

経済部長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。

○経済部長（吉田裕次君） 大変申し訳ございませんが、先ほど有限会社アグリパーク豊野の経営状況の報告ということで御説明しましたが、添付資料の差し替えになります。

10ページと12ページになります。10ページが転記ミスになるんですが、営業外収益、当初説明しましたのが40万812円、これが40万821円。それと受取利息が、812円が821円。それと経常利益が、594万7,175円が597万4,175円。同じく下の税引前当期純利益、これが594万7,175円がマイナスの102万8,177円。当期純利益471万7,175円が、マイナスの225万8,177円となります。

それと12ページです。12ページも同様です。営業外収益が40万812円が40万821円です。同じく受取利息が812円が821円。経常利益が594万7,175円が597万4,175円。税引前当期純利益が594万7,175円がマイナスの102万8,177円。当期純利益471万7,175円がマイナスの225万8,177円となります。

申し訳ございませんでした。

○議長（長谷誠一君） 次に、認定第2号平成29年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第3号平成29年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての詳細説明を求めます。

○市民環境部長（園田敏行君） それでは、認定第2号平成29年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして詳細説明を申し上げます。

まず、特別会計の実質収支について説明します。決算書の512ページをお願いいたします。歳入総額100億7,598万5千円に対し歳出総額95億2,787

万5千円となり、差引き5億4,811万円の実質収支になりました。

それでは、歳入から説明します。戻っていただいて502ページから503ページをお願いいたします。款1国民健康保険税は、熊本地震に伴う減免額が平成29年度も6,014万2,768円に上がりましたために、収入済額は前年度から4,069万641円減の16億5,440万5,951円で、不納欠損額は1,725万7,026円、収入未済額が3億6,051万4,166円となりました。収納に関しましては、滞納者に対し家宅捜索による財産調査、差し押さえなどの滞納整理に取り組みました結果、現年度分が96.56%、また滞納繰越分が21.63%、合計で81.50%と過去最高の収納率を上げることができました。

次に、款3国庫支出金23億7,753万1,372円の内訳は、療養給付費等負担金などの国庫負担金が15億1,730万3,372円、財政調整交付金として交付されます項2国庫補助金が8億6,022万8千円でございます。財政調整交付金のうち平成29年度においても、熊本地震によります半壊以上の被災者に係る保険税の減免額、一部負担金の免除額、還付額に対します財政支援が行われております。

款5前期高齢者交付金は、65歳以上75歳未満の前期高齢者が国民健康保険に偏在しているため、保険者間の医療費の不均衡を調整するために交付されるもので、21億4,386万8,701円が社会保険診療報酬支払基金から交付されました。

款6県支出金5億1,692万5,373円の内訳は、項1県負担金が高額医療費共同事業費負担金及び特定健康診査等の負担金6,590万6,373円、項2県補助金が財政調整交付金4億5,101万9千円です。

款7共同事業交付金22億3,464万1,300円は、高額医療費共同事業交付金が1億9,662万8,424円、保険財政共同安定化事業交付金が20億3,801万2,876円です。

款9繰入金6億1,613万4,996円は、前年度に比べ1,878万1,004円、3%の減となり、全て一般会計から基準内繰入金で赤字補填としての基準外繰入金はありませんでした。

504ページから505ページをお願いいたします。歳入合計は末尾の欄になります。収入済額が100億7,598万5,109円となりました。

次に、歳出を説明します。506ページから507ページをお願いいたします。款2保険給付費は56億9,498万5,723円となり、総支出の59.8%を占めています。内訳は、項1療養諸費50億2,997万9,023円は、一般被保険者退職被保険者等の療養給付費及び療養費が主なもので、前年度に比べ1,832万4,367円、0.4%の減。項2高額療養費6億3,295万5,151円は、一

般被保険者退職被保険者等の高額療養費及び高額介護合算療養費などで、前年度に比べ3,851万7,086円、5.7%の減に抑えられたところです。次に、項4の出産育児諸費では、出産育児一時金としまして3,027万8,759円、項5の葬祭諸費では、葬祭費として170万円補助金として交付いたしました。

款3後期高齢者支援金等9億329万149円は、社会保険診療報酬支払基金への負担金です。

次に、款7共同事業拠出金22億6,848万3,403円は、高額医療費共同事業拠出金が2億2,261万9,814円、保険財政安定化事業拠出金、これが20億4,586万2,637円で、いずれも熊本県国民健康保険団体連合会へ拠出金及び負担金でございます。

款8の保健事業費4,849万3,307円は、特定健康診査及び人間ドック業務委託料です。

続いて、款9基金積立金1億3,809万9,017円は、国民健康保険財政調整基金への積立金です。

続いて、508ページから509ページをお願いいたします。最後に末尾の欄ですが、歳出合計の支出済額は95億2,787万5,089円になりました。

510ページをお願いいたします。したがって歳入から歳出を差し引いた額5億4,811万20円が次年度繰越金となります。

以上で、認定第2号の説明を終わります。

続きまして、認定第3号平成29年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を申し上げます。

まず、特別会計の実質収支について説明します。決算書の608ページをお願いいたします。歳入総額6億9,281万2千円に対し、歳出総額6億8,906万5千円となり、差引き374万7千円の実質収支になりました。

それでは、歳入から説明します。602ページから603ページをお願いします。款1後期高齢者医療保険料は、収入済額が4億3,549万2,100円で、収入未済額が344万400円となりました。収入未済額につきましては、ほとんどが普通徴収保険料であることから、収納率向上のため臨戸訪問に取り組んでいます。

款4繰入金2億3,516万5,630円は、一般会計から保険基盤安定事業繰入金及び事務繰入金です。

次に、款6諸収入2,021万1,970円の主なものは、項3受託事業収入で、後期高齢者医療広域連合からの健診事業収入1,372万2,970円などです。収入合計は末尾の欄になりますが、収入済額6億9,281万1,668円となりました。

次に、歳出を説明します。604ページから605ページをお願いします。款2後期高齢者医療広域連合納付金6億6,533万5,407円は、熊本県後期高齢者医療広域連合への保険料及び保険基盤安定負担金で総支出額の96.6%を占めています。

続いて、款3保健事業費1,354万3,517円は、特定健康診査委託料で委託先の医療機関に支払うものです。

最後に、歳出合計は末尾の欄になりますが、支出済額6億8,906万5,141円となりました。

続いて、606ページをお願いいたします。したがって歳入から歳出を差し引いた額374万6,527円が次年度繰越金となります。

以上で、認定第3号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（長谷誠一君） 認定第2号及び認定第3号の詳細説明が終わりました。

次に、認定第4号平成29年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての詳細説明を求めます。

○健康福祉部長（那須聡英君） 認定第4号平成29年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を申し上げます。

まず説明の前に、介護保険に関する資料となりますデータの平成30年3月末現在現状について報告をいたします。まず65歳以上の人口は1万9,138人、高齢化率は32.2%でございます。次に介護保険の認定者数が3,277人、認定率は17.1%でございます。次に介護保険料の月額基準額は6,300円でございます。この数値は、平成30年度から平成32年度までの月額基準となります。以上の状況でございます。

それでは、平成29年度宇城市歳入歳出決算書の710ページをお開き願います。初めに、実質収支に関する調書について説明いたします。歳入総額が68億6,665万9千円、歳出総額が65億9,280万2千円、歳入歳出差引額が2億7,385万7千円です。実質収支額も同額となっております。

まず、歳出の主なものについて説明いたしますので、720ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費の支出総額は341万7,460円です。そのうち節13の介護保険システム改修業務委託料244万800円が主なものでございます。

次に、項3介護認定審査会費の支出済額は5,283万4,703円でございます。そのうち目1認定調査費、次の722、723ページ節1報酬で、非常勤の認定調査員11人分が1,716万7,017円、節12役務費、認定調査の医師所見手数料1,640万34円、目2認定審査会共同設置負担金の宇城広域連合負担金1,8

05万6千円が主なものでございます。

同じページの款2保険給付費、項1保険給付費の支出済額は、前年比約3億2千万円増の59億3,127万7,583円です。受給者の状況は、平成30年3月末現在で居宅サービス利用者が1,975人、次に地域密着サービス利用者が679人、次に施設サービス利用者550人となっております。

724ページ、725ページをお願いします。項2地域支援事業費の支出額は、前年比約86万円増の1億8,931万1,643円です。地域支援事業は要介護状態や要支援状態になるおそれのある高齢者や全ての高齢者を対象に、介護状態や要支援状態にならないために介護予防対策を図ること等を目的として行う事業で、目1介護予防・生活支援サービス事業費の節13委託料の一次予防事業対策者向け事業委託料2,584万4,406円と、目2一般介護予防事業費、節13委託料の5,681万307円、目3包括的支援事業・任意事業費の726ページ、727ページの節13委託料の6,659万939円が主なものでございます。

次に、款6諸支出金の支出済額は2億9,294万2,342円です。

728ページ、729ページ、項1償還金及び還付加算金、目2償還金の平成28年度決算による過年度国庫支出金等返還金2億4,212万7,007円と、項3繰出金、目1一般会計繰出金の前年度決算による一般会計への繰出金4,637万35円が主なものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。ページの方は戻っていただいて712ページ、713ページをお願いいたします。歳入の全般的なことですが、介護保険事業の財源は法によって負担率が定められておりまして、全体の50%が保険料、残りの50%のうち国が25%、県と市町村が12.5%となっております。それによって予算化され、事業運営をするものとなっております。

それでは主な項目ごとに説明をいたします。款1保険料は65歳以上の第1号保険者の保険料で、収入済額12億4,831万3,382円、不納欠損額874万1,713円、収入未済額2,315万9,376円です。

同じページの款3国庫支出金の収入済額では、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金、負担率25%で11億5,092万2,916円。項2国庫補助金、目1調整交付金で4億9,667万1千円、目2地域支援事業交付金で3,612万3,479円、目3地域支援事業交付金3,660万7,467円でございます。

714ページ、715ページをお願いします。款4支払基金交付金は、目1介護給付費交付金と目2地域支援事業交付金の収入済額で17億2,755万5,440円です。

同じページの款5県支出金の収入済額は、項1県負担金、目1介護給付費負担金

8億5,736万8,436円、項3県補助金、目1地域支援事業交付金1,720万1,549円、目2地域支援事業交付金1,830万3,733円でございます。

716ページ、717ページをお願いします。款8繰入金、項1一般会計繰入金は、法定の負担率による本市の一般会計からの繰入金で、収入済額は8億6,544万9,800円です。

同じページ款9繰越金は、平成28年度決算による繰越金で4億824万1,549円となっております。

以上で、認定第4号の詳細説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（長谷誠一君） 認定第4号の詳細説明が終わりました。

次に、認定第5号平成29年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定についての詳細説明を求めます。

○教育部長（蛇島浩治君） 認定第5号平成29年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を申し上げます。

まず、奨学金特別会計決算の実質収支に関しまして御説明を申し上げます。決算書の808ページの実質収支に関する調書をお開き願います。歳入総額3,388万3千円、歳出総額2,230万5千円、歳入歳出差引額は1,157万8千円、実質収支額も同じでございます。

事項別明細で歳入から御説明申し上げます。810、811ページをお願いいたします。款1財産収入、節1利子の収入済額3,703円は、奨学基金の利子でございます。款3繰越金、節1前年度繰越金の収入済額1,051万9,691円は、前年度からの繰越金でございます。款4諸収入、節1奨学資金貸付収入の収入済額2,035万4,300円につきましては、貸付者からの貸付金返済金でございまして、節2奨学資金貸付収入滞納繰越分の収入済額300万5,300円は、奨学金滞納分の返済金でございます。

次に、歳出を御説明いたします。812、813ページをお願いいたします。款1育英事業費、節21貸付金の支出済額792万円につきましては、平成29年度貸付者17人に対する貸付金でございます。同じく節25積立金の支出済額1,438万4,703円につきましては、奨学基金に積み立てるものでございます。

以上で、平成29年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の詳細説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（長谷誠一君） 認定第5号の詳細説明が終わりました。

次に、認定第6号平成29年度宇城市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから認定第8号平成29年度宇城市下水道事業会計決算の認定についてま

での詳細説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 認定第6号平成29年度宇城市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして詳細説明を申し上げます。

議案書の22ページと決算書の908ページをお願いします。まず、実質収支に関する調書の説明から申し上げます。1歳入総額2億912万8千円、2歳出総額2億94万3千円、3歳入歳出差引額818万5千円、4翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ、5実質収支額818万5千円となっております。

次のページの910ページ、911ページをお願いします。歳入歳出決算事項別明細について説明をいたします。

まず、歳入について説明申し上げます。款2使用料及び手数料、収入済額1億2,462万7,460円、収入未済額980万8,100円となっております。収入の主なものは水道使用料です。次に、款5繰入金、収入済額の5,161万7千円は、一般会計から繰入金になります。次に、款6繰越金、収入済額2,463万8,858円で、前年度からの繰越金でございます。

914、915ページをお願いします。歳出について主なものを説明いたします。款1総務費、支出済額は9,643万4,816円で、主なものは一般管理費となっております。

次のページ916、917ページをお願いいたします。款2建設改良費、支出済額1,540万748円となっております。主なものとしまして、節13の委託料測量設計業務委託料で923万4千円、節15工事請負費繰越明許費531万8,948円でございます。

次のページ918、919ページをお願いします。款4公債費、支出済額8,910万7,033円となっております。主なものは企業債に対して平成29年度に支払った市債元利償還金7,324万67円、市債利子1,586万6,966円でございます。

以上で、平成29年度宇城市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の詳細説明を終わります。

続きまして、認定第7号平成29年度宇城市水道事業会計決算の認定について説明を申し上げます。議案集は23ページ、説明は別冊のこの薄い決算書になります。認定第7号と書いてあります。

決算書の2ページと3ページをお願いします。まず、収益的収入及び支出の収入を説明いたします。第1款水道事業収益、決算額は11億929万1,062円です。内訳としまして、第1項営業収益9億490万4,435円、第2項営業外収益2億438万6,627円でございます。

次に、支出です。第1款水道事業費用、決算額は10億2,426万2,587円でございます。内訳としまして、第1項営業費用9億1,202万6,092円、第2項営業外費用1億1,223万6,495円となっております。

4ページ、5ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入でございます。第1款資本的収入、決算額は1億9,587万円です。内訳としまして第1項企業債5,340万円、第3項出資金1億4,247万円となっております。

次に、支出を説明いたします。第1款資本的支出、決算額は5億7,835万6,427円です。内訳といたしまして、第1項建設改良費1億1,273万4,275円、第2項企業債償還金4億6,562万2,152円でございます。なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額3億8,248万6,427円は、当年度分消費税等資本的収支調整額835万685円と過年度分損益勘定留保資金3億1,378万9,153円、現年度分損益勘定留保資金6,034万6,589円で補填をしております。

次のページ6ページをお願いいたします。水道事業会計の損益計算書になります。表下段に記載しておりますとおり、当年度純利益、下から4行目になりますけれども7,669万6,052円で、この金額に前年度繰越利益剰余金5,008万1,510円を加えました1億2,677万7,562円が、当年度未処分利益の剰余金となります。

このほか、次のページからは財務諸表としまして剰余金計算書、それと剰余金処分計算書及び資産及び負債の状況、資本金の状況を示しました5の貸借対照表、注記、附属書類等を記載しておりますが、説明については省略させていただきます。

以上で、平成29年度宇城市水道事業会計決算の詳細説明を終わります。

続きまして、認定第8号平成29年度宇城市下水道事業会計決算の認定について詳細説明を申し上げます。議案集は24ページ、説明は別冊の認定第8号と薄い決算書があります。そちらで説明いたします。

決算書の2ページと3ページをお願いします。まず、収益的収入及び支出の収入を説明いたします。第1款下水道事業収益、決算額は14億1,939万6,602円で、内訳としまして、第1項営業収益5億3,572万5,436円、第2項営業外収益8億8,367万1,166円となっております。

次に、支出でございます。第1款下水道事業費用、決算額が14億3,501万3,856円で、内訳としましては、第1項営業費用12億5,571万7,560円、第2項営業外費用1億7,929万6,296円となっております。

4ページ、5ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入を説明いたします。第1款資本的収入、決算額は3億7,965万750円です。内訳としま

して第1項企業債1億4,650万円、第2項補助金8,666万1千円、第3項分担金及び負担金1,681万6,750円、第5項出資金1億2,967万3千円となっております。

次に、支出でございます。第1款資本的支出、決算額は8億5,097万9,715円で、内訳といたしまして、第1項建設改良費2億9,559万2,298円、第2項企業債償還金5億5,538万7,417円でございます。なお、資本的収入から翌年度へ繰り越される支出の財源に充当します660万円を除いた額が、資本的支出に対して不足する額4億7,792万8,965円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,408万4,612円と繰越工事資金3,460万円、過年度分損益勘定留保資金5,507万8,941円、現年度分損益勘定留保資金3億7,416万5,412円で補填をしております。

次に、6ページをお願いいたします。平成29年度宇城市下水道事業会計損益計算書でございます。表の下段に記載しておりますとおり、当年度純損失額が2,970万1,866円ございました。前年度繰越利益剰余金1億8,340万543円から差し引きました金額が当年度未処分利益剰余金1億5,369万8,677円となっております。

このほか、次のページからは、財務諸表としまして3の剰余金の計算書、4の剰余金の処分計算書及び資産、負債の状況、資本金の状況を示しました貸借対照表注記や附属書類を記載しておりますが、説明については省略させていただきます。

以上で、平成29年度宇城市下水道事業会計決算の詳細説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（長谷誠一君） 認定第6号から認定第8号までの詳細説明が終わりました。

次に、認定第9号平成29年度宇城市民病院事業会計決算の認定についての詳細説明を求めます。

○市民病院事務長（伊藤博文君） 認定第9号平成29年度宇城市民病院事業会計決算の認定について詳細説明を申し上げます。議案集は25ページになります。説明は、別冊となっておりますこちらの左上認定第9号と書いてあります薄い決算書です。宇城市民病院事業会計決算書で行いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは決算書の2ページと3ページをお開きください。決算報告書になります。なお、決算報告書の金額は税込みとなっております。まず、収益的収入及び支出になります。上段の収入です。第1款病院事業収益の決算額は5億1,488万2,194円です。その内訳といたしましては、第1項医業収益が4億1,632万1,271円、第2項医業外収益4,856万923円、第3項特別利益5,000万円となっております。下段の表の支出になります。第1款病院事業費用の決算額は4億9,

032万1,790円です。その内訳といたしましては、第1項医業費用が4億8,260万5,266円、第2項医業外費用567万9,244円、第3項特別損失203万7,280円となっています。なお、上段の収入の第3項特別利益は、平成26年度に新公営企業会計制度適用のため特別損失として計上しました退職給付引当金2億3,349万4千円に対し、平成26年度から毎年5,000万円ずつ一般会計から繰り入れているものであります。この繰入れは平成30年度まで予定しております。

次に、4ページと5ページをお開きください。投資的収入及び支出になります。上段の表の収入です。第1款資本的収入の決算額は3,981万7千円です。その内訳といたしましては、第1項企業債が3,280万円、第2項出資金140万1千円となっています。この第2項出資金は、企業債元金償還に対する一般会計からの繰入収入になります。下段の表の支出です。第1款資本的支出の決算額は4,455万244円です。その内訳といたしましては、第1項建設改良費が4,174万6,559円、第2項企業債償還金280万3,685円となっています。なお、第1項建設改良費は、旧伝染病棟の解体整備工事として平成28年度より繰越しした事業も含まれています。また、資本的収入が資本的支出に対して不足する額473万3,244円につきましては、当年度分消費税等の資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填しています。

次に、6ページをお開き願います。平成29年度分の損益計算書になります。なお、損益計算書の金額は税抜きとなっています。まず、1医業収益の合計額4億1,447万7,412円から、2医業費用の合計額4億7,426万2,145円を差し引きました5,978万4,733円が医業損失となります。次に、3医業外収益の合計額4,848万2,057円から、4医業外費用の合計額1,240万2,836円を差し引きました3,607万9,221円が医業外利益となり、医業損失の5,978万4,733円を差し引きました額がマイナスになりますので、その額2,370万5,512円が経常損失となります。さらに5特別利益の5,000万円から、6特別損失の203万6,747円を差し引きました4,796万3,253円が特別な利益となり、先ほどの経常損失2,370万5,512円を引いた合計2,425万7,741円が当年度の純利益ということになります。この結果前年度繰越欠損金6,935万8,469円から、当年度純利益2,425万7,741円を差し引いた額4,510万728円が当年度末における未処理欠損金になります。当年度純利益2,425万7,741円は、前年度より約1,361万円の減少となっています。要因として診療費等の収入になります1医業収益が前年度に比べ約1,500万円減少したためでございます。

次のページからは、欠損金計算書、欠損金処理計算書、貸借対照表、注記及び附属資料を記載しておりますが、説明につきましては省略させていただきます。

以上で、平成29年度宇城市民病院事業会計決算の詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（長谷誠一君） 認定第9号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第54号宇城市長等の給与及び旅費に関する条例及び宇城市教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） それでは、議案第54号宇城市長等の給与及び旅費に関する条例及び宇城市教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案集が26から27ページでございます。それともう1つ説明資料というのがございます。こちらが2ページから3ページとなっておりますので、よろしくお願いたします。

先ほど、市長の行政報告にもありましたとおり、本年7月に、教育部職員によります体育施設の使用金の着服に関わる不祥事が発生いたしました。今回、公金の横領を防げなかったことを重く受け止め、今後二度とこのような不祥事が発生しないための戒めとして、また市の代表者としての責任を明らかにするため、本条例を提案するものでございます。

内容としましては、市長、副市長及び教育長の給料につきまして、平成30年10月1日から同月31日までの1か月間におきまして100分の10を減額するものでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（長谷誠一君） 議案第54号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第55号宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○企画部長（岩清水伸二君） それでは、議案第55号宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。議案集の28ページそれから説明資料の4ページを参照してください。

三角西港観光施設の中の1つでございます宇城市物産館、通称ムルドルハウスと呼んでおりますが、この物産館はお土産等を販売する施設でございます。この宇城市物産館につきましては、現在、市の第三セクターでございます三角町振興株式会社が三角西港観光施設全体の指定管理者として管理運営を行っておりますが、赤字経営が続いているため、今後は民間事業者等による経営転換も模索していきたい

というふうに考えております。このため宇城市物産館の使用料及び休館日を変更して、弾力的な取扱いを可能とするなど、民間活力の導入をスムーズに行うため、宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により条例改正を行うものです。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（長谷誠一君） 議案第55号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第56号宇城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第57号宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○健康福祉部長（那須聡英君） 議案第56号宇城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。議案集は29ページから31ページ、説明資料では5ページから9ページです。

今回の改正は、厚生労働省令である家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、条例を改正する必要が生じたものでございます。改正内容は、まず1点目に家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保義務の緩和、2点目に居宅で保育を提供している家庭的保育事業者に対する自園調理に関する規定の適用猶予期間の延長、3点目に居宅で保育を提供している家庭的保育事業所に対する食事の提供の特例に係る外部搬入事業者の拡大要件でございます。以上の3点が主な改善点となっております。

次に、議案第57号宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。議案集は32ページ、説明資料では10ページでございます。今回の改正は、厚生労働省令である放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴う条例改正でございます。改正内容は、1点目に学校教育法の規定により学校の教諭となる資格を有する者を放課後児童支援員の基礎資格として規定しているところ、教員免許の更新を受けていない場合の取扱いを明確化するものです。2点目に放課後児童支援員の資格要件の追加、この2点が主な改正点でございます。

以上で、詳細説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（長谷誠一君） 議案第56号及び議案第57号の詳細説明が終わりました。

ここでしばらく休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午後1時58分

再開 午後2時10分

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、議案第58号宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 議案第58号宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。議案集の33ページ、それと説明資料の11ページ、12ページをお願いいたします。

平成28年熊本地震によります被災者向け災害公営住宅として、御領第1復興住宅、両仲間復興住宅、南豊崎復興住宅、川尻復興住宅、響原復興住宅の管理を平成30年11月から順次開始することとなります。それと市単住宅蓮仏団地、これが昭和35年度に建設されまして、老朽化に伴い、用途廃止及び解体が完了しましたことから、宇城市営住宅管理条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（長谷誠一君） 議案第58号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第59号宇城市豊野町上巢林教育集会場及び教育公園条例の制定についての詳細説明を求めます。

○教育部長（蛇島浩治君） 議案第59号宇城市豊野町上巢林教育集会場及び教育公園条例の制定について詳細説明を申し上げます。議案集の37ページから38ページをお願いいたします。

宇城市豊野町上巢林教育集会場及び教育公園は、人権・同和問題の解決を図る教育を行い、併せて市民生活の改善及び向上を図るために設置され、地域住民の集会所及び公園として利用されてきました。この施設及び公園を管理保全するとともに、人権・同和教育施設としてさらなる活用を図るため、今後は施設に適切な改修を講じていく必要があります。

条例の内容を若干説明させていただきます。第1条では設置の目的、第2条では名称及び位置を掲げております。第5条では事前の許可を記載し、所期の目的に沿った利用となるよう規定しております。第7条、第8条、第9条では設備の制限、許可の取消し、入館の制限を規定し、不適切な使用や危害の防止を規定しております。第10条、第11条では使用料及び使用料の減免を規定し、一定の施設利用料を徴収いたします。そして別表ではその使用料を規定しております。

上巢林教育集会場及び教育公園の適切な維持管理を行う必要があることから、新たに地方自治法第96条第1項第1号の規定により条例を制定するものでございます。

以上で、詳細説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（長谷誠一君） 議案第59号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第60号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についての詳細説明を求めます。

○市民環境部長（園田敏行君） それでは、議案第60号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更につきまして詳細説明を申し上げます。議案集は39ページから40ページ、説明資料は13ページから15ページまでとなっております。

本案は、熊本県後期高齢者医療広域連合議員の定数及び選出方法の変更につきまして、議会の議決を求めるものです。広域連合議員の定数につきましては、市長区分、町村長区分、市議会議員区分、町村議会議員区分から各8人の選出とし、合計32人となっておりますが、広域連合を構成しているのは45市町村であり、全ての構成市町村の住民の意見が制度に反映できるよう、各市町村から1人の選出とし、今回45人に変更するものです。併せまして、議員の選出方法につきまして、現行の4団体による団体推薦または個人推選から各市町村議会で選挙により選出する方法と変更し、任期につきましても現行の2年の固定任期から、市町村長または市町村議員の任期とするものです。議会運営に与える影響等を考慮し、規約の一部変更を行うものです。熊本県後期高齢者医療広域連合の規約を変更しようとするときには、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を得る必要があるため、提出するものです。

以上で、詳細説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（長谷誠一君） 議案第60号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第61号平成30年度宇城市一般会計補正予算（第2号）について詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） それでは、配布しております平成30年度宇城市各会計補正予算書の1ページをお願いします。一般会計補正予算の第2号になります。

まず最初に、予算の総額について説明いたします。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,373万7千円を追加しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ364億1,634万3千円としています。内容につきましては、平成29年度決算繰越金の確定に伴う増が約5億5,700万円、宇城広域連合負担金の精算返納金の増が約1億3,500万円、社会資本整備交付金の内示減に伴う収入の減が約3億5千万円など、歳入額の確定に伴うもの並びに7月豪雨災害復旧等早急な対応の必要性が生じたもの等について予算対応を行うものでございます。

2ページをお願いいたします。主な歳入費目では、県補助金を8,478万7千円、繰越金を5億5,672万3千円追加しております。

続いて3ページをお願いいたします。上段から2つ目です、雑入でございます。

1億4,815万9千円、市債で9,350万円を追加しております。

4ページをお願いします。歳出の主な費目では、下から3番目の農業費で7,594万3千円追加しております。

続いて5ページをお願いいたします。小学校費でございます。1,838万6千円、中学校費4,599万7千円、また農林水産施設災害復旧費2,700万円、公共土木施設災害復旧費4,950万円を追加しております。

次に6ページでございます。第2表地方債の補正です。1番の追加で公営住宅整備事業ほか2件を追加に変更で、熊本地震復興基金事業ほか10件の起債の限度額を紙面のとおりに変更しております。

それでは、歳出の主なものとその特定財源について御説明いたします。少し飛びます。16ページをお願いします。款2総務費、項1総務管理費、目18熊本地震復興基金事業費、節13委託料340万円、節15工事請負費300万円、節19負担金補助及び交付金307万6千円を追加しております。県及び市における熊本地震復興基金を活用して実施する事業を計上しております。特定財源としまして総務費県補助金の平成28年熊本地震復興基金295万2千円、総務債の熊本地震復興基金事業債320万円、その他特定目的基金繰入としまして平成28年熊本地震復興基金繰入金170万円を計上しております。

続いて23ページをお願いいたします。款4衛生費、項3清掃費、目1清掃総務費、節19負担金補助及び交付金で1,915万2千円を増額しております。宇城広域連合浄化センター事業費負担金の増額分1,926万3千円を計上しております。

24ページをお願いします。款5農林水産業費、項1農業費、目5農業振興費、節19負担金補助及び交付金で6,446万円を増額しております。くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金956万5千円、生産総合事業補助金5,213万円、産地パワーアップ事業補助金276万5千円です。特定財源としまして、農林水産業費県補助金の農業費補助金について、歳出と同額の6,446万円を計上しております。続きまして、目11になります。農業施設維持管理費、節15工事請負費で979万円を増額しております。農業施設補修工事費の追加となります。

続きまして、25ページをお願いいたします。目1林業総務費、節13委託料で678万円を増額しております。有害鳥獣駆除業務委託料の増額でございます。駆除頭数の見込みを増加したことに伴うものです。また、県補助金の交付決定に伴う特定財源で熊本県有害鳥獣対策事業補助金220万6千円を減額しております。

続きまして、26ページでございます。款6商工費、項1商工費、目4観光費、節21貸付金で350万円を計上しております。第三セクター運営等貸付金になっ

ております。

31ページをお願いします。款9教育費でございます。項2小学校費、目1学校管理費、節13委託料で1,077万6千円を計上しております。小学校特別教室の空調設備設置に係る測量設計業務委託料777万6千円、学校施設の改修工事に伴う測量設計業務委託料250万円、学校施設改修工事に伴う測量設計業務委託料が50万円となっております。また、目2教育振興費、節18備品購入費で500万円を追加しております。機械器具、教材購入費です。特定財源としまして教育費寄附金500万円を充当しております。

32ページをお願いします。項3中学校費になります。目1学校管理費、節13委託料で4,598万6千円を計上しております。学校施設耐力度調査業務委託料3,725万円、中学校特別教室の空調設備設置に係る測量設計業務委託料723万6千円、学校施設改修工事に伴う測量設計業務委託料が150万円となっております。続きまして、項5社会教育費、目1社会教育総務費、節13委託料で1,200万円を計上しております。三角地区生涯学習センターにおける旧校舎の解体工事に係る設計業務委託料になります。

35ページをお願いいたします。款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農業用施設災害復旧費、節14使用料及び賃借料で1,000万円、節15工事請負費で600万円、節19負担金補助及び交付金で1,050万円を増額しております。農地、農業用施設等の災害復旧に係る事業費でございます。農業用施設災害復旧事業費の特定財源としまして、災害復旧費分担金60万円、災害復旧債の農業用施設災害復旧債420万円を計上しております。

36ページをお願いします。項2公共土木施設災害復旧費、目1公共土木施設災害復旧費、節14使用料及び賃借料で990万円、節15工事請負費で3,460万円を増額しております。河川施設、道路施設等の災害復旧に係る事業費です。公共土木災害施設復旧費の特定財源としまして、災害復旧費国庫負担金2,041万円、災害復旧債の公共土木施設災害復旧債1,410万円を計上しております。

以上で歳出の予算の説明を終わります。

続いて、歳入予算の説明をいたします。特定財源につきましては、歳出予算の説明の中で一部説明しておりますので、一般財源を中心に行います。

戻りまして12ページをお願いします。款18繰入金、項1特別会計繰入金、目3介護保険特別会計繰入金を2,817万2千円増額しております。平成29年度介護給付費等の実績に伴う決算、いわゆる精算金の繰入れでございます。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金で前年度繰越金5億5,672万3千円を増額しております。

款20諸収入でございます。項6、目5雑入、節1雑入1億5,044万1千円でございます。これの主なもの、宇城広域連合過年度精算返納金が1億3,544万4千円です。

以上で、平成30年度一般会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第61号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第62号平成30年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）及び議案第63号平成30年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の詳細説明を求めます。

○市民環境部長（園田敏行君） それでは、議案第62号平成30年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について詳細説明を申し上げます。補正予算書の101ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億5,443万7千円を追加し、それぞれ90億2,716万1千円とするものです。

まず、歳入から説明します。106ページをお願いいたします。款3県支出金、項1県補助金147万6千円の増額は、宇城市民病院の医療機器購入に係る県補助金でありまして、国保特別会計を経まして宇城市民病院事業会計へ繰出すものです。

続きまして、款5繰入金、項1他会計繰入金485万2千円の増額は、職員の異動に伴います人件費等の増額分を一般会計から繰入れるものです。

続いて、款6繰越金、5億4,810万9千円の増額は、平成29年度決算による前年度繰越金です。

次に、歳出を説明します。107ページから108ページをお願いします。款1総務費、項1総務管理費485万2千円の増額は、歳入で説明をしましたように職員の異動に伴い人件費等を増額するものです。款2保険給付費、項2高額療養費6,617万9千円の増額は、高額療養費の伸びが著しいため、今年度末までの推計を行い、不足する額を今回増額するものです。

続きまして、款6基金積立金3億5,874万4千円の増額は、平成29年度決算の確定に伴い、基金積立を行うものです。

続いて、款8諸支出金、項1償還金及び還付加算金の増額は、国、県及び支払い基金への精算に伴う返還金です。目5療養給付費等負担金償還金が1億1,023万9千円、目6療養給付費等交付金償還金が989万5千円、目7特定健康診査等負担金償還金305万2千円をそれぞれ増額するものです。同じく項2繰出金147万6千円の増額は、歳入でも説明しましたように宇城市民病院医療機器の購入に係る繰出金です。

以上で、議案第62号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第63号平成30年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について詳細説明を申し上げます。補正予算書の201ページをお願いいたします。今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,089万6千円を追加し、それぞれ7億9,008万3千円とするものです。

まず、歳入を説明します。206ページをお願いいたします。款4繰入金、項1一般会計繰入金715万円の増額は、職員の異動に伴う人件費等の増額分を一般会計から繰入れるものです。

款5繰越金374万6千円の増額は、平成29年度決算による前年度繰越金です。

次に、歳出を説明します。207ページをお願いいたします。款1総務費、項1総務管理費715万円の増額は、歳入で説明しましたように職員の異動に伴う人件費等を増額するものです。

款2後期高齢者医療広域連合納付金241万7千円の増額は、平成29年度分の保険料として本年4月または5月に歳入しましたものを前年度精算金として後期高齢者医療広域連合に納付するものです。

款4諸支出金、項2繰出金132万9千円の増額は、歳入でも説明しましたように繰越金374万6千円から前年度精算金241万7千円を差し引いた金額を一般会計に繰り出すものです。

以上で、議案第63号の詳細説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（長谷誠一君） 議案第62号及び議案第63号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第64号平成30年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の詳細説明を求めます。

○健康福祉部長（那須聡英君） 議案第64号平成30年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号）について詳細説明を申し上げます。平成30年度宇城市各会計補正予算書の301ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,101万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億3,183万9千円とするものです。

歳出から説明いたしますので、307ページをお願いします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で765万3千円を増額しております。これは職員退職手当組合負担金の増によるものでございます。

款1総務費、項3介護認定審査会費、目1認定調査等費で49万9千円を減額しております。これは手数料について、項1総務管理費で目1一般管理費に組み替えたものでございます。

款4基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金で1億1,986万7千円を増額しております。これは前年度精算に伴う元金積立金でございま

す。

次に、款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金で1億2,581万7千円を増額しております。これは過年度国庫支出金等返還金で、前年度実績による国や県への精算返還金でございます。

次に、款6諸支出金、項3繰出金、目1一般会計繰出金で2,817万2千円を増額しております。一般会計でも説明がありましたけれども、介護給付費決算剰余繰出金で2,420万6千円と事務決算剰余繰出金396万6千円で、前年度介護給付費等実績と事務費精算に伴う一般会計への精算繰出金です。

次に、歳入を説明いたします。戻りまして306ページをお願いします。款8繰入金、項1一般会計繰入金、目4事務費繰入金715万4千円を増額です。これは4月の人事異動に伴う人件費の増額によるものでございます。

次に、款9繰越金、項1繰越金、目1繰越金では2億7,385万6千円を増額としております。これは平成29年度決算に伴う次年度への繰越金でございます。

以上で、平成30年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の詳細説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（長谷誠一君） 議案64号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第65号平成30年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号）の詳細説明を求めます。

○教育部長（蛇島浩治君） 議案第65号平成30年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号）につきまして詳細説明を申し上げます。予算書の401ページをお願いします。今回の補正は、第1条にありますように、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,157万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,958万7千円とするものでございます。

それではまず、歳入予算から御説明いたします。406ページをお願いします。款3繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1前年度繰越金では1,157万7千円を増額しております。これは奨学金貸付金の前年度繰越金でございます。

次に、歳出予算を御説明いたします。407ページをお願いします。款1育英事業費、項1育英事業費、目1育英事業費、節25積立金で1,157万7千円を増額しております。これは歳入で申し上げました前年度繰越金1,157万7千円を積み立てるものでございます。

以上で、議案第65号平成30年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号）について詳細説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（長谷誠一君） 議案65号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第66号平成30年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第1

号)の詳細説明を求めます。

○**土木部長(成田正博君)** 議案第66号平成30年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について詳細説明を申し上げます。補正予算書の501ページと502ページに補正の総額を記載しておりますが、その詳細につきまして507ページ、508ページで説明をしたいと思います。

歳入から説明を申し上げます。款5繰入金、項1繰入金、目1繰入金、節1一般会計繰入金で818万4千円を減額しております。これは、前年度繰越金額の確定によるもので財政安定化支援基準外繰入金の減額となっております。

次に、款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金で818万4千円を増額しております。これは平成29年度決算額確定によります実質収支額の確定に伴う増加額となっております。

次に、款8市債、項1市債、目1簡易水道事業債、節1簡易水道事業債におきまして3千万円を増額しております。

508ページをお願いいたします。歳出でございますが、先ほど申しました簡易水道事業債3千万円を、款2建設改良費、項1施設改良費、目1施設改良費、節15工事請負費として計上をしております。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○**議長(長谷誠一君)** 議案66号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第67号平成30年度宇城市民病院事業会計補正予算(第1号)の詳細説明を求めます。

○**市民病院事務長(伊藤博文君)** 議案第67号平成30年度宇城市民病院事業会計補正予算(第1号)について詳細説明を申し上げます。

宇城市各会計補正予算書の601ページをお開きください。第1条は総則になります。第2条です。収益的収入及び支出の補正になります。第1款病院事業費用、第1項の医業費用の既決予定額5億217万8千円を、補正予定額60万3千円を増額し5億278万1千円とし、病院事業費用総額を5億1,011万9千円とするものです。

次の602ページをお開きください。第3条です。資本的収入及び支出を補正するものです。条文では資本的収支における不足額の補填を説明しています。その下になります収入の補正です。第1款資本的収入、第1項企業債の既決予定額1千円を、補正予定額289万9千円を増額し290万円とし、第4項補助金の既決予定額1千円を補正予定額147万5千円を増額し147万6千円とし、資本的収入総額を526万6千円とするものです。

その下の支出になります。第1款資本的支出、第1項建設改良費の既決予定額5

32万6千円を補正予定額527万1千円増額し、1,059万7千円とし、資本的支出総額を1,237万5千円とするものです。

次の603ページをお開きください。第4条です。今回の職員給与費補正に伴います議会の議決を受けなければ流用することができない職員給与費額を60万3千円増額し、3億3,352万2千円に変更するものです。第5条です。企業債の借入限度額を290万円に定めるものです。

補正の内容につきましては、608ページをお開きください。補正予算明細書になります。初めに、収益的収入及び支出になります。項1 医業費用、目1 給与費用、補正予定額の欄になります60万3千円を増額するもので、事務職員1人の産休に伴います臨時職員を雇用するための費用の増額になります。

次に、609ページになります。資本的収入及び支出の収入になります。医療機器の電子内視鏡システム購入の財源になります。項1 企業債、目1 建設改良企業債を補正予定額欄になります289万9千円を増額し、同じく項4 補助金、目1 補助金を147万5千円増額するものです。

次の610ページをお開きください。資本的収入及び支出の支出になります。自動火災報知機と火災通報装置との連動工事のため、項1 建設改良費、目1 病院施設改良費の補正予定額84万3千円を増額し、電子内視鏡システム購入のため、同じく目2 有形固定資産購入費の補正予定額になります442万8千円を増額するものです。

以上で、議案第67号平成30年度宇城市民病院事業会計補正予算（第1号）についての詳細説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（長谷誠一君） 議案67号の詳細説明が終わりました。

-----○-----

日程第33 休会の件

○議長（長谷誠一君） 日程第33、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日4日火曜日は、議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。

したがって、明日4日火曜日は休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午後2時53分

第 2 号

9月5日 (水)

平成30年第3回宇城市議会定例会（第2号）

平成30年9月5日（水）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1 一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（21人）

1番 原 田 祐 作 君	2番 永 木 誠 君
3番 山 森 悦 嗣 君	4番 三 角 隆 史 君
5番 坂 下 勲 君	6番 高 橋 佳 大 君
8番 大 村 悟 君	9番 福 永 貴 充 君
10番 溝 見 友 一 君	11番 園 田 幸 雄 君
12番 五 嶋 映 司 君	13番 福 田 良 二 君
14番 河 野 正 明 君	15番 渡 邊 裕 生 君
16番 河 野 一 郎 君	17番 長 谷 誠 一 君
18番 入 江 学 君	19番 豊 田 紀代美 君
20番 中 山 弘 幸 君	21番 石 川 洋 一 君
22番 岡 本 泰 章 君	

4 欠席議員（1人）

7番 高 本 敬 義 君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 吉 澤 和 弘 君 書 記 山 本 裕 子 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 守 田 憲 史 君	副 市 長 浅 井 正 文 君
教 育 長 平 岡 和 徳 君	総 務 部 長 成 松 英 隆 君
総合政策監 村 上 理 一 君	企 画 部 長 岩 清 水 伸 二 君
市民環境部長 園 田 敏 行 君	健康福祉部長 那 須 聡 英 君

經濟部長	吉田裕次君	土木部長	成田正博君
教育部長	蛇島浩治君	會計管理者	木下堅君
総務部次長	天川竜治君	企画部次長	中村誠一君
市民環境部次長	村上雅宣君	健康福祉部次長	稼隆弘君
經濟部次長	杉浦正秀君	土木部次長	坂園昭年君
教育部次長	吉田勝広君	三角支所長	内田公彦君
総括審議員	原田文章君	不知火支所長	村上伸一君
小川支所長	篠塚孝教君	豊野支所長	中村隆文君
市民病院事務長	伊藤博文君	農業委員会 農事務局長	蔵原正敏君
監査委員事務局長	横山悦子君	財政課長	木見田洋一君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（長谷誠一君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、16番、河野一郎君の発言を許します。

○16番（河野一郎君） 会派彩里の河野一郎であります。台風21号が四国と神戸市に上陸し、近畿地方に甚大な被害が出ております。お見舞い申し上げ、一日も早い復旧を御祈念申し上げます。

それでは、通告に沿って質問を行います。質問事項、本市の均衡ある発展、子どもの環境について質問を行います。

まず、本市の均衡ある発展、高速ブロードバンド早期整備についてであります。総務省は今年の1月から、ICTインフラ地域展開戦略検討会を開催し、人口構造の変化やICT利活用の高度化等を踏まえ、光ファイバー等のICTインフラの地域における利活用方法と、地域への普及展開を促進するための新たな戦略を検討し、8月に取りまとめをしております。その中に、ICTインフラ地域展開政策のパッケージとして、光ファイバー整備に対して自治体等への財政上の支援が打ち出されております。そして、高速ブロードバンド全国の整備率99%の中、残り1%の自治体の首長のリーダーシップを求めています。宇城市の均衡ある発展のため、先の6月議会でも質問をいたしました。豊野、不知火松合、三角郡浦への光回線の早期整備、答えは財源や整備スケジュールなどの検討を始める。そしてできる限り早期に実現できるよう進めるとの見解でありました。住民の方々は待っておられます。光回線整備方針、市長に英断を求めたいと思います。

○市長（守田憲史君） 高速ブロードバンド、いわゆる光ファイバーの早期整備についての御質問にお答えいたします。

これまでNTT西日本の試算により、4億5千万円を市が負担すれば全域整備が可能ということで、現在、熊本地震からの復旧・復興を最優先課題として取り組む中で、大きな財政負担となることから、財源を慎重に検討してまいりました。一方、本年1月に総務省に設置された検討会（ICTインフラ地域展開戦略検討会）では、8月の最終取りまとめにおいて「民間事業者が参入することが困難である光ファイバー等の整備事業の離島や過疎地域など不採算地域においては、国または自治体が当該地域の整備を支援することが不可欠である。」等の基本方針を示しつつ、ICTインフラ整備を展開していくための手法として、「公的支援については民間事業

者による整備・運営を基本とする考え方と適合するように、民間事業者等による整備も公的支援の対象とする柔軟な整備のあり方を追求する。」等が挙げられているものの、残念ながら具体的な補助事業の新設などは明記されておられません。

しかしながら、日々大きくなる未整備地区の市民の方々の要望を重く受け止め、平成31年度より、まずは豊野町、不知火町から光ファイバーの整備に着手し、過疎計画の変更手続が整い次第、三角地域を整備することといたします。

今後、新たな総務省の支援策の予算措置及び補助の条件等に関する情報収集にもさらに取り組みながら、実施に向けて進みたいと考えております。

○16番（河野一郎君） 市長の英断に住民の方々は喜ばれると思います。要望書を提出された地域代表には、正式な回答をよろしく願いをしておきます。

子どもの環境について、順を追って質問をしてみたいと思います。6月議会で松合小学校と不知火小学校を統合し、新しく不知火小学校として建設するための条例改正がなされ、統合へ向けての協議を行うとされております。松合の方々は、統合はやむなしとされ、教育委員会の動きを見守っておられる状態であります。統合に向けてのスケジュールと協議内容をお尋ねします。

そしてもう一つ、統合後の松合小学校校舎の利活用も松合地区の方々の関心事であります。学校から帰ってきた後の放課後子ども教室は予定をされているようですが、それ以外の活用も視野に入れるべきだと思います。最近、廃校になった校舎をイノベーション、新しい活用法で再生して人々に集まってもらう取組がひそかなブームになってきております。メディアや雑誌でも多く取り上げられている状態です。アイデアを出す人や起業したい人、様々な人の知恵を公募してでも、今後の利活用の方法を考えていただければと思います。どのように考えておられているのかお尋ねをしたいと思います。

今年5月、新潟で下校時小学校2年生女児が連れ去られ、殺され、線路に遺棄された事件が発生しました。許されない事件ではありますが、全国各地で下校時誘拐、殺人事件が繰り返されております。子どもたちの安全は社会が守っていかなければなりません。宇城市でも合併当初、子どもに対しての声掛け事案が多く発生しました。そうした中で、防災無線で呼び掛けたり、消防団まで出動しての警戒態勢がとられた時期もありました。近年は余り声掛け事案はおもてに出てきておりませんが、事案的には発生しているというふうに思います。どのような事案が発生しているのか、そしてどのような対策を取られているのかお尋ねをいたします。

合併当初の声掛け事案の多発で、かけこみ110番のフラッグ、黄緑の小旗が1,000つくられ、地域で見守っているという意思表示のもと、商店やスタンド、様々な場所に掲げられました。以来、今日に至るまで掲げられておりますが、色あ

せて古くなったフラッグも見かけられ、小旗の数も少なくなっているようです。ここで、子どもたちの安全のため、抑止力としてのフラッグの設置数を増やす必要があると思いますが、どのようにお考えなのかをお尋ねしたいと思います。

2001年、大阪教育大学附属池田小学校に、凶器を持った男が侵入し、児童8人が死亡、教師2人児童13人が重軽傷を負った無差別殺傷事件が教育関係者に衝撃を与えました。当時学校は、学社融合、学校と社会が緊密に連携をとり、子どもたちを育てていこうという取組が進められておりました。この事件を機に、学校内の安全が重視をされたところでもあります。現在も学校経営の一環で、学校での危機管理を十分に対策をとられているとは思いますが、対応をお聞かせ願いたいと思います。

平成23年、学校側がいじめはなかったとして、隠蔽や責任逃れをしたことが原因で起こった大津市中2いじめ自殺事件が翌年に発覚し、大きく取り上げられたことが契機となり、平成25年議員立法によっていじめ防止対策推進法がつくられました。対策法では、いじめの定義、学校の対処方法の明確化、重大事態の対応方針などが定められております。宇城市でも学校いじめ防止基本計画が策定され、調査と対策が行われております。いじめは、どの学校、どの子どもにも起こりえるものであります。特に、最近はネットいじめによる被害が目に見えにくいところで発生している状況であると思います。先日、宇城市子ども議会が開催をされ、小川中の質問でもいじめ問題が取り上げられました。その中で家庭での携帯電話、スマートフォン利用のルールづくりが提案をされておりました。私も自治体統一ルールなども設ける必要があると考えておりますが、宇城市のいじめの実態と対策をお聞かせいただきたいと思います。

学校教育法第11条に、体罰禁止規定が盛り込まれております。教師の体罰による自殺事件も全国的には幾度となく発生をしておりますが、なかなか体罰はなくなりません。宇城市の中学校でも体罰を疑われるような案件もあっているようですが、繰り返さないことが大切であります。対策の強化が必要と思いますが、どのように考えておられるのかお尋ねをしたいと思います。

不登校の子どもを持たれた親御さんは、非常に苦しみながら自分を責めておられます。当事者である本人も苦しみ、悩み、不安の中で暮らしていると思います。先生方も生徒児童が学校に来れるよう様々な努力をされております。少しでも不登校が減少することを願うわけではありますが、宇城市小中学校の30日以上学校に来ることができない不登校児童生徒は、どのくらいおられ、初期対応、子どもが登校を渋り始めた初期のすばやい取組も大切と言われております。その対策等をお聞かせ願いたいと思います。

次期学習指導要領が、小学校で2020年全面実施予定であります。プログラミング教育や外国語が5、6年生で教科になるなど、具体的な内容が注目をされており、基本的な考え方は、子どもたちが未来社会を切り開くための資質・能力をより一層確実に育成し、その際、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを、社会と共有し連携する社会に開かれた教育課程が前面に出されております。そしてこれまでの学習指導要領は、教育は何を教えるかが中心であったものが、子どもたちが何ができるのか、できるようになるのかという観点まで明確化した内容に改定をされております。3年ほど前、会派研修で文科省にICTの勉強に行っていました。驚きの資料がありました。今の子どもたちの65%が、大学卒業時に今は存在しない職業に就くとされておりました。それだけ社会が変化をしていくという予測をしているわけであり、次期学習指導要領のプログラミング教育に反映されているのではないかと思います。宇城市教育委員会として、次期学習指導要領改訂に向け、今後さらに力を入れていく部分をお聞きしたいと思います。

以上、松合小学校統合から順番に答弁を求めます。

○教育長（平岡和徳君） 教育長です。初めに松合小学校統合につきましてお答え申し上げます。

これまでに松合、不知火両校区の連絡協議会に統合する、それに関する説明会及び意見交換をさせていただきまして、保護者への説明を4月に松合小学校、7月に不知火小学校と行ってまいりました。

両校区の保護者の皆様からの異論はありませんでしたので、現在は学校側との統合後の校舎、体育館及びプールの建設等について、建物の詳細内容などの実施計画を進めている段階でございます。学校側との協議終了後に、新小学校の校章、校歌、制服、スクールバス等について協議する推進委員会を立ち上げたいと考えております。

議員が話されました統合後の松合小学校の校舎の利活用につきましては、今後検討していくこととなりますけれども、地域活性化の拠点として利用できるよう地域の皆様と情報を共有しながら連携をとってまいりたいと考えております。

次に、学校登下校の安全についてお答えします。

平成29年度は4件の声掛け事案が、いずれも小学校から報告されております。内容としましては、「車に乗っていかないか。」であったり、「ジュースを飲まないか。」といった声掛けや、からかい、または後を付けてくる等といった行為であります。

各学校における不審者対応の学習の成果から、児童は不審を感じてすぐに危険箇所から立ち去ったり、大人に庇護を求めたりするという危険回避対応を行いまして、

該当児童に具体的な被害はありませんでした。宇城市教育委員会としましては、発生事案について警察等関係機関への協力依頼を行うとともに、他校への情報提供を迅速に行っております。

また、関係機関の協力のもと、見守り事業を実施して児童生徒をはじめとする子どもたちの安全確保に努めております。同時に、地域学校協働活動を柱とした各学校における登下校の見守りボランティア活動を推進しているところです。

併せまして、各学校の通学路には、宇城市全体で771か所に学校やPTAを通じまして、民家や店舗等に「子ども110番の家」という内容で協力依頼をお願いしております。フラッグの設置は、児童生徒の登下校の安全はもとより、不審者による事件、事故を未然に防ぐ安全確保の場として、児童生徒にも活用するように指導しております。

近年3年間の設置数をみますと、御指摘のとおり、年間約30件ずつ減少傾向にあります。今後は、学校PTAとの連携はもとより、地域の皆様のお力をお借りしながら、児童生徒の安心安全の確保のために、設置増加に努めていきたいと考えております。

次に、学校での安全についてお答えいたします。

学校での危機管理対策は、防火・防災対策はもとより、学校環境の安全対策について、学校経営の一環として毎年見直しを行っております。また、児童生徒及び教師の間での予想もしなかった時間・場所での不可抗力による事件、事故及び非常事態等が、緊急にかつ短期的な対応を要する事例として発生した場合に備えた対処マニュアルも作成しております。

例を申しますと、事故や事件が発生した場合、発見者が緊急対応の必要があるか否かをマニュアルによって判断しまして、応急処置や関係各所への連絡・指示を行っていくものでございます。

そこからこれまでに、学校内への不審者が侵入したという報告は、こちらには届いておりません。その対策として、万が一のために各学校に「サスマタ」が備え付けてあるところでございます。

次に、いじめについての内容をお答えいたします。

いじめ問題は、児童生徒の生命、命に関わる喫緊の課題と考えております。過去3年間における宇城市のいじめ認知件数は、平成27年度に、小学校13件、中学校51件、合計64件。平成28年度には、小学校49件、中学校56件、合計105件。平成29年度は、小学校36件、中学校68件、合計104件となっております。

いじめの内容・様態としましては、冷やかしてあったり、からかい、悪口や脅し

文句、いやなことを言われるといったような内容が最も多くなっております。今年度を含めて命にかかわる重大事案の報告はありません。いずれの事案におきましても、各学校で事後の適切な対応を行っていただき、解消した旨の報告を受けております。

宇城市としましては、重大事案等の発生時の対応を含めた宇城市いじめ防止基本計画を策定しまして、いじめ問題に向けた包括的な取組を行っているところです。

また、各学校においては、学校いじめ防止基本計画の策定を指示するとともに、いじめの早期発見と早期対応を行うためのアンケートの実施、そしていじめ事案発生時の対応する組織の構築、児童会・生徒会等を活用した子どもたち自身による主体的ないじめ防止の取組推進をお願いしているところです。

昨今は議員話されたように、SNS上でのいじめ事案が全国的にも急増しております。宇城市教育委員会としまして、その内容が急務であることをしっかりと受け止めております。ネット上でのいじめやトラブルの未然防止と早期解決には、情報モラル教育の充実が重要と考えている次第です。具体的には、熊本県教育委員会の協力のもと、情報モラル授業のモデルであったり、その指導に必要な資料等の提供、各種の学習ツールの提供、こういったものに努めて各学校における情報モラル教育の充実を今後図っていききたいと強く思っているところです。

また、家庭での情報端末使用のルールづくりを推進する必要があるとございます。そこで、児童生徒、教職員だけではなくて、保護者の方も対象として実施される「情報安全出前講座」の実施を推進してまいります。

加えて宇城市では定期的に学校非公式サイト等のインターネット上のサイトを定期的にパトロールしております。ネット上に宇城市の児童生徒に関わる不適切な書き込みがあった場合には、その該当の学校に連絡するのはもちろんですが、学校と協力をして解決を図っていききたいと思っております。

また、児童生徒及び保護者に対しまして、県の相談窓口を周知するとともに、宇城市におきましても、生涯学習課の「宇城市子どもあんしんコール」や宇城市児童センターにおいて、児童生徒、保護者の相談に応じた対応をとっているところでございます。

次に、体罰についてお答えします。

議員が話されたように、体罰は学校教育法第11条において、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときには、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」と明記されております。

しかしながら、体罰に対する認識の甘さや体罰を厳しい指導として正当化してし

まうなど、それらを容認する状況が強く残っておりまして、全国の教育の場で体罰事案が後を絶たないことは、非常に残念なことだと思います。

宇城市教育委員会としましては、服務監督権者として体罰を疑われるような個別の案件についても児童生徒の学習環境をよりよいものとする、そういった視点に立って教職員に注意を促すなど、適切な指導を行っているところです。また、学校現場に対しましても、年度初めの体罰を含めた不祥事防止に係る申し合わせ事項、こういったものを提出、そして不祥事防止に係るボトムアップによる職員研修の実施、不祥事を起こさないための職場づくりの推進、児童生徒の相談体制の確立、こういった点をフォーカスしながら指導しているところでございます。

次に、不登校についてお答えします。

宇城市教育委員会では、不登校問題というものについて、児童生徒の学力保障・進路保障の観点だけではなくて、生命にかかわる問題に発展しかねないという重大議案として捉えております。宇城市における3年間の不登校を理由にした30日以上欠席者の数は、平成27年度に小・中学校合わせて40人、平成28年度に46人、平成29年度に42人となっております。昨年度は一昨年度より若干減少している傾向にございます。

宇城市では、各学校に対しまして、不登校の未然防止と早期対応、そのための「愛の1・2・3運動+1（プラスワン）」の取組や、「ストレス対処教育」の実施、不登校対策委員会の充実と各関係機関との積極的な協力体制の構築等を指導しております。

ここでいう「愛の1・2・3運動+1（プラスワン）」の内容としましては、不登校と思われる児童生徒の初期対応としまして、1日目は電話連絡、2日目に家庭訪問、3日目以降は学校としての組織的な対応を行うということ、そして保護者との連絡がつかない場合については、1日目からでも家庭訪問を行うこと、こういったものを徹底しているという内容です。

また、不登校児童の学力保障と学校への復帰を促すために、不登校児童・生徒を対象としました適応教室「宇城っ子ネット」を実施し、本年度は指導員を増員しまして、その機能拡充を図っているところです。

現在「宇城っ子ネット」を利用している児童生徒は、11人おります。常時使用できる施設の確保であったり、指導員の不足等が今後の課題ではありますが、まだまだ本市の現状から考えますとそれは十分とは言えません。今後もしっかり検証しながら取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、新学習指導要領についてお答えいたします。

10年ごとの学習指導要領の改訂の時期となりまして、小学校及び中学校の新学

習指導要領が示されたところです。小学校では平成32年度、中学校では平成33年度に全面実施になりますが、本年度から移行期間となり一部の教科につきましての先行実施等も行われております。

今回の改訂の方向性としましては、よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創るという目標を共有し、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質と能力を育む、「社会に開かれた教育課程の実現」が位置付けられました。

また、育むべく資質・能力といたしまして、「生きて働く知識・技能の習得」、「未来の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成」、「学びに向かう力・人間力の^{かん}涵養」、こういったものが整備されました。

さらに、その学び方として主体的で対話的で深い学び、こういった視点からの学習課程の改善が示されております。各学校におきましては、自らの指導内容を見直すためのカリキュラムマネジメントの確立が求められているところです。

学習内容の変更としましては、道徳を教科化しまして、「特別の教科道徳」とするとともに、小学校5年生6年生は「英語科」が導入される、こういった内容の見直しが行われております。

宇城市では新しい学力観に基づく新学習指導要領へのスムーズな移行を行うために、先生方に学習指導要領の移行期間に係る学習指導等の留意点を周知徹底するとともに、先日は、宇城市立小・中学校全員研修会において、県教育庁より講師を招きまして、新学習指導要領に関わる研修会を実施したところでございます。

また、より早く新学習指導要領による学習活動を行うために、平成29年度より「特別の教科道徳」を、そしてまた今年度からは「英語科」を全面実施に先駆けて先行実施しているところです。

特徴がありますプログラミング教育につきましては、このたびの改訂において、平成32年度から小学校においてもこれを導入するということになりました。これにつきましては、平成30年3月に文部科学省からその手引きが出されたところでございますので、教育委員会としましては、そのねらいや指導の考え方等をしっかりと踏まえた上で、各学校への指導、助言を今後も行ってまいりたいと考えております。

いずれの内容につきましても、私たちが子どもたちの未来に触れているという深い自覚を中心に据えながら、今後もチーム宇城市として取り組んでまいりたいと強く感じているところです。

- 16番（河野一郎君） 廃校になった校舎の利活用、松合小学校だけではありません。宇城市として真摯に取り組む必要があると思いますが、教育長の所見をお伺いした

いと思います。

○**教育長（平岡和徳君）** この利活用につきましては、情報が最近随分出てきておりますので、そういったものを参考にしながら地域の皆さんとの内容を共有した上で、今後検討して、研究していきたいと思っております。

○**16番（河野一郎君）** よろしく願いをしておきます。

もう一つ、かけこみ110番のフラッグであります。近年30ずつ減少しているという答弁でありましたが、合併当初1,000つくりました。非常にインパクトがあったわけでありまして、設置場所が減少しているんじゃないかと思っておりますので、調査をいただいて検討いただければと思います。いかがですか、教育長。

○**教育長（平岡和徳君）** 御指摘ありがとうございます。直ちに調査をしまして、適切な配置を促せるように指導していきたいと思っております。

○**16番（河野一郎君）** 次へ移りたいと思っております。

子どもの貧困対策の推進に関する法律が、平成25年に成立いたしました。熊本県では子どもの貧困対策計画を平成27年に策定しました。教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済支援を4つの柱として貧困が世代を越えて連鎖することのないよう対策に取り組んでおります。

効果的な対策を進めるため、市町村ごと地域ごとの取組を支援するため、生活実態調査を平成29年度に実施しており、結果を公表しております。絶対的貧困と相対的貧困があります。絶対的貧困は、人間として最低限の生活をも営むことができない状態と言われております。相対的貧困は、地域社会の平均的な生活水準と比較して所得が著しく低い状態であり、県では、この相対的貧困調査を小学校5年生と中学校2年生の子どもと保護者を対象に、3万6,350人にアンケートを実施されました。全国の子どもの貧困率を算出している国民生活基盤調査の基準では、貧困線を106万円以下としております。県の調査では、貧困の世帯が15%あり、ひとり親世帯では43.8%としております。平成28年全国の子どもの貧困率は13.9%でしたので、増加傾向であります。

県は、今後の対応として、世帯の経済状況と子どもの生活、教育、社会環境に一定の関係性が見られることから、今後も就学援助費や母子等福祉資金など経済支援と就労支援により、世帯の経済的自立を図っていくことと、子どもに対して貧困の連鎖を教育で絶つことを確実に進めるため、学習機会の確保、充実を図り、子どもが教育によって将来への希望を持つことができるよう教育支援の取組を進める。そして保護者が子どもとの関わりを深めることが必要で、地域社会等の理解、協力を得ながら、子育て支援の取組を進めていくとしております。教育支援の取組は、母

子会が中心となり、ひとり親家庭等の子どもたちを対象にした地域学習教室を各自治公民館などで実施をし、少なくとも週1回以上開所をしながら、居場所づくりと学習指導を行う事業を展開しております。

先日、会派彩里で島根県の隠岐の島に研修に行っていました。教育分野に地域おこし協力隊員を入れておりました。宇城市でも学習支援に考えられないことはないだろうと思いました。貧困の連鎖を教育で絶つ、その考え方で学習指導に力を入れる必要があると思いますが、どのような考えを思っておられるのかお尋ねしたいと思います。

○**教育長（平岡和徳君）** 子どもの貧困対策といたしましては、就学援助費の補助事業を行っているところです。この事業は経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対しまして、義務教育が円滑に実施されるように、就学に必要な経費のうち新入学児童生徒の学用品費、通学用品費、通学費、校外活動費、給食費、修学旅行費、医療費を対象として支給をしているところです。

この事業のほかにも、中学3年生を対象に7月28日から1月19日までの毎週土曜日に「のびのび学習会」という内容の教室を開催しております。この事業は、生活困窮にある家庭等に限定はしておりませんが、参加費1,000円ということで、進学に不安や悩みを抱えているまた学習機会が十分に確保できていない家庭の子どもたちに、気軽に利用してもらえるのではないかと考えております。

また、他の自治体においても、生活困窮家庭やひとり親家庭の子どもに対する学習支援事業に取り組んでいるところがありますので、それらを参考にしながら各部署と連携して研究してまいりたいと考えております。

○**16番（河野一郎君）** 市長、地域おこし協力隊員を教育分野に入れるという考えはいかがですか。

それともう一つ、8月21日に県の子どもの貧困対策トップセミナーに市長が参加されております。子どもの貧困についてどのように考えておられるのか、急でございますけれどもお尋ねいたします。

○**市長（守田憲史君）** 地域おこし協力隊の件ですが、今3人ほど別の件でお願いをしているところでございます、なかなか地域に根付く方々においでいただくというのが大変難しいところがございます。教育分野についてもという御提案でございますので、今後ちょっと精査・勉強させていただけたらと思います。

また、議員御指摘のように、トップセミナーに出席してまいりました。その中で子どもの貧困の中で、ひとり親家庭の48%が極めて厳しい経済状況にあるということを目のあたりにしたところでございます、今後、やっぱりひとり親家庭の就学援助その他支援が必要だと考えるところがございます。

○16番（河野一郎君） 是非とも協力隊を教育分野に入れていただきたいと思います。

虐待を受けてなくなった5歳女兒のノートに、「ママ、もうパパとママにいわれなくてもしっかりとじぶんからきょうよりかもっと、あしたはできるようにするから、もうおねがい、ゆるして、ゆるしてください、おねがいます。」と書かれていたそうです。悲しい、痛ましい事件でありました。全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、平成18年度は3万7,323件、10年が過ぎ、平成28年度は12万2,575件、約3倍に増えております。熊本県の資料では平成29年度の相談件数が1,248件、10年前の4倍に増えている実態があります。

主たる虐待者は、実の父が42.3%、実の母が40.9%。相談をされた経路は、警察が45.7%と最も多く、次いで家族が9.7%、近隣・知人が9.6%、家族が相談したそのうちのその121件の中で、虐待者本人からのものが12件含まれているという結果が出ております。

宇城市の児童虐待の現状と県の児童相談所との関わり、連携をお尋ねしたいと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） 全国及び県の状況については、河野議員が御紹介されたとおり3倍という状況でございます。宇城市においては、平成27年度以降、毎年20件を超える虐待案件が受理されておまして、以後若干の増減はあるものの、年々増加している傾向にありまして、とても身近な問題となってきている状況でございます。

本市の平成29年度における受理の種別は、通告総数23件のうち身体的虐待が12件の52.2%と一番多く、次いで心理的虐待が9件の39.1%、それと主たる虐待者は実の母が最も多く、次いで実の父となっております。受理経路につきましては、県で受理された14件のうち、警察から児童相談所への受理が8件、保護者等から直接児童相談所へが6件という状況でございます。市で受理した9件のうち学校、保育園等から児童福祉センターへが6件、近隣住民から児童福祉センターへが3件という状況になっております。本市の児童福祉センターへの通告割合も年々増加しておまして、本市の児童福祉センターの周知が図られてきたものと思っております。

なお、生命の安全確保などの緊急性の高い案件については、即日保護というケースになりますけれども、緊急性の低い案件の場合は、保育園や学校などそれぞれの関係機関が連携して、状況を見守った上で保護に至った事例もございます。本市の児童福祉センターで通告を受けた場合、通告者の話をよく聞き、学校・保育園等の関係機関から情報を集め、必要な場合は県の児童相談所へ連絡する等の対応をして

おります。

また、要保護児童対策地域協議会のケース会議で、各関係者間の情報共有やその後の対応について役割を明確にし、見守っていく体制を図っている状況でございます。

- 16番（河野一郎君） 平成12年に児童虐待の防止に関する法律がつくられております。その後5回の改正が行われております。平成16年の改正では、市町村の役割を明確化しておりますし、平成28年先般の改正では、市町村及び児童相談所の体制強化が明記をされております。

その体制の強化において、市に妊娠期から子育て期にわたる総合的相談を受ける子育て世代包括支援センター設置と、要保護児童対策調整機関を持つ子ども安全子ども家庭総合支援拠点の設置が求められております。宇城市でも早期に設置を考えるべきと思いますが、考えをお聞かせいただきたいと思っております。

- 健康福祉部長（那須聡英君） 河野議員御紹介のとおり、平成28年児童福祉法等改正法において、身近な市町村が子ども、その家庭、妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行うことが明確化されました。子ども家庭総合支援拠点の設置に努めることというのがございます。また、児童虐待による死亡事例のうち、0歳児の割合が平成27年度の数値でございますが6割ということを受けて、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うための子育て支援包括支援センターを、平成32年度までに設置することが市町村に求められているところでございますが、宇城市においては、それぞれのセンターを平成31年度開設に向けて、関係部署間において協議・検討をしている状況でございます。

- 16番（河野一郎君） 共働き家庭の増加による学童保育所の必要性は周知のとおりであります。宇城市の学童保育所にはたくさんの課題があると思っております。まず、運営方法が学童保育所宇城市管内15か所のうち、市の直営が2か所、法人運営が4か所、保護者運営が9か所になっております。各学童の運営内容、指導員の賃金等に違いがあったりしております。保護者運営につきましては、会費の徴収や指導員の給与等の支払い事務や指導員の採用の負担などの問題が挙げられております。

先日、保護者運営の不知火保育所、学童保育所へ出向き話を伺いました。指導員も各学童での待遇の違いを言われ、法人運営への移管を望んでおられました。宇城市の学童保育運営方法の見直し、統一化の必要性と保護者運営から法人等への委託を進める時期が来ているんじゃないかと思っておりますが、見解をお伺いしたいと思います。

- 健康福祉部長（那須聡英君） 学童保育所の現在の状況については、河野議員が話さ

れたとおりでございます。運営をしていく上での課題としては、保護者運営の学童保育所では、先ほど話されたように利用料の徴収、支援員の労務管理、おやつ代や材料費の支払い、支援員の募集等昼間の仕事に加えての業務が役員にとって非常に負担となっている状況でございます。

また、学童保育所の運営内容、規約等も話されたとおり、それぞれの学童保育所で違っておりまして、支援員の賃金もばらつきがあるのが現状でございます。

今後保護者運営の負担軽減としまして、法人やNPO等への委託を視野に入れながら協議を進めていく必要があると考えております。御紹介のあった不知火学童保育所につきましては、不知火保育園の民営化にあわせて学童保育所運営も委託していく方向で、現在保育園の移管先法人と協議を行っております。

また、支援員の賃金、運営内容、規約等についても、今後も保護者代表の皆さんと意見交換会を継続して実施していき、他の学童保育所の良い点や問題点を共有していくことが大事だと考えております。保護者の学童運営が少しでも負担軽減できるよう、参考例として統一した運営細則例を作成する計画でございます。

○16番（河野一郎君） これで終わりますが、今回子どもの環境について質問をしました。特に、命に関わる問題、連れ去り、いじめ、体罰、不登校、虐待、毎日のように事件が発生をしております。宇城市の中でも起こりえることであると考えます。行政も学校も精一杯の努力をされていると思いますが、あえて問題をおもてに出しました。地域で子どもたちを見守りながら育てていく必要性和意識の啓発を望み、一般質問を終わります。

○議長（長谷誠一君） これで、河野一郎君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

11番、園田幸雄君の発言を許します。

○11番（園田幸雄君） 皆さんおはようございます。11番、会派彩里の園田でございます。まずは、先の西日本豪雨災害で犠牲になられた方々の御冥福をお祈り申し上げます。そして被災された多くの方々にも心からお見舞い申し上げます。それから、昨日台風21号で被災されたの方々にも心からお見舞い申し上げます。

それでは、通告に従い一般質問を行います。最初に、大型プロジェクトについて質問いたします。本市では、合併当初からのプロジェクトである戸馳大橋、長崎久

具線それから松橋駅周辺整備事業などが完成間近であります。新たに災害公営住宅、防災拠点センター、給食センター、不知火小学校、松橋中学校等の新設・改築の事業が、10億円を超える大型事業が複数あります。既に事業が進行中のものもあります。今後事業化されます。そこで、財政面でどうなのか少々心配であります。実施にあたりこれらの事業費に一般財源、本市持ち出しの真水の割合はどれだけなのか。また計画中の大野川リバーサイドロードの進捗状況についてもお伺いいたします。

後は、質問席で行います。

○総務部長（成松英隆君） 大型プロジェクトの件についてお答えいたします。

本市におきましては、昨年度から復旧・復興関連事業や、以前からの継続事業を含めまして、大規模な建設事業を実施または計画をしております。

特に総事業費が10億円を超える大規模な事業としましては、御指摘いただきました松橋中学校体育館改築事業約15億円、不知火小学校改築事業約26億円、給食センター建設事業約28億円、災害公営住宅建設事業約55億円、防災拠点センター建設事業約33億円、松橋駅周辺開発事業約21億円、長崎久具線整備事業約29億円、戸馳大橋架け替え事業、現在の橋りょうの解体費を含めまして約45億円の8事業が挙げられます。

ただいま申し上げました事業費につきましては、各種の報告や計画から引用したあくまでも概算、参考程度の数値となりますので御承知おきいただきたいと思えます。そこから導き出した数値でございますのは、これらの8事業の事業実施にあたっての所要額は古いもので、平成19年度から継続して実施中の事業など、今後の予定事業費も含めて252億円程度が含まれております。

この事業費約252億円における財源割合としましては、事業ごとに補助率が異なる国・県の補助金がトータルとしまして約42%、地方債が約53%、その他の特定財源が1%、そして一般財源の割合は約4%、10億円程度となっております。このうち地方債につきましては、合併特例債や過疎債など交付税措置が有利な起債事業を活用しております。後年度に10年から20年をかけて返済することとなっております。そのときの償還においては、事業費の20%程度の一般財源を要することになりますが、これまで借り入れた起債の償還は、随時完済しているところであり、8事業に要する一般財源は、今後の財政運営に大きな影響を及ぼすことはないと考えております。

○土木部長（成田正博君） 大野川リバーサイドロードについて申し上げます。大野川リバーサイドロードは、市内中心部の渋滞緩和と交通拠点へのアクセス向上を目的としました道路整備計画を平成29年12月4日に記者報道を行いました。

現在の事業進捗としましては、平成29年12月に延長約3^{キロメートル}の道路予備設計を発注し、空中写真測量を行い、実現可能な道路線形を選定するため、熊本県、熊本県警、JR九州などの関係機関と協議を行っているところでございます。道路線形を決定し、平成30年度中に地元説明会を開催する予定であります。

今後の計画としましては、平成31年度以降に道路の詳細設計、用地測量を実施しまして、平成32年度以降用地交渉、平成33年度からの工事着手を目指しているところでございます。

- 11番（園田幸雄君） ただいまの答弁では、総事業費が252億円で、国・県の補助金が42%で105億8,000万円、地方債・特定財源が54%で約136億円であります。一般財源が4%で約10億円とのことでありますが、宇城市が選ばれるまち、魅力あるまちづくりであり続けるためには、必要不可欠な事業は推進しなければなりません。合併特例債も5年間延長されました。有利な補助制度や地方債の活用をしながら、できるだけ市の負担軽減を図って、粛々と事業に取り組んでいただきたいと思っております。

次に、宇城広域連合策定のクリーンセンターに係る事業計画、完成時期そして宇城市の負担割合についてお伺いいたします。

- 市民環境部長（園田敏行君） まず、宇城クリーンセンターにつきましては、稼働開始から20年が経過をし、施設の老朽化が進んでおります。現在、次期ごみ処理施設の整備事業の実施段階にあります。

次期ごみ処理施設の整備にあたっては、平成29年度に「事業方式検討委員会」が宇城広域連合に設置をされ、処理方式や事業方式、契約方式等について答申が出されております。その答申結果を踏まえ、宇城広域連合が「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備基本計画」を策定しておりますので、その主な内容を御説明いたします。

まず、可燃ごみ処理システムにつきましては、炉の床面を移動させ、ごみを十分にかくはんさせ燃えやすくする「ストーカ式焼却炉」を採用し、焼却灰等の処理は「セメント減量化システム」を採用することとされております。

事業方式につきましては、高度な処理技術や発電など複雑な設備を安定的かつ経済的に、長期にわたり運営管理することが必要であることを考慮し、公設民営である「DBO方式」を採用する予定とのことであります。

続きまして、入札・契約方式につきましては、広域連合の過去の事例や環境省の入札・契約方式に関する考え方を踏まえ、「総合評価落札方式」を採用することとされております。

次に、事業計画及び完成時期について御説明申し上げます。施行業者の選定・契

約を平成32年の3月まで、建設工事を平成32年4月から平成35年12月までの約4年間で計画されております。

総事業費につきましては、現在のところ100億円を超える試算と聞いておりますが、今後消費税の引き上げや賃金の上昇などを考えますと、総事業費は膨らむ傾向にあると予想されます。なお、宇城市の負担金につきましては、交付税算入分を除く純粋な一般財源の持ち出しとしましては、建設費や後年度の公債費負担を含め、総事業費の約2割程度の負担が見込まれているところでございます。

○11番（園田幸雄君） 広域連合長は守田市長であります。総事業費が大きく膨らまないように強力なリーダーシップをよろしく願いいたします。

次に、公用車について質問いたします。宇城市の管理の公用車の台数、更新時期、導入車種、そして燃料の補給などについてお伺いいたします。

○総務部長（成松英隆君） 公用車についてお答えいたします。宇城市が所有しております公用車の台数は259台でございます。内訳としましては、一般車両が141台、消防団が使っております消防積載車が118台となっております。車の更新時期についてですが、走行距離が10万キロを若しくは使用年数15年をめどとしております。車種につきましては、近年低燃費車、いわゆるエコカーというものが出ておりますので、軽自動車を多く導入しております。また、燃料の補給につきましては、市内で燃料の指名願いまたは小規模登録のある事業者から給油を行っております。

○11番（園田幸雄君） できるだけ導入にあたってはエコカーといいますか、低燃料の公用車をお願いしたいと思います。

次に、公用車の事故が昨年24件発生しています。事故の状況についてもお伺いいたします。

○総務部長（成松英隆君） 公用車の事故につきましては、平成28年度が16件、平成29年度は今御指摘がありましたとおり24件ございました。2年間40件の事故は物損事故が39件、人身事故が1件となっております。物損事故の約60%は車両を後退させるいわゆるバックさせるときに、後方の確認不足により相手車両や縁石等に接触し、車両を損傷させたものでございます。その他は、すれ違い時に左面を接触させたり、あるいは飛び石によりガラスを破損させたりなど、主な事故の内容となっております。

うちの方も保険というものに入っておりますので、損害賠償金につきましては、全国自治協会の自動車強制保険から逐次補填されているところでございます。

今後はこれまでも行ってまいりましたが、交通事故の防止対策としまして、まず事故を起こした職員につきましては、事故報告書を持ち回りで市長まで決裁を受け

させるように個人指導を行っております。併せまして、個別に共済組合の方が主催する交通安全教室の研修会に参加し、交通安全意識の向上を図っております。また部長会や庁内の回覧掲示板によって安全運転の啓発を随時行っているところでございます。

○11番（園田幸雄君） 2年間で40件の事故は、はっきり言って多すぎます。原因は注意不足であろうと思いますが、事故対策として公用車の一定期間の運転停止などのペナルティを与えると、そういう方策が必要かと思えます。

次に、不祥事について質問いたします。本年度3件の懲戒処分が行われています。不祥事に至った経緯と原因の検証及び再発防止策についてお伺いいたします。

○総務部長（成松英隆君） 6月29日、7月24日に計3件の職員の懲戒処分を行いましたところでございます。

内容につきましては、まずは、教育部の男性参事が、熊本地震より被害を受けた自治公民館の改築、修繕業務において、事務処理のけ怠により、市が補助した金額の62%、金額にしまして428万円が、普通交付税及び復興基金としまして補填されず、市の財政に大きな影響を与えたものでございます。男性参事を戒告処分、上司の係長は既に退職してしまいましたので、課長を口頭注意したところでございます。

次に、総務部の男性主事が消火栓の修繕業務におきまして、支払請求があっているにもかかわらず、3か月もの支払い期間を遅延し、ひいては決裁を急ぐあまり上司の私印を無断で使用したものであります。男性主事の1か月の給料を100分の10減額する処分といたしました。

また、7月24日の処分につきましては、教育部の男性主事が本年4月までの1年間、施設利用者から徴収した体育施設使用料を速やかに入金処理せず、複数回にわたり計104万円を横領し、パチンコ等の遊興費に充てたものでございます。男性主事を懲戒免職とし、管理監督の責にある立場の職員も、入金額のチェックを怠るなどの職責を果たしていなかったことから、それぞれ100分の10を4か月、3か月若しくは1か月減給する処分といたしました。

現在、公務員倫理及び法令遵守意識をこれ以上劣化させないよう、先ほどの公金のマニュアル等の作成、コンプライアンスの研修の実施など全庁を挙げて取り組んでおり、再発防止策を講じているところでございます。

度重なる不祥事により、市民の皆様には大変御迷惑をお掛けいたしました。今後二度と繰り返さないよう、また失われた信頼を回復するために全庁挙げて不祥事防止に向けた取組を行っていく所存でございます。

○11番（園田幸雄君） 市長に見解を求めます。

○市長（守田憲史君） 今年度に入り、立て続けに懲戒処分を行う異例の事態が発生し

たことは、市民の皆様に対して申し開きの余地はなく、痛恨の極みであります。

特に公金横領に関しては、3年前に同様の事件が発生し、事故防止マニュアルを作成したにもかかわらず履行していないなど、組織としての体を成していないものがありました。

今後職員の服務規律の確保と意識改革を徹底し、全力を挙げて綱紀の保持を図り、一日も早い市政に対する信頼の回復に向け、努力してまいり所存でございます。

- 11番（園田幸雄君） 「罪を憎んで人を憎まず」という言葉があります。決して不祥事職員を許すことはできません。しかし、将来ある職員が去ることは残念でなりません。組織の活性化は人材育成が重要であります。今回の不祥事では、上司のチェック機能が全く働いていません。早く気付いていればと惜しまれます。上司が部下を育てるといふ気概を持ってほしいと思います。今後は、信頼回復に向けて全力で取り組んでいただきたいと思います。

次に入ります。自主防災組織の活動について質問いたします。近年では、毎年のように地震、台風、豪雨などの地域住民はもちろん、国や自治体の想定をはるかに超えた大災害が続いております。あるデータによれば約9割の方々が自力、家族の自助、若しくは近所の人などの助け合いの共助で助かっています。突然起こる災害、犠牲者を少しでも減らすためにも、近隣住民が助け合う自主防災組織は重要であります。本市の活動状況についてお伺いいたします。

- 総務部長（成松英隆君） 本市の自主防災組織は、平成30年4月1日現在で125の組織が結成されております。組織率でいいますと73.3%でございます。平成29年度中に4団体が設立され、組織の数は年々増加しているところでございます。平成29年度の組織率は、全国平均で82.7%、県平均は84.6%となっており、本市は県平均より約11ポイント低い状況にあります。

平成29年度に、県が自主防災組織に対して活動のアンケート調査を実施した結果、本市は107組織のうち89組織の回答があり、回収率で申しますと83%でございました。平常時の活動の中で防災訓練については、63組織と約70%が「住民の安全確認」や「洪水等からの避難」、「被害情報の連絡」など何らかの災害を想定した訓練を平均で年1回から2回程度実施しているという結果が出ております。

しかし、地域の課題として、「熊本地震では、自主防災組織が組織としてなかなか思うように活動できなかった」、「訓練の方法が分からない」、「自分たちの地域の危険性が分からない」という声も多く、同じ悩みを抱えているところでございます。また、災害時には、その規模によっては市や広域消防等の支援による救出、救護という公助が期待できない場面もございます。このような中で、やっぱり共助

の仕組みの構築、つまり自主防災組織が非常に重要になってくると思われております。

そこで本年度中に「自主防災組織連絡会議」を開催しまして、意見交換の場としてまた近隣自主防災会との連絡体制の構築を図りたいと考えております。引き続き市では、自主防災組織に対しまして防災意識及び知識の普及啓発を行い、自主的な防災活動を行うことができるように、引き続き地域に出向き、講習会等を行ってまいりたいと考えているところでございます。

- 11番（園田幸雄君） 大規模な災害になればなるほど消防、警察、自衛隊をはじめとした公的機関などによる救助の公助には限界があります。災害から命を守るためには、自助、共助が極めて重要になります。今後、自主防災組織の拡充と支援、アドバイスが必要であると考えます。

次に、河川管理・改修について質問いたします。近年、頻発するゲリラ豪雨、また最近では線状降水帯豪雨という聞きなれない言葉の時間雨量100^ミを超える豪雨が多発しています。先の西日本豪雨災害は、正しく線状降水帯豪雨によるものであると言われております。本市においても、豪雨、高潮、土砂災害が懸念されます。

そこで、県河川、市河川の管理はどうなっているのか。また県2級河川の豊野海東を水源とする砂川河川のしゅんせつ、同じく県2級河川の五丁川堤防の浸食、正しく危険度が高まっています。改修計画はあるのかお伺いいたします。

- 土木部長（成田正博君） 宇城市管内における熊本県が管理します1級河川及び2級河川は、松橋町の大野川など合計27河川でございます。また市が管理する河川は準用河川が71河川あります。

市が管理する大規模な河川の改修になりますと、長期的かつ多大な費用を要する事業となります。現在は熊本地震、豪雨で被害を受けた河川や水路等の維持補修等を実施しております。今後も河川、水路の維持管理としまして、日常のパトロールはもちろんのこと、梅雨の出水期前、台風の接近時には、護岸の崩れ、河床の洗掘状況、土砂の堆積具合、流れを阻害する支障物の有無などを重点的に点検しまして、異常があれば随時修繕をして対応している状況でございます。今後も災害を未然に防ぐための維持管理を行っていきたいと考えます。

また、県が管理します河川のしゅんせつ計画でございますが、県に問い合わせましたところ、梅雨時期と台風後に巡回を行いまして土砂堆積の状況を見て、必要な箇所を随時翌年の出水期前までに撤去する方針で対応しているということでございます。しかしながら、しゅんせつ土砂の搬出先の確保に苦慮しておられ、地域で搬出先が確保できますならば、優先的に取り組みやすくなるのではと考えております。効率的で適正な維持管理が図れるよう市としましても、土砂搬出先の情報提供をす

るとともに、引き続き県に要望を行ってまいりたいと思っております。

また、県管理の河川の改修計画につきましては、現在大野川の支川であります明神川を改修中であり、五丁川も含め、現在各行政区から要望が出ております河川につきましても、引き続き県に強く改修の要望を行い、事業の推進化を図っていききたいと思っております。

- 11番（園田幸雄君） 最近のマスコミではよく異常気象による災害であるということが報道されていますが、異常という言葉が使えないくらい毎年どこかで大災害が発生しています。本市でも災害に強いまちづくりのためにも、後手後手にならないように事前の対策をしっかりとお願いをしたいと思っております。

次に、国営基盤整備事業について質問いたします。この事業は、国営事業推進室が国営事業推進課になって2年目に入ります。同意に向けての推進活動が進んでいると思っておりますが、進捗状況についてお伺いいたします。

- 経済部長（吉田裕次君） 国営基盤整備事業は、現在、地区調査を行っております。

地区調査の実施主体といたしましては、九州農政局の出先機関にあたります北部九州土地改良調査管理事務所です。

地区調査の期間といたしましては、平成29年度から平成31年度の3か年を予定しており、本年は2年目にあたります。農地の対象面積は884㌔で、対象地権者は1,670人でございます。概算事業費としましては350億円を見込んでおります。

本市におきましては、推進協議会の設立とともに、下部組織といたしまして、各機関の担当者によります施設計画部会、営農部会、換地部会、環境配慮部会を配置し、事業計画書を作成するための検討を行っております。また、地元の地権者によります推進委員221人で構成する推進委員会も平成27年度から設置していることを申し添えます。

これまでの取組といたしましては、平成29年度に集落座談会を3回行い、平成30年度に整備計画の平面図案を推進委員に示すために集落検討会を2回行いました。また8月には、全地権者に対する周知活動といたしまして、国営事業のパンフレットをつくり、配布しております。

本年度の重要な取組としましては、12月から3月にかけて地権者から仮同意を徴収いたします。同意が取れない農地は整備することができませんので、できる限り多くの地権者から同意をいただくよう、11月には地元説明会を開催する予定でございます。

- 11番（園田幸雄君） 本市の基幹産業である農業の50年、100年体系を左右する大事業であります。大方の地権者の事業に対する意義、理解度は高まっていると

と思いますが、地権者の同意を得るためには、地域の実情にあった整備計画の策定が必要であると思います。この事業の課題である排水対策をどうするのか、農業用水をどうするのか、園芸用水の確保、ハウスの移設についても課題があります。このことについてお伺いいたします。

○**経済部長（吉田裕次君）** 整備計画につきましては、まず地元推進委員に計画平面図案を提示し、意見を受けて修正したものを再度示した上で、施設計画部会で検討してまいります。

まず、排水対策ですが、農地における排水改良を行うため、農地に暗渠排水を敷設し排水路を2メートル程度、用排兼用水路を5メートル程度に拡張し、水田地帯の排水がスムーズに流れるように行います。流末におきましては、五丁川樋門部分に大型の排水機場を1基、豊川北部であります東松崎地区に1基新設する計画でございます。また、鴨籠・亀崎地区におきましては、現在検討を重ねている途中でございます。

次に、農業用水の確保対策についてでございますが、既存の水利であります河川やため池の水利を十分活用できるよう、用排兼用水路から反復利用させ、パイプライン化して用水を供給いたします。

また、施設園芸用水につきましては、休眠中の上水道施設の地下水が農業用に活用できないか調査を行っているところでございます。

最後に施設園芸用ハウスの移設につきましては、大型連棟ハウスを移設させることがないように、計画平面図案を作成してまいります。道路や水路の拡張に伴う間口の切除など一部はありますが、できる限り詳細設計の段階で切除部分を少なくさせるとともに、農家の自己負担が掛からないように、県及び関係団体とともに、国に要望を上げております。

○**11番（園田幸雄君）** ただいまの答弁では、五丁川東松崎に新たに大型排水機場を計画しているということですが、絶対に計画が変更にならないように強くお願いしておきます。この事業は、100%の同意が必要だと考えております。それぞれの地区の地区委員との連携を密にして、これまで同様のスピード感を持つての推進をお願いして、次の質問に入ります。

地場産業について質問いたします。本市も他自治体同様、少子高齢化が進行しています。その中で、就職を契機とした若年層の流出が本市の人口減少の課題の1つになっております。若者流出の原因に市内産業の賃金が低い、魅力がないことが挙げられます。そこで、一次産業を省いた地場産業の育成取組についてお伺いいたします。

○**経済部長（吉田裕次君）** 本市の産業別就業者の割合ですけれど、2010年の国勢調査によると、第1次産業16.6%、第2次産業21.4%、第3次産業59.

9%、それに分類不明が2.1%となっております。

また、平成25年度熊本縣市町村所得推計によると、本市の域内総生産（GDP）は、第1次産業6.0%、第2次産業が30.0%、第3次産業が63.9%となっております。

地場産業育成の取組といたしましては、平成28年度には地場産業の新技术開発や新分野への事業展開などを支援する他分野連携新事業支援補助金を実施しました。平成30年度からはサテライトオフィスなどIT関連の企業誘致を進めるために、宇城市産業支援サービス業等立地促進補助金交付要綱を定め、サテライトオフィスの誘致を進めております。

今年度しゅん工いたしました宇城市ビジネスサポートセンターを活用し、創業・起業を目指す方へ向けて、経営塾を開催して事業のフォローアップを図っております。ビジネスサポートセンターの利用状況ですが、8月末現在で27団体497人の利用となっておりますので、今後PRに努め、広く利用を呼び掛けていきます。

市内高校生の地元定着と地元企業の人材確保を図るため、合同企業説明会を平成29年度は地元高校で3回開催し、地元への就職促進と企業活動の活性化に取り組んでおります。参加した生徒たちの95%以上からは「参加して良かった」、「ある程度良かった」との感想をいただいておりますが、「参加企業の名前を何社知っていますか」の質問には、3社以下がおよそ60%と、地元企業について知らない課題が浮き彫りになりました。ほかに、宇城市企業クラブでも、「高等学校・支援学校との懇談会」を毎年1回開催し、地元就職へ向けて企業主と先生方の活発な意見交換も行われております。

これからも地場産業への支援や戦略的企業誘致に取り組み、産業振興へつなげてまいります。

- 11番（園田幸雄君） 今年度オープンしたビジネスサポートセンターなどを大いに活用して、魅力ある地場産業振興の仕組みづくりや仕掛けを期待したいと思います。また、地元高校生への就職促進と地場産業への支援、そして市長によるトップセールスでの戦略的企業誘致を強く要望して、次の質問に入ります。

総合型スポーツクラブについて質問いたします。いつでも誰でも好きなレベルで、世代を越えて日常生活の中で自発的にスポーツを楽しみ、健康、体力を維持増進して、地域コミュニティの形成と明るく豊かな生活の実現に寄与することを目的として、現在不知火、松橋、小川の3クラブが活動中であります。3つのクラブが統合の方向で進んでいると聞いておりますが、現状についてお伺いいたします。

- 教育部長（蛇島浩治君） 市には、現在不知火、松橋、小川と3つの総合型地域スポーツクラブがありますが、以前から3者により統合の協議を進めておられます。統

合するメリットとしましては、幅広い指導者の確保、安定したクラブ運営などがあるかと思えます。本年度に入り2度の協議を行いました。現在の状況としましては、松橋と小川の2つが統合する方向で進んでおります。

それぞれ3つの総合型地域スポーツクラブを立ち上げる際には、市では1年目から3年目まで100万円、4年目から7年目まで50万円とクラブの経営安定のための支援を行ってまいりました。総合型地域スポーツクラブは、自主運営が基本ですので、今後はそれぞれの総合型地域スポーツクラブで経営安定の方策を考えられるとともに、市でもそのための相談、協力を行っていきたいと考えております。

- 11番（園田幸雄君） ただいまの答弁では、松橋と小川の統合が進んでいて、不知火は単独とのことですが、3つのクラブが1つになって、将来は三角、豊野が一体となってこそスポーツのクラブの成長、進化があると思えます。また、部活動の社会体育移行の受け皿になる計画もあります。担当部局が仲介役として粘り強く協議を重ねて、1つの総合型クラブになることを大いに期待したいと思えます。

総合型スポーツクラブは、国、県、市が推奨して立ち上げたスポーツクラブでもあります。その育成支援も必要だと考えます。今後、宇城市全域の体育施設が、指定管理者導入の計画があると聞いていますが、総合型スポーツクラブを視野に入れた指定管理者導入を考えてほしいのでありますが、市長の見解を求めます。

- 市長（守田憲史君） 現在、不知火地区体育施設の指定管理者制度を導入しておりますが、期間が平成31年度までとなっております。今後は、宇城市全域の体育施設を指定管理者に広げる計画でありますが、その入札方法につきましては、公募による入札を考えております。

総合型地域スポーツクラブの育成につきましては、その課題について検証し協議してまいります。指定管理者制度と総合型地域スポーツクラブの育成は、別の問題であると考えております。

- 11番（園田幸雄君） 総合型地域スポーツクラブの今後は、指定管理者を受けなければ運営は相当厳しくなることは予想されます。市が推奨した総合スポーツクラブでもあります。しっかりとした計画性のある育成を期待して、次に入ります。

部活動の社会体育移行について質問いたします。社会体育移行もあと1年を切りました。市の方針である時間帯での指導はかなり難しいと思えますが、指導者の確保はできているのかお伺いいたします。

- 教育部長（蛇島浩治君） 社会体育移行に向けての現状であります。6月に3地区に分けて保護者説明会を開催いたしました。その説明会終了後、保護者の皆さんで今後の方向性についても話し合いをしていただいたところでございます。

本年度は2か月に1回のペースで進捗管理を行っていくということで、8月末に

も同じように3地区に分けて保護者説明会を開催いたしました。6月の定例会では、指導者の確保が7クラブ、指導者はいるがまだ未定が5クラブと答弁をいたしましたが、その後の調査で、指導者確保が1クラブ増え13クラブとなりました。

今回の結果は、学童スポーツクラブへ移行を予定している、こちらが19クラブ。そのうち12クラブが指導者の確保ができた、7クラブが指導者の確保ができていないという状況で、また新規でクラブチームの保護者で立ち上げるというクラブが2クラブという現状でございます。

○11番（園田幸雄君） ただいまの答弁では、学童スポーツクラブへ移行予定しているのが19クラブあり、指導者の確保ができていないのが7クラブとのことでありますが、指導者確保の1つの方法として、毎日の指導は時間帯の制限もあり、なかなか厳しい面もありますので、複数での指導もありと考えますが、教育長の答弁を求めます。

○教育長（平岡和徳君） 先ほど部長からもありましたように、本年度は移行の最終年度ということで、2か月に1回のペースで保護者会、説明会を開催していくということになっております。これまでの6月と8月につきまして、その説明会で私も冒頭に話をさせていただいております。保護者の皆さんには、子どもたちの運動できる環境を確保するためには、大人私たち一人ひとりが本気で取り組むということが必要であるということ、そして大人が今を変えなければ子どもたちの未来は変わらないということ、そして必ず地域に指導できる方がいらっしゃるといったようなことを話をさせていただいております。

園田議員が言われた指導体制の工夫を今後含めまして、残りの期間のスケジュール管理を行いながら、粘り強く進めてまいればと考えております。

○11番（園田幸雄君） スポーツの持つ力は大きいものがあります。スポーツを通じた心身の鍛錬は、子どもにとって不可欠な要素だと思います。子どもたちの健全育成は大人の責任でもあります。我々も応援いたしますが、学童スポーツクラブの存続には、保護者の熱意が今試されていると思います。

最後の質問に入ります。ふれあいスポーツセンターについて質問いたします。このふれあいスポーツセンターは、平成21年4月にオープンしています。グラウンドの人工芝の張り替え時期が来ていると思いますが、計画があるのかお伺いいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） ふれあいスポーツセンターは、地域のコミュニティ施設や生涯スポーツの拠点として、さらにJFAアカデミーのエリート教育施設として、平成21年4月に発足いたしました。

人工芝の耐用年数は約10年とされているので、ふれあいスポーツセンター

の人工芝も張り替えの時期となっていることは認識をしております。平成24年の豪雨によりゴムチップが流れ出てしまい、人工芝をブラッシングしてゴムチップの補充を行っております。このときの工事費が783万3千円でありました。

人工芝張り替えにおきましては、本年7月に日本サッカー協会、熊本県サッカー協会、NPOスポーツアカデミー熊本宇城などからも要望が提出されております。

張り替えには多額の費用を必要としますので、人工芝の傷み具合等を確認してまいりたいと思います。

○11番（園田幸雄君） この施設は、JFAアカデミーの練習拠点として、またスポーツ愛好者には交流の場として好評であります。毎年のように年間約1,200万円の使用料収入があります。市長の見解を求めます。

○市長（守田憲史君） ふれあいスポーツセンターの年間の管理費としましては、光熱水費約630万円、日直業務を含む委託料が410万円、その他約170万円と年間約1,210万円の管理費が掛かっております。

人工芝張り替えにおきましては、多額の予算が掛かります。部長が申し上げましたとおり、今後人工芝の状況を見守りながら考えていきたいと考えております。

○11番（園田幸雄君） ふれあいスポーツセンターは、地域コミュニティの施設として生涯スポーツの拠点として、そしてJFAアカデミーの教育施設として、10年経過いたしました。十分に所期の目的を果たしています。スポーツは地域づくりの機能があります。またスポーツは宇城市を活性化します。早期の張り替えを強く要望して、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（長谷誠一君） これで、園田幸雄君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時04分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

9番、福永貴充君の発言を許します。

○9番（福永貴充君） 皆様こんにちは。9番、清風会、福永貴充です。6月議会に引き続き一般質問に立たせていただきます。昨日、日本列島を襲った台風21号は、日本列島に甚大な被害をもたらしております。被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。今回の質問も前回と同様、市民の方々からいただいた御意見、御要望を基に行わせていただきたいと思います。それでは、早速質問に入らせていただきます。

まず、大きい項目1番、学校施設整備について。特別教室へのエアコン設置についてということでお伺いしたいと思います。近年の夏の暑さは非常に厳しいものがあります。まだまだ残暑も厳しさがありますが、特に今年の夏の暑さは、例年にないほどの異常なものではなかったかと思います。

そのような中、この暑さが子どもたちの学校生活、教育環境に影響を与えているという報道が行われておりました。文部科学省が出しております公立学校施設の空調設備設置状況調査というものがありますが、それを見ますと2017年4月現在、全国の小中学校の普通教室へのエアコン設置は49.6%となっております。宇城市では守田市長の御英断により、いち早く普通教室にエアコンを設置してあります。子どもたちからは、「気持ちいい」、「涼しい」などの声が聞かれます。これは非常によい政策判断ではなかったかなと私は思います。

ただ、理科室、あるいは音楽室などいわゆる特別教室というものにつきましては、まだエアコンが設置されていない状況であります。先ほどの文部科学省の調査によりますと、特別教室へのエアコンの設置は34.6%、全国でもまだまだ3分の1程度しか設置されていないという状況ではあります。昨今の暑さの中で子どもたちの学習環境の整備、健康管理という点からも、特別教室へのエアコン設置が必要ではないかと考えます。

ただいま開かれておりますこの9月議会に補正予算としまして、エアコン設置の設計費が計上されておりますが、特別教室へのエアコン設置につきまして、市長の考えをお聞きします。

残りの質問は、質問席より行わせていただきます。

○市長（守田憲史君） 近年の夏の猛暑は異常なほど気温が上昇し、学校では教室内の温度調整、児童生徒の体調管理に大変苦勞をされているところです。このため猛暑対策は緊急の課題であると考え、平成28年度から平成29年度にかけて、小中学校の全ての普通教室に空調設備を設置してきました。

このことにより、普通教室では快適に集中して学習できたと思っておりますが、空調設備を設置していない音楽室や理科室などの特別教室では、教室内の温度調整、児童生徒の体調管理に大変苦勞をされたと思っております。

今回、福永議員の御要望にお応えし、本年度からはさらなる教育環境の向上を図るため、特別教室に空調設備を設置してまいります。空調設備を設置する特別教室は、授業が行われる教室を想定していますので、生徒会室、相談室、ランチルーム等を除いた教室を計画していきまして、小学校で57室、中学校で51室を予定しています。

今回の補正予算に、小学校費777万6千円の実設計費、中学校費723万6

千円の実設計費を計上しております。実設計完了後、平成31年度までに空調設備設置工事を施工する計画ですので、工事完了後はほぼ全ての教室に空調設備が整備されることとなります。なお、工事費は3億円ほどを見込んでおります。

○9番（福永貴充君） 平成31年度までに特別教室にエアコン設置工事を施工するという答弁をいただきましたけれども、市長の英断に対しまして、児童生徒、保護者あるいは教職員も大変喜ばれるのではないかと思います。これからも子どもたちの教育環境整備のために御尽力をよろしく願いしておきます。

続きまして、大きい2番、水害対策についてお聞きしたいと思います。水害対策、排水対策につきましては、過去何度も一般質問に取り上げさせていただいております。今回はその中でも雨水管理計画ということでお聞きしたいと思います。近年増加している集中豪雨、ゲリラ豪雨というものにより、住宅街、商店街あるいは道路等が浸水、冠水するということがたびたび起こるようになってきております。そのような中、宇城市におきましては、現在浸水状況調査を実施させていただいております。また、それと並行して雨水管理計画の策定にも着手させていただいております。

この雨水管理計画の目的、内容はどのようなものなのかお聞きしたいと思います。また、併せて今後のスケジュールについてお聞きします。

○土木部長（成田正博君） 松橋町の浅井手川、明神川、不知火町の尻川を含みます大野川の流域及び不知火町高良・亀松地区においては、過去に幾度となく浸水による被害が発生しております。

そこで、これらの被害軽減を図る目的としまして、今まで各地区の雨水流出解析、河川の流量の調査を行ってきたところでございます。また平成29年度より事業を繰り越しまして、大野川流域の支流である各河川の流域の浸水原因状況調査を実施しているところでございます。

これらの調査と並行しまして、今年度新たに国の補助事業を活用した雨水管理総合計画の策定に着手しました。この計画の目的は、松橋町と不知火町の公共下水道認可区域の浸水シミュレーション等による、浸水リスクの評価により、下水道による浸水対策を実施すべき区域を明確化し、各地区ごとに雨水対策上どのような課題があつて、どのような対策が必要かということをきめ細やかに対策目標を設定するものでございます。

この計画を策定することで、公共下水道事業により国の補助金を活用した水路整備また雨水ポンプ場の建設などの雨水対策施設の整備が可能となります。この計画によりまして、どの地区からどのような整備をしていくのか、またハード整備事業ソフト事業など対策の方針を決定してまいります。

業務委託の期間は、平成30年7月より平成31年3月までとなっております、

今後のスケジュールとしましては、平成31年度に公共下水道事業の分流雨水の認可変更申請を行いまして、平成32年度から詳細設計に着手できるように進めていきたいと考えております。

○9番（福永貴充君） 一つ一つ取り組んでいただいているのは理解できました。水害対策、排水対策につきましては、市民の方々の要望期待も非常に大きいものがあります。今後もさらなる対応を期待しております。

続きまして、2番目の土のうステーション設置についてということでお伺いしたいと思います。8月、清風会としまして福岡市の中央区役所に土のうステーションの研修に行つてまいりました。議長の許可を頂き、資料を配布させていただいております。参照していただければと思います。

福岡市の中央区では、区役所などの公共施設の中にも土のうは保管してありますが、ハザードマップをもとに浸水の可能性がある箇所に関しましては、市民と相談の上、土のうステーションが設置してあります。行政や消防団の方々も公共施設に保管してあります土のうを浸水箇所に設置するということでもありますけれども、この土のうステーションに関しましては、市民の方が必要と思ったときに、必要な量を自分で運んで自宅や店舗に設置できるというものであります。浸水の未然防止に有効と言えるかと思ひます。

住宅街ではそもそも泥や砂が無く、自分で土のうをつくろうと思ひましてもつくることできないということもあります。このステーションを設置することで、土のうを野積みするのと比べれば、土のうの劣化も遅らせることができますし、地域の景観保持にも役立てることかと思ひます。この土のうステーションの設置についてお聞きいたします。

○総務部長（成松英隆君） 本市では、毎年市の総合防災訓練のときに、消防団による水防訓練や、その一環として土のうの作製をしております。その土のうを各地の消防ポンプ格納庫内や格納庫周辺、また小川町や豊野町では水防倉庫にも保管して、いざというときには使用できる体制をとっております。また、別途、非常時各地区の指定箇所に山砂を準備してござりまして、こちらも土のうが必要な場合はその都度作製しているようにござりしております。

御紹介いただきました土のうステーション、いわゆる土のう置き場ですか、こちらは台風や大雨による冠水、浸水などの被害を未然に防ぐために、自由に土のうを取り出し、運搬設置することができるようにされているものと考えてござります。また、収納ボックスの大きさにもよりますけれども、50個から100個程度の収納ができて、構造も比較的簡単なものから耐久性のある鋼鉄製の製品があると伺っております。

大雨時に浸水被害を想定される地域では、土のうを蓄えておく土のうステーションは有効な対策だと思われます。今後、設置箇所調査や維持管理等について、地域及び消防団と協議を進めてまいりたいと考えております。

- 9番（福永貴充君） 今、福岡市中央区の運用の方法に関してお話をさせていただきましたけれども、運用の方法は地域によって多少の違いはあるかと思えます。今全国にこの設置も増えていっております。福岡に研修に行った際も、向こうの担当職員の方から、「熊本県の他の自治体の方からも設置について検討しているので、話を聞かせてほしいと、こういった問い合わせもあっていますよ」と、こういったお話もありました。先ほどの雨水管理計画とも関わってくるかと思えますけれども、様々な方法で水害対策に取り組んでいく必要があるのではないかと私は思っております。是非、協議の方をよろしく願いしておきます。

続きまして、大きい3番の武道館整備についてお伺いしたいと思います。公共施設につきましては、耐震性の問題あるいは老朽化に伴います長寿命化の課題など、こういったことが今出てきておりますけれども、宇城市武道館に関しましては、耐震性あるいは老朽化につきましては、どのような状況となっているのか、また、それにつきましてどのような認識を持っておられるのか、まずこの点についてお聞きいたします。

- 教育部長（蛇島浩治君） 不知火の武道館におきましては、剣道場と柔道場を備えており、近くには不知火体育館、不知火温水プールそして弓道場と、不知火地区のスポーツの拠点となっております。武道館の利用におきましても空手、柔道、テコンドー、武術、エアロビクスなど多種目にわたり、年間約15,000人という多くの人が利用されておられます。

この武道場は、昭和63年に鉄筋コンクリート造りにより建築され、現在30年が経過しております。鉄筋コンクリート造りの耐用年数は47年ということでございます。耐震性におきましても現在基準を満たしており、もうしばらくは、市民の皆さんに御利用いただくように維持管理に努めてまいりたいと考えております。

- 9番（福永貴充君） 昭和63年ですか、建築されたというのが。これで耐震性の基準は満たしているということでありましてけれども、建築から現在30年が経過したということで、耐用年数が47年、あと17年はあるということでもありますので安心はしましたけれども、30年経ってくれば、さすがにいろんな傷んでくるところもあろうかと思っておりますので、計画的な維持管理をよろしく願いしておきます。

次に、小さい項目の2番、武道館へのエアコン設置についてということでお伺いしたいと思います。先ほどの学校の特別教室へのエアコン設置についての質問のときも申しましたけれども、今年の夏は異常な暑さではなかったかと思えます。武

道館の中でも柔道場に関しまして申しますと、南側と北側こちらの壁の下の方、膝から下くらいのところには窓がある状況ではありますが、南側には何も建物がないので風が多少は通ってまいります。しかし、北側は体育館もあり、余り風通しもよくない状況であるかと思っております。そのため、夏場の武道館は非常に暑い状況で、エアコンの設置の要望もありますが、この点についての考えをお聞かせいただきたいと思っております。また、空気の通りという点につきまして、高い位置に設置してあります排煙窓が壊れている箇所もありますが、この点につきましても、安全上早急な修繕が必要ではないかと思っておりますが、この点も含めて答弁をお願いいたします。

○**教育部長（蛇島浩治君）** まず、排煙窓でございます。排煙装置におきましては、現在柔道場の1か所が壊れております。昨年の消防設備の点検では合格しておりましたので、その点検後に故障したものを思われます。今後、早急に修繕を行いたいと考えております。

風の通りが悪いということで、エアコンの設置をとということですが、本年度は特に暑い日が続き、利用者の皆様も熱中症対策には気を使われたことと思っております。エアコンの設置につきましては、今後も状況を見ながら研究をしてまいりたいと思っております。

○**9番（福永貴充君）** 研究していきたいということでもありますけれども、現在暑さ対策としましてあるのは、扇風機が1つという状況であります。そのため、柔道をされている方々が個人的に買った扇風機を持ってくるということもあるのが実情であります。大会のときなどは、子どもたちの熱中症が非常に心配される状況でもあります。柔道をされた方なら分かれるかとも思いますが、あの分厚い柔道着を着まして、夏の暑い中、風通しの悪いところで試合、練習をすることがどれだけの暑さになるのか。近隣の自治体におきましては、今年の春から武道館にエアコンが設置されたとも聞いております。この件につきましては、今後も取り上げさせていただきますと思います。

続きまして、大きい項目4番のふるさと納税についてお聞きしたいと思います。ふるさと納税につきましては、地方自治体の自主財源獲得そして地域経済の振興、こういった点で非常に有効な方法であり、全国的にも今加熱している状況ではないかと思っております。

そのような中、宇城市ではこの制度の創設当初から取り組んでおられますが、寄附金額の推移はどのようになっているのか。また、他の自治体と比較しまして、宇城市の寄附の状況はどうなっているのか。またさらには、宇城市における返礼品に関しまして、人気商品等も含め返礼品の内容はどうなっているのか、この点についてまず状況をお聞きいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 本市におきますふるさと納税の現状についてお答えいたします。この制度は、平成20年度税制改正によりまして創設されました。本市でも創設当時から取り組みまして、ちょうど10年が経過しております。

本市におきますふるさと納税の推移は、平成20年度から平成25年度までは、毎年10件から40数件程度で、100万円前後の寄附額でありました。平成27年度は、462件で約939万円、平成28年度は、熊本地震の復興支援もありまして8,180件、約1億3,070万円と急増いたしております。さらに平成29年度は、前年度より県平均が減少する中におきまして、本市では増加が続き15,353件で、約3億862万円と県内市町村の中でも4番目に高い寄附額となりました。

このように寄附額が大きく増加した背景としましては、熊本地震の復興支援目的の寄附という面もありますが、ふるさとチョイスに加えて、さとふる、楽天といった複数のふるさと納税ポータルサイト、いわゆるネット上での受付窓口でございますけれども、このポータルサイトと複数契約しましたことで、ウェブサイトでの周知が進み、認知度が高まったためと考えられます。しかしながら今年度におきましては、熊本地震の復興支援に対する機運の鈍化により寄附額が減少しているため、利用者が多い首都圏へのPRを強化してまいります。

また、本市の返礼品についてでございますけれども、馬刺し、あか牛、米などが年間を通じて人気となっています。また季節の人気商品としましては、柑橘類やイチゴなども大変人気でございます。

○9番（福永貴充君） 今の答弁をお聞きしますと、熊本県の平均額が減少していく中で、宇城市は昨年も寄附額を伸ばしたということであります。しかも県内で4番目に多い寄附額という説明でありましたけれども、企画部の皆さんが頑張っておられたかなと思いますけど、是非この調子で頑張りたいと思います。

そこで、さらにお聞きしたいと思っておりますけれども、多くの寄附をいただいているということになりますが、寄附をいただいた以上、これをどうやって使っていくのか、ここも大事なことになってくるかと思っております。どのような使い方を考えておられるのかについてお聞きいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 寄附金の使い道についてどのような取り扱いかということでございます。ふるさと納税による本市の寄附金につきまして、これまで積み立てられた地域振興基金の残高は約3億500万円になっております。この寄附金の使い道につきましては、これまで環境循環型社会の構築それから観光振興、そして教育振興として4件、合計の123万3千円を活用してまいりました。今後さらに使い道を明確にして、市民や寄附者に対しPRを行っていく必要があると考えてお

ります。

そこで、今年度から市ではふるさと納税を活用した事業を実施する場合の手続をルール化いたしまして、使い道を広く発信していくこととしております。具体的には、ふるさと納税を活用した事業を行う場合は、優良事例やモデルとなりうるような事業を優先し、事業担当課が実施計画書を提出、庁内の選考委員会に諮った上で事業を実施するもので、実施後におきましては、報告書に基づき広報紙やホームページでその公表を行ってまいります。

国においてもふるさと納税のさらなる活用については、使い道を地域の実情に応じて工夫し、ふるさと納税を活用する事業の趣旨や内容、成果をできる限り明確にすることが重要であるとの考えが示されております。

本市におきましても、このようにふるさと納税の使い道をしっかりと発信していくことを通じて、寄附者の共感を得て、多くの皆様に本市を寄附先として選んでいただけるような取組を進め、市民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

○9番（福永貴充君） 事業実施に関しまして手続をルール化し、事業実施後は広報やホームページで公表されるということでもありますけれども、こうやって使い方を明確にしていくということは、私は大変いいことだと思います。今後もふるさと納税による寄附が増えるように頑張っていっていただきたいと思います。

次に、2番の親孝行サービス券、タクシー券などの導入についてということでお伺いしますが、ふるさと納税に対しまして、しっかりとした取組をさせていただいているということにつきましては、十分今の答弁で分かりましたけれども、さらに私としましては頑張っていたいただきたいという思いで、次の提案をさせていただきたいと思います。

従来のふるさと納税は寄附金をいただき、その一部で地元の特産品を返礼品として送るということで、自主財源の確保と地域経済の振興ということを目的として行われてきたと思います。そのような中、最近では、寄附の返礼品としまして福祉サービスの提供を行う自治体も増えてきております。例えば、宇城市から都会へ出ていった方がおられたら、その方が宇城市にふるさと納税をする。その返礼品としまして、宇城市に住む親に親孝行代行サービス券を送るというもの。内容としましては、庭掃除であったり家事などを代行するサービスがあります。そして、その代行サービスは、地元の企業やシルバー人材センターが行えば地域の経済効果にもつながるかと思えます。ほかにも親孝行タクシー券というものもあります。これはタクシー券を寄附の返礼としまして、宇城市に住む親に渡すというものであります。今後こういったことも必要になってくるかと思えますし、ほかにはお墓掃除の代行など

も行っている自治体があります。

聞くところによりますと、ちょうどいいタイミングで昨日ですか、宇城市でふるさと納税の返礼品としまして郵便局と連携して見守りサービスを始めるということを発表されたと伺っておりますけれども、これも大変いい事業だと私は思います。今後、ますます高齢化が進むと思われまして、その中でも高齢者のみの世帯が増えてくることが予想されております。是非、今回始められた見守りサービスだけではなく、ただいま提案させていただいたような福祉サービスも、ふるさと納税の返礼品として取り扱っていただければと思いますが、この点につきまして答弁をお願いいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） ふるさと納税における福祉系のサービス券導入についての御質問にお答えいたします。

ふるさと納税におきましては、本市をはじめ多くの自治体において地域のPRや産業振興の観点から、返礼品として特産品などの発送を行っておりますけれども、最近は今ありましたように、地域資源を活用し、地域の活性化を図ることを目的とした、いわゆる親孝行サービスなどの福祉系のサービスを返礼品に加える自治体も少しずつ増えてきております。

この親孝行サービスにつきましては、ふるさとを離れて暮らす子どもたちに代わり、郵便局が定期的に両親宅を訪問して見守りを行うサービスや、両親の送迎を行うといった親孝行タクシーなどがございます。このうち郵便局の見守りサービスにつきましては、現在県内の5自治体で取り組まれている状況です。

先ほど議員からもありましたように、本市におきましても、昨日の市長記者会見で発表しましたとおり、今月の12日に日本郵便株式会社と協定書を締結しまして、その後、本市の返礼品に郵便局の見守りサービスが追加されることとなっております。また、親孝行タクシー券につきましては、現在県内では人吉市でのみ取り組まれております。さらに宇土市や合志市では、シルバー人材センターが行う庭の草取りあるいは墓掃除などが返礼品に加えられています。

これらいずれのサービスにおきましても、高齢者の見守りや送迎などを実施する事業者のサービスがあることが前提でございまして、その上でふるさと納税と連携した取組が行われております。本市におきましても、ふるさと納税の趣旨を十分に踏まえつつ、本事業の取組が可能な事業を、関係部署とも連携し調査しながら検討を進めてまいりたいと思います。

○9番（福永貴充君） 答弁をいただきましたように、確かに取り組んでもいいよという事業所がなければ成り立たないサービスであります。ただ、こういった福祉系のサービスがふるさと納税の返礼品となることを知らない事業所もまだあるんじゃない

いかと私は思います。こういったふるさと納税の返礼品もあるんだということを事業所に周知していただき、取り組んでいただければと思います。

続きまして、大きい項目5番の部活動についてお聞きしたいと思います。こちらは6月議会に引き続きの質問となりますが、まず1番、社会体育移行の進捗状況についてということでお聞きしたいと思います。6月に引き続き8月下旬、宇城市内3地区に分かれて保護者説明会を教育委員会において開かれております。私も保護者という立場で出席させていただきましたが、広く知っていただくためにも改めて説明会の内容、また事前にアンケートを採っておられましたが、そのアンケートの内容を説明していただきたいと思います。

○**教育部長（蛇島浩治君）** 第2回社会体育移行保護者説明会を8月末に3地区に分けて実施いたしました。今回は各小学校各部活動より進捗状況、現在の状況を報告していただき、その後総合型地域スポーツクラブと学童スポーツクラブとの関係性、学童スポーツクラブの収支計画書、また規約案などの説明を行い、今回も各小学校に分かれて話し合いを行っていただきました。

今回の結果は、学童スポーツクラブへの移行を予定しているとのクラブが19チームあり、そのうち12クラブが指導者の確保ができた、7クラブが指導者の確保ができていないという状況であり、また、保護者主体で新規にクラブチームを立ち上げるといったクラブが2クラブという状況でありました。

保護者の意見といたしましては、指導者確保においては4時30分からでは難しいが、5時30分からならできるという指導者がいるという意見がありました。指導者が到着する時間まで、保護者や地域の方々が見守りをする方法や、平日の活動回数を限定し、指導者の負担を軽減する方法があることなどを説明しました。また学童スポーツクラブを設立する場合の必要書類について質問があり、規約や名簿などの提出が必要になることをお答えしたところでございます。そのほか分からないところがありましたら、いつでも御相談されるようにと併せてお伝えをしたところでございます。

○**9番（福永貴充君）** 宇城市内運動部活動が37あるかと思いますが、そのうち12の部活で指導者の確保ができたということですが、少しずつは進んでいるかなという思いもあります。ただ、その中で夕方5時半以降であったら確保できているけど、放課後からその時間まではまだ決まっていないとか、あるいは、1人は確保できているんだけど、1人では運営は難しいのであと1人、できれば2人探したいなあなど、そういったことも含まれた数字ではないかと私は思っております。まだまだ順調に学童スポーツクラブを立ち上げ、運営していくには難しいところも含まれているのが実情ではないかと思いますが、社会体育移行まであと7か月となりまし

た。

その指導者確保についてですが、候補者としまして例えば市役所職員の方に仕事が終わった後、あるいは学校の先生に業務外の時間、できる範囲でお願いできないかなど、保護者の方でもいろんな意見が今出てきております。ただ、先日の説明会では指導者の方への謝礼について、具体的な数字等も示して案も示していただきました。これはこれで分かりやすかったかと思えます。ただ指導者が公務員の場合、これは公務員の副業にあたらぬのか、どうなのか、どう扱っていいのか、こういったことも疑問としてやっぱり保護者の方からは出てきておりますし、ほかにも資金面ということから、例えば学童スポーツクラブを支援することを目的とした支援型自動販売機、こういったものをスポーツ施設に設置できないのか、いろんな疑問あるいは意見、要望等が話し合いをする中、説明会を受ける中で今出てきている状況であります。「いつでも御相談ください」とそういったお話でありましたけれども、こういった話一つ一つに速やかに対応していただいた方が、時間もせまっておりますのでいいかなと思えますので、この点是非よろしくお願ひします。もちろん、社会体育化、保護者も情熱を持って頑張っていかなければならない話であります。これは言うまでもないことでもありますけれども、教育委員会におかれましても、なお一層の取組を期待しております。

続きまして、2番の社会体育移行後の大会出場補助制度の継続についてということでお伺ひしたいと思います。現在宇城市では部活動のチームが全国大会や九州大会に出場した際、大会出場補助金を出しておられます。児童生徒のスポーツ振興を図っていく上では、非常によい制度だと私は思っております。しかしながら、今回の小学校運動部活動の社会体育化により、この大会出場補助金がどうなるのかということでもあります。部活動の運営補助金また体育館やグラウンドなどの学校施設の優先的使用と使用料の減免、こちらにつきましては期間限定で継続をするという説明が保護者に対して行われております。ただ、大会出場補助制度につきましては、まだ何ら説明があつてないかを私は思います。是非、継続すべきという思いで、この点についてお聞きいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 小学校の運動部活動は、学校教育活動の一環として位置付けられており、学校長を中心とした責任体制のもと、学校の指導方針に沿って行うとなっております。現在、九州大会や全国大会への出場には補助金を支給しております。小学生、中学生の野球やサッカーなどの既存のクラブチームや、一般のチームの皆さんが全国大会に出場された際には、賞賜金を一人当たり8,000円、年1回でございますが支給をしております。

部活動が社会体育移行に伴い、市では優先的に学校の体育施設を使えるようにす

るとともに、施設の使用料を時限的に免除することや、現在部活動に補助金が交付されておりますが、その支援のあり方についても研究を行ってまいりました。

ただいま議員が話されますように部活動の全国大会補助金の継続につきましては、平成29年度の実績としまして豊福小学校ハンドボール部が九州大会と全国大会に出場し、河江小学校ソフトボール部が九州大会に出場しましたので、補助金の交付を行っております。その支援のあり方につきましても、今後研究をしてまいりたいと思います。

○9番（福永貴充君） 今後研究してまいりますという答弁でありましたけれども、社会体育化まであと数か月となりました。指導者を今必死になって探しておられる保護者の方々がおられます。また社会体育化となりますと指導者への謝金などが出てまいりますので、会費を増やさなければならないなど運営のやりくりで悩んでいる保護者の方々もおられます。それもこれも、子どもたちにスポーツをできる環境を残してやりたいという思いからであります。部活ごとに違いはあるかもしれませんが、全国大会や九州大会を目指しているところもあります。子どもたちのそういった夢を応援してやりたいという思いから、何とか期限内に学童スポーツクラブを設立したいと活動している人たちもいます。社会体育化まで残り数か月になってまいりました今になって、大会出場の補助制度を変更するというのは、少しずつ進んでいっている学童スポーツクラブ移行の流れに、私は混乱を招くものになると思っております。研究してまいりますという答弁でありましたので、是非継続の方向で検討していただくことを希望しております。

それでは、次の質問に入らせていただきます。6番、スポーツ施設について、スポーツ施設管理における指定管理者制度の導入についてということでお伺いしたいと思います。現在、不知火地区のスポーツ施設につきましては、不知火のNPO法人総合型スポーツクラブが指定管理者として指定管理を行っております。宇城市全体のスポーツ施設に関しましては、今後の指定管理者制度の導入についてどのように考えておられるのか、また、NPO法人総合型スポーツクラブには、宇城市のスポーツ振興を担ってもらわなければなりません。この点につきまして、どのように考えておられるのかお聞きいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 現在、平成29年度から不知火地区の体育施設の指定管理者制度を導入しており、期間が平成31年度までの3か年となっております。今後は宇城市全域の体育施設に広げる計画でありますが、指定管理者制度の導入につきましては、その入札方法は公募による入札を考えております。

宇城市には、不知火、松橋、小川と3つの総合型地域スポーツクラブがありますが、現在、松橋と小川の総合型地域スポーツクラブが統合の方向で進められておら

れます。総合型地域スポーツクラブの活動に対しましては、地域のスポーツの振興を担っていただく組織として認識しておりますので、経営安定のための方策を研究してまいります。

○9番（福永貴充君） 不知火のスポーツ施設に関しましては、公募ではなく不知火のNPO法人に決まったのではなかったかと思えますけれども、宇城市全体のスポーツ施設に関しましては、今後は公募で行いたいということですが、公平性という意味のかなという思いもしますけれども、先ほどの部活動の社会体育化とも関わってまいりますけれども、学童スポーツクラブに移行した場合、NPO法人総合型スポーツクラブに会員として入り、NPO法人が保険に関することを担当するということ、こういったことが保護者向けに教育委員会として説明がなされていると思えます。その際は、これは案としての説明であったかと思えますが、平成32年4月に松橋、不知火、小川の3つのNPO法人が統合して担っていくんだと、こういった案の説明があっておりますが、今答弁にもありましたけれども、3つの統合についてはまだまだという感じが私としてはしております。また、宇城市からのNPO法人への補助金も現在ではなくなっているかと思えます。保護者からの意見としまして、「そもそもNPO法人の経営の安定性は大丈夫なのか。」、こういった意見も出ております。また、「学童スポーツクラブをせっかく立ち上げて、いざというときNPO法人が十分に機能しなかったでは困ってくるんだよね。」とそういった意見も保護者から聞こえております。そのためにも、NPO法人総合型スポーツクラブの経営の安定性は欠かせないものだとは考えております。経営安定のための方策を研究していくという答弁でありましたけれども、学童スポーツクラブへの移行は平成31年の4月からでありまして、あと数か月になってきております。こういう点からも、私は急がなければならない課題ではないかなと思っております。この点を意見として述べさせていただき、次の質問に入らせていただきたいと思います。

7番、企業誘致についてお伺いしたいと思います。企業誘致は宇城市にとりましても非常に重要な課題かと思っております。宇城市には高速道路のインターチェンジがあり、国道が何本も通っております。交通の便の良さがありそのメリットをいかした企業誘致が必要ではないかということが以前より言われております。また、最近では、空き家などにIT系のサテライトオフィスを誘致する自治体も増加しております。さらに企業の立場では、進出しても人材は十分に確保できるのか、こういったことを心配される声も聞こえてまいります。こういった点から人材確保についてはどのように考えておられるのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○経済部長（吉田裕次君） 企業の立地は、雇用の創出、地場企業との取引拡大、地域

産業の活性化や定住人口の増加につながることを期待されることから、誘致活動には積極的に取り組んでいるところでございます。

本市が、熊本県や九州の中央に位置する地理的優位性や、インターチェンジなど交通アクセスの良さから、交通運輸業等の問い合わせがあっているところでございます。

本市としましては、紹介できる市所有の物件が無いことから、インターチェンジ周辺で紹介できる土地を探し、マッチングに向けて取り組んでおります。また、地方創生の観点から、若者が求める事務的職業を創出するため、IT系企業のサテライトオフィス誘致に力を入れております。

誘致に向けた総合的な取組としまして、IT人材の育成を図るべく、総務省のテレワーク先駆者百選に選定された株式会社マミーゴーと全国初となる連携協定を締結し、インターネットを活用した無料のパソコン講座などに取り組んでおります。

さらに、人材不足を解消し人材確保を図るために、市内高校生と地元企業との合同企業説明会を開催し、地元への就職促進と企業活動の活性化に取り組んでおります。

これからも若者の人口流出を抑え、これからも「ずっと住みたいまち」であるために、地場産業への支援や戦略的企業誘致に取り組んでまいります。

○9番（福永貴充君）　今回は一つ一つのことではなく、全体的な取組についてお聞きいたしましたけれども、宇城市としまして市所有の土地がないので、インターチェンジ周辺で紹介できる土地を探し、マッチングに向けて取り組んでいますと。こういった答弁でありましたけれども、実際インターチェンジ近くで企業誘致に土地を提供したいという方々がおられ、担当部署として御尽力していただいているのは私も聞いております。今後もこういった方々との情報交換を積極的に行っていただきたいと思っておりますし、今後は農家も減ってくるかもしれません。そうなってくると、今後さらに企業誘致に土地を提供してもいいというところが出てくる可能性もあります。また、事業所の跡地などを企業誘致の可能性のある場所も今後出てくるかもしれません。今後も情報収集並びに情報発信そして情報の共有ですね、こちらを含め企業誘致の活動を期待しております。

少々残りましたが、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（長谷誠一君）　これで、福永貴充君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中ではありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君）　異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。
本日はこれで延会します。

-----○-----

延会 午後1時52分

第 3 号

9月6日 (木)

平成30年第3回宇城市議会定例会（第3号）

平成30年9月6日（木）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1 一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（21人）

1番 原 田 祐 作 君	2番 永 木 誠 君
3番 山 森 悦 嗣 君	4番 三 角 隆 史 君
5番 坂 下 勲 君	6番 高 橋 佳 大 君
8番 大 村 悟 君	9番 福 永 貴 充 君
10番 溝 見 友 一 君	11番 園 田 幸 雄 君
12番 五 嶋 映 司 君	13番 福 田 良 二 君
14番 河 野 正 明 君	15番 渡 邊 裕 生 君
16番 河 野 一 郎 君	17番 長 谷 誠 一 君
18番 入 江 学 君	19番 豊 田 紀代美 君
20番 中 山 弘 幸 君	21番 石 川 洋 一 君
22番 岡 本 泰 章 君	

4 欠席議員（1人）

7番 高 本 敬 義 君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 吉 澤 和 弘 君 書 記 山 本 裕 子 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 守 田 憲 史 君	副 市 長 浅 井 正 文 君
教 育 長 平 岡 和 徳 君	総 務 部 長 成 松 英 隆 君
総合政策監 村 上 理 一 君	企 画 部 長 岩 清 水 伸 二 君
市民環境部長 園 田 敏 行 君	健康福祉部長 那 須 聡 英 君

經濟部長	吉田裕次君	土木部長	成田正博君
教育部長	蛇島浩治君	會計管理者	木下堅君
総務部次長	天川竜治君	企画部次長	中村誠一君
市民環境部次長	村上雅宣君	健康福祉部次長	稼隆弘君
經濟部次長	杉浦正秀君	土木部次長	坂園昭年君
教育部次長	吉田勝広君	三角支所長	内田公彦君
総括審議員	原田文章君	不知火支所長	村上伸一君
小川支所長	篠塚孝教君	豊野支所長	中村隆文君
市民病院事務長	伊藤博文君	農業委員会 農事務局長	蔵原正敏君
監査委員事務局長	横山悦子君	財政課長	木見田洋一君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（長谷誠一君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、15番、渡邊裕生君の発言を許します。

○15番（渡邊裕生君） おはようございます。15番、うき未来21の渡邊裕生です。

まず、今朝起きて驚きました。北海道で大変大きな地震がありまして、2年前の私どもの熊本地震をまた思い出してしまいました。まだまだおそらく今の段階では、被害の状況等も把握されていないだろうと思いますし、死者、行方不明者の数等も全く分からない状況ではあるかと思いますが、被災された皆さん方に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

今年は、日本列島各地で大変大きな災害が起きた年でありました。先だつての西日本豪雨災害では、7月6日正午までに、近畿や九州、四国を中心に全国で避難指示が少なくとも29万人、避難勧告が200万人に出されるという大変大きな災害が起こった次第です。そして甚大な被害が各地に発生したことが分かり、7月14日現在、豪雨による死者、行方不明者が、13府県で299人に上り、1982年の長崎大水害以来の被害となりました。断水世帯は20万戸を超え、広島県、岡山県を中心に5,946人が避難所に身を寄せているという状況でした。私たちが2年前熊本地震を経験し、たくさんのことを学びました。防災計画のない自治体はないと思います。どこも日頃から防災意識を高めるために努力をしていますが、自然の猛威には無力さを感じます。前もって避難ができる場合と、地震のように突然の災害では避難はできません。救助と被災生活に力点が置かれます。今回宇城市の防災計画について、日頃の備えと避難所生活など幾つかの項目でお尋ねをしたいと思いますので、簡潔な答弁をお願いします。

申し遅れましたが、今回の私の一般質問の大きな2番と3番を入れ替えて質問させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、1番目に備蓄・調達体制の整備についてお尋ねをします。宇城市地域防災計画第3節応急活動体制の整備の中の、第11項備蓄・調達体制の整備についてお尋ねします。備蓄・調達体制の整備では、災害時には流通機構が混乱し、必要物資が入手困難となることも予想される。このため、流通機構がある程度回復するまでに必要な飲料水・食料・生活物資・応急活動用資器材の調達並びに備蓄体制の整備を図る。こうした必要物資は、具体的な物資の種類、数量、備蓄場所、備蓄方法を

協議・調整していくとあり、その中の飲料水・食料・生活物資・資器材の整備について、住民・事業者は災害に備えて平時から最低3日間の飲料水・食料・生活物資を備蓄するように努める。市は市民の備蓄を保管するために、備蓄計画に基づき分散備蓄に配慮し、整備充実に努める。備蓄物資が不足する場合に備えて、農業協同組合、民間事業者、大手食品メーカーなどと物資調達に関係する協定を締結し、調達体制の確立に努めるとあります。また第12節、生活救援活動の第4項食料の確保の中に、総務対策部は当面の備蓄品としての食料を確保すると書いてあります。

質問ですが、現時点での備蓄の状況、住民の備蓄と市の備蓄の関係、総務対策部が行う備蓄品としての食料の確保についてお答えいただきたいと思います。

後の質問は、質問席から行います。

○総務部長（成松英隆君） まず備蓄・調達体制の整備ということで、御案内いただきました市の地域防災計画には、応急活動体制の整備で備蓄・調達体制の整備について記載があります。災害時には流通機構が混乱し、必要な物資が入手困難となることも予想されるため、飲料水・食料・生活物資・応急活動用資器材の調達並びに備蓄体制の整備を図ることとしております。

市の備蓄物資の考え方としましては、熊本地震を想定して食料供給体制が整うまでの間の食料を基準として、各地に分散備蓄する計画でございます。1日分の食料としまして、住民、市と県、これは国も含みますが、3分の1をそれぞれが準備するものと考えています。住民・事業者の備蓄については、平時から最低3日間は推奨するのは1週間分ということにしておりますが、飲料水・食料・生活物資の備蓄に努めるように推進をしているところでございます。

また、地域防災計画の食料確保にある備蓄品としての食料確保につきましては、アルファ米またはクラッカーと水を計画的に備蓄したいと考えております。大規模災害時には、国や支援物資供給協定を締結している事業所に、食料、水、生活用品などの支援物資を調達するよう要請することとしております。熊本地震まで市が備蓄していた物資、及び熊本地震における支援物資等は当時の避難所をはじめ、市全域に配布したため、備蓄としての食料の在庫はほぼないような状況でございます。

○15番（渡邊裕生君） 今お答えいただきましたが、現在は、備蓄は行われていないというふうにちょっと今私は理解したんですが、今日のあの北海道の地震のように、突発的に災害が起きた場合に、もう着の身着のまま我が身1つで、やはり避難しなきゃいけないという状況になったときに、市民が3日分の食料を持って逃げる余裕等はおそらくないんじゃないかなと思うんですね。結局今日も北海道の地震で、救助された方はいずれかの避難所に行かなければならない。その避難所の中で、まずは1日分の食料をどう確保するかという話になったときに、備蓄品にまずは頼ると

というのが通常ではないでしょうか。今宇城市においてその備蓄品がないということは、全くその突発的な災害に対する備えができていないというふうに今お聞きしたんですが。果たしてそれでいいのかなと。やはりあの大きな災害を私達も経験して、市民としての備蓄は呼びかけて、それは当然だと思っています。だから逃げられる余裕があるときはそれを持って逃げてください。しかし、突発的な災害のときに、まずはやっぱり1日目、よそからの救援物資が届くまでは自分たちでどうにかしなければいけないという、そのためにこの備蓄品があるんじゃないかなと思うんですが、今現状それが無いというのは、非常にちょっと私は驚きなんです。その点についてどうお考えなのかお答えいただきたいと思います。

○総務部長（成松英隆君） 議員御指摘のとおりのところもございますけれども、やはり普段から住民の皆様にも備蓄品を持って、持ち出せるところでしておいていただくことを平日頃から推奨することが肝要かと思えます。当然市の方も備蓄をすることは今も、今日、明日というわけにはちょっとまいませんけれども、早々に整えていきたいと考えているところでございます。

○15番（渡邊裕生君） このことを今ないというのが分かったと。それでは、次のその備蓄計画について。先ほど文中にありましたその備蓄計画そのものは策定してあるのでしょうか。もし策定してあるとすれば、その備蓄計画というのはどういうものかをちょっと御説明をいただきたい。

○総務部長（成松英隆君） 備蓄計画につきましては、確かに防災計画の中に記載してございます。備蓄品については、平成23年度から平成27年度までの5か年計画で「備蓄用食料等の配備計画」が作成されておりました。クラッカーと水を備蓄しておりましたが、熊本地震で配布をしてしまいまして在庫がほぼない状況でございます。また、熊本地震を受け、様々な課題に対応するために、平成30年3月に「宇城市地域防災計画」を大幅に見直したところでございます。その時点では「備蓄計画」というのを策定までは至っていないのが実情でございます。

本年度末に、市内5地区に「防災備蓄倉庫」が建設されますので、それまで備蓄体制に係る基本的な考え方や備蓄品目・備蓄目標、備蓄整備計画などを盛り込んだ「備蓄計画」を策定し、計画に基づき、食料・水・生活物資、応急活動用の資器材などを購入し備蓄してまいりたいと考えているところでございます。

○15番（渡邊裕生君） 今の答弁に関係しますので、防災倉庫の現状と今後の整備計画についても説明をお願いします。

○総務部長（成松英隆君） 防災備蓄倉庫は、一応年度末までには完成する予定で進めております。

○15番（渡邊裕生君） 震災後の宇城市のこの防災体制の、私から言わせると不備と

という言葉をあんまり使いたくはないんですが、あれだけ大きな災害を経験した宇城市が備蓄品もない、防災倉庫も今からでと。今現在の状況というのは非常に危うい。今ここで災害が起きて、おそらく住民の方が避難されて来られて、じゃあ最初の1日目をどうやって過ごすんですかってなったときに、それこそ非常に大きな批判が出るんじゃないかという状況ですよ。非常に危惧します。お願いするのは一日も早くその体制を整えてください。備蓄計画をつくって、備蓄品を適材適所備蓄していただいて、災害に備えるというそういう体制づくりを、早く宇城市は整えていかないといけないんじゃないかなという気がしました。これ以上は申しません。一日も早い改善をお願いしたいと思います。

次に、発災後、市民が避難生活を余儀なくされる場合もあるかと思えます。避難所運営マニュアルの整備の必要性を強く感じていますが、現在どうなっていますか。お答えください。

○健康福祉部長（那須聡英君） 地域防災計画に避難所マニュアルに記載があるかと思えますが、地域防災計画の発行と同時に避難所運営マニュアルも作成の予定でございましたが、今現在作成ができていない状況です。熊本地震での避難所運営を経験した職員や被災者へのアンケート結果、また国のガイドライン及び熊本県の避難所運営マニュアルも参考に、平時の場合の対応及び災害時の場合にも対応した避難所運営マニュアルにするため、現在、健康福祉部で内容を検討しているところでございまして、本年度中の完成を予定しております。

○15番（渡邊裕生君） 避難所運営マニュアルもまだできていないと。私は、今回の質問をするにあたり、益城町のホームページを見たところ、大変丁寧で立派な避難所マニュアルができておりました。やはり災害を経験したところは、こういったところにやっぱり細かい配慮をしながら、できるだけ早く体制づくりをしていくというのが本来の行政の姿じゃないかなと思って見ていたんですが、宇城市の場合は、まだ今からだという話ですので、先ほどの備蓄の問題と併せて、宇城市のこの防災体制に対する市の姿勢というのを大変私は何と言っていいのか、危ういというふうに感じました。もう少し、やはりあのときの思い、経験をいかすのであれば、一日も早い防災体制をつくりあげるべきじゃないかなと思うんですけども。

では、次の5番目の河川の洪水氾濫については、避難勧告、避難指示はいつどの時点で出されるのか、基準や状況判断について市の判断基準をお答えいただきたいと思えます。

○総務部長（成松英隆君） 市の地域防災計画におきましては、避難対策として避難の勧告・指示について定めております。まず、災害時の要支援者などに避難に時間を要すると思われる方々に対して、避難勧告を行う前に「避難準備・高齢者等避難開

始」を發表いたします。また、緊急避難の必要を認めたときは「避難勧告」または「避難指示」を発令しますが、時期については強風、河川等の増水、要配慮者が避難するために必要な時間的諸要素を考慮の上発令します。河川の洪水氾濫の避難勧告等につきましても、市の地域防災計画に記載をしており、河川等の水位が氾濫危険水位に到達し、若しくは到達するおそれがある場合、さらに水位の上昇が予測される場合、または警戒水位の設定がない中小河川や水位観測の施設がない河川等においては、巡回の強化、あるいは住民からの通報体制により状況を把握しているところでございます。

本年5月に水防法に基づきまして、県と宇城管内2市1町で「宇城水防区大規模氾濫減災協議会」が設置されております。市内の県河川が氾濫危険水位に達した際には、通常の事務方からの連絡に加えまして、宇城地域振興局の土木部長から市長へホットラインによる河川水位情報が提供されます。これは市長に対して避難勧告等の発令判断支援のために、適切に判断できるよう客観的、技術的な情報を的確かつ確実に伝えるものとなっております。

避難勧告等の住民への伝達方法については、これまでどおり市防災行政無線及び携帯電話会社のエリアメール、市情報メール、広報車や消防団による対象地区などにより伝達することにしており、NHK等のテレビのテロップでも流れるようになっております。

○15番（渡邊裕生君） 今回の西日本豪雨災害の状況を見たときに、あれだけやはり河川の氾濫、決壊等でたくさんの水没地域が出て、避難勧告はあったにもかかわらず大災害になってしまったと。あのことを考えると今総務部長がおっしゃられた状況判断は、確かにそれはそれで私は適切なやり方だろうと思いますけれども、ああいう大災害がいつ起こるか分からないということもやはり頭の中に置きながら、私たちは日々防災に取り組んでいかなければいけないのかなという思いを、特に今回の西日本豪雨災害を見て私は思いました。

ですから、避難ができるときはやはり避難をしたい、自分だけは大丈夫とかいう考え方がもう間に合わなくなっちゃったというところで、大変大きな災害、人命に関わるような大災害に陥る可能性があるということを、私たちはやっぱり知っておかなければならないだろうと思い、是非、市の対応も適切な処置をしていただきますことを今回はこれをお願いをしておきたいと思っております。

最後の6番目の質問なんですけど、ちょっと具体的な話になります。先だって、やはり豪雨、高潮のときに港川防潮水門が閉まらなかったという言い方は適切ではないかもしれませんが、地域の皆さん方が床下浸水、床上浸水に見舞われました。そもそもあの港川水門は高潮災害のあの平成11年の台風災害を受けて、高潮を防ぐ

ために防潮水門をつくり、そして排水ポンプを設置したということでもありますから、あのような事故が二度と起きてほしくないと思う次第です。

そこで、港川防潮水門の開閉の基準についてお尋ねをしたいと思います。よろしくをお願いします。

○**土木部長（成田正博君）** 港川防潮水門、先ほど議員が話されましたとおり、平成11年の9月、台風18号によります高潮被害によりまして大野川流域で甚大な被害が発生したため、熊本県によりまして平成14年3月に設置をされました。設置当初から平成27年度までは、地元住民の方や地元建設会社へ管理を委託しておりましたが、平成27年8月から台風15号による高潮災害発生後の平成28年度から現在までは、市が直接管理を行っております。

水門の開閉の基準につきましては、高潮災害発生後に第三者委員会を設置しました。災害発生の検証と今後の高潮災害防止に係る体制・マニュアル等の新たな整備について、課題を調査・審議いただき、水門操作の「判断基準の明確化」と「操作に関わる行動ルールの明確化」について提言をいただきました。

この提言を受けまして、平成28年10月に「大野川水系港川防潮水門操作マニュアル」それと「行動計画（タイムライン）」を策定しております。現在は、これに基づきまして、台風接近時や高潮警報発令時の水門操作を行っております。

具体的には、気象情報によりまして、台風上陸または接近のおそれがあるときの6時間前、または高潮警報発表のいずれか早い時期に、操作責任者が操作員を操作室に待機させまして、手動運転によりまして水門を全閉いたします。ただし、浅井手川の逆流による内水氾濫を防ぎますために、台風最接近の3時間前、または暴風域に入ったと思われるときのいずれかの遅い時間までは、大野川と浅井手川の河川水位の変動、それと台風の位置、気圧、風向き、風速、降水量や潮位等見まして、操作責任者の指示により、水門の半閉または全閉の操作を行っております。

近隣住民の方々には、遠隔操作室屋上に設置してあります黄色の回転灯、ランプが点灯しているときは操作員が水門に待機して、即時対応にあたっていることを御承知いただき、一層油断せず、災害発生のおそれがある場合は、早めの避難をお願いしたいと考えているところでございます。

○**15番（渡邊裕生君）** この件に関しましては、防潮水門操作マニュアルというのができておりました安心をいたしました。基本は全閉とするというのが、このマニュアルの基本姿勢みたいなものであるということを確認しましたので、今後、いろんな気象条件等その場でとっさの判断を迫られる場合があるかもしれませんが、全閉というのを基本として考えておくならば、きっと地域の住民の皆さん方の理解も得られるだろうと私は思いますので、適切な判断で今後の水門の開閉をお願いしたいと思います。

います。1番の質問に関しては以上で終わります。

次は、先ほど申し上げましたように、第7期の介護保険計画の質問に入らせていただきます。本年度から第7期の介護保険計画に入ったわけですが、その1番目の地域包括ケアシステムの深化についてと書いております。これは第6期から始まりましたこの地域包括ケアシステムをさらに深めていこうというのが第7期の大きな目標になっております。言うまでもありませんが、この地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域で介護や医療、生活支援サポート及びサービスを受けられるよう自治体を中心となり、住まい、医療、介護、生活支援、介護予防を包括的に体制の整備をしていくことです。

第6期を終え、宇城市の地域包括ケアシステムがどのような状況にあるのか、分かりやすく説明をしていただきたいと思います。また、在宅における医療と介護の連携について、医師会との話し合いの進捗状況についてもお伺いしたいと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） 平成17年の介護保険法の改正で、「地域包括ケアシステム」という用語が初めて使われまして、高齢化社会の進行が引き起こすと予想される問題を緩和するために、地域住民の介護や医療に関する相談窓口である「地域包括支援センター」の創設が打ち出されました。

「地域包括ケアシステム」については渡邊議員が話されたとおりでございます。また、平成26年の介護保険法の改正によりまして、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業として「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」を展開しております。特に、包括的支援事業の中で、「地域ケア会議の充実」、「在宅医療と介護の連携推進」、「認知症対策の推進」、「生活支援体制整備」が組み込まれております。

さらには、平成29年6月の地域包括ケアシステム関連法改正では、その柱として「自立支援を重度化予防」が明言されています。本市における第7期の介護保険事業計画は、基本的には第6期計画の目指す姿や基本理念を継承したものとなっております。第6期から取り組んできた「自立支援と重度化予防」に資する取組を、第7期も引き続き推し進めることとしております。中でも、「自立支援に向けた介護予防・日常生活支援総合事業の充実」において、一般介護予防事業や住民運営の通いの場の整備、生活支援体制整備、自立支援ケアマネジメントの強化等、第6期計画中に取り組んだ総合事業等の内容をより多様化・拡充して計画に織り込んでおります。また、「医療と介護が連携し、在宅でも安心して暮らせるまちづくり」を目指す施策として、在宅医療・介護連携推進事業についても第7期計画に織り込んでいるところでございます。

本事業は今後増加していく医療と介護双方を必要とする高齢者が、在宅において

適切に医療と介護が受けられるような連携体制を構築していくものでございます。

本年度は、4月に医療や介護関係者を対象として「在宅医療・介護連携推進懇話会」を開催し、双方関係者の顔の見える関係づくりに関する取組を行っているところでございます。

- 15番（渡邊裕生君） 概略説明をいただきました。何回も私はこの介護保険については今までも質問をしてきておりますが、第6期において、やっぱり宇城市はその前から取り組んでおりました地域支援事業をそのまま引き継ぐ形で、第6期にスムーズにその新総合事業に入ることができた。特に介護予防の体制づくりに関しては、大変日本でもトップランナーであるという評価を以前も申し上げましたが、大変素晴らしい成果を出しているということは、私も評価をしております。ということで、ただ、前回何回も御指摘を申し上げたわけですが、医療と介護の連携、ここの部分がまだやはりうまい具合に機能してっていない。在宅医療と介護の連携、特に医師会等の話し合いがいまだにまだ途中の段階かなど。医療が在宅で充実した形がとれるのにはもう少し時間がかかるんだろうなという思いでおります。特に、宇城市は医師会が2つあるという、この点もよその地域とは違う状況下にあるというのも、なかなか話がうまい具合に進まない1つの要因ではないかなと思っておりますが、そういった部分に関しては、やはり根気強く市の職員の皆さん方の医師会との話し合いを進めていただいて、できるだけ早くこの医療と介護連携が取り組める形をつくっていただかなければ、この包括ケアシステムの充実、深化というのはなかなか進まないんじゃないかなと思います。介護の部分と地域支援事業の部分に関しては、もう十分な形はできているわけですから、あとは医療の部分がこの介護との連携をどうつなげていくかというその部分が1つの大きなポイントであろうと思っております。

2番目の質問の要介護認定者数、そして認定者数の推移についてと書いておりますが、第6期において要介護認定者数の推計が出ていましたが、実際の認定者数は第7期の事業計画に掲載してあります。第6期では平成27年3,795人、平成28年3,852人、平成29年3,898人と推計をしていましたが、実数は平成27年3,652人、平成28年3,475人、平成29年3,327人と予測をはるかに下回る右肩下がりの認定者数、認定率となっています。もし、お分かりになれば、平成30年3月と9月の認定者数をお答えいただければと思います。第6期は認定予測をベースにして、事業費を3年間の標準給付見込額約179億4,600万円、地域支援事業費見込額約9億8,600万円としています。今議会で決算額が出ると思いますが、第6期に実際掛かったお金はいくらだったのでしょうか、お答えいただきたいと思っております。

○健康福祉部長（那須聡英君） まず、議長のお許しを頂きまして、議員の皆様に介護認定者数それと認定率の推移についてお配りをしているところでございます。そちらを参考に御覧いただきたいと思っております。

第6期介護保険事業計画と第7期介護保険事業計画の要介護認定者の数値の違いは、計測時点の月の相違によるものでございます。要介護認定者率や数値の推移と傾向、全国平均や県平均との比較を行うにあたっては、厚生労働省が推奨する「見える化システム」を活用しております。「見える化システム」では、3月末時点での計測であるため、同システムが活用できるようになった第7期計画策定時点では、この数値を活用しております。先ほど質問のありました、平成30年3月時点の認定者数でございますけれども、3,221人ということになっております。

渡邊議員御指摘のとおり、平成27年度から平成29年度にかけては、要介護認定者数は減少しております。要介護認定者数、特に要支援者の減少の要因としては、平成27年度から総合事業を開始したことが大きく影響しております。総合事業は、要支援認定を受けなくてもチェックリストで該当すれば利用できるため、認定申請の前にチェックリストで判定を行った結果、認定申請までは必要がないケースが増えたためであると考えられます。

第6期期間中の要介護・要支援認定者数の実績は、総数は減少していますが、減少の主な要因は要支援者の大幅な減少であり、反面、要介護1以上は第6期計画の推計値に近い形で増加しております。

こうした総合事業の開始による要支援者の減少は、全国的に見られる傾向でございまして、この減少傾向の結果で推計を行ったことで、将来推計値が過度に少なくなるなど、現実的な数値とならない場合もあったようです。このことから、平成29年10月に厚生労働省から推計にあたっての留意点が示され、推計の結果、減少傾向を示している場合は、その変化率をゼロに補正することで推計を行うこととなりました。このグラフでいけば平成28年の3月、こちらのところをゼロベースでという形になるかと思っております。このため、第7期計画書に記載のとおり、高齢者の増加に伴い、今後も要支援・要介護認定者数が増加していくという推計結果になったところ です。

第6期計画期間中の3年間の給付費は、計画時点では約179億4,600万円と見込んでおりました。これに対し実績は約170億8,900万円となったため、見込値より約8億5,700万円少ない結果となりました。

この実績から、保険料負担額が見込みよりも減少したため、その減少分については介護給付費準備基金積立金に積み増しを行っており、同準備基金は累計で約3億5,700万円となっております。

準備基金の原資は保険料であるため、これを取り崩して介護保険特別会計に繰り入れることで、保険料の負担の軽減が図られることとなります。

○15番（渡邊裕生君） 今、説明をいただきました。市民が負担する介護保険料、第5期の5,300円から、第6期は6,000円と700円の値上げが行われました。私は思うんですけども、本当に値上げが必要だったのでしょうか。結果論かもしれませんが、700円の値上げは必要ではなかったんじゃないだろうかと思っています。では、第7期はどうかといいますと、第7期の推計値では、平成30年で3,542人、平成31年は3,744人、平成32年で3,955人と、右肩上がりの予測がなされています。これを踏まえて3年間の標準給付見込額は198億8,400万円、地域支援事業費見込額は11億5,000万円です。平成27年から右肩下がりの認定者数の実績を上げている宇城市が、第7期では右肩上がりの予測というのは理解に苦しみます。第6期では地域支援事業が始まり、要支援者が介護保険から外れるということもあり、初めてのことでですから予測ができなかったと言えるかもしれません。しかし、第7期は第6期の実績を踏まえ、さらに充実させて行こうという計画ですから、横ばいの予測があってもおかしくないと思います。第6期の実績を踏まえるならば、第7期での値上げは必要なかったのではないのでしょうか。第6期で余ったお金はどうされますか。このままでいくと、第7期ではさらに余ることになるんじゃないのでしょうか。本来なら、保険料を据え置くべきところだったと私は思っています。第6期の分析、総括を行ってから保険料の決定に結び付けるべきだと思います。第6期の分析、総括についてはどうお考えになりますでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） 第6期計画の総括としましては、他市町村に先駆けて介護予防日常生活総合支援事業に取り組むなど、介護予防事業の充実と自立支援に向けたサービス展開を行っておりますが、これにより要支援状態等からの自立の促進につながったものと分析しております。

第6期計画中に、平成28年度の熊本地震による混乱があり、予測値と実績値とのかい離はございますが、介護予防事業の効果が出て、要支援者数の減少につながりはしたものの、第7期以降については、高齢者の増加に伴い要支援・要介護認定者数が増加していくと予測しております。

また、第7期介護保険料の設定について、第6期の6,000円から6,300円へ300円増加した主な要因は、要支援・要介護認定者数の増加もありますが、第1号被保険者の保険料負担率の引き上げ22%から23%へ1%と、介護報酬の改定、改定率がプラス0.54%でございます。来年10月の消費税10%の引き上げによる総給付費の増加が大きく影響しております。

第7期計画中の保険料を算定する際には、準備基金のうち約1億5千万円を取り崩し特別会計に繰り入れることで、介護保険料の低減を図った結果、第7期の保険料基準額を月額6,300円と設定しているところでございます。

補足としまして、熊本県内市町村の平均保険料は6,300円でございます、本市は県内で中位という状況でございます。

- 15番（渡邊裕生君） 今回私がこの質問をするのは、普通にこの第6期と第7期を見比べて、これだけ認定者数が下がっていてお金も下がっていて、それでなんで第7期はこれだけ上がるんでしょうか。そこら辺が単純な疑問なんですよね。先ほど包括ケアシステムの深化という言葉もありましたが、この市が行う介護保険事業の目的は重度化予防ですよね。ですから、本来目的っていうのは抑制に働かなければいけないのを、計画では右肩上がりの予測をして保険料も上げていこうという、少し私からすると、これは何か腑に落ちないなあと単純な疑問なんですよね。そのところを実際数字で見ても、先ほど申しましたように、平成30年予測では3,542人の予測がなされているのに、実際は、この先ほどの資料のグラフでありましたように3,257人の実数なんです。300人ぐらいのもう既に今年の段階で差があるんですよね。これ要介護の部分の1から5までの数字ですから、要支援者はこれ別ですから。ここから来年再来年というふうに上がっていくのかな。でもスタート時点でもう300人少ないという実際のデータが出ているのに、本当にこれから先も上がり続けるのかなと。市は事業としてはできるだけその重度化をしないように、要介護の人は現状維持でいってもらおうというそのための事業を展開するわけですから。これを上げていこうという話には、なかなか私はちょっと納得がいきません。そこで、その総事業費が膨らむわけですよ、先ほど申しましたように。皆さん、御存知のとおり、本田会の事件があります。今訴訟中ですから、これがもし解決するとおそらく3億円ぐらいのお金が戻ってきます。そしたら、この介護保険でまた言えば余裕が、お金が余るんですよ。そういったときに、じゃあ今後その余ったお金は負担されている方に還元できるんでしょうか。せめて第8期はもう値上げをしないとかですね、そういう判断がもしどこかで出ればいいなあと考えています。でも今みたいに第6期から第7期に移る前に、既にもう保険料が決まっちゃっているんですね。どういう判断でこの保険料を決められたのか。先ほど部長から答弁がありましたけれども、本当に第6期の総括と分析をした上での第7期だったのかなあというのがですね。私はよく分からないんです。この実数を見てね。実際今年度で300人も差があるわけですから。どうですか、そのところ部長どう思いますか。

- 健康福祉部長（那須聡英君） 推移の部分の冒頭でお答えしましたように、実績とし

てはそのような数値となっているかもしれませんが、平成29年10月に厚生労働省からの留意点というのが示されまして、平成28年3月時点をゼロベースでということになりますので、その部分が200人程度見込まれますので、大きくなったという状況でございます。

○15番（渡邊裕生君） 第8期に向かうときに、是非もう少し前の段階で何か議論をする場を与えていただくとありがたいと思います。3月議会では、全然そういう話ができないままに入っていっちゃっているものですから、今こうやって9月でいってももう間に合わないわけです。ですので、今後この第7期の推移を見ながら、是非第8期へとつなげていきたいと思いますので、是非よろしくお願いをしたいと思います。

○市長（守田憲史君） 渡邊議員の理論としてもごもっともなところだとは思いますが。しかしながら、先ほど渡邊議員が御指摘のとおり、医療連携が進んでまいります。そうすると医療の高度な高額なところがだんだん介護に移っていきます。在宅医療には介護が入ります。ですから、そのところで厚労省はシフトしていこうと思っています。その中で今後介護保険財政から、今の医療に向かうお金も相当なものでございます。それと、認定者が変わらないということでございますが、負担をする側は少なくなっていくと思います。その分どんどん今後の介護保険財政は厳しくなるといいますか、負担額は大きくなると思います。

それと、本田会につきましても今裁判をやっております。おそらく私は勝てると思います。しかしながら、勝った段階で本田会に対して請求できたとき、その金額はおそらく返ってこないでしょう。そこは損失になってまいりまして、3億円が増えるとかいうことはございませんと推測しなければならないところです。

その中であって、今後かなり宇城市も人口減少が望まれる中、65歳以上75歳以上の人口は減りません。そういう中での負担はそれぞれに個人の御負担が増えていくということが、かなり厳しい数字として今後推測されると思いますので、確かに今うんぬんですが、長期的なところではなかなか厳しいものがあるということをお認めいただきたいと思っております。

○15番（渡邊裕生君） 市長の御意見ありがとうございます。当然その辺は私も頭の中には入れているつもりです。ただ、今回こういう指摘をすることで、皆さんがこの介護保険に関心を持っていただき、この議会の中で第8期に向かうということがどういうことなのかというのを、今医療のことをおっしゃいましたけれども、その部分が入ってくれば入ってきたでみんなで考えましょうよという話にはなるかと思っておりますので、それはそれで受け止めていくと私も思います。ですから、現状は現状として分析をし、総括をしながら、次のステージに向かうということがやっぱ

り大事じゃないかということを描いて次の質問に移ります。

3番目なんですが、在宅医療・介護連携への取組についてという題をしております。何といたっても地域包括ケアシステムの深化について言えば、在宅医療と介護の連携にあると思います。医師会を含めた地域ケア個別会議においての課題の抽出を行い、在宅医療介護連携推進員による顔の見える関係の構築に取り組むこと。また宇城市入退院連携マニュアルを活用し、連携強化、情報共有を行うことになると思うのですが、地域ケア個別会議、在宅医療介護連携推進員、宇城市入退院連携マニュアルの活用について、現状の取組をお聞かせください。

○健康福祉部長（那須聡英君） 本市における今後の「地域支援事業」の展開策について申し上げます。

第7期宇城市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の大きな柱の事業の1つとして、地域包括ケアシステムを深化させるための地域支援事業があります。地域支援事業は、高齢者が要支援・要介護等の状態になることを予防するとともに、要支援・要介護等の状態になった場合でも、できる限り住み慣れた地域で、自立した生活を送ることができるよう支援する事業でございまして、この地域支援事業の包括的支援事業の中に「地域ケア会議の充実」、「在宅医療・介護連携推進事業」、「生活支援体制整備事業」、「認知症施策の推進」が位置付けられます。

特に、「在宅医療と介護連携」につきまして、宇城市地域包括支援センターを事務局と位置付け、鋭意事業を進めております。宇城市地域包括支援センターでは、平成29年度から在宅医療連携推進員としてソーシャルワーカーを1人雇用し、医療介護連携に関する窓口となって、医療や介護資源の整理、連携課題の整理、関連する研修会の企画や入退院時の連携マニュアルの見直し等に取り組んでいるところでございます。

また、地域の医師会にも協力を仰ぎ、昨年度末から在宅医療・介護連携推進事務局会議に下益城郡及び宇土郡の両医師会から代表を1人ずつ、事業推進にあたって具体的な取組についての企画・立案の協議に参加いただいております、懇話会の企画にも携わっていただきました。

今後は、この事務局会議を中心とし、医療や介護に関わる専門職による事例検討を通じて、医療や介護の連携課題を抽出するとともに、関係者のワーキングを通じて入退院の際の情報連携に関するルールの見直しにも取り組んでまいります。

○15番（渡邊裕生君） 時間がなくなってまいりました。あとは大きな3番の質問なんですけども、災害公営住宅についてなんですが、もう既に今月号の「ウキカラ」にも詳しい入居要件、家賃費用等も書いてありましたので、簡単にまとめて説明をしていただければ有難いというのと、3番目の整備戸数についてなんですが、計画

では200戸で、現状今入居希望者がどれくらいいらっしゃるのか、もしその調査ができていればその数をおっしゃって、その希望者と整備戸数のギャップが今後どうなのか。そして考え方として、当初のとおり200戸整備しますよということであれば、たとえ入居希望者が少なくても、その整備するという意味をお答えいただければと思います。

○**土木部長（成田正博君）** まず1点目の入居要件につきましては、まず熊本地震での被災が大前提でございます。それと一般の公営住宅に今から申します要件を追加がされます。まず1点目が、地震によって宇城市に居住をしていた住宅を失ったこと。それと、避難先仮設住宅で、今居住していて住宅に困窮している。それと、一番大事なことは被災者生活再建支援制度の加算金、住宅の再建になりますが、その申請受給をしていないことが挙げられます。あとは、通常の市営住宅には、それとかぶりますが、家を持っていない、もちろんのことです。それと申込者、入居世帯に暴力団員がいないこと。それと市税、税金の滞納がないこととなっております。

それと、3番目で整備の戸数についてでございますが、当初、アンケートを採りましたときに、災害公営住宅に入りたいという人が217世帯ありました。それからだんだん被災者のニーズといたしますか、今後の計画、住宅の再建あるいは計画が変わってまいりまして、今健康福祉部の方で仮設住宅に入居している方にアンケートを採っておられますが、その数が大体140から150だと思うんですね。余るんじゃないかという話なんです、実際、今その140以外の方にまだこれから再建の計画が煮詰まっていない人も結構出てくると思います。家を建てたいと思っている人もなかなか建てられない。それと民間のアパートに住もうと思っている人も家賃が高くて入れない、やっぱり市営の住宅の方が安いからということで、これから流動的でございます。そのときに最初217世帯が希望されていまして。その後200戸ということで、宇城市も手を挙げたわけでございますが、流動的で不足するよりもやっぱりいざとなったときに、住まいの確保ができる体制をとっていくことが必要ではないかと考えております。

○**15番（渡邊裕生君）** 時間がなくなりました。答弁本当にありがとうございました。政策空き家を今後どうするかという話が議論になってきます。この200戸の整備された住宅が今後市営住宅として活用されるならば、政策空き家対策にもなるかと思っておりますので、是非とも今後いろいろ検討を重ねていただきたいと思います。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○**議長（長谷誠一君）** これで、渡邊裕生君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

12番、五嶋映司君の発言を許します。

○12番（五嶋映司君） 皆さんこんにちは。12番、日本共産党、五嶋映司です。議長のお許しを受け一般質問をいたします。

今年は何年にもない猛暑でした。今までは自宅で24時間クーラーを付けっぱなしにすることはありませんでしたが、今年初めて我慢できずに今まで数日はこんな日を過ごさざるを得ませんでした。宇城市では小中学校の普通教室のクーラー設置が実現しており、執行部の努力を評価しますが、今回の議会でも3人の方が特別教室のクーラー設置を質問、議題とされており、昨日の福永議員の質問にも答弁されましたが、具体化されるとのこと。市民団体などからの要望もあるようですから、是非実現に向けて頑張ってくださいと思います。まさに異常気象です。一昨日の台風21号、四国や関西圏に大きな被害をもたらしました。被害を受けられた方々にお見舞いを申し上げます。熊本地震から2年半、この間気象による災害の発生が相次いでいます。地震の年の6月の豪雨災害、昨年の九州北部豪雨、この7月の中国四国地方の西日本豪雨災害、さらには今度の台風、また今朝には北海道の厚真町ではマグニチュード6.7の地震の発生が報道され、被害の広がりが大変心配されています。

この9月1日は防災の日でした。ここで問題提議されているのは、日本列島が災害列島であることだと思います。いつ起こってもおかしくないといわれる南海トラフ巨大地震は、東海地震や東南海地震、南海地震にそれぞれ対応して首都圏から九州までの広域に甚大な被害を与えるものと警告されています。改めて災害に対する施策の必要性を痛感します。

ところで、この9月は国政の問題でもいろいろあります。安倍晋三首相と石破茂元幹事長の一騎打ちの構図といわれる自民党総裁選挙をめぐる、同党の混迷が深まっているという報道もあります。なぜなら石破氏が総裁選パンフレットで「正直、公正」の見出しを掲げ、政治への信頼を損なわれた結果、国内に無用の対立が生まれていないか、そのことが今回の総裁選挙で問われていますとして、正直な政治を最大の争点に掲げました。こうした動きに自民党閣僚経験者の1人は、正直、公正を争点にするのも、それを下ろせという議論が出るのをレベルの低い話と嘆いています。森友・加計疑惑が底知れぬ深まりを見せ、公文書改ざんや国会で虚偽答弁が平然と繰り返され、さらには今日の新聞にも地方の分載っていましたが、障害者雇

用の水増し問題、このような深刻な事態を招いたのは、安倍首相自身の責任でありこれを擁護してきた自民党全体の責任だと思います。その中での総裁選で政治家の政治姿勢以前の資質に関わる正直というテーマが焦点に浮上してきたのです。自民党関係者の1人は、「正直、公正が問題になるなど、政治としてあってはならないこと。それでも自民党が安倍首相でまとまるのは、野党に対抗力がなく、政権の支持率が落ちても回復するので、選挙では勝てる、これで大丈夫と見ているから、今の自民党では議論が起こらず思考停止している状態。批判することをおそれ体制につく心理がはるかに強い、危険だ。」とも言っています。一連の疑惑では、国民の7割は安倍首相の言い分を信用できないとしており、首相はうそをついていると見えています。このような状況は、地方政治においても起こりがちなものです。新たに市民の負託を受ける議員として、行政のあり方をしっかりチェックし、批判するところは批判することが責務だとも考えます。

それでは、具体的な質問に移ります。市民の住宅復興の状況について伺います。まずは、市民の住宅復興の現状と今後の見通しということで、仮設住宅やみなし仮設の現在の入居状況や住宅再建を希望されている人たちの住宅再建の状況、今後の転居先の希望状況などをまず教えてください。これは今渡邊議員が質問できなかった分の継続になりますが、少しダブる部分があると思いますがひとつよろしく願いいたします。続いての質問は、質問席から続けます。簡潔明瞭な答弁をどうかよろしく願いいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） まず、仮設住宅、みなし仮設住宅を退去された世帯の再建状況についてお答えをいたします。自宅再建が276世帯、民間の賃貸住宅が38世帯、市営住宅が1世帯、その他（施設・親族宅等）が15世帯となっております。

次に、仮設住宅、みなし仮設住宅の入居状況でございます。8月末現在仮設住宅の入居者は139世帯の337人、みなし仮設住宅の入居者は368世帯896人でございます。

次に、仮設住宅、みなし仮設住宅の入居者の再建希望先については、自宅再建が251世帯、災害公営住宅が140世帯、市営住宅2世帯、民間賃貸住宅が104世帯、その他（施設・親族宅等）が10世帯となっております。ただし、これは現状の希望でございまして、先ほど土木部長からの発言があったように、例えば自宅再建を希望しているんだけど、資金調達ができないなどの理由で、災害公営住宅へ再建先が変わる場合も想定されますことを御承知おきください。

次に、仮設住宅、みなし仮設住宅の退去期限についてでございますけれども、仮設住宅が建設から2年、みなし仮設住宅が入居日から2年とされていましたが、県

が指定する要件を満たした場合1年の延長が認められております。一番早い世帯はみなし仮設住宅に平成28年4月に入居されていますので、平成31年4月には3年の期限を迎えます。しかしながら、災害公営住宅建設の遅れや自宅再建が期限までに間に合わないなどの現状を踏まえまして、県では再延長を検討されていると聞いているところでございます。

次に、災害公営住宅を希望しているが、市税の滞納などがある世帯の状況についてお答えします。大体希望世帯の1割程度ではないかというふうに見込んでいます。

最後に、民間賃貸住宅を希望しているけれども、保証人がいない世帯については、わずか数世帯ではないかというふうに見込んでいます。

○12番（五嶋映司君） かなり進んだところまで答弁いただきました。改めて質問するかもしれませんが、ひとつまたよろしく申し上げます。まず、伺っておきたいのは、今おっしゃったように数字でいきますと、今みなし仮設と仮設においでになっている方が約500ぐらいですね。約500ぐらいのうち、半数が自宅を再建したい約251件とおっしゃった。140件が災害公営住宅に入りたいという数字をいただきました。そういう意味でいきますと、先ほど渡邊委員もおっしゃったけども、今後どう変わるか分からないという想定も当然ありますが、今の状況では200戸の災害公営住宅建設で、これは市民の要望に十分対応できるという数字になるのかなという気もいたします。

それでは、まずは今ちょっといろいろお答えいただきましたけれども、1つ検討しなきゃいけない問題があるような気がいたします。住宅供給の問題については、現在仮設住宅を改装して公営住宅への移行を図るという計画があります。173戸だったか正確ではありませんが180戸弱ぐらいの仮設がありますが、この仮設住宅、改装してどの程度の市営住宅に移行される予定なのかそれを伺いたいのと、これは住宅供給の問題ということで尋ねております。もう一つは先の議会で、今の市営住宅の運用の見直しを表明されました。どのような見直しを行うのかまず伺いたいと思います。

○土木部長（成田正博君） 今、仮設住宅が176戸あります。その中で、今後市営住宅として活用したいと今考えておりますのが、70戸程度を残す予定としております。そして、今までの答弁の中で宇城市の住宅の長寿命化計画のことを申してきました。これはどういう内容なのかという御質問でございますが、今市営住宅があります。その中で政策空き家もあります。それと今回災害公営住宅を整備します。それと先ほど申しました応急仮設住宅を住宅として改修して70戸ほど残す予定でございますので、そういったものを全体的に宇城市にとって市営住宅が何戸必要なの

か、どの政策空き家を廃止若しくは建替えしていくのか、そういったものを全体的な計画を立てるのが宇城市市営住宅の長寿命化計画ということで、今後また委託をして策定していきたいと考えております。

○12番（五嶋映司君） 具体的な数がどれくらいなのか、例えば前回の議会で宇城市の公営住宅は1,811あって、そのうちの690が政策空き家で使えるのは486、約40%になるのかならないのかというぐらいの数なもんですから、実は今回の質問の中で非常に大事だと思っているのは、今部長がお答えになった中で、結局市税の滞納があるとかいわゆる家賃が高くて民間に移りづらいという方が、結構おいでになるんじゃないかということで、先ほどおっしゃった中では、数字はおっしゃったかな僕はちょっと聞き忘れましたが、災害公営住宅に入りたいという方が今の段階で140とおっしゃっているけれども、このうちのこれ想定ですけれども、1割から2割ぐらいはひよっとしたら市税の滞納があつて、ここに対応できないんじゃないかという部分がある気がします。それと同時に災害公営住宅がきれいでもいいんですけど、入って当面は2万円か1万5,000円ぐらいで入れるんですけど、これが公営住宅に移行すると高くなる可能性がある。今、139件残っている、これは約500残っている仮設住宅にお住まいの方の中で、高齢者で年金暮らしという方はかなりおいでになると。これ想定ですね。数字は正確に分かりませんが、そういう人たちのためにいかに低家賃住宅を提供できるのか、それが非常に今の僕は課題だと思うんですね。ですから、数的には満足する数が準備できそうだと。じゃあ本当に今から再建をしようとする方たちは、今まで報告どおり276件はもう自宅再建して移られています。仮設とかみなし仮設に入った人たちの約3分の1ぐらいはもう復興してお帰りになっているという計算になるんだと思うんですね。しかし、今からの3分の2は非常に苦しいところにかかる。今できる人たちは何とか耐えたんですね。だから、そういうところにどういった低家賃住宅を提供するかというのが非常に課題だと思いますが、まだ政策空き家としている住宅の長寿命化は検討中とおっしゃいましたが、これは695件一遍に壊すわけじゃないですから、何年かにかかって壊すんだと思うんですね。あと2、3年これを延ばすことができるのがどのくらいありそうなのか、是非その辺そういう計画をやるつもりがあるかどうかということも含めて、ちょっとお答えをいただければと思います。

○土木部長（成田正博君） 何点かありました。一番危惧しておられるのが、災害公営住宅が1万9,000円程度の家賃になります。その家賃に今現在の経済的理由で入居が困難な方にはどうするのかという話も含めて、今1万9,000円と申しましたが、応急仮設住宅を市営住宅とした場合には当然1万9,000円よりもかなり安くなってくる、今から家賃の算定はしなきゃいけません、大体半分近くにな

ってくるんじゃないかと考えております。それと政策空き家が今大体空き室が最新の情報で152戸あります。その中で政策空き家の中でも経過年数は過ぎていても、割とその中で程度のいい住宅の活用、そういったのも活用することによりまして、入居者の家賃の負担の軽減は図っていけないのではないかと考えております。政策空き家も一度に廃止するわけではございませんので、もちろん、古い政策空き家から順次壊していく必要はあるかなと考えております。

○12番（五嶋映司君） 分かりました。それでは、2番目のことも含めて今議論していますけれども、先ほどおっしゃったいわゆる市税滞納で公営住宅の入居条件がクリアできないという方が、無視できないほどの数があるんだろうと思うんです。その点についてはどういう配慮をお考えになっているか、その辺をちょっと伺いたいと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） 先ほど冒頭の答弁で約1割程度ということをおっしゃったかと思いますが、債権先については支え合いセンター等でその対象者の方々と相談をしている状況でございます。民間の賃貸住宅であるとか、その辺を御紹介するなどの対策を今後とっていきたくて思っております。

○12番（五嶋映司君） 今、おっしゃった中では、市税を滞納して大変なところですから、この人たちが民間にというのなかなか難しいところだろうと思うんですね。ですからこの辺については、県や市のいわゆる基金を使つての転居の支援措置、その他がありますから、そういうものを含めて是非御検討いただきたい。私もこういう相談を受けました。市税を払わんとどうしようもないから、本当は収入がほとんどない年金ないしは障害者年金なんかで暮らしている方は、市税を滞納しているところ市税を払う見込みも立たない。じゃあどうしようかという話があって、今県や市もやっているけれども、転居費用の助成をやっています。それと復興の助成もやっています。例えば、家族で住んでいる人たちは50万円、それと市と県の転居費用が30万円、そうすると80万円ぐらいの助成金が出ますね。こういうものをうまく具合にこれは復興資金ですから、使い方はどうにでもなるんだと思うんですね。だからこういうものを積極的に使って、ところがこの人たちは民間のアパートに入らなければいけないわけですが、その民間の不動産業者あたりとも市は是非協力しながら、そういう制度を利用しながら、そういう人たちがゆくゆくは公営住宅に入れる条件をクリアできるサポートを是非お願いできないか、ということをお考えしています。それを含めて最後の復興を促進するための施策、このことも含めて今のようなことを、これは健康福祉部の方の部門だと思うんですけども、そういうことも含めて復興促進させるための施策などがありましたら、是非教えてくださいたいと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） 資金面での助成ということでの一例を申し上げます。

全壊または大規模半壊・半壊で解体した世帯で、自宅を建設または購入した場合、複数おられる世帯で200万円、単身の場合は150万円が追加で支給される制度がございます。それと自宅を補修した場合、複数世帯で100万円、単身の世帯で75万円。それと災害公営住宅を除く民間の賃貸住宅を借りた場合、複数の世帯で50万円、単身の世帯で37万5,000円、被災者生活再建支援制度に基づき加算支援金が支給される制度がございます。申請の期限は、平成31年5月13日までとなっております。なお、現在基礎支援金の未申請が6件ございます。個別に通知と申請の勧奨をしている状況でございます。これと併せて先ほどの転居費用等の分を加算するということになるかと思えます。また、県の復興基金事業による住まい再建支援事業も実施しております。自宅再建利子助成、60歳以上の高齢者向けリバースモーゲージ利子助成については限度額が850万円、転居費用助成が10万円、民間賃貸住宅の入居支援が20万円の4事業でございます。申請期間は平成29年度から平成31年度までの3年間となっております。

○12番（五嶋映司君） この問題は今からが本当に困っている人たちが、いわゆる死ぬか生きるかではないですけど、非常に土壇場に入ってくる部分だと思うんですね。是非この辺は今の健康福祉部長がおっしゃった制度も紹介しながら、手厚い手当を是非お願いをしておきたいと思えます。

それでは、次の学童保育に移ります。昨日の河野議員の質問と多少重なる部分もあると思えますが、よろしくお願ひします。まずは、学童保育の今の運営状況を教えてください。

○健康福祉部長（那須聡英君） 五嶋議員言われましたように、昨日の河野議員の部分と重複するかと思えますけれども、現在の学童保育所の状況について申し上げます。今、学童保育所は市内全体で15か所を運営しております。運営方法としましては市の直営が2か所、社会福祉法人、保育園でございますけれども、運営が4か所、それと保護者運営が9か所という状況でございます。社会福祉法人及び保護者が運営する学童保育所につきましては、保育業務のほか支援員の募集及び労務管理、児童の入退所事務全般を行っており、市からの委託料と入所者の利用料で運営されている状況です。

○12番（五嶋映司君） 15か所で、これが5月1日現在の前回の6月議会のときの資料がここにあります。あんまり大きく変わっていないと思えますからこれでいきますと、5月1日時点で入所している利用している子どもたちの数が695あります。2015年に児童福祉法が改正になって、今までは10歳までしか受け入れない、いわゆるおおむね10歳ですね。中には10歳以上のところを受け入れられる

ところもあったと思いますが、おおむね10歳までを受け入れるのがこの学童保育所でした。ところが2015年の法改正によって、対象者が小学在生までと改定されました。ところがこの5月1日現在の宇城市の資料を見てみますと、695人中小学校4年生から6年生までの子どもの数は62人にしかすぎません。受入れゼロのところは4か所あります。法改正の趣旨がいかされたのかどうかちょっと疑わしい部分がありますが、この辺は担当部局はどういう具合に捉えておられるのかをまず伺いたいと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） 今、五嶋議員が御紹介された部分と若干重なりますけれども、あえて申し上げます。市内15か所の学童保育所には、小学校1年生から6年生までの児童で、保護者が昼間仕事等でおられないことを理由として現在695人が利用している状況です。受入れ状況の違いということでございますけれども、15か所のうち先ほど申された4か所の学童保育所で4年生から6年生の在籍者がいない状況でございます。各学童では年度当初に保護者からの希望申請を受け、利用の決定を行っている状況ですが、申請時に部活動等の理由により利用希望がなかった学童保育所でないかと思っております。しかし、その中の1つの学童保育所では、日割り利用で4年生から6年生の受入れをしている学童保育所もございます。

○12番（五嶋映司君） 大体おっしゃるようなことだと思いますが、ただ問題なのは、4月に申し込むときに、小学校4年から6年まではたぶん部活なんかやって、申し込みがなかったんだらうとおっしゃっているのも、「全然それは違うよ」とは言いかねますが、かなりたぶんおいでになるんだと思いますが、見てみるとどの学童保育所も受入れをしていないところは、満タン状態なんですよ。仮に、当尾学童保育所を見てみますと、1年生から3年生までが76人いるんです。これ定員はあっていないようなもので、76人入れれば76人が定員という言い方をする人もいますから、一応この当尾保育所は、執行部としては70人が定員ということで書かれていますから、そうするとこれに入れるともう入れられない。だからこれ受け入れていないんじゃないかという推測も成り立ちますし、例えば、河江はそれでも78人いるときに、14人受け入れているんです、4年生以上。ところが、ほかのところは受け入れるところもあるんですけれども、なかなか無い。それと同時に、今これ冒頭にもおっしゃったが、運営が保護者とか法人なんですよ。だから保育所みたいに市が受け付けてやるのは、待ちがどのくらい、待機児童がどのくらいいるというのははっきりするんですけれども、これは待機児童の数が把握できない部分があるんだと思いますが、この辺の待機児童の把握の問題というのはどういう具合に捉えられているか。簡単で結構ですから、もし御答弁いただければ。

○健康福祉部長（那須聡英君） 年に3回ほど、各学童保育所の連絡協議会というのを

開いております、その辺で意見交換を行っております、入所の状況等を伺っているような状況です。

○12番（五嶋映司君） 分かりました。これは市が実際に申し込む方が、満タンだから申し込めないから、もう先に自分で申し込まないという現実も今あるんじゃないかということも思います。それでは今言いましたように、ところで今回昨日の質問でも部活の社会体育への移行の問題なんか取り上げられました。動向によっては、例えば全部がうまい具合に社会体育に移行して、部活が今と同じようにやれるなら多少はいいんですけども、ただ学校から離れるために親がもうこれやめておこうとか、例えば負担が随分掛かるからやめておこうというのは、部活に関する問題はいろいろな問題を含んで今市が動いているという気がしますね。そうすると、学童保育への要望が増える可能性が予想されます。それと同時に、今働き方改革などで不安定雇用が増加する中で共働きがどんどん増えています。そういう中でも子どもを5時、6時まで預けたい、そういうニーズも宇城市の場合ほどのくらい捉えられているか分かりませんが、全国的なニーズの中ではそういう報道が随分あります。そして、今のこの状況を見てみると、いわゆる国のいう学童保育の基準をオーバーしたところが軒並みとは言いませんが、大きいところはみんなそうですね。このような状態を、宇城市はどういう具合に捉えておいでになるかということをもっとおきたいと思えます。

○健康福祉部長（那須聡英君） 五嶋議員が先ほど紹介されましたように、今定員をオーバーしている学童というのが4か所ございます。県の基準ではおおよそ40人というのが1学童になりますけれども、常時70人を超える場合は施設の整備等を考えなければなりませんけれども、今超えている4か所について、先ほど言いましたように連絡協議会等で施設整備の要望等を確認している状況でございます、方向性としては学校施設等の有効利用というのを念頭においておまして、施設の利用状況や設備の状況、学校教育への影響などを考慮して、児童の放課後の安全安心な居場所や活動場所の確保ができるように、学校及び教育委員会と連携しながら今後取り組んでいきたいと思っております。

○12番（五嶋映司君） 是非考えていただきたいんですけど、今後の拡充という問題も含めていきますが、学童保育は40人以下と言っているけど、政府の補助対象でいくと25人から35人が一番補助金が高いんですね。そうすると40人になるともうどんどん減ってくる、補助金が。70人になると一人当たりの補助金がどんどん減ってくるというシステムになっています。運営システムは、県・市が半分ずつで保護者が半分という形になるから、今大体宇城市の平均が5,000円みたいな感じですけども、例えば高くなると保護者も困るという雰囲気の中にはあるんで

すけど、今の状況を見ると、結局放課後これは遊ばせる施設です、今は。遊ばせる施設ですから、みんなが勉強するような施設ということではありませんから、みんなのびのび遊びます。そうするとね、定員オーバーするともう手が付けられない状態、管理ができない状態になるというために40人を最高限度と定めているんですね。是非これは早急に増設をすることが必要だと思いますが。今おっしゃったように学校施設を利用したいということもおっしゃった。それと同時にこの学童保育は、学童保育連絡協議会などの報告によりますと、学校の授業を受けている時間よりも、学童保育にいる時間の方が長いというんですね。そうすると、これは当然教育の問題も含めて、今学童保育の中で宿題の時間はあります。行くと、この時間宿題をやりますよと宿題の時間をつくって、みんなで宿題をやったりなんかしますけれども、学校にいるよりもそこにいる時間が長いとなると、これは教育的観点でも捉えていく必要があるんじゃないかという気もいたします。そういう意味では学校施設を使いながら、ただ、今おっしゃったように、宇城市は予算がないからということかもしれませんが、この施設は一人当たり1.5平方メートルぐらいですよ、だから例えば40人いても2平方メートルにしても80平方メートル、だから40人入れるんだったら、80平方メートルつくったら30坪ちょっとぐらいあれば学童保育所できるんですけども、是非そういうことも検討していただきたいんですけども、施設の拡充について、これは教育部にそういうことは言っていませんでしたからあれですけども、教育部と連携を是非とっていただきたいと思いますが、今答弁で答えられましたら、その辺の連携は今までのどのくらい議論されたのかも含めて、まず伺っておきたいと思えます。

○健康福祉部長（那須聡英君） 今現在で、待機というか定員をオーバーしているようなところの協議というのは、まだ余りしていない状況ですけども、今度の社会体育移行については、スポーツ振興課の方で調査をされるということで、今その調査結果を待っている状況でございます、その後協議をしていきたいという状況です。

○12番（五嶋映司君） 是非、これは緊急を要する問題です。今、女性の社会進出をどんどん促すような方法で進んでいます。保育所の問題も全国ではいろいろあるみたいですが、この学童保育の問題も、女性の社会進出を含めて是非十分な施策をとっていただきたいということを要望しておきますが、指導員の雇用条件の問題は、昨日の答弁の中で多少認識が、例えば、父兄の運営のところなんかは、結局父兄がその雇う形になるもんだから、いろいろ苦勞されている問題があるみたいです。この雇用条件の問題は、是非今後の教育ということも含めて考えると、質の高いいわゆる指導員の必要性が出てくるんだと思います。今後の課題として、是非この問題は教育部とも連携をとりながら考えていただくことをお願いして、次の問題に移り

たいと思います。

子どもの貧困対策について。この問題については、昨日も河野議員の質問の中にもありました。市長が子どもの貧困に関するトップセミナーに参加された感想を聞くつもりでいましたが、昨日感想を述べていただきましたから、それでよしとしたいと思います。まずは、それと同時に宇城市の貧困の現実を知ろうと思いましたが、昨年の県の調査の結果が生データだけで、まだ市で分析が進んでいない。1年以上も経っているのに何だっというちょっと怒りを感じますが、できていないというならしょうがないです。この貧困の状態を把握するための資料として、就学援助の経年変化を伺いたいと思います。

○**教育部長（蛇島浩治君）** 就学援助補助事業につきましてお答えをします。この事業は経済的な理由により、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、義務教育が円滑に実施されるよう就学に必要な経費のうち新入学児童生徒学用品費、学用品費及び通学用品費、通学費、郊外活動費、給食費、修学旅行費、医療費を対象として支給するものでございます。

認定者数でございます。平成28年度が小学校581人、中学校291人、合計872人。平成29年度では、小学校が610人、中学校が334人、合計944人。今年度は、小学校が557人、中学校が312人、合計869人となっております。

○**12番（五嶋映司君）** この問題はだいぶ前からやっています、ここに平成24年1月1日付けの資料があったので見つけ出して持ってきました。この時点では、576人ぐらいだったんですね、就学援助は。ちょっと申し込みの制度を変えていただきましたから、それで割りと申し込みやすくなったという状況もあるんだと思いますが、今は869人。たぶん生徒数が4,500人ぐらいだと思います。4,500人だとすると、この869人は約19%ぐらいになるんですね。これは子ども2人世帯がありますから、たぶん下手すると就学援助をもらっている世帯は、学校に關しているところのちょっと大まかな数字ですから、あんまり離れていないと思う、約2割ぐらいが就学援助を受けているのではないかという気がします。今子育て支援や子どもの貧困対策として、給食費の助成制度が広がっています。私はこの貧困の対策として、給食費の助成制度を訴えているもんですから、その論点として県内の自治体の給食費の助成制度の実態を教えてくださいたいと思います。

○**教育部長（蛇島浩治君）** 県内の給食費の実態といたしまして、13市の状況でございます。荒尾市では小学校の給食費を無償、人吉市は児童生徒一人につき1,000円の助成、宇土市は小学校に在籍している子どもが3人以上いる場合に第3子以降に対しまして、給食費相当額の補助が実施されている状況でございます。

○12番（五嶋映司君） まだ全県的に、市でもやっていないところはかなりあったり、宇土市は3人目を無料にしたりとかってこともあります。今流れとしては給食費の無償化をしていこうという流れが全国的に広がっています。人口減少対策だとか、他の市町村との差別化なんてこともあるんだと思いますから、そういうことでやっているところが増えていますが、是非、基本的には僕は全額無償化ということを願うんですが、現実的には前の質問中でも2億円以上掛かるんじゃないかという想定もあります。ただ、2割は子どもたちが就学援助で無料になっていますから、ある意味ではその辺の数字はどうなのかとありますが、是非500円でも1,000円でもまず助成制度をつくったらどうかと思いますが、その辺のお考えを伺いたいと思います。

○教育部長（蛇島浩治君） 仮に宇城市が助成制度を創設いたしまして、全児童生徒に月1,000円を助成した場合、4,733人おりますので約5,200万円。また月500円を助成する場合を想定いたしますと、同じく4,733人で2,600万円という一般財源が必要になるところでございます。県内のほかの市の中で一部助成制度を実施しているところもございますけれども、本市としましては、財政状況やほかの自治体の動向等も踏まえまして、慎重な議論が必要ではないかと考えております。

○12番（五嶋映司君） 慎重な議論が必要であろうとおっしゃっているけど、やっぱりやらないということを考えるんじゃなくてやるっていうね、やるにはどうしようかということのを是非考えていただきたい。これが今全市的な流れの方向だろうと思います。特に子どもの貧困化がこんなに大きく言われる時代ですから、是非この問題は前向きに考えていただくことをお願いして、次に移ります。

最後の防災センターについて伺います。防災センター、計画が具体化されて、いよいよ建設に向けて進んでいるような気がします。例えば私どももこの全部ね、事前の設計図から概略の図面までいただきました。完成後の管理体制をどういう具合にお考えになっているのか。まずどの部署がこれを所管するのかをまず伺いたいと思います。

○総務部長（成松英隆君） 所管はどこになるかというお尋ねでございますけれども、防災拠点センターの建設までのプロセスというものはですね、総務部の公共施設マネジメント課を軸としまして、庁内の部会として実務担当係長レベルの建設部会、課長レベルの調整部会を昨年8月に設立しております。防災、福祉、教育、財政、土木など横断的な協議を進め、ハード整備の概要を整備したところでございます。

現在は、ソフト分野として防災に関わる避難所や管理・運営・利用のあり方について進めており、各分野において必要な要件を整理しながら、防災センターの性質

を踏まえてマニュアル化をしてまいるところでございます。また、平時を含む全般的な管理・運営に関しては、各課において議論を進めていただいているところでございます。

五嶋議員の質問である所管については、まだ決まっておられません。条例の内容や複合施設の性質を鑑みて、所管を決定していきたいと考えております。

○12番（五嶋映司君） 今おっしゃって少しは安心したんですけれども、各課横断的に担当者を集めて、福祉からいわゆる教育から全部含めて考えているということで理解してよろしいと思うんですけれども。それでは、その建設のコンセプトはその辺で出てきたのか、ところを見るとどうもそこまでいっているのかなという気がしないでもないんですけれども、その辺は全体で考えているということで了解して話を進めていきます。

以前の答弁で、名称は防災センターだが、条例で公民館機能を書き換えるという答弁もされてきました。公民館機能を持たせるなら、公民館としてどのような事業を予定しているのかという問題も、もう議論されていることだと思います。また、松橋の老人福祉センター以外、老人福祉センターや福祉センターの名称の施設は、全部取り壊されてなくなってしまうことになりました。いわゆる2025年問題というのがあって、これまでは老人がどんどん増加していく。老人問題はある意味、国内的もう我が市にとっても最大の政策課題でもあると思います。老人福祉センターは自治体にとって設置義務ではないとの宇城市の見解かもしれませんが、老人福祉法にいうとおり、その施設の必要性はますます大きくなっていると思います。防災センターに公民館施設や老人福祉センターの機能を持たせることは考えていないのかどうか。そしてさっき言ったように、公民館機能はもう加えるということをおっしゃっていたから、このことに関しては公民館機能としては、そういうこの防災センターの中でどのような公民館としての事業を行おうとしているのか、その辺も議論をされていれば教えていただきたい。

○総務部長（成松英隆君） まず、最初に質問の2番の方のどのような施設になるのかというところからお答えさせていただきたいと思います。防災センターは施設の機能、耐震性を通常の建物の1.25倍としております。避難所の機能としては、避難者の水・食料を備えた防災倉庫、車中泊者等を考慮したマンホールトイレ・防災井戸、一定期間の避難者を受け入れるために、調理施設・シャワー施設・非常用電源を備えております。そのほかに授乳室、必要に応じて会議室を医務室に転用したり、和室については要配慮者の優先スペースとするなど、運用を考えていきたいと考えております。

平時につきましては、現行の公民館の利用をベースに時間帯、利用頻度など、平

成25年度から平成27年度までの3か年を調査の上で、諸室の構成を決定させていただいております。

各地の現公民館と防災拠点センターの諸室の規模につきましては、三角地区が6室に対し8室と増えております。面積はマイナス187平方メートルとなっております。不知火地区では老人福祉センターを含みませんが、9室に対して8室となっております。マイナス112.6平方メートルとなります。松橋は7室に対して東西合わせて26室となり、1,500平方メートルほど増えております。小川地区は諸室の構成が大きな広場でありますので、ほかの施設と異なるので計上しません。豊野地区は7部屋に対して7部屋の構成で、公民館活動が可能な諸室を増加しているというところになります。

一方、利用実態の調査については、地域性はございますけど公民館的な利用が午後から約8割程度あり、老人福祉センターの場合は午前5割午後5割、公民館と老人福祉センターの利用は午後1時から午後5時までが重複する傾向にあります。稼働率は6%から18%と低水準であること。各種の講座の状況から利用時間帯の調整は必要となりますが、特に大きな問題はないと今のところは考えております。

また、公民館の事業、介護の事業、その他全般的な活動や運営方法、使用料などの条例制定などのソフト対策につきましては、先ほど申しました庁内の担当部局と調整を行っておりまして、完成の期間までには決定したいと考えております。

- 12番（五嶋映司君） 今、部屋数の問題なんかを調べたら、確かにこれを見ますと、割と小さく部屋を区切ってあって、公民館としても使いやすい方法が書かれて予定されているというのがよく理解できます。私は基本的には公民館はいわゆる全部ほとんどなくなってしまったものですから、この防災センターができないと公民館が地域に無くなっちゃうという状況がある気がしましたけれども、防災センターを公民館として使えるようにするというのは非常にいいことだと思います。ただ、問題は工事をいつやるかという問題に関しては疑問があると思います。今、機能をどうするかという問題に関しては、本来ならばこの図面ができる前にそういう機能を設定してこの図面をつくらないとおかしいのに、図面ができた後にどうも後付けでこの機能のあれが出てくるんじゃないかという気がしてなりません。だから、例えば公民館事業としてどういうことをするんだといっても、そういう議論はまだないとか。例えば、老人福祉センターとしてどう使うのかといったことに関しては、時間帯では使えますというけれども、それは使えるのは使えるかもしれませんが、例えば法的な関係でいくと、公民館は公民館法という法律があってそれで運用すると。老人福祉センターは老人福祉法があって、それに従って運用するという形になっていますね。だからそういう意味ではその辺の議論を今からでは、私が見ただけでは、

これね、例えば年寄りはどうするのか、エントランスホールをどうするんだとかね、ここに年寄りが寄れる場所をつくるのかとか何とかっていう年寄りと相談が、老人福祉センターの役割は、地域の老人の相談にのるとというのが非常に大きな役割なんです。だからそういう問題をどう持たせるのかということに関しては、今の説明の中ではうまく理解できませんが、そういう考え方はあるのかどうか。これは最後に、もう時間がありませんが、人員配置の問題も含めて聞きます。公民館機能を持たせるならそういう公民館機能を持った、社会教育というのは、1個の学問分野になっています。だからそういう分野をどれかの担当課の誰かに任せればよいという問題とは違います。老人福祉の問題も1つの大きな体系です。それを誰か1人においてそれをまねをすればよいという問題ではありませんが、そういうことを含めて人員配置も含めて、この機能をどういう具合にしようと思っているか、再度伺いたい。

○総務部長（成松英隆君） 公民館機能、こちらの事業は、都市防災総合推進事業の補助金で整備を行いたいと考えております。東日本大震災での復興でも、かなり多くの防災センターが建設されていると聞いております。また、国、県との協議の過程でも庁舎との連結、併設は好ましくないということも伺っております。そういうことで国、県と相談をしてまいりました。指摘を受けた案件の中には、防災広場ということで野球場を建設したいという事例もあると伺っておりますので、そういう大きく逸脱した事例もあるということには、うちの方ではないと考えております。

本事業では、防災に関する使用はもとより、もともとコミュニティというところが大事なところがございますので、そちらと利用することも要件となっておりますので、それとまたコミュニティが充実していないとこのセンターも共助としての機能が形成されません。事業は、都市防災でやりますけど公民館事業や福祉事業としての利用は問題ないと考えております。

それともう一つは、職員配置につきましては、ハードをとにかく時間がなかったという観点から、先行的に整理しながら運営する方向を模索検討しているところがございます。職員配置の必要性につきましては、避難所運営、貸館的な業務、利用者サービス、高齢者活動サポートなどが本施設の共通の業務となりえると考えております。職員が担うべきかを検討した上で決定しなければならないと考えております。

業務の内容を高度な技術及び計画を要するもの、比較的簡易なものかをしゅん別することで、分担することの検討を進めております。高度な技術では、計画性を要する業務や職員が担うべき業務だと考えておりますが、簡易な業務ですね、それと専門外分野、外注した方が効率的な業務については民間に委託する方が得策ではな

いかと考えております。施設管理の業務運営に関しましても、ランニングコストなどの費用対効果を十分に考慮しながら、直営による職員の配置が適当なのか、外注が適当なのかというところを検証していきたいと思っております。

- 12番（五嶋映司君） やっぱり防災センターだからねという考え方が非常に強い。これはやむを得ないことかもしれませんが、しかし、この施設を、老人福祉施設は全部つぶしちゃったんですよね。公民館もつぶしちゃったんだから、それに変わる市民サービスを是非しっかりと考えていただきたい。今の意見を聞くと、どうもその辺がちょっと抜けている気がします。それとちょっと時間がなくなりましたが、入浴施設の必要性を非常に僕は感じています。例えば、前回の災害のときも、自衛隊に風呂をつくってもらいました。そして民間施設が風呂を無料で開放したんですね。そしたらえらくにぎわった。結局災害のときには風呂に対する要望が非常に強いので、是非、もう答弁の時間はありませんからその点をお願いして、そしてこの防災センターもおっしゃるように時間がなくて、バタバタして決めたことがありますね。けども、この市民サービスをどうするのかということを考えながら、今言ったような論点からいくと、これは民間委託というか要するに指定管理者に委託できる状況じゃないんですよね。だからそういうことも含めて、是非運用の条例をつくるときもそういうものを含めて御検討をお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

- 議長（長谷誠一君） これで、五嶋映司君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午後0時15分

再開 午後1時10分

-----○-----

- 議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

4番、三角隆史君の発言を許します。

- 4番（三角隆史君） 皆さんこんにちは。このたび初めて質問させていただきます会派彩里の三角隆史と申します。どうぞよろしくお願いたします。西日本豪雨、台風20号、21号また本日早朝発生しました北海道における地震におきまして、亡くなられた方には御冥福をお祈りしますとともに、被災された方には心よりお見舞い申し上げます。

今宇城市におきまして、三角町の人口がほかの4町と比べて著しい減り方をしております。先日三角支所の職員の方に調べてもらったのですが、最大1万8,415人いた三角町の人口は、今は7,600人程度になってしまいました。商工業者

の数も昭和55年には500社ほどだったのですが、今は250社ほどまでに減ってしまいました。これは昭和41年に天草五橋が開通し、同時期に八代港が開港されたのが大きな要因になっているものと思われます。この三角町の人口推移を調べていて分かったことがあります。減少率が高かった地域は、三角浦地区、波多地区で、この2つの地区は商工業者が主に会社を置いている地域です。それに比べ、減少はしているものの減少率がそこまで高くなかったのが、郡浦、大岳、戸馳地区でした。いわゆる主に農業を生業としている地域です。つまり、商工業には元気がなく後継者がいない、新しい形を模索していかないといけない、農業はまだまだ可能性があり、やり方次第では伸びる見込みがあると言えます。そういうところを踏まえてこれから質問をさせていただきます。

まず、大きい1番の三角町の4つの旧小学校跡地についてです。小さい2番の耐震性についての質問は省略させていただきます。まず、現在の利用状況と今後の利用計画についてお尋ねします。

次の質問から、質問席で行います。

○**教育部長（蛇島浩治君）** 三角町の旧小学校校舎のうち、郡浦地区生涯学習センター、大岳地区生涯学習センター、戸馳地区生涯学習センターの3施設を宇城市生涯学習施設条例の規定に基づき、生涯学習課が管理をしております。

各施設における旧校舎の利用状況は、郡浦地区生涯学習センターは、旧校舎の一部を社会福祉法人に対応し、障がい者支援事業に活用されています。大岳地区生涯学習センターの一部を、文化課が行うアーカイブス事業の保管施設として利用しております。また戸馳地区生涯学習センターにつきましては、校舎の1階部分に民具を中心とした収蔵資料の一部と展示用備品などの仮保管施設、それと地籍調査時の関係書類等を保管しております。また、元の職員室部分には、戸馳の子ども会活動や道具保管庫として利用されています。

しかし、いずれの施設も築後40年前後を経過し、老朽化が進んでおり、公共施設等総合管理計画では廃止を進めていくものとなっております。今後の少子高齢化や人口減少など、社会情勢の変化による公共施設のあり方を十分に考慮しながら、利活用について効果や地域ニーズなどを総合的に判断してまいりたいと考えています。

○**総務部長（成松英隆君）** 三角東小学校、三角北小学校については、総務部所管になっておりますので、こちらの方で答弁させていただきます。

現状と今後の利活用について説明いたします。両校とも合併前から普通財産として民間企業に対し、旧校舎を貸与しておりました。現在はそちらが撤退されておりますので、総務部で管理している状況でございます。

校舎のコンディションといたしましては、両校共に木造建築でございまして耐震不足が懸念されております。また、旧三角北小学校校舎の壁には剥離が生じており、近づかないように周囲にロープを設置し、注意喚起しているところでございます。また旧東小学校につきましては一部を倉庫として利用していますが、老朽化が著しく保存状態も決してよいものではございません。

今後は、両校の校舎共に解体を計画しており、跡地についての利活用についてはさらなる検討が必要だと考えております。

○4番（三角隆史君） 全て老朽化、耐震性に問題があるということなので、今の状態では利用できないということですね。私自身、旧三角東小学校はJR波多浦駅、また三角グラウンドの近くにあるので、部活等の合宿地に最適ではないかと思えますし、また旧戸馳小学校は駅こそ近くにはないものの、これから新戸馳大橋ができ、活気をつくっていくためにも合宿地としてむいているのではないかと思えます。どちらにしてもアクセスしやすい場所なので、どちらかに熊本県青年の家を誘致できないでしょうか。お尋ねします。

○教育部長（蛇島浩治君） 御要望のありました少年自然の家の誘致でございますけれども、県立ということもございまして、県の方に要望させていただきたいと思えます。

○4番（三角隆史君） ありがとうございます。今後、順次解体の方針なら民間への売却という可能性もありますでしょうか。お尋ねします。

○教育部長（蛇島浩治君） 現在、生涯学習センターとして3施設を管理しておりますが、先ほどの答えと重なる部分もございまして、施設の耐用年限、老朽化、施設管理費などを考慮し、今後の施設のあり方や利活用につきましては、効果や地域ニーズも含めて総合的に判断する必要があると思えます。

しかし、御質問のように地域活性化や地域経済貢献の視点も踏まえ、目的がしっかりした民間事業者等の商用利用等の希望があれば、民間に譲渡または売却することで雇用の機会も増え、コミュニティ再生への未来につながる意味では可能であるかと考えております。

○4番（三角隆史君） この廃校の利活用は地域振興にとっても非常に重要なことだと思いますので、また引き続き次回の議会でも質問したいと考えております。

次に、大きい2番に移ります。ポートピアについての質問は、詳細がはっきりとしていないということなので省略させていただきます。済生会みすみ病院が、JR三角駅周辺に移転するという話が持ち上がっておりますが、宇城市として移転に向けてどういった努力をされてますでしょうか。お尋ねします。

○企画部長（岩清水伸二君） 済生会みすみ病院の駅前進出についてでございます。済

生会みすみ病院の三角駅前移転計画につきましては、平成26年に済生会みすみ病院から初めて宇城市に相談がございました。その後、済生会みすみ病院において施設移転の基本構想、基本計画等を計画されているようでございますけれども、移転そのものの最終的な判断につきましては、現在、済生会熊本支部に設置されております移転のプロジェクトチームでの審議が継続されておりました、まだ最終的な移転の判断は出ていないということでございます。

病院側の当初の計画としましては、移転・開業を平成32年と計画をされておりましたけれども、現時点で移転の最終判断が出ていないということから、移転という最終的な判断が出たとしても、事業規模から考えて当初の計画からずれ込むものと考えております。

三角駅前には、JR駅と産交バス三角営業所それから三角駅が集中する公共交通の結節点でもございます。済生会みすみ病院は、職員や外来患者など毎日500人近い関係者の往来があり、移転によりまして、駅周辺に多くの人が集まることで、新しい人の流れが生み出されます。それに加えまして済生会みすみ病院と整備されました東港広場や駅前の交通ネットワークが融合することで、三角地区のコンパクトなまちづくりが推進され、地域が大きく活性化する可能性が広がるものと考えております。

市として現時点では、済生会みすみ病院の移転に関するプロジェクトチームの審議状況を見守りたいと考えておりますけれども、今後、病院の三角駅前の移転が決定されれば、市としましても最大限の支援、協力を行っていきたいと考えているところでございます。

○4番（三角隆史君） 丁寧な御答弁ありがとうございます。済生会の駅前進出は東港住民の皆様の悲願でもありますので、どうか話が前進しますようによろしく願いいたします。

次の質問に移ります。寺島リゾート開発の進捗状況についてお尋ねします。

○企画部長（岩清水伸二君） 寺島リゾート開発の進捗状況についてお答えいたします。

三角町寺島リゾート開発につきましては、昨年9月の熊日新聞等でもその開発構想の記事が掲載されたところでございます。現在、食品卸売業、マリン事業、旅館ホテル、温泉施設など多角的に事業を展開されております、福岡県久留米市に本社を置きますベストアメニティ株式会社によって開発計画が進められております。

先月末に、ベストアメニティに計画の内容、進捗状況を確認しましたところ、平成32年春までには、フランピングビレッジ、フランクなキャンピング村という意味の造語でございます。このフランピングビレッジとしてオープンさせたいということでした。

事業費としては7億円程度を見込んでおり、寺島にトレーラーハウス50台、高級キャンピングテント20張を配置し、そのほかにもロッジ、バーベキュー施設、露天風呂、コンサート用ステージなどの整備を行い、300人程度が宿泊できるマリンレジャーの一大リゾート基地にするという計画でございます。

市としましても、この開発計画が実現すれば、これに伴う経済波及効果も三角町だけにとどまらず、市全域にも広がり、また地域の活性化にもつながるものと大きな期待を寄せているところでございます。

なお、ベストアメニティでは、今年3月に大牟田市に温泉施設をオープンされております。またこの10月には、上天草市に所有されますマリーナに、トレーラーハウスとレストランを開業される予定とお聞きいたしております。

○4番（三角隆史君） 寺島リゾートに関しては、非常に前進したと思います。本当に三角のみならず、宇城市の活性化につながると思いますので、どうかどんどん前に進むようお願いいたします。

次にいきます。金桁温泉についてですが、アクセス道路の道幅が狭く離合しにくい箇所もあります。今後利用状況によっては、道幅を広げたり新しいアクセス道路をつくってもらえるのかどうかお伺いします。

○企画部長（岩清水伸二君） 金桁温泉に関するアクセス道路の整備計画ということでございます。本施設は過疎債を活用した事業でございます。計画では、地域内外交流人口の拡大を促進する地域間交流施設として位置付け整備を行います。

この地域間交流施設と申しますのは、金桁地区の資源である炭酸泉を活用した温泉施設を整備することにより、地域住民だけでなく、町外や市外など多くの方々に利用していただくことも目的としております。本施設は利用者の健康や憩い・癒しの場としての機能を持たせ、人口減少や核家族化に加えまして、情報化技術の急速な発展により人と人との関わりが減少している現代において、そのつながりを生み出す拠点としての役割を担うとともに、地域の活性化にもつながるものと考えております。

例えば、世界文化遺産でございます三角西港などの観光や、海・山のレジャーを楽しまれた観光客に立ち寄っていただき、温泉で汗を流しながら会話を楽しむなど、人と人との交流の場にしたいと考えております。

議員御質問の開業後におきますアクセス道路の整備等につきましては、その後の施設の利用状況や地区住民の意見を待つこととし、まずは金桁温泉の開業に向けて注力してまいりたいと考えております。

○4番（三角隆史君） ありがとうございます。

次の質問に移りたいと思います。西港、今浦島屋は利用されておきませんが、今

後の利用について何か計画はありますか。お尋ねします。

○企画部長（岩清水伸二君） 西港浦島屋の活用についての御質問についてでございます。浦島屋につきましては、熊本県港湾環境整備事業の一環としまして、平成5年に当時の写真を基に復元した建物でございます。熊本県が所有し、宇城市がその施設の管理委託を受けております。

浦島屋の1階部分につきましては、昨年度までは個人の喫茶店がテナントとして入ってございましたけれども、西港来訪者の満足度をより高められるような事業者を選定するため、所有者である熊本県と宇城市が共同で昨年度事業運営者を2回公募をいたしました。しかしながら、施設見学会には数社おみえでありましたけれども、まず、火が使えない、ガスが使えないということ。それから空調機が装備されていないということ。それともう一つが面積規模的に採算が見込めないという理由で、2回の公募を行ったにもかかわらず、最終的には応募がありませんでした。

こうした経緯を踏まえまして、熊本県と協議した結果、当面1階は休憩所として、2階はこれまで同様多目的ホールとして利活用してまいります。

○4番（三角隆史君） 浦島屋の活用が西港の活性化の起爆剤になると思いますので、今後も注目してまいりたいと思います。

西港は、世界文化遺産に登録され、いまだに注目度は高く、宇城市にとってなくてはならない貴重な財産であります。その西港を盛り上げていくためには、やっぱり地元住民の皆様とともにアイデアを出し合い、活性化に向けて努力していく必要があると思います。昭和50年に西港には1,050人も人がいました。今年3月末現在で267人までになってしまいました。世界遺産登録された平成27年は308人いたのと比べても、減少傾向に歯止めをかけられません。実にこの40年で800人減ったこととなります。

そこで質問です。西港のこういった状況の中、新たな振興策として浦島屋以外の各施設についての利活用の促進についてお伺いします。

○総合政策監（村上理一君） 浦島屋に関しましては、先ほど企画部長が答弁したとおりでございます。ただ、その浦島屋以外の各施設の利活用の関係でございます。地方創生にも関わる話でございますので、私の方から答弁させていただきます。

議員の御指摘のとおり、西港にさらなる観光客を呼び込むためには、西港周辺の世界文化遺産である三角西港、重要文化的景観、こういった各構成資産を楽しんでいただき、再びそこに行ってみたくなるようなコンテンツの磨き上げ、こういったことを行うことが重要でございます。

そのため、本市の重要な観光資源であります三角西港を文化財としての保存・活用を適正にまずは行いつつ、観光資源としての利活用方策を具体的に検討する必要

があることから、宇城市世界文化遺産交流促進本部がごさいますが、この作業部会を「三角西港利活用方策に関するアドホック会合」、このアドホック会合というのが特定の目的のための会合という意味でございしますが、として位置付けまして、三角振興株式会社や観光物産協会にも参画しながら、三角西港の観光面による課題の整理、観光資源としての利活用、コンテンツの磨き上げの方策等の検討などを今年5月から進めております。

この会合におきましては、各施設の利活用方策を含めて議論をしております、魅力ある観光地域づくりを目指しまして、西港一帯のストーリー性のある食の提供、インバウンド対策、戦略的なプロモーションなど、これらの推進につなげてまいります。なお、この検討結果は、本年度中策定の「宇城市観光振興戦略」における基本方針や重点施策に反映させる予定でございします。

○4番（三角隆史君） ありがとうございます。ただ、もう西港のこの人口の減少の仕方は非常事態だと私は考えております。そういう状態の中で活性化をするためには、地元住民の皆様の意向は非常に重要でありますし、納得がいくものでなければならぬと思います。空き家の活用、移住定住促進など、やることはいっぱいあります。いま一度西港を、三角町はもちろん宇城市活性化の起爆剤として活性化に向けて住民の皆様とともに前へ進ませてください。よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。私、家業が船を相手の仕事をしていて、海運業の方と親しくさせてもらっています。いまや国内の海運業は新造船ブームにあります。隣の上天草市には100社ほどの海運業者があり、次から次へと新船をつくられています。まさに、上天草市の基幹産業となりました海運業は、今船員不足、船員の高齢化に悩まされております。

そこで、我が宇城市でも船員という仕事を職業の選択肢の1つに考えていただけるようお願いしたいと思います。今後、2つの高校、松橋高校、小川工業高校にPRしていくことは可能かどうかお伺いします。

○経済部長（吉田裕次君） 本市の現在の地域産業構造から見た場合、海運業の雇用力は小さいながら稼ぐ力で捉えた場合、本市の産業の中ではトップクラスにあります。

現在、様々な業種で人員不足の声が聞こえていますが、海運業の船員不足も例外ではないと聞いております。

本市では市内の高校生の地元定着を図るため、地元企業との合同企業説明会を開催し、地元への就職促進と企業活動の活性化に取り組んでおります。広く職業を知ることが、職業選択の幅を広げ、勤労意欲にもつながる大切なことだと考えますので、そのような機会を利用いただき、広く周知していただければ、地域や企業活動の活性化につながっていくものと期待しております。

○4番（三角隆史君） ありがとうございます。宇城市にも5社ほど海運業者があります。将来的にその船員になった人たちが、独立をして海運業を開業し、上天草市に負けないほどの数になってくれたらと思います。海運業者の給料は陸上よりはるかにいいと聞きます。海運業者の増加は税収増にも直結します。今後は海運業者にもどうか注目していただき、将来的には今上天草市が行っています助成制度を、宇城市にも採用していただけますようお願いをいたします。

次の質問に移ります。宇城市がつくられています移住定住パンフレットですが、今までどういったところに配布をされたのでしょうか。また、もうちょっと付け加えることはできないかお尋ねをいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 宇城市の移住定住のパンフレットにつきましては、平成27年度に1,000部作成しております。地方への移住希望者の相談窓口でございます、東京都のふるさと回帰支援センターや県の東京、大阪、福岡事務所などの窓口において情報発信を行っているところです。また配布につきましては、東京や福岡で行われる移住相談会、あるいは直接市役所へ移住相談に来られた方などにも配布を行っております。

今年度、宇城市の魅力を発信する事業を県の補助金を受け新たに開始いたします。これまでの移住定住のパンフレットにつきましては、作成から3年が経過し、在庫もなくなっておりますので、この補助事業の中で作成いたします。本市の「暮らしやすさ」のアピールやイメージ向上につなげるため、子育て世代にターゲットを絞り、デザイン性の高いパンフレットに仕上げたいと思っております。配布先といたしましては、移住希望者のニーズにあった配布方法を検討し、例えば住宅展示場やターゲット層である子育て世代が好む店舗などでの配布を考えているところでございます。

○4番（三角隆史君） またつくっていただけるということで、是非すばらしいものにしていただきたいと思ひますし、地図の中にそれぞれの地域でとれる農産物を落とし込むとか、2つの高校の特色を入れたり、宇城市出身の有名人の方のコメントを入れるとか、宇城市に住みたいと思わせるようなパンフレットにさせていただきますようお願いいたします。このパンフレットが移住定住を検討されている方にその気にさせるものでなければならぬと思ひますので、どうかよりよいものになるようよろしくお願いいたします。

続きまして、大きい3番に移ります。宇城市においても鳥獣対策は頭を痛められていると思ひます。先月8月15日の熊日に、熊本市河内で夜間に赤外線カメラ付きドローンでイノシシの生態数、生態域を調べることで、効率的な駆除につながるという記事を見つけました。宇城市でも同様なことをする予定はないかお伺ひいた

します。

○**経済部長（吉田裕次君）** 平成28年度の宇城市におけるイノシシの駆除数は942頭に対して、平成29年度の駆除数は1,379頭となっており増加しております。特に、三角町においては233頭増加しており、今後の宇土半島での農作物被害が懸念されております。

また、平成29年度イノシシ駆除数の内訳は、三角町501頭、不知火町149頭、松橋町93頭、小川町374頭、豊野町262頭となっており、宇城市全域にイノシシが生息していることが判明しておりますが、生態数においては、把握できないのが現状でございます。

また、熊本市の河内町では、猟友会でドローンを活用した生態数、生態域を把握する動きがあっておりますが、経費やドローンの飛行区域等の問題で、実施には至っておりません。今後、効果等の情報を収集し、有害鳥獣の生息の把握に努めたいと考えます。

もう一つ申し添えますが、ドローンの利活用に関しましては、宇城市の鳥獣害防止対策協議会それとJA熊本うき、三角地区の鳥獣害対策ともに協議会の中で今後協議してまいりたいと思います。

○**4番（三角隆史君）** ありがとうございます。猟友会の方、農家の方たちはじめ熊本農家ハンターの方たちも、必死にイノシシ駆除に頑張っておられます。そういう中で、今後は捕獲したイノシシをどうするかが問われてくるかと思えます。宇城市としましては、加工施設の建設についてどうお考えかお尋ねいたします。

○**経済部長（吉田裕次君）** 捕獲したイノシシについては、捕獲された猟友会員の方々により必要な部位については食用とされ、残りは埋設処分または猟犬のえさとされております。肉の有効活用としましては、県内でも鳥獣処理加工施設を整備する動きがあっており、熊本県主導で平成29年度に「くまもとジビエコンソーシアム」が発足されております。本市も「くまもとジビエコンソーシアム」に参加し、捕獲後の肉の処理から活用までの情報を収集し、勉強している状況でございます。

○**4番（三角隆史君）** ありがとうございます。ただイノシシの数は年々増えてきております。こういった加工施設の話が再び出てくると思いますので、またそのときは前向きに検討していただきますようよろしくお願いいたします。それとイノシシ駆除に懸命に努力されている方々に敬意を表し、大きい4番に移ります。

光ブロードバンド回線についてですが、初日河野一郎議員の質問で、市長より宇城市全体を整備するというとてもありがたい御答弁をいただきましたので、小さい1番は省略をさせていただきます。

小さい2番について質問をさせていただきます。光回線はもう我々になくはな

らないものになっております。また、田舎であればあるほど必要な回線であり、都会の方々と同等に商売ができる唯一のツールであると思います。いまやスマート農業とも言われており、農業にもネット環境が不可欠なものとなっております。このICT社会において光回線はあって当たり前、また光回線のおかげで農業はただ生産するだけでとどまらず、加工品等を通じてビジネスに発展する可能性を持っております。商工業におきましても、利用の仕方次第ではビッグビジネスになる可能性を秘めております。

そこで、宇城市として光回線を通して農業商業振興についてどうお考えかお尋ねをいたします。

○総合政策監（村上理一君） 議員がおっしゃられるとおり、光ファイバーでございますが、これまでは個人や企業のインターネット、電子メール、ビジネス上のデータの送受信、こういった利活用が主な活用方法でございました。これからはそういったものにとどまらず、人口減少、交通、防災、教育こういった地域の課題解決に不可欠なツールとしてAI、これは人工知能でございますが、あるいはIoT、モノのインターネットという言い方をしておりますけれども、IoT時代の次世代のICTインフラ、情報通信技術インフラとして期待をされているところでございます。

また、ICTインフラの整備・高度化を前提として、ICTの利活用によって地域のサービス水準の維持・向上、地域の産業や小規模・個人事業主の生産性、収益性向上及びイノベーションの創出など、新しい地方創生が可能になるものと考えられております。

議員御質問された農業や商業分野でのこの光ファイバー、ICTの活用に関しましては、全国的な事例といたしまして先ほどスマート農業という御発言があったと思いますが、例えばビニールハウスにセンサーや給水施肥装置を設置して、タブレット端末で操作することによって、土壌の見える化、情報収集を可能にするようなこういったスマート農業、こういったものへの実現。あるいはインターネットによる国内外への特産品の販売、顧客データの分析による収益性の改善など、データの利活用や情報発信による地域ビジネスの活性化、こういった取組が上げられます。

ICTは農業や商業をはじめ、多くの分野において本市の抱える課題解決のために効率的・効果的にこれから活用していく必要があると考えております。そのため本市では、平成30年度中に「宇城市IoT実装推進計画」、これは仮称でございますが、これを策定いたします。これは何かといいますと、具体的な本市の地域課題を解決するために、国から地域IoT導入に向けた計画策定や推進体制構築の支援を受けながら、防災、農業、教育、福祉など市民生活に身近な分野のIoTあるいはICTこういったものを導入することを検討し、利活用モデルの構築に向けた

計画を策定するものでございます。今年7月に総務省の支援団体として本市が採択されております。

なお、この計画に位置付けられ、平成32年度までにI o Tのシステムを構築する場合は、国庫補助やあるいは特別交付税の措置の対象となりますので、本年度中に着実にこの計画を策定をするとともに、その前提となるICTインフラ、光ファイバーですね、この整備に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

○4番（三角隆史君） 本当に貴重な御答弁ありがとうございました。

続きまして、大きい5番に移ります。新戸馳大橋について今現在の進捗状況をお尋ねいたします。

○土木部長（成田正博君） 戸馳大橋架け替え事業の進捗状況について説明いたします。

現在の戸馳大橋は建設から45年経過しており、耐震性の不足、老朽化、それと歩道未整備等の理由によりまして、抜本的対策としまして平成25年度に工事に着手し、架け替え事業を進めております。既に橋りょうの橋台や橋脚の下部工の工事は完了しており、現在はそれ以外の4つの工事を進めております。内容は、橋りょう上部工工事、国道側の護岸工事、それと戸馳島側の道路改良工事、国道266号の道路改良工事の4件でございます。

8月末時点の進捗状況でございますが、橋りょうの上部工工事が約70%の進捗です。鋼桁の架設が完了しまして、現在床版コンクリートを施工中で、計画どおりの進捗でございます。

次に、国道側の護岸工事でございますが、約45%の進捗で、現在、護岸擁壁の基礎を施工中でございます。

次に、戸馳側の道路改良工事ですが、6月27日に契約を締結して今からでございます約2%の進捗で、現在道路護岸擁壁を施工中です。

最後に、国道266号道路改良工事ですが、7月27日に契約を締結し、着工前の工事計画の策定中でございます。

今後の予定としまして、橋面の舗装工事を発注しまして、平成31年3月30日に開通式を行い、供用開始できるよう施工を進めております。なお旧橋の解体工事は、来年度以降ということで計画をしております。

○4番（三角隆史君） 平成31年3月30日に開通式が行われるということと聞きました。この戸馳大橋は、戸馳の住民の皆様にとりましてはかけがえのない橋でございます。この戸馳大橋の愛称を、住民の皆様で決めることはできないかお尋ねいたします。

○土木部長（成田正博君） 新しい橋りょうの名称については、熊本県道路マニュアルの中に橋名決定の考え方ということで、既設橋架け替えの場合は、基本的に現橋の

名称とするということを準用し、「戸馳大橋」とすることとしております。

また、新しい橋の愛称募集は計画をしておりますが、親柱の文字を地元三角中学校の生徒に橋名等の書写を依頼しております。中学生が書いた作品を新しい橋の親柱に刻むことで、地元の方々が新しい戸馳大橋に愛着を持っていただくための取組をしております。

新しい戸馳大橋の開通式が、先ほど申しました来年の3月30日に予定をしております。開通式典では地元の方が多く参加できるような式典を開催したいと考えております。

○4番（三角隆史君） 愛称を決められないのはちょっと残念ですが、中学生に橋の名前を刻んでもらうという御答弁をいただきましたことに感謝申し上げます。

次の質問に移ります。新戸馳大橋開通を機に、橋から花のがっこうまでの道路沿いに花いっぱい運動の一環として花を植栽し、フラワーアイランドとして戸馳の住民の皆様とともに、おもてなし活動はできないかお尋ねをいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 現在、宇城市におきましては、花のまちづくり運動を推進しております。この運動は、行政区などのほか各種団体が主体となって、道路沿いなど多くの人の目に触れる公共的な場所に花壇を設置し、花を植え管理していただき、もって宇城市の景観の向上とイメージアップを推進するものでございます。この運動を支援するため、宇城市では毎年6月と11月の2回、団体からの申請に基づき花苗を配布しております。御承知のとおり、花壇の管理については植え付けから水やりなど多くの労力が必要となります。

議員提案の新戸馳大橋から花のがっこうまでの花いっぱい運動についても、地元でそのような機運が盛り上がり、是非地域で頑張っていただいて戸馳に來られる方をもてなしたいということであれば、花いっぱい運動として市も支援してまいりたいと考えております。

○4番（三角隆史君） こういう運動をすると市も支援していただくという貴重な御答弁をいただきました。ありがとうございます。

最後の質問になります。戸馳は冬も温暖な気候で皆さんも御存じのように、洋ランの栽培が盛んです。そういう戸馳島に廃校となった旧戸馳小学校があります。災害等で戸馳大橋が寸断された場合、たくさんの人が集まれる施設が戸馳にはありません。そこで、この戸馳小学校を避難場所とか、先ほども申しました部活の合宿地として活用できないかお尋ねをいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 旧戸馳校舎は、現在戸馳生涯学習センターとなっておりますが、鉄筋コンクリート造で築後36年を経過しております、耐用年限まであと5年程度となっております。校舎の建築年次が昭和57年でありますので、耐震改

修促進法第14条の規定する不適格建築物となります。建築時には適法でありましたが、その後法令の改正等によって現行法に対して不適格な部分が生じております。

このまま使用していただいても直ちに違法というものではございませんが、増築や建替え等を行う際は、法令に適合するよう建築しなければならないとされております。現在は、主に保管施設として利用しているところでございますが、議員が申されますように、住民の避難場所や部活動の合宿所として利用するためには、先ほど申しましたように、法令に適合させなければなりません。高額な調査費用や耐用年数などを勘案し、また今後の明確な活用方法が定まっていないことから、しばらくは保管場所としての活用をする次第でございます。

○4番（三角隆史君） 建物が使えないのならば、また大きな1番でも質問いたしましたように、熊本県青年の家の誘致ができるように今後要望活動をしていきたいと考えております。

時間がありますが、これをもちまして私の一般質問を終了いたします。執行部の御丁寧な御答弁誠にありがとうございました。

○議長（長谷誠一君） これで、三角隆史君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

-----○-----

延会 午後1時56分

第 4 号

9月7日 (金)

平成30年第3回宇城市議会定例会（第4号）

平成30年9月7日（金）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1 一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（21人）

1番 原 田 祐 作 君	2番 永 木 誠 君
3番 山 森 悦 嗣 君	4番 三 角 隆 史 君
5番 坂 下 勲 君	6番 高 橋 佳 大 君
8番 大 村 悟 君	9番 福 永 貴 充 君
10番 溝 見 友 一 君	11番 園 田 幸 雄 君
12番 五 嶋 映 司 君	13番 福 田 良 二 君
14番 河 野 正 明 君	15番 渡 邊 裕 生 君
16番 河 野 一 郎 君	17番 長 谷 誠 一 君
18番 入 江 学 君	19番 豊 田 紀代美 君
20番 中 山 弘 幸 君	21番 石 川 洋 一 君
22番 岡 本 泰 章 君	

4 欠席議員（1人）

7番 高 本 敬 義 君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 吉 澤 和 弘 君 書 記 山 本 裕 子 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 守 田 憲 史 君	副 市 長 浅 井 正 文 君
教 育 長 平 岡 和 徳 君	総 務 部 長 成 松 英 隆 君
総合政策監 村 上 理 一 君	企 画 部 長 岩 清 水 伸 二 君
市民環境部長 園 田 敏 行 君	健康福祉部長 那 須 聡 英 君

經濟部長	吉田裕次君	土木部長	成田正博君
教育部長	蛇島浩治君	會計管理者	木下堅君
総務部次長	天川竜治君	企画部次長	中村誠一君
市民環境部次長	村上雅宣君	健康福祉部次長	稼隆弘君
經濟部次長	杉浦正秀君	土木部次長	坂園昭年君
教育部次長	吉田勝広君	三角支所長	内田公彦君
総括審議員	原田文章君	不知火支所長	村上伸一君
小川支所長	篠塚孝教君	豊野支所長	中村隆文君
市民病院事務長	伊藤博文君	農業委員会 農事務局長	蔵原正敏君
監査委員事務局長	横山悦子君	財政課長	木見田洋一君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（長谷誠一君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、19番、豊田紀代美君の発言を許します。

○19番（豊田紀代美君） 皆さん、おはようございます。19番、新志会、豊田紀代美でございます。先日の大型台風20号、21号は、西日本に甚大な被害を残しました。また、昨日は北海道で震度7の地震、テレビのニュースを見て2年前の熊本地震を思い出し、恐怖が蘇って胸が痛くなりました。台風や地震で亡くなられた方々に対しまして謹んで御冥福をお祈りいたしますとともに、被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、議長のお許しを頂きましたので、先般、御通告申し上げておきました今回は5点について質問をさせていただきたいと思います。大きな1点目は小学校部活動の社会体育移行について、2点目は熱中症対策について、3点目は高齢者福祉について、4点目は地域公共交通について、5点目は産業振興についてを質問いたします。

まず、大きな1点目、小学校部活動の社会体育移行について、小さな1点目、平成31年4月から小学校部活動が社会体育に完全に移行するとお聞きをいたしておりますが、5月22日現在の調査結果によりますと、ほとんどの学校で指導者が確保されていないという状況でございました。そこで、この後のお取組についてお尋ねをいたしたいと思います。

後の質問は、質問席にていたしますので、よろしく願いをいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 本年度は2か月に1回のペースで進捗状況管理を行っていくということで、第1回目を6月に開催しまして、第2回社会体育移行保護者説明会を8月末に3地区に分けて開催いたしました。6月の定例会では、「指導者の確保が7クラブ、指導者はいるがまだ未定が5クラブ」と答弁をいたしておりましたが、その後の調査で指導者確保が1クラブ増えて13クラブとなっております。

今回、8月末の現状調査の結果では、「学童スポーツクラブへの移行を予定している」が19クラブあり、そのうち12クラブが「指導者の確保ができた」、7クラブが「指導者の確保ができていない」という状況でありまして、「保護者主体で新規でクラブチームを立ち上げる」が2クラブという状況でありました。今回も説明会終了後、各学校ごとに話し合いを行っていただいたところでございます。

その中で出てきた意見としましては、「指導者確保について、4時30分からという時間では見つけることが難しい。5時30分からであれば指導者がいるのだが。」という意見があり、市としましては、「放課から5時30分までは、見守りができるような方で、5時30分から専門的な指導者という方法や、平日は1回か2回程度の練習を行い、土・日に集中的に指導を行うなど方法があるのではないのでしょうか。」とお答えしたところでもございます。

その他、「学童スポーツクラブが優先的に施設を利用できるのか。もしも、体育館を利用する複数の学童スポーツクラブが立ち上がったときはどうするのか。」など質問がありました。毎月、練習計画を出していただくことにより、施設を優先的に利用できるようにと考えており、利用が重複した場合は、話し合いにより利用していただくようお答えをしたところでもございます。

○19番（豊田紀代美君） これまで、社会体育移行についての一般質問を私も複数回いたしてまいりました。本議会でも、複数の議員がこのことについて質問をされております。それだけ重要な問題だと議員各位が注視をされている案件だというふうに判断をいたしております。教育委員会でも、指導者確保のために教育長はじめ、相当御苦勞なさっていることは承知をいたしております。先日、8月31日付の小学校部活動の社会体育移行現状報告をいただきました。確かに部長御指摘のように学童スポーツクラブへの予定をされている19クラブ、そのうち指導者確保ができていたのが12クラブで、指導者確保ができていないクラブが7クラブ、新規でクラブチームを立ち上げるのが2クラブとあります。頂いた資料にありますように、各学校の部活動の数は合計37で、学童スポーツクラブと新規に立ち上げるクラブチームを合わせて21、その中で15クラブにつきましては、廃部、解散、各個人で行く先を検討するというふうに括弧書きではございますけども、部活動の部員数が今735人の中で、廃部、解散が182人、実に4分の1が社会体育移行をしない結果になる可能性もございます。昨日、五嶋議員の一般質問の中で、学童保育所のことも出ておりましたが、15か所のうちの4か所がオーバーしており、満杯でございます。また、既存のクラブチームに通う児童がどの程度いるのか把握はできておりませんが、いずれにしても残された半年間でどこまでできるのか心配をいたしております。部活をやめた子どもは中学校に入っても部活をすることなく、入る子どもは非常に少ないとお聞きをいたしております。

そこで、小さな2点目、豊福小学校区では民間での現行の部活動と同じようなことを提供するような動きがあります。保護者主導で学校長も全力で頑張っていたいただいており、民間企業から指導者を派遣していただくシステムです。保護者の皆さんは共働きやひとり親家庭で仕事をなされており、学校が終了する4時半から6時半、

今までの部活動と同様に指導をしてもらうことで、これまでどおり安心した生活が送れることとなります。また、議長のお許しを頂きまして、国立教育政策研究所が平成29年度に行った全国学力学習状況調査の報告書、部活動と学力の関係資料を配布させていただきました。御覧になっていただければ分かると思いますけれども、これは部活動状況、中学校でございますが、生徒の質問が、普段月曜日から金曜日一日当たりどれくらいの時間部活動をしていますか。3時間以上が11.4%、2時間以上から3時間未満が43.3%、1時間以上2時間未満が29%、30分以上1時間より少ないが3.4%、30分より少ないが1.0%、全くしないが11.7%となっております。選択肢ごとの平均正答率を見ていただくと分かりますように国語A一番高い80.4、それから国語B76.0、数学A69.1、数学B52.1、いずれも部活動を1時間から2時間やっている子ども、生徒が一番正答率が高いという結果になっておりますし、また、国語A、国語B、数学A、数学Bでそれぞれ一番正答率が低い72.8%、65.8%、56.8%、42.6%、いずれもこれは部活動を全くしない生徒という結果が出ております。以上のように、現行の部活動と同様に、午後4時半から6時半までの2時間を民間で行うことで、子どもたちの学力の向上にもつながると確信をいたしております。以上、御提案を申し上げました件につきまして、教育長のお考えをお示しいただきたいと存じます。

○教育長（平岡和徳君） ただいま議員話されたとおり、この資料につきましては、私も興味深くこういったものを鑑みながら、この案件に関わっております。運動部活動の今言われている社会体育移行につきましては、放課後の時間に通学している学校施設で活用できるようにという、これは根本の方針であります。それを基に学童スポーツクラブとして、共通認識を持ちながら保護者の主体的な運営というものを目指してきております。

その経緯の中で、当初から議員が話されますとおり、指導者確保の問題が一番の課題でありまして、そのため教育委員会では宇城市体育協会、スポーツ推進委員の皆さん、退職校長会、こういった場所へ出向きまして、詳細な説明を行いながら指導者の紹介をお願いし、そして人材発掘にこれまで努めてまいりました。議員がお話になられています民間企業に指導を担ってもらうということにつきましては、指導者を確保するというものの拡充につながるというところにおきまして、4時半から6時半までという活動時間の制約も解消されると考えられますし、有効な手立てだと私自身も思っております。そして、あくまでも保護者が運営する学童スポーツクラブが指導者を民間から派遣してもらうと、そういった契約上の内容であれば、学童スポーツクラブ運営の1つの形として、実働可能な手段であると考えております。

また、この移行後の学童スポーツクラブについての内容ですけれども、まず保護者が主体となって運営する、そして総合型地域スポーツクラブに保険料を含む年会費を納入して会員となる。そしてそのほか活動時間などの要件を満たすというところで、施設の優先使用と使用料の減免を考えているところでございます。

なお、今後社会体育への移行が難しい学校、団体等につきましては、保護者の意向を聞き取りながら、既存のクラブチームや総合型地域スポーツクラブへの紹介等を行っていきたいと考えている次第です。

○19番（豊田紀代美君） これまで宇城市企業クラブの正副会長にも宇城市に出向いただきまして、企業から指導者の確保に対する御協力のお願いを平岡教育長からも熱心に御説明をお願いいたしましたし、また、御検討をいただくように私からも要望を申し上げたところでございます。また、豊福小学校内の連絡協議会でも松川豊福小学校校長先生から、社会体育移行についての熱心な御説明と指導につきましてのお願いが、区長さんをはじめ各種団体長にも数回にわたりお話をいただいております。保護者、学校、地域が一体となり、子どもたちがのびのびと勉強やスポーツができる環境を構築することが、宇城市の次世代を担う子どもたちに対しての大人の責任であると考えております。ここで、市長のお考えをお示しいただきたいと存じます。

○市長（守田憲史君） 部活動の社会体育移行におきましては、指導者の確保が一番の課題であると認識しております。地域や保護者の皆様からもお聞きしております。そのため、各種団体への説明、地域への指導者募集の回覧など行ってまいりましたが、結果が出ていないことは確かであります。引き続き指導者確保に向けて努力してまいります。議員におかれましても、情報の提供をはじめとした御支援と御協力をお願いいたします。

○19番（豊田紀代美君） 市長、よろしく願いをいたしておきます。

それでは大きな2点目、熱中症対策についてでございますが、小さな1点目、気象庁は9月3日、6月から8月の天候のまとめを発表いたしました。東日本の平均気温は、1946年の統計開始以降、最も高くなったとあります。東日本も史上2位の暑さで、命の危険が現実となった記録的な猛暑日の連続でございました。そのような中、全国の教育委員会では、児童生徒が熱中症にならないように活動を制限する動きが広がっているとあります。本市の取組についてお尋ねをいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 学校における熱中症事故の防止につきましては、例年、国・県のみならず本市においても、事故防止のための適切な措置を講ずるよう、学校に依頼しているところです。しかしながら、他県の事故ではございますが、依然として学校管理下における熱中症事故は発生しており、生徒が死亡する事案も生じ

ております。

今年の夏も気温の高い日がさらに続き、記録的な高温により、児童生徒が熱中症で体調を崩さないように、気象状況に注意し教室のエアコンを活用しつつ、事故防止に適切な対応をお願いしています。また、熱中症対策として、普通教室にエアコンを設置しましたので、今夏の記録的な猛暑に対しても対処できたのではないかと考えています。

- 19番（豊田紀代美君） 教育部長の御指摘のように、普通教室にエアコンの設置をされたこと、記録的な猛暑に対処できたと私も思っております。平成28年から平成29年度にかけて、宇城市立の小中学校に他の自治体に先駆けてエアコンの設置をしていただきました。これも守田市長の御英断のおかげだと深く感謝をいたしております。また、本議会の補正予算に特別教室、小学校57教室中学校51教室に、エアコン設置のための設計委託料を計上していただきました。さらには、平成31年度までには特別教室に3億円の予算を計上していただき、エアコン設置をしていただくという先日の福永議員の一般質問の中での御答弁でありました。大変ありがたい、児童生徒はもとより学校関係者や保護者の皆様も喜んでいただけるものだと思います。学習意欲や熱中症対策にも効果が出ると思っております。

今回、熱中症に関する一般質問をするにあたりまして、総務省消防庁集計による都道府県別熱中症による救急搬送状況を議長のお許しを頂きまして、議員各位と執行部の皆様に配布させていただきました。平成30年4月30日から8月26日の速報値です。約4か月弱の間に、全国の緊急搬送合計が8万9,305人、死亡者が155人、熊本県では救急搬送が1,650人、死亡者が5人と驚くべく結果になっております。詳細については、皆様後で御覧いただければと思います。

そこで小さな2点目、全国には気温35度で屋外活動を禁止した教育委員会もございますが、気温のみならず環境省が発表する暑さ指数WBGT、熱中症予防の目安に用いられている指標による対応を御提案いたしたいと思っております。これも議長のお許しを頂きまして配布させていただきました熱中症予防指針を御参照いただきたいと思います。暑さ指数WBGTは労働環境や運動環境の指針として有効であると認められており、私が使用していますものが実売価格約1,000円程度で購入できます。今現在ではちょっとまだ安くなって、ネットで調べるとありました。これがWBGTの計測器でございます。2種類今は持っております。こういう感じでございます。資料を見ていただくとお分かりいただけますように、上のグラフの下の方から申し上げますと、25℃未満が注意事項としては一般に危険は少ないが、激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。それから警戒というのが、25℃から28℃未満、運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休息を取り入れ

る。厳重警戒28℃から31℃未満が、外出時には炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。危険31℃以上が、高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動するとあります。今申しあげましたことに対しまして、熱中症対策としてこれを御提案申し上げたいと考えますが、教育部長の御答弁をお願いいたしたいと思っております。

○教育部長（蛇島浩治君） 議員御指摘の暑さ指数WBGTによる対応についてお答えいたします。熱中症事故は気温30度以下でも発生していることを踏まえ、学校現場では気温だけではなく、湿度、照り返しなどの輻射熱を考慮して判断する必要があります。WBGTは、これらを取り入れて計算されますので、有効な手段だと考えています。また、WBGTを測定する機械も安価で販売されていますので、各学校で導入をしてみたいと思っております。

○19番（豊田紀代美君） 教育部長、早速提案をお取り上げいただきまして感謝申し上げます。室内のみならず、体育の授業や部活動にも導入いただきたいと思っております。

そこで、高齢者の熱中症対策のお取組について健康福祉部長にお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 先ほど議員御提示されました都道府県の熱中症ということで、高齢者が一番多いような数字になっています。高齢者は若者に比べて一般的に体内の水分が不足しておりまして、脱水状態に陥りやすい傾向がございます。また、加齢とともに対応調整機能が低下し暑さを感じにくくなり、日中の炎天下だけではなく、室内や夜間においても熱中症に注意が必要であると思っております。加えて時間が経過してから症状が出現することがあるようです。

室内や夜間においては、こまめな水分補給やエアコンの上手な活用、外出時は日傘や帽子の活用、飲み物を持ち歩くなどの対策を行うとともに、体力保持のための食事管理や睡眠不足とならないことが大切でございまして、今までと同じ夏の過ごし方では対処しきれないことを理解し、より健康管理に気を付ける必要があると思っております。

このようなことから、家族や地域の中で高齢者に声をかけることが大切になってきておりまして、市でも広報紙や防災無線を使った周知、民生委員の方々や老人クラブのシルバーヘルパーなど、地域の皆様方の御協力をいただきながら、高齢者への声かけを行うとともに、高齢者向けの健康教育を今後も継続して行ってまいりたいと思っております。

○19番（豊田紀代美君） 今、部長御指摘のとおり先ほどお示しいたしました中に、救急搬送状況も年齢区分では高齢者の数が最も多い、部長おっしゃったとおりでござ

ございます。部長答弁の中で、広報紙や防災無線、民生委員や老人クラブのシルバーヘルパーなどに御協力いただき声かけを行っていただいていると理解をいたしました。今後も高齢者の方々への周知、声かけの徹底をよろしく願いをいたしておきます。

小さな3点目、小・中学校のみならず、公共施設におけるエアコン設置がなされていない体育館やグラウンド等でのスポーツ大会において、WBGTの指数を表示することで、利用者の熱中症に対する注意喚起を促し、熱中症の予防につながると考えて御提案をいたしたいと思います。総務部長のお考えをお尋ねいたします。

○総務部長（成松英隆君） この夏は、連日35度を超える気温が続きまして、熱中症での先ほど議員からの御紹介もありましたが、救急搬送がニュースなどで取り上げられております。御指摘のWBGTにつきましては、計測器を数年前から導入しまして、本庁舎の空調管理に役立てております。庁舎の空調につきましては7月から本稼動をしておりますが、梅雨期におけるエアコンの稼動は、WBGT指数を用いて29度というところで判断してございまして、節電の兼ね合いでぎりぎりの温度基準で稼動してございました。しかし、先ほど議員から紹介がございましたとおり、この指数の29度というのは嚴重警戒にあたり、執務環境上もう少し配慮が必要だと思ったところでございます。

豊田議員御提案のWBGTの推奨につきましては、公共施設のエアコン使用の促進や体育館の利用者に対し注意喚起を行うなど、熱中症予防においても施設管理者の立場で努めてまいります。また計測器類につきましても、体育施設等への普及を図りたいと考えております。

○19番（豊田紀代美君） 総務部長、ありがとうございます。早速WBGTに対しての理解を深めていただき、計測器についても普及促進をすとの御答弁を頂戴いたしました。市民、職員の皆さんの安心安全のためにも御配慮に感謝をいたしたいと思っております。

続きまして、大きな3点目、高齢者福祉についてでございますが、小さな1点目、多死社会を前に本市の終活支援の取組状況についてでございますが、厚労省によりますと、2016年の年間死亡者数は約131万人、国立社会保障人口問題研究所の推計では、団塊の世代全員が75歳以上になる2025年には死者は150万人を超え、ピークを迎える2040年には約167万人になる見込みであるとあります。誰にも看取られず、長い期間発見されないような孤独死の増加も懸念される中、高齢者が亡くなったのちに納骨など人生の締めくくりを、自治体で手助けする終活支援活動の事業が広がってきております。一人暮らしの高齢者が増え、家族関係が希薄になり、最期を誰にも託せない人が増えているため、団塊の世代の高齢者に伴

う本格的な多死社会を前に、本市の終活支援の取組についてお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるためには、今このときをよりよく生きることが大切であると思います。このような中、団塊の世代の高齢化に伴う本格的な多死社会が目前に迫り、人生の最期を迎えるための準備活動である終活が近年話題となっているようでございます。

宇城市では、広報うき7月号により終活の記事を特集として掲載しておりますが、一言で終活と言いましても、何から始めればよいか分からないというのが正直なところであると思っております。本市におきましては、終活支援事業の一環として、「マイエンディングノート」を作成しまして、本年6月に全地区に回覧板や広報紙により希望者を募ったところでございます。

「マイエンディングノート」は、市と企画広告会社及び一般財団法人、協力者ですね、の連携協働により、市で予算化することなく、1,000部を市民の方々に活用してもらうために作成したものでございます。

今後は、エンディングノート活用の希望があった方への説明会を行いながら、市民の皆様へ啓発を行ってまいりたいと思います。

○19番（豊田紀代美君） 終活については、部長御指摘のとおり、広報うき7月号に大きく取り上げてございました。拝見させていただきました。また、部長の御答弁で市の財源ゼロで1,000部のエンディングノートをおつくりいただいたことも知りました。8月30日に庁舎3階大会議室で開催されました宇城市エンディングノート活用についての説明会に私も参加をさせていただきました。たくさんの方の参加者の中で、真剣に3人の講師の説明を聞き入っておいででございました。講師の1人である藤井弁護士にちょっとお話をいたしましたけれども、その中で、「宇城市は、終活支援のエンディングノート活用の先進地ですね。」とおっしゃっていただき、うれしく思いました。担当所管の取組を評価いたしたいと思っております。

小さな2点目、この一般質問をするにあたり、自治体が終活支援をしている先進地の事例で、神奈川県大和市と横須賀市のお取組を本市の議会事務局を通じて資料の提供をしていただきました。

大和市は、2016年から葬儀生前契約支援事業の開始と、主に身寄りがなく経済的に困窮している人が対象で、契約の上限額は生活保護の相殺扶助基準と同額、市の連絡先と相殺事業者等を記載した登録カードをつくり、スムーズに連絡が取れるようにした。また、市による定期的な安否確認も受けられる。さらには身寄りがあり一定以上の収入がある人にも、事業者や司法書士会、行政書士会の紹介などを地域包括センターが窓口となって相談を受け付けている。病院や施設入所の際も、身分保障、遺言信託、生前整理などの契約も可能、それから事業開始の経緯は、介

護現場から亡くなるまでのケアはできても、その後は何もできないと本人の希望を叶えてあげることができないからというその声が挙がったから、こういう事業に発展をしたというようなお話でございました。

横須賀市の生前登録事業では、お墓の所在地まで行政登録するのは全国初で、本人の本籍や住所、緊急連絡先、かかりつけ医師といった個人情報、遺言状の保管場所や埋葬予定の墓の所在地、延命処置について決めたりリビングウィルやエンディングノートの保管先、臓器提供の有無など登録項目は11項目、全て答える必要はなく選んで回答することができる。登録者に不測の事態があった場合は、市が本人に代わり親族や病院福祉施設等本人が指定していた関係先に終活情報を開示をする。認知症などで正確に意思を伝えられない場合、制限付きで家族や友人による登録も受けられる。以上が先進地の大和市と横須賀市の主な事例でございます。

本市においてもできる範囲内で結構ですので、終活生前登録等の事業ができないものか提案をいたしたいと思いますが、健康福祉部長に御答弁をお願いいたしたいと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） 今、豊田議員から詳しい説明がございましたように、首都圏などの都市部においては、一人暮らしや高齢者が増え、地域コミュニティのみならず親族間の関係も希薄化し、人生の最期に誰にも託せない方が増えてきておりまして、葬儀内容や納骨する寺等について、希望者が生前登録する事業を開始している都市部の自治体もあると聞いております。

本市におきましては、現在の終活支援事業は「マイエンディングノート」を啓発することとしておりますが、今後、生前登録のニーズを見極めながら、研究してまいります。

○19番（豊田紀代美君） 部長御指摘のように、私が提案いたしました横須賀市、大和市につきましては、本市と比較して人口規模が非常に違っているのは明らかでございますし、都市部の自治体と6万弱の自治体とでは、同レベルの取組はなかなか難しいという点もあるかもしれませんが、私は、逆にきめ細やかな取組が可能ではないかということもあるのではないかと思います。まずは、本市の「マイエンディングノート」の啓発の推進をされるということの御答弁でございますし、先ほど申しましたように、この「マイエンディングノート」につきましては、他の自治体よりはるかに進んで先進地だということをお聞きいたしておりますので、生前登録支援事業の必要性も視野に入れながら、高齢者福祉について今後も頑張りたいと強く要望をいたしておきたいと思っております。

続きまして、大きな4点目、地域公共交通についてでございます。まず、小さな1点目、本市の地域公共交通の現状と課題について、企画部長にお尋ねをいたした

いと思います。

○企画部長（岩清水伸二君） 本市の地域公共交通の現状と課題という御質問でございます。まず、現状についてお答えいたします。本市の地域公共交通につきましては、JR鹿児島本線、三角線をはじめ路線バスは3社20路線が走っておりまして、そのうち7路線が宇城市と熊本市を結んでおります。また、4地区で乗合タクシーを運行しており、このうち小川町の海東地区と三角町の戸馳地区は路線バスの廃止に伴う代替路線として、海東地区が平成20年4月から、戸馳地区は平成22年4月から運行を始めております。

不知火町の長崎地区と小川町の小野部田地区の2地区につきましては、平成23年3月に策定いたしました「宇城市地域公共交通総合連携計画」における交通空白地対策として、平成24年10月から乗合タクシーを運行しているような状況でございます。

次に、課題についてお答えいたします。まず第1の課題としましては、路線バスの利用者が年々減少しておりまして、バス会社の赤字が増えることに伴い、市の補助金も年々増大しているということでございます。市の補助金は、平成25年度に7,422万円でございますけれども、熊本地震後の利用者減少や運行経費の増大もありまして、平成28年度には1億138万円となりました。平成29年度には1億561万円となり、このまま対策を講じなければ、さらなる補助金の増大が懸念されております。

課題の2点目としまして、市の中心部において交通結節機能が十分ではないということが挙げられます。これは松橋駅とバスターミナルが離れていることから、駅周辺を運行するバスのうち、駅に接続する便が約4分の1程度となっており、結果としてJR利用者とバス利用者の相互利用が進んでおらず、また駅と宇城警察署、あるいは県振興局、市役所といった公共機関や松橋高校とのアクセスも十分とはいえない状況でございます。

3点目としまして、市におきましては交通空白地が広く散在しておりまして、一部で乗合タクシーなどの対策を講じておりますけれども、タクシー事業者の不足などで、全域をカバーするには至っておりません。これらに加えて、今後とも市の人口減少や高齢化が進んでいく中、市民をはじめ免許返納者、学生、観光客などの移動手段をどのように確保していくのかも大きな課題と認識しているところでございます。

○19番（豊田紀代美君） 企画部長より課題3点について挙げていただきました。課題の1点目がバス会社の赤字が増えることに伴い、市の補助金も年々増大しているということで、平成25年度には7,422万円、平成28年度には1億138万

円、平成29年度には1億561万円ということでございまして、所管から先日頂いた資料によりますと、このまま対策を講じなければ、平成36年には補助金額が1億5,440万9千円となり、平成29年度の46%増になる試算です。課題2点目は、市の中心部において交通結節機能が十分でないこと。課題3点目は、交通空白地が広く散在して、一部で乗合タクシーの対策を講じているが、タクシー事業者の不足などで全域をカバーするには至っていないという御報告でありました。

「駅まち☆未来創生会議」では、松橋駅周辺地域の活性化のため、路線バスの運行計画等の再編、交通結節地点としての機能向上のための検討、バスターミナルを核とした駅前周辺活性化対策の検討がなされておりますが、今後は、路線バスや乗合タクシー運行計画の再編や、免許返納者や買い物弱者への対応、人口減時代への対応で、新たな交通手段の適応を危機感を持って取り組まなければならないと、今部長の御答弁を聞いて再確認をいたしました。

そこで、本市の交通空白地対策についてのお取組についてお尋ねをいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 本市における交通空白地対策についてという御質問にお答えいたします。まず、交通空白地につきましては、国による明確な定義付けはされておられません。平成23年3月に策定しました本市の連携計画において、「路線バスの運行路線とJR駅からおおむね500m以上離れている区域」と定義しております。市内には広範囲に点在をしております。

このような交通空白地における移動手段としましては、本市ではデマンド型、つまり利用者の予約に応じて運行するタクシーを先ほど御説明しましたとおり、2地区で運行しておりますけれども、課題で申し上げましたとおり、タクシー事業者の不足などで、全域をカバーするには至っていない状況にございます。また、バスやタクシー事業者におきましては、熊本地震後の復旧復興の動きの中で、運転手不足が特に深刻な状況と伺っております。

このように、地域公共交通とりわけ交通空白地はどこも厳しい状況にございますけれども、交通空白地で交通事業者による対応が困難な場合に限り、運行が認められております公共交通空白地有償運送制度により、独自の対策を行っている地域もございます。例としましては、京都府福知山市では、地元で運営協議会を立ち上げまして、NPO法人や社会福祉法人が実施主体となり、法人の自家用車を使った移動手段の提供も行われております。

今後におきましては、地域公共交通の確保のその担い手も含めて議論を行っていく必要があると感じております。なお、今年度地域公共交通網形成計画の策定にあたり、このような状況をしっかりと把握した上で、交通空白地対策を進めてまいりたいと考えております。

○19番（豊田紀代美君） 本市の交通空白状況や課題について御答弁をいただきました。また、京都府福知山市の事例についても御紹介をいただきました。私も交通空白地対策について何か対策はないものだろうか、先進地はないものだろうかというふうに考え調査をいたしました。先ほど部長もおっしゃいました公共交通空白地有償運送として、バスやタクシーなどの公共交通が十分でない地域で、NPO法人や社会福祉協議会が地域住民に提供する運送サービス、2006年道路運送法が改正をされまして、過疎地有償運送として制度が始まったとあります。地域の住民などが講習を受けて運転手となり、料金を得て客を運ぶ。2015年4月からは、現在の名称となったとあります。国土交通省によると2016年3月末時点で、全国で99団体がこの運行をいたしております。公共交通空白地有償運送を実施するための要件といたしましては、運送主体がNPO法人など、運送対象が公共交通空白地域の住民、その親族など。それから運送区域がバスやタクシーといった公共交通機関がない地域、主要車両は乗車定員が11人未満の自動車、乗車定員が11人以上の自動車、軽自動車、運転者が第二種運転免許証を取得、国土交通省が認定する講習を修了している者、国土交通省大臣が認める要件を備えている者、運送の対象がタクシー料金のおおむね2分の1以内ということがありました。同じような取組で先ほど部長が御紹介されました京都府福知山市でございますけれども、同じ京都府の京丹波町の和知地区というところで、同じような事例があります。やはりNPO法人で乗用車で送迎をするという事業でございます。車の運転ができない交通弱者について、例えば運転免許を返上された利用者を中心に、目的地を、ここがちょっと違うんですね、利用者を中心に目的地を限らない乗用車の送迎、顧客の行きたい場所に行く、目的地を限らない乗用車の送迎を始めたということがございました。公共交通空白地有償運送は、国土交通省京都運輸支局から許可を得て始めたとありました。40キロメートルの範囲内で自宅からJRの駅やバス停までを原則として、料金は片道5キロメートルまでが500円。それ以上は1キロメートルごとに100円を加算するということがございました。

今、申しあげましたようなことを、事前に企画部長にこの件につきましては資料を提出させていただいておりますので、企画部長にお考えをお尋ねいたしたいと思っております。

○企画部長（岩清水伸二君） 議員の方からいろいろ参考資料を頂きました。誠にありがとうございます。このような事例は各地にも結構いっぱいございますので、こうした事例も参考にしながら、地域それぞれに事情が異なりますので、地域の現状に即した空白地対策というものとしてどのような運行サービスができるのか。またどのようなサービスが適しているのか等々につきまして、今後、調査研究を進めてま

いりたいと思います。

○19番（豊田紀代美君） 企画部長、ありがとうございます。どうぞよろしく願いをいたしておきます。

小さな3点目、本年度策定予定の地域公共交通網形成計画についてお尋ねをいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 宇城市地域公共交通網形成計画の策定についてお答えをいたします。本市では、今後到来する高齢化や人口減少などを見据えた「地域公共交通の進むべき姿」を明らかにするため、今年度、宇城市地域公共交通網形成計画を策定いたします。この計画では、本市の地域公共交通の現状や課題を踏まえつつ、客観的なデータに基づきまして、市民に公共交通の将来ビジョンを示し、持続可能な市の公共交通体系の「あるべき姿」に向けた対策を講じてまいります。

今回、網計画で市の公共交通の将来ビジョンを策定するにあたりましては、学識経験者、交通事業者、5町の地域住民代表、国縣市などで組織をしております「宇城市地域公共交通活性化協議会」を立ち上げたところでございます。この中で、まずは利用実態の把握、地域のニーズ調査や交通事業者からのヒアリングなどの基礎的データを集約した上で、今後の市における公共交通の望ましい姿を見出し、この姿を計画的かつ戦略的に実現するためのプランとして、基本方針のとりまとめを行ってまいります。

なお、広報うき9月号でも、「宇城市の地域公共交通の現状と未来」について特集記事を掲載しております。御覧になったかと思います。網計画の策定を通じて、市民の皆様にも現状をお伝えしながら、本市の地域公共交通の未来について、立ち止まって考えていただくきっかけになればと考えております。

○19番（豊田紀代美君） 宇城市地域公共交通網形成計画の策定について、御答弁をいただきました。持続可能な市の公共交通体系のあるべき姿に向けた対策を講じてまいりますと力強い答弁を頂戴いたしました。また、本市の公共交通の将来ビジョンを策定するにあたり、学識経験者、交通事業者、5町の地域住民代表、国縣市等で組織される「宇城市地域公共交通活性化協議会」を立ち上げられたと御報告をいただきました。部長御指摘のように、今後本市における公共交通の望ましい姿を見い出され、計画的かつ戦略的に実現するためのプランとして、基本方針をまとめていただくことの御答弁を頂戴いたしました。大きな期待を寄せております。広報「ウキカラ」9月号の「地域公共交通の未来に向けて」もありますように、「宇城市という名の同じバスに乗り、同じ行き先を目指す乗客同士、地域公共交通の未来について一緒に考えてみませんか」という素敵なキャッチコピーだと思います。宇城市全体で地域公共交通の未来について考える時期だと考えております。執行部に

おかれましては、今後なお一層の御努力を強く御要望申し上げます。

最後の5点目、産業振興についてでございますが、小さな1点目、「熊本県ドローン産業推進協議会」が発足をされたことをフェイスブックの投稿で知りました。設立記者会見の動画を早速拝見し、シェアしてコメントを書き込みました。会長に小山薫堂さんが御就任をされたとありました。何とこの協議会の発足のきっかけが2016年9月24日、世界文化遺産三角西港で開催されました「DRONE CHALLENGE in 三角西港」であることを知りました。大変光栄でうれしく思います。今後ともよろしく願いいたしますとの投稿をいたしました。

そこで、「熊本県ドローン産業推進協議会」に自治体として会員登録をされ、自治体は登録料無料でございますので、ドローン産業等に関する実証実験やその他多様な情報収集を可能にするために、早急の対応をしていただきたいと思います、お考えをお尋ねいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） ただいま議員御質問の「熊本県ドローン産業推進協議会」通称ディード熊本というそうですけれども、この協議会が8月23日に設立総会が開催されておりまして、会長に先ほど御紹介がありましたように小山薫堂氏が就任されております。

この組織は、「熊本県内においてドローンの産業利用を推進するとともに、安全管理に関する枠組みを構築する」ということを目的に設立されました。企業・行政・研究機関等が、ドローンの産業利用に関する情報交換や研究を行って、熊本をドローン産業の先進地にするということを目指されております。現在の会員数は、設立されたばかりでございますけれども、法人が34団体、個人が15人、賛助・協力会員の3団体が既に加盟をされております。なお、自治体や教育機関は、協力会員という位置付けでございます、先ほど御紹介がありましたように年会費は無料となっております。

近年、ドローンの活用につきましては、災害時の被害調査や物資の運搬、観光面ではプロモーション動画の撮影、建設現場では測量や道路構造物の実態把握など、人の手が届かない分野で多岐にわたって活用されておりまして、今後はさらに活用範囲が広がるものと予想されております。市におきましても、ドローンを既に購入いたしまして、職員への操作講習会を開催するとともに、既に活用を始めたところがございます。

今後、災害時以外にも幅広い分野において活用を図るため、どのような活用方法があるかなど、調査・研究を行ってまいります。

○19番（豊田紀代美君） 企画部長御指摘のように、ドローンの活用範囲は多岐にわたっております。2020年には国際的には14兆円の産業とも言われております。

今後、実用化される分野の情報をいち早く入手するためには、ディータ熊本に加盟すべきだと私は考えております。本市のドローン活用推進についての市長のお考えをお示しいただきたいと存じます。

○市長（守田憲史君） ドローンのお話ですので、昨日の熊日に掲載されておられましたが、天城橋の写真コンテスト、動画部門ですかドローン部門でしょうか、受賞おめでとうございます。

○19番（豊田紀代美君） ありがとうございます。

○市長（守田憲史君） ディータに戻ります。熊本地震を経験した本市にとって、ドローンの活用は災害時において、その威力が存分に発揮されるものと考えております。例えば、人が立ち入れない危険区域においても、被災状況をあらゆる角度から把握でき、応急対策の検討などに役立ちます。今回、「熊本県ドローン産業推進協議会」という組織ができましたので、幅広い分野での活用方法など、関連情報をいち早く入手するためにも加盟したいと思います。

○19番（豊田紀代美君） 守田市長ありがとうございます。先ほども申しましたように、ドローンの活用は多岐にわたっております。情報をいち早く入手するとして、今、守田市長が加盟をいたしますということで、御答弁を頂戴いたしましたので心強く思っております。いち早く加盟をしていただきまして、活躍の場を宇城市の中に持ってきていただければと思っております。

以上、大きくは5点について一般質問をさせていただきました。いずれも前向きな御答弁を頂戴いたしまして、さらにはすぐにお取組をしていただける事業もたくさんございました。守田市長、執行部の皆さんに深く感謝を申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（長谷誠一君） これで、豊田紀代美君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

14番、河野正明君の発言を許します。

○14番（河野正明君） 皆様おはようございます。会派公明党の河野でございます。質問の前に、台風21号そして先日の北海道大地震で甚大なる被害を受けられ、被災されまた亡くなられた方々に対し、心よりお見舞いと御冥福を申し上げます。

それでは、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。今回は6項目につ

いて質問をいたしますが、最後の6番目の教育行政については、質問または答弁全く同じ内容でございますので、今回は取りやめさせていただきます。これは、福永議員が先日質問をされました。重複いたしますので、今回ここは質問を辞退いたします。どうぞよろしくお願いたします。

それでは通告に従いまして、まず、大きい項目の不育症の周知また患者支援の推進についてということで質問をさせていただきます。不育症とは、2回以上の流産、死産やまた早期新生児死亡、これは生後1週間以内の赤ちゃんの死亡を繰り返して、結果的には子どもを持ってないこと定義をされております。流産の確率は年齢とともに上がるため、晩婚や晩産化が進む近年では、非常に深刻な問題の1つでもあります。厚生労働省の実態調査では、流産は妊娠の10%から20%の頻度で起こると言われております。流産を繰り返す不育症患者は、全国で約140万人、毎年約3万人が新たに発症し、妊娠した女性の16人に1人が不育症であると言われております。

不育症の原因については、子宮形態異常が7.8%、甲状腺の異常が6.8%、両親のどちらかの染色体異常が4.6%、抗リン脂質抗体症候群という病名であります。これが10.2%で、原因不明が65.3%にもなります。しかし、厚生労働省研究班によりますと、検査や治療によって80%以上の方が出産にたどりつくと報告をされております。つまり不育症を知り、適正や検査や治療をするならば、多くの命を守ることができるということでもあります。不妊症と比べていまだ不育症を知らない人が多く、流産・死産したことによって心身ともに大きなダメージを受け、苦しむ女性の4割は強い心のストレスを抱えたままであります。厚生労働省は平成23年度不育症の相談マニュアルを作成し、自治体に配布をいたしました。そして、平成24年10月に全国の相談窓口の一覧表の公開をいたしました。都道府県ごとに不育症相談窓口が設置をされ、63か所で不育症の相談が可能になりました。不育症の治療には多額の費用が掛かることから、公的助成を行っている自治体もあります。このようなことから、不育症に悩む方に対して正確な情報を提供し、心理的な相談やまた医学的な相談を行い、患者支援の取組を行っていくことが必要であります。

そこで、お伺いをいたします。不育症について本市ではどのような認識をお持ちなのかお伺いをいたします。

次の質問については、質問席にて質問をさせていただきます。

- 健康福祉部長（那須聡英君） ただいま河野議員から詳しい説明がございましたが、繰り返しになるかと思いますが、「不育症」とは、赤ちゃんを望んで妊娠したとしても、妊娠途中で胎児が育たず、何度も流産や死産を繰り返し、赤ちゃんを持つこ

とができない病態のことを言います。厚生労働科学研究班の調査結果によりますと、不育症はリスク因子が明確に分からないケースが多いということで、両親のリスク因子が大きな要因ではないことが分かっております。治療を受ける際は、専門の産婦人科医師とよく相談し、十分な時間をとった上で、個々の状況にあった治療が必要と考えます。また、不育症や不妊症に悩まれている当事者や家族にとって、精神的にも肉体的にも相当なストレスとなりますので、きめ細やかな対応が必要かと思えます。

○14番（河野正明君） 認識に対しての明確なる答弁ありがとうございます。

それでは次の質問に移ります。気軽に相談できる窓口体制の充実が必要であります。相談窓口と周知啓発をどのように行っておられるのかお伺いをいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 本市においては、健康づくり推進課の保健師が健康相談の窓口として随時対応をしております。不育症につきましては、平成24年3月に厚生労働省から「不育症の相談対応マニュアル」が発行され、当マニュアルに基づき相談者の心情に配慮した対応を行っておりますが、利用者も少なく、相談窓口の周知啓発などまだまだ十分ではないと感じております。

今後は、広報紙の健診カレンダー欄と本市ホームページの健康相談欄に、妊娠期の相談窓口の案内を追記し、当保健センターが宇城市の相談窓口であることを周知してまいります。また「熊本県女性相談センター」では電話相談や専門の産婦人科医師による来所相談が行われておりますので、相談者の御希望により当センターを御紹介してまいります。

○14番（河野正明君） 本市の相談窓口そしてまた周知と啓発について答弁いただきました。今までがまだまだ十分ではなかった。今後、新たに広報紙の健康カレンダー一覧と本市のホームページの健康相談欄に妊娠期の相談窓口の案内を追記すると。それとまた、当保健センターが宇城市の相談窓口であることを周知していかれるというそういった答弁だったと思います。今後、やはり今まで少ない少ないというようなことを言われておりましたけれども、先ほども私が申しましたとおり、不育症を知らない人が多いということ、そしてまた宇城市管内には、やはり産婦人科の病院も1軒しかないということ、いろんな面でやはりそういったこともあると思いますが、そういった事実を踏まえて今後相談窓口、今言われましたとおり、啓発に力を入れていただきますようお願い申し上げます、次の質問に入ります。

3番目の不育症の治療費助成制度についてのお考えをお伺いいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 本市における不育症の相談件数は少なく、熊本県子ども未来課の電話・窓口相談においても、平成28年度は1件とのこと。また、県内の3町村で不育症の治療費助成を開始されていますが、相談・申請件数は、3

町村とも少ないとのことでございます。しかしながら、実際に不育症に悩まれる女性の方にとりましては、心理的な不安等のストレスから病気に進展する場合がありますので、本市ではいつでも気軽に相談できる窓口体制を構築し、市民一人ひとりの心情に配慮したきめ細やかな対応を心掛けてまいります。また、助成事業につきましては、他の市町村の動向を見ながら議論してまいりたいと思います。

- 14番（河野正明君） いつでも気軽に相談できる窓口体制の構築をし、市民一人ひとりの心情に配慮したきめ細やかな対応を心掛けていくと、今部長の方から答弁をいただきました。大変大事なことであると思いますので、やはり今までよりも一歩前進したんじゃないかなと私は思っております。先ほども申しましたけれども、今本当に高年齢出産に伴って、流産の確率は大変高くなっておりますので、これは国も深刻な問題として捉えております。そしてまた不妊症を知らない人が多いということでもありますので、今後、本当に窓口体制の構築であったり、またいろいろときめ細やかな対応を心掛けていただきたいと思います。検査や治療をすれば、多くの子どもの命を守ることもできます。そしてまた、今後周知啓発に力を入れていただければとそういった思いでおります。助成については、しっかり議論していただいて、少数であってもどうか努力をしていっていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。次の質問に移らせていただきます。

2番目の乳幼児健診における小児がんの早期発見についてということで、小さい1番目の小児の死亡原因の第1位は小児がんとなっておりますが、年間発症数が少ないために、多くの医療機関では小児がんに対する医療経験が乏しく、適切な医療受診の遅れなどが懸念をされております。そのため早期発見に向けた住民への啓発が重要となります。また、小児がんの中でも網膜芽細胞腫は、白色瞳孔や斜視の症状が表れます。乳幼児健診でチェックできれば早期発見につなげることができると言われております。

そこで、本市では、小児がんの早期発見のためにどのような取組を行っておられるかお伺いをいたします。

- 健康福祉部長（那須聡英君） 本市では、3・4か月児、7か月児、1歳半児、3歳児を対象に、乳幼児健診を実施しております。医師による内科診察で、問診・視診・触診・聴診等の診察を行い、医師が精密検査を必要と判断した場合は、小児がんに限らず、専門の医療機関を紹介しております。また、保健師による家庭訪問や健康相談においても、医療機関の診察が必要だと感じた場合は、専門の医療機関への受診を促している状況でございます。
- 14番（河野正明君） 本市の取組として、乳幼児健診とまた問題があった場合、医師が精密検査を必要と判断した場合は、専門の医療機関を紹介していらっしゃる。

そしてまた保健師による家庭訪問や健康相談も行っている。そういったところで医療機関の診察が必要だと感じた場合は、専門の医療機関への受診を促しているということでもあります。こういったことで、しっかりやっつけらっしゃると私は認識をいたしております。

それで、次の質問に入ります。2番目の乳幼児健診の医師健診アンケートの「眼」の項目に「白色瞳孔」を追加してはどうかお伺いをいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 乳幼児健診の診察結果記入票は、県の乳幼児健診マニュアルに基づき作成されております。診査項目には「運動発達」をはじめ「栄養」「皮膚」「顔」「頭部」など各項目があり、所見欄には「肥満」「アトピー傾向」「斜視」「聴力障害」など、頻度の高い所件名のみ記載されており、白色瞳孔など頻度の低い診察所見があった場合は、その他の欄に記載するようにしています。河野議員からの御提案につきましては、乳幼児の小児がん早期発見といった観点から、次年度より所見欄に名称を追加したいと考えております。

○14番（河野正明君） 次年度より所見欄に名称を追加していただけるということで、しっかりと受け止めていただいたことに対しまして感謝申し上げ、次の質問に入ります。

3番目のLGBTと性同一性障害についてということで、大変難しい、私も今回初めて「熊本 虹（レインボー）」という組織がございまして、その勉強会に参加をいたしました。そこで初めて私の認識も変わりましたし、大変勉強になりました。今後しっかり取り組んでいかなければならないということで、今回質問をさせていただきました。市の認識について、私の方からいろいろと詳しく説明するのも二重になりますので、答弁によって説明、認識をよろしくお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○総務部長（成松英隆君） LGBTとは、性的少数者を表す言葉の1つで、1つが「レズビアン」女性の同性愛者、1つが「ゲイ」男性の同性愛者、1つが「バイセクシャル」両性愛者、恋愛の対象が女性、男性どちらにもむいている人でございます。それと「トランスジェンダー」性別違和、体の性と心の性が一致していないため違和感を持つ人のことです。これの頭文字をとって名づけられたのがLGBTという言葉でございます。電通ダイバーシティ・ラボの2015年4月9日から13日までの調査によりますと、LGBTを含む「性的少数者」は7.6%、13人に1人の割合だと発表されています。

1990年、世界保健機関が同性愛を国際疾病分類から削除し、同性愛者は治療の対象ではないと公的に認められています。そして、2018年6月18日付の世界保健機関の公表で、「性同一性障害」が精神疾患から外れ、「性別不合」という

診断名称に変更される予定であり、病気や障害であることではないことが明らかになっております。

LGBT等に対する理解は少しずつ進んできているものの、依然として偏見は根強く、カミングアウトしにくい風潮があります。そのため、社会生活に支障が生じ、人権がないがしろにされる場合があります。現在、日本社会では、LGBT等の当事者への偏見や差別を重大な人権課題と捉え、正しい理解を進めることで、LGBT等の当事者が抱える社会生活上の多くの困難の解決に向かう取組が始まっております。

市としましては、職員研修等を実施し、基本的知識を身につけ、偏見を持つことなく適切な対応ができるよう取り組んでまいります。

- 14番（河野正明君） 今、部長より大変明確な御答弁をいただきました。宇城市としても大変しっかりとした認識を持っておられることに対し、評価をいたします。本当に先ほど話されましたとおり、日本社会ではLGBT等の当事者への偏見や差別を重大な人権課題と捉えております。正しい理解を進めることで、LGBTの当事者が抱える社会生活上の多くの困難の解決に向かう取組が始まっております。先ほど話されましたとおり、本市としましては、職員研修等を実施されておりますし、また基本的知識を身につけ、偏見を持つことなくいろんな面に対応されております。この点に対しては大変評価をしております。

それでは、次の質問にまいります。特に宇城市がすべきことできることに対して、現状と今後の対応についてお伺いをします。

- 総務部長（成松英隆君） 今やっていること、今後ということで、これまで、広報うきや男女共同参画週間パネル展、これは6月15日から7月2日まで本庁舎のロビーにおいて実施しております。「性の多様性について」や「LGBTの当事者の方々が抱える悩み」など、LGBTに関する情報を発信してきております。また、各種団体への出前講座においても、市民への周知を行っているところでございます。

今後の対応としましては、男女共同参画庁内推進員、人権教育啓発推進員、職員全体研修等を実施し、基本的認識を高めていきたいと考えております。また、職員向け対応指針等を作成し、適切な行政サービスを提供することができるよう取り組んでまいります。

- 14番（河野正明君） しっかり計画的に対応していただいているということで、大変評価をいたします。これは「熊本 虹（レインボー）」組織団体の統計調査なんですけれども、すみません、ちょっと資料を忘れましたけれども、宇城市においても5の方がいらっしゃいます。そういった方々、これは熊本県内でおおよそ140人いらっしゃると思います。その中で宇城市が5人ということで、中心部分は熊

本市内でございます。

いろんなそういった方々の今までの生活してこられた中で、まずもってこの行政に対する要望として、窓口体制での対応であったり、そういったところで大変いろんな面でショックといいますか、心に傷を負ったということも話を聞きました。一番重視していただかないといけないのが、やっぱり行政の窓口での対応ですね。そのためには、しっかり職員にこのLGBTそしてまた性同一性障害、そういった方々の先ほども申しましたとおり、最低でも基本的な認識を持っていただきたい。そのために今言われましたけれども、宇城市においては私が今回質問するまでは、大変不安に思っておりましたけれども、大変進んでいるということで自発的に動いていらっしゃるということで、大変うれしく思いました。宇城市にも5人、数名の方がいらっしゃいますので、そういった点でどうか今後ともしっかりと我々も一緒です、市民全体で守っていくというようなそういった体制で理解をしていただき、一般の人たちと変わらないように接していただければと思っております。

最後に再質問になりますけれども、相談窓口の体制はどうなっているかということでお伺いいたします。

○総務部長（成松英隆君） 相談窓口につきましては、旧町ごとに実施しています特設人権相談で対応しております。また、電話相談窓口としまして、法務省が設置しております「みんなの人権110番」や「熊本県男女共同参画相談室らいふ」を出前講座等で周知しているところでございます。

○14番（河野正明君） 分かりました。どうか今後ともしっかりと取り組んでいただくことに対して感謝を申し上げながら、また、今後ともどうか今まで以上に取組をよろしく願いを申し上げまして、次の質問に移ります。

4番目のピロリ菌検査についてということで質問をさせていただきます。今現在、本市では今年の6月からピロリ菌検査、これは公費助成で行っていただいております。6月1日から10月31日までとなっておりますけれども、この期間の検査実施状況についてお伺いをいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） ただいま御紹介がありましたように、本市では、今年の6月からピロリ菌感染検査の費用助成を行っております、対象が満15歳以上の市民を対象に行っております。市内24医療機関において事業を実施しております、6月の申込者数は88人、7月の申込者数は26人、7月までに医療機関で検査を受けられた方は61人でございます。そのうち血液検査を受けられた方が48人、尿検査を受けられた方が13人、また、25人の方が陽性で、36人の方が陰性という状況でございます。

また、さらに事業の周知を図るため、8月に全戸回覧を行った結果、8月22日

現在の申込者数は360人と急増しまして、総数が474人となっている状況でございます。

○14番（河野正明君） 今、実施状況について答弁いただきました。6月の申込者数が88人で、7月の申込者数は26人。最初は私も心配しておりましたが、しっかりした周知啓発は行っておられたと思います。非常に驚いたのは8月であります。8月だけで360人、これは6月と7月の3倍以上。なんでこれだけ増えたのか。先ほども話されたとおり、全戸回覧を行ったと。結果、360人に急増したということで、急激に増えた要因としては回覧だというのが、大きな効果を奏したというふうに。これは今後の参考になるんじゃないかと私は思っております。たくさんの方が検査を受けていただいたということで、私も本当に職員の皆様方そしてまた医療機関の方々に対しても感謝申し上げたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。2番目の市民の啓発についてお伺いをいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 市民への啓発につきましては、6月から事業を開始しましたので、6月号の広報紙に掲載し、同時に本市ホームページにも同じ内容に掲載いたしました。また、先ほど申し上げましたとおり、8月に全戸回覧にて事業の周知を行っております。そのほかにも、健康づくり推進課で主催しております、健康教室・栄養教室等においても、事業内容や申し込み等について、周知を行っている状況です。

○14番（河野正明君） 大変周知啓発についても、しっかりやっていただいたと思います。先ほどの回覧については今後大きな参考になりますので、今後も全戸回覧の方をやられるのかどうかその点だけお尋ねいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 今年については、期間が10月というので余りありませんので、次年度以降の研究ということでしたいと思います。

○14番（河野正明君） どうか今後ともよろしく願い申し上げ、次の質問に移ります。

3番目の実施期間についてお伺いします。今後の予定になります。お伺いいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 実施する期間については、前年度より地元下益城郡医師会と宇城地区医師会と協議を行い、インフルエンザ流行期や学校等の健康診断時期を除いた、6月1日から10月31日までの期間で契約を締結しております。

次年度以降につきましては、本年度の検査受検の推移を見ながら、通年での事業実施が可能であるか、地元の2つの医師会と協議を図ってまいりたいと思います。

○14番（河野正明君） 今年度は、インフルエンザ流行期そしてまた学校等の健康診

断時期を省いて、6月1日から10月31日までというような期間に締結をされたということですが、次年度以降は、今後また医師会との協議を図って決めていかれるということでもありますけれども、今のインフルエンザまた学校の健診を省いた時期というのは、さほど毎年変わらないと思います。次年度も大体6月1日から10月31日までと基本的にはこういった考えでいくのか、その点お伺いをいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） できるだけ申請の期間が延びるように、地元の医師会と協議を図ってまいりたいと思います。

○14番（河野正明君） 是非、期間的にも協議をしていただいで延ばしていただいで、もう駆け込みじゃなくして、やはり期間を十分にとった上での検査にいただければ、市民も余裕を持って検査ができるんじゃないかと。またそういった率も上がっていくのではなかろうかとそのように思います。どうか次年度以降も、しっかりした実施に向けて取り組んでいただけますようお願いを申し上げ、次の質問に移りたいと思います。

5番目の介護保険についてということで質問をさせていただきます。現在、本市では介護保険による住宅改修及び福祉用具購入は、介護保険の対象となる経費の9割または8割を申請によって、後から受け取る制度になっております。このため、利用者は掛かった費用の全額を一時的に負担する必要があります。経済的負担そしてまた手続の簡素化といった観点から、住宅改修及び福祉用具購入時の受領委任払いについてお伺いをいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 介護保険における住宅改修費や福祉用具購入の給付支給につきましては、現在、本市では償還払い方式をとっております。実績を申し上げますと、平成29年度は住宅改修費が253件、費用合計が1,548万3,624円、福祉用具購入費が228件、費用合計が436万5,896円となっているところでございます。

償還払い方式では、利用者本人が住宅改修や福祉用具購入に掛かった費用を一旦事業者へ全額を支払い、その後申請をして保険給付対象の個人負担割合に応じて7割から9割の額を利用者に還付するというような方法をとっております。また、県内においては、熊本市、八代市、菊池市などで、住宅改修費の給付相当分を被保険者から受領委任を受けた施工業者に直接支払う受領委任払い方式がとられております。全国的にも同様の受領委任払いを行っている自治体が増えているのも現状であります。

しかしながら、保険制度は償還払いが原則であるということも踏まえ、受領委任払いを実施するか否かについては、それぞれのメリット、デメリットを考慮して慎

重に検討する必要があると思います。メリットとしては、利用者の一時的な費用建替の経済負担を軽減できることがあります。また、受領委任払いを行う場合、施工事業所を登録制にすることが一般的でございますが、登録条件によってサービスの質を確保し、介護保険制度に沿ったものにすることが期待できると思います。

反面、特に住宅改修で、受領委任払いが可能な登録事業者であれば利用者の一時的な経済負担が少なくて済むため、登録事業者の偏りが生じ、小規模な大工などの施工業者に不利益を生じることも予測されます。制度設計によっては、二次的に施工業者の公平性を損なってしまうことも懸念されます。また、事業利用者の多くは知り合いの小規模な大工などに発注するケースがありまして、事業所側の事務処理が煩雑になることから、実施されたうちのある市では、受領委任払いと償還払いを併用しているが、受領委任払いは年間でもわずかな状況であるとのことでございます。

今後は、市民の利便性の向上はもちろんのことですが、介護給付費の適正な執行についても念頭に置き、県内他自治体の動向及び利用者のニーズの状況を見ながら調査・研究してまいりたいと思います。

○14番（河野正明君） 今話されました、県内において熊本市、八代市、そしてまた隣の宇土市も、この受領委任払い制度を実施されております。いろんな今言われましたとおり、マイナスの面も出てくることは、これはもう確かにあると思いますが、その八代市、そしてまた宇土市、熊本市のやり方ですよね、こういったところをしっかりとマイナスの点ばかりではないこともあると思います。確かにプラスの点もあると思いますので、しっかりと検証、いろいろと勉強していただいて今後先ほど話されましたとおり、県内もそうですけど全国的にも受領委任払いを行っている自治体が増えているということでもあります。よく話されるんですけど、他の自治体の状況を見ながらというのは、余り話されない方がいいんじゃないかと思いますよ。他の自治体って隣ですよ、宇土市は。八代市もそう遠くありません。本当にそういったことじゃなくして、やっぱり利用者、障がい者の方、やはり先ほど申しましたとおり、現に経済的に大変困っている方々もいらっしゃる、そしてまた手続もやっぱり役所に行っていると手続をしなければならないという点もあって、やはり我々が考えている弱者に対する、福祉に対するそういった点を軽くしてやるというのが、行政の立場も分かりますけれども、実際に八代市も宇土市も実施しておられますので、その点慎重に今後検討をされるということですから、調査されるということですから、しっかりと調査をされて答えを出していただければと私は思います。

大変申し訳ございませんが、市長に今回の質問の中で、答弁は全部市長に答弁をお願いしていたんですけど、最後ですから、一言この点に対してお願いできますで

しょうか。

○市長（守田憲史君） この福祉用具の件でございますが、例えば新築の家を立てて、ハウスメーカーが受託をし、昔の住宅金融公庫にこの委任受領をする制度もあります。その中であって、この金額が大きいからちょっとすぐに比較はできませんが、工事をほどほどにしても業者優先で、もう委任受領でもらって大きなトラブルになっている件数も大変多くございまして、問題もかなりあります。いい加減な工事をちょちゃとして、もうさっと書類を出されたら、こちらから振り込みがあるわけですので、そこの最後の検査ができない状況が生まれてくると思います。その意味では、いろいろなことを考えながらしなければ、私はかえって利用者の方の不利益になりはしないかと思うところでございます。よろしく願いいたします。

○14番（河野正明君） 市長、御答弁ありがとうございます。本当にいろんな問題点があるということで、私も新たに認識をいたしました。しかし、これは全国的にそういった点も踏まえていろいろと乗り越えて、こういった制度を設けられているところもあると思いますので、そういったところに対してしっかりやはり勉強していただいて、やはり宇城市が最後になるんじゃないかと、実施がですね。先ほど申しましたとおり隣の宇土市もできております。市民の方々もそういったことを余り知らないわけです。不利益な点はですね。だからそういった点もしっかり我々も説明していかなければいけないし、今回で2回目になりますけれども、宇城市の市民の利用者の方から、やはりなんで宇城市は宇土市ができていないのか、そういったお叱りを受けますので、やはりもう長くはしないで早めにやっぱりしっかりと勉強をされて、実施できるようにくれぐれもお願い申し上げまして、まだ時間はありますけれども、これをもちまして私の質問を終わらせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

○議長（長谷誠一君） これで、河野正明君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

20番、中山弘幸君の発言を許します。

○20番（中山弘幸君） 皆さんこんにちは。20番、うき未来21の中山でございます。昨日未明北海道で最大震度7の地震がありました。時間がたつにつれ、その被害の大きさがあらわになってきました。山肌の崩壊や家屋の倒壊、道路の損傷、交

通機関のみなど、2年前の熊本地震を思い出させるようであります。被害に遭われた方々に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。また、少し前には大阪でも地震がありましたし、西日本豪雨災害もありました。近年は災害の頻度が増しており、いづどこでどのような災害が起こっても不思議ではありません。宇城市においても2年前に大きな地震を経験し、市民の皆様も災害に対する危機管理意識は格段に向上していると思いますが、行政としてもさらなる備えが必要であると強く感じております。しかしながら、昨日の渡邊議員の質問を聞いている限りでは、宇城市の防災に対する危機管理意識の低さには耳を疑うものがあり、とても残念に思いました。今後、速やかに対応されるように指摘をさせていただきます。

それでは、早速質問に入ります。あらかじめお断りしますが、質問の順序を1番と5番を入れ替えさせていただきます。今回は、地元三角町のことを質問させていただきますが、ほかの町にも当てはまることがあると思いますので、そのような気持ちで聞いていただければ幸いです。

まずは、三角地区における避難所の現状についての説明を求めます。また、現在は波多地区においてかさ上げ工事が行われておりますが、その後における避難所の見直しにつきまして、三角中学校体育館と保健センターについての考えについても併せてお尋ねをいたします。

後の質問は、質問席から行います。

○総務部長（成松英隆君） 三角町における避難所は、議員から配布されておりますとおり「三角センター」「三角小学校体育館」「三角東地区生涯学習センター体育館」、戸馳の「農村環境改善センター」「戸馳地区生涯学習センター体育館」、「郡浦地区市民館」、「青海小学校体育館」を指定緊急避難場所及び指定避難所としております。

大雨や台風時には、まず第1に「三角センター」を避難所として開設します。本年6月から8月までの実績は、梅雨前線豪雨や台風の接近に伴い、三角センターを7回開設しました。そこには、それぞれ2人から17人が避難されております。災害の規模に応じて避難所の数は決定していますが、熊本地震のような大規模災害時や非常に強い台風が直撃するような進路の場合は、避難所を増やすなど対応をとっております。

また、三角町に限らず、夜間または深夜の災害が予想される場合は、避難者の安全確保のため、予防的に避難所を早めに開設するようにしております。

次の避難所の見直しにつきましては、先ほど説明しましたとおり7か所避難所を指定しております。

その中で、「三角中学校体育館」と「三角保健センター」についてのお話だと思

いますが、これまで大雨時に市道が通行できないケースがあったため避難所として指定しておりません。市道石打ダム線につきまして、本年度、道路のかさ上げ工事により冠水は解消され通行できると考えられるため、整備後は「三角中学校体育館」を避難所として利用できるのではないかと考えております。ただし、三角保健センターにつきましては、2年前の豪雨時に浸水した経緯があるため、地域の方々の御意見を聞きながら、しばらく状況を見守る必要があるかと考えております。

○20番（中山弘幸君） 2か所の見直しを求めて、次の質問に移ります。

通常、災害で一番多く考えられるのが台風や豪雨災害であります。幸い今年の場合はそれほど規模が大きくなかったために、三角センター1か所で間に合ったと考えられます。しかし、本当に大きな災害が予想されるとき、例えば先日の台風21号のような大型で強い台風が直撃した場合、また熊本地震のような大災害時にはとても1か所では足りないと考えられます。大岳、郡浦地区の人が三角センターまで行くかといえばそれは疑問に思います。やはり各地区に1か所は開設する必要があると考えられます。

そこで三角町を地区ごとに見てみます。まず、郡浦市民館は、川のすぐそばにあるために、大雨が降れば使用できない可能性があります。しかし、青海小学校の体育館が利用できますので、大岳、郡浦地区の住民は利用できます。ここは耐震工事も終わっておりますので、地震災害でも利用できると考えられます。次に、波多地区、かさ上げ工事が完成すれば、三角中学校体育館が風水害、地震ともに利用できると考えられます。次にみなと地区、風水害時には三角センター、三角小学校体育館ともに利用できますが、地震災害の場合は、もしかしたら三角センターは地震の規模次第では利用できないかもしれません。最後に戸馳地区、風水害時は農村改善センター、旧戸馳小学校体育館、ともに利用が可能です。しかし地震災害では、ともに古いために使用できない可能性があります。

三角全体をそうした建物の耐久性、場所、規模等全体のバランスを見たときに、今後戸馳地区が最も手薄になり、今後の課題になってくるのではないかと考えられます。現在、防災拠点センターの建設が予定をされておりますが、そのような地区の全体的なバランスまで考えて場所の選定をされたのか。また、戸馳地区に建設をすることも選択肢の1つではなかったのかと考えております。また今後戸馳地区の避難所についてはどのような考えを持っておられるのか、その点答弁をお願いいたします。

○総務部長（成松英隆君） 三角町の「防災拠点センター」につきましては、基本的にスクラップアンドビルドの考え方で、三角センターの老朽化による代替施設であり、三角町の避難所として場所の選定をしております。

戸馳内の指定避難所は、農村環境改善センター収容者数180人、戸馳地区生涯学習センター体育館収容者数280人の2か所となっております。戸馳地区生涯学習センター体育館は、耐震なしであるため地震の場合、避難所開設は制限されることとなるため、避難者の受け入れが困難な場合は、戸馳地区以外の避難所を利用させていただくことになると考えております。

○20番（中山弘幸君） やはり、地区に1つはあるべきと考えますので、この戸馳地区の場合とともに老朽化しておりますので、防災拠点センターの建設を含めて、私はその辺を総合的に考えて、戸馳の場合は今後検討する必要があると感じておりますので、その点よろしくお願い申し上げます。

次に、避難所の整備についてお尋ねいたします。最も避難が想定されるのは、風水害であります。風水害は夏場に多いため、避難所のエアコン整備が必要になってくると考えますが、どのような考えを持っておられるのかをお尋ねいたします。

○総務部長（成松英隆君） 今年の7月5日未明から降り続きました豪雨により多数の被害者が出ました西日本豪雨災害や台風発生など、夏場の暑い時期における災害が多発している状況というのは否めないものでございます。

指定避難所の考え方は、「災害の危険性があり、避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、または災害により自宅に戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設」とあります。熊本地震では、指定した避難所が被災し、使用できなかった場所もあり、指定避難所以外の施設が避難所として利用されました。

指定避難所の開設につきましては、災害警戒本部などにおいて発令され開設されることとなりますが、開設の要件として、指定避難所の状況や避難者の総定数、避難所の環境なども重要な要素となります。熊本地震においては、避難所に空調設備のない箇所がサンアビの体育館と武道館の2か所がございました。そこで仮設の空調設備が2週間から3週間程度で設置されたと記憶しております。

三角町の避難所においてエアコンが設置されている箇所は、三角センター、農村環境改善センター、郡浦地区市民館となりますが、夏場において大規模な災害が発生し、避難所の収容者数の不足や環境悪化のおそれがある場合は、施設管理者である学校長と協議を行った上で、エアコンが整備された学校教室を避難所として利用するか、など想定以上の協議判断が必要になるかもしれないと考えております。

○20番（中山弘幸君） やはり一番は風水害、時期的には夏場の暑い時期が考えております。また地震はいつ起こるか分かりません。大岳、郡浦地区の場合、郡浦市民館にはエアコンがありますが、川のそばにあるために大雨のときは使用できない可能性があります。また波多地区は、保健センターにはエアコンがありますが、大雨

のときは浸水の可能性があります。みなと地区三角センターにはエアコンはありますが、大地震では使えない可能性があります。最後に戸馳地区、農村改善センターはエアコンはありますが規模が小さく、地震では使えない可能性があります。その点からも戸馳地区に関しましては、今後検討が必要と考えられます。三角地区全体を見たときに、今後は、学校体育館にエアコンの設置が必要になってくると考えられますが、執行部のお考えをお尋ねいたします。

○**教育部長（蛇島浩治君）** 議員の御質問内容は、学校体育館にエアコンの設置をどのように考えるかということだと思いますが、現段階では、一昨日の福永議員への答弁内容で説明いたしました。特別教室について整備を予定しており、学校体育館につきましては、今のところ整備の予定はまだ立てておりません。

○**20番（中山弘幸君）** 学校体育館にエアコンを設置するには多額の予算が必要になるとと思いますが、防災の観点だけではなく学校行事、体育行事等にも有効活用できますので、今後前向きに検討すべきと考えますが、市長その辺はどうお考えですか。

○**市長（守田憲史君）** 学校関係におきましては、まずは特別教室からのエアコン設置を進めていきたいと思います。また、避難所に関しましては、6か所の防災拠点センターの建設から進めたいと思います。

○**20番（中山弘幸君）** はい、分かりました。先ほど私が戸馳地区の避難所について、私の考えをちょっと述べさせていただきたいと思います。例えば、戸馳に防災拠点センターを整備すると仮定したときの話です。まず、戸馳保育園を旧戸馳小学校跡地の校舎の跡地を解体し、そこに移転します。そして戸馳保育園を解体し、そこに防災拠点センターを建設し、農村改善センターを解体し、そこを駐車場にします。私は昨日現場を確認しましたが、十分に可能であると思いました。このような様々な議論をして建設場所は決めるべきと考えますが、本当に残念であります。本日は答弁は求めませんが、是非とも検討していただくように要望して次の質問に移ります。

2番の教育行政について質問をいたします。6月の議会で市長は大村議員の質問に対しまして、「教育フロンティアのまち」を目指すと発言されました。すばらしいことだと思いますので、具体的な構想をお聞かせください。

○**市長（守田憲史君）** 「教育フロンティアのまち」については、第2回定例会において、大村議員から一般質問があった「ICT教育機器の導入計画について」の中で、今後、市の政策として力を入れていく分野として発言したところです。今後の政策の柱として、「米百俵の精神」で、良好な教育環境の整備・充実を進めてまいります。

○**20番（中山弘幸君）** 「米百俵の精神」結構なことだと思いますが、具体的にどう

いうことをされるのか。教育環境の整備と申しましても I C T だけではなく、いろんな分野がありますので、もしその辺のお考えがあれば御答弁をお願いします。

○市長（守田憲史君） 行政報告において申しましたように、「地域の宝」である子どもたちの豊かな感性と知性、見識を育むため、I C T、空調設備、校舎などの良好な教育環境を「米百俵の精神」で取り組んでまいります。

○20番（中山弘幸君） ソフト、ハード面にかかわらず、教育環境の整備・充実を進めていきたいという理解でよろしいですか。はい。では、今後そういった前提で質問を考えていきたいと考えます。

次に、I C T 教育についての何点かをお尋ねいたします。1点目は、現在の整備状況と今後の整備計画、また財源についてお尋ねします。2点目として、市はこれまでに電子黒板など導入してこられましたが、教育効果の検証はされたのか。私は以前、整備をすればいいということではなく、少しずつ早めに整備して検証した上で、国の補助金が平成29年度までであるので、整備するなら早めにやるべきだといってきましたけれども、その後教育効果等の検証はされたのか。3点目、利用状況と効果的な活用方法についての模索について。現在、電子黒板等が徐々に整備されておりますけれども、各学校等の利用状況はどうか。学校で教師のスキル等の違いがあるのではないかと。今後宇城市全体で効果的に活用していくためにどのようなことが考えているのか。以上、答弁を求めます。

○教育部長（蛇島浩治君） I C T 教育についてお答えいたします。これまでは、電子黒板等を中心に整備を進めておまして、小学校5・6年生の普通教室及び中学校全ての普通教室に整備しているところでございます。具体的には、小学校において5年生19教室、6年生19教室を整備しています。また、中学校においては1年生14教室、2年生15教室、3年生15教室を整備しています。

この電子黒板等の整備に伴い、各学校から I C T 担当の教職員や全ての教職員に対し、操作研修等を実施しております。I C T はあくまでもツールであり、教職員の授業力とあいまって、その特性・強みがいかにされるものであるということに留意し、今後、I C T を活用した指導方法等についての研修を充実したいと考えております。

本年度は、教育用コンピュータ400台の更新と併せて、コンピュータ室の無線LANの整備を行い、電子黒板等を18台導入する予定です。次年度は教育用コンピュータ250台の更新と無線LAN整備並びに電子黒板等の導入を計画しています。文部科学省では、I C T に必要な経費について、2018年から2022年まで、単年度1,805億円の地方財政措置を講じることとされています。

最後に、電子黒板等の利活用状況を説明いたします。昨年度、市内小中学校全教

職員に、電子黒板の利活用状況とICT機器を用いた授業の効果や教員の意識についてアンケート調査を実施いたしました。電子黒板活用頻度については、45%が使用していないと答えており、電子黒板の導入が進んでいない小学校が多くを占める結果となりました。電子黒板をこれから活用したいかについては、「とてもそう思う」が86%、「少しそう思う」が11%と回答し、9割以上の教職員が肯定的な結果となっております。

電子黒板を使用することがない理由として、「利用したいが台数が少なく使えない」が48%を占めています。また、「準備や片づけが面倒」という理由も台数が少ないため、各教室を移動し設置設定するのが面倒という背景があり、台数が少ないことによる回答が68%を占めています。

電子黒板を用いた授業効果については、意欲・思考・表現活動・理解力の分野において、9割程度が効果的であると答えており、児童生徒の学力向上に大いに寄与するものと考えられております。

文部科学省が行った調査結果におきましても、電子黒板を活用した授業後に実施したテスト結果は、電子黒板を活用しない授業後の結果よりも高く、児童生徒の意識調査から得られた3つの因子でもある「関心・意欲」、「思考・表現」、「知識・理解」ともに電子黒板を活用した授業の割合の方が、確実に高いという結果となっており、電子黒板の早急な整備を図るとともに、デジタル教科書等のデジタルコンテンツの導入も必要であると考えています。

○20番(中山弘幸君) 今の電子黒板の導入状況の説明を受けましたけれども、もしちょっと分かっているならば学校ごとの台数をお願いいたします。

それと、再質問は教育長にいたしますけれども、電子黒板が徐々に整備されていますけれども、45%が使っていないというのは私は大問題だと思っております。電子黒板の台数が少ないことも理由かもしれませんが、大きな理由はデジタル教科書が未整備だからではないかと思えます。私は、ある中学校の先生に電子黒板について聞いてみました。結局デジタル教科書がないので、使いづらい、使い物にならないということを言われます。教育委員会は、早急に電子黒板を導入すると言われますけれども、先生方から言わせれば、デジタル教科書のない状況を何と言っておられるか。なかなかおもしろいです。バスケットボールをしないと、しかしその体育館はあるけれども、バスケットのゴールとボールがないという状況だそうです。それよりもボールとゴールあれば、体育館はなくてもバスケットボールはできると、そんなような例えで言われました。要するに、どうせならば電子黒板よりはデジタル教科書があった方がいいと。好みが分かれますが、もちろん両方あればなお結構です。電子黒板がなくてもデジタル教科書があれば、電子黒板だけよりはよほど効

果的な授業ができるということです。もっと現場の声をよく聞かれることをお願いしておきます。

ですから、電子黒板の整備も必要ですが同時にデジタル教科書を導入しなければ意味がありませんので、早急に導入すべきと考えますが教育委員会の見解をお尋ねします。また、私が想像するには学校間で先生のスキルなどの違いがあって、活用に格差があるのではないかと感じております。そこで、各学校間で効果的な活用方法が共有できるなど、まずは利用頻度を上げることが必要ではないかと考えますが、併せて答弁をお願いいたします。

○**教育部長（蛇島浩治君）** まず議員御質問の、申し訳ございません、学校ごとはちょっと本日、先ほど全体で申しましたので、学校ごとはちょっと調べておりませんでした。

○**20番（中山弘幸君）** それは後で。

○**教育部長（蛇島浩治君）** はい、申し訳ございません。それとバスケットボールに例えられて、ボールがあればバスケットはできるということでございましたけれども、まずデジタル教科書を提示し、授業をするにあたりまして、その機能を十分に発揮できる電子黒板を使つての児童生徒の面前での授業になるかという部分もあるかと思ひます。なかなかデジタル教科書の導入までには至っておりませんが、電子黒板は、十分デジタル教科書を採用する際には必要ではないかと考えておりますので、今はまず電子黒板を充実し、そして利用がしやすいように後ほど、後年デジタル教科書の方を移行できればと考えております。

それと、先生方のスキルという部分でございますけれども、電子黒板を使用したことがない教職員が45%ということで先ほど申しました152人というような数になるかと思ひますけれども、このうち小学校の教職員が73%を占めております。これは、小学校におきまして電子黒板がまだ5年生6年生の教室にしか導入されていないということで、使いたい台数が少なく使えない状況を表しているのかなと考えているところでございます。そのようなことで、まず電子黒板の導入を計画したところでございます。また、使い方が分からない教員に対しましては、各学校にICT担当教員がおります。そちらで、ICTを効果的に活用ができるよう教育方法の習得に努めていただくと考えているところでございます。

○**20番（中山弘幸君）** いずれにしても、デジタル教科書があればより一層の効果が上がりますので、早急に同時に導入していただきますように指摘を申し上げまして、次に移ります。

次に、多目的トイレの整備についてお尋ねをいたします。私はPTAの役員をしております関係で、学校の先生方と話をすることが多くあります。その中で多目的

トイレの必要性について強く感じております。現在では、様々な障がいを持った児童・生徒が入学して来られます。最近完成した新しい学校には設置してありますけれども、古い学校にはほとんど設置していないと聞いておりますので、現在の整備状況と今後の整備計画についてお尋ねをいたします。

○**教育部長（蛇島浩治君）** 多目的トイレの整備についてお答えします。学校施設は、多くの児童生徒が1日の大半を過ごす学習・生活の場でございますので、児童生徒等の健康と安全を十分に確保することはもちろんですが、快適で豊かな空間として整備することが必要です。また学校施設は、災害や発生した際の避難所としての役割を果たしますので、児童生徒・教職員・保護者・地域住民等の多様な人々が利用しやすいように、ユニバーサルデザインの観点から計画・設計することが重要です。

障がいのある児童生徒でも、安全かつ円滑に学校生活を送ることができるように、計画的にバリアフリー化を推進することが重要だと考えています。多目的トイレにつきましても、同様の考えでございます

○**20番（中山弘幸君）** 整備状況と整備計画について答弁がなかったと思いますが、再度お願いします。

○**教育部長（蛇島浩治君）** 失礼いたしました。現在の整備状況は、小学校が11校28か所、中学校が4校19か所に整備されています。今後は、校舎等の改築や大規模改修の折に整備してまいりたいと考えています。

○**20番（中山弘幸君）** 早急な整備を要望しまして、次に移ります。

次に、学校部活動の社会体育移行について質問をいたします。まずは社会体育移行に至った経緯につきまして、改めて質問をいたします。県からの通達から始まったと理解をしておりますけれども、その点の再確認と、県はどのような理由でそうしたのかその2点お尋ねをいたします。

○**教育部長（蛇島浩治君）** 小学校の運動部活動の社会体育移行につきましては、平成27年3月熊本県教育委員会が「児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針」の中で、「これまで小学校の運動部活動が児童のスポーツ活動を担ってきた。しかし、少子化に伴うチーム編成の困難、保護者や児童のニーズの多様化、また指導者不足の課題が指摘されております。このような課題に対応し、児童にとって適切なスポーツ環境を確保するために、小学校の運動部活動は平成31年度には社会体育へ移行する」ということを示しております。

この方針を受け、宇城市では平成28年度に、社会体育移行検討委員会を設置し、社会体育移行への様々な課題について協議したり、宇城市の方針を定めたり、また移行時期などについて、話し合いを行ってきたところでございます。

○**20番（中山弘幸君）** 言われることは理解できないではありません。しかし、なぜ

これが社会体育移行につながるのかというのが、私には理解ができません。保護者や児童のニーズの多様化、指導者不足の課題といいますけれども、それは社会体育移行するにあたって、かえって大きな問題となっているように私は思います。県が言っていることの意味が理解できませんけれども、宇城市も同じような認識でおられるのか、また私は今回の社会体育移行は、学校の教師の負担軽減が大きな理由だと理解しておりましたけれども、その点はどうでしょうか。

○**教育部長（蛇島浩治君）** 先ほど述べましたように、熊本県教育委員会では、大きく変化する社会の中で、地域の教育力を積極的に活用すると。そして社会体育への移行や社会体育との連携など、児童にとって安心・安定したスポーツ環境の確保というようなことで基本方針を示されたものと理解しておりますので、宇城市もそのようにその方針に則って進めているところでございます。

そのようなことで、平成27年度から移行期間を4年間ということで、平成30年度末までを、この社会体育移行にかかる期間として要したところでございます。

○**20番（中山弘幸君）** 答弁されませんでしたけれども、私は、学校の先生方の負担軽減、これは皆さん理解しておられるんですよ。それはやっぱり毎日遅くまで、そしてまた土日、それはよく理解できます。ただ、今回の社会体育移行という県の方針は、本当に子どもたちのための移行だったのかと、一体誰のための社会体育移行なのかということの大きな疑問を私は持っております。その点、教育長はどのようにお考えですか。

○**教育長（平岡和徳君）** ただいまの議員の御質問ですけれども、私が引き継ぎました宇城市の移行方針の中心というのは、家庭環境で運動をしたくてもできない子どもたちをつくらないということです。そういった部分から含めると、他県では総合クラブへの移行がスムーズに行われておりまして、熊本県としましては、そこへの移行だけではなくて、各地域に応じた中での独自性を持った移行の仕方があるという中で、私どもは独自の方針であります学童スポーツクラブの設立というものを、保護者に協力を得ながら前に進んでいきたいと思っております。

○**20番（中山弘幸君）** 分かりますけれども、結果的に今現在37ある学校部活動が、学童スポーツクラブに移行の予定が19、残りの18ぐらいは廃部になるわけで、結果的にそれによってスポーツをする環境が失われたということになるわけですね。だから、私は県が言っていることは矛盾があると考えております。

次に、取組の経緯と宇城市の役割についてお尋ねをいたします。最近、各地区で部活動の関係者との話し合いがもたれておりますけれども、おそらく廃部になるところが出てくるのが予想されておりますけれども、教育委員会としましても様々なサポートをされていることはよく理解できます。廃部にならないように何らかの

手立てを考える必要があると考えますけれども、その点はいかがお考えですか。

○**教育部長（蛇島浩治君）** 本年度は2か月に1回のペースで進捗管理を行っていくということで、8月末に3地区に分けて、保護者説明会を開催いたしました。6月定例会では、指導者の確保が7クラブ、指導者はいるがまだ未定が5クラブと答弁いたしましたけれども、その後行いました調査では、指導者の確保が1クラブ増えまして、移行予定が13クラブとなっております。

今回8月末時点での結果でございます、学童スポーツクラブへの移行を予定しているが19クラブあり、そのうち12クラブが指導者の確保ができた、7クラブが指導者の確保ができていないという状況であります。ほかに、保護者主体で新規にクラブを立ち上げるというのが2クラブという状況でありました。

指導者確保が課題であります市としましては、指導者バンクの設置や体育協会、スポーツ推進委員、退職校長会などへの説明を行ったり、嘱託員会議での説明を行い、地域への募集の回覧をしたりと対策をとってきたところでございます。同時に保護者の皆さんも学校とともに地域に指導者がいないか探されており、見つかったという報告も受けております。

残り少ない期間ではございますけれども、引き続きスムーズな社会体育移行ができますよう指導者確保に向けて、各種団体などに説明会などを行い、移行に向け努力をしてみたいと思います。

○**20番（中山弘幸君）** 今後も最善の努力をしていただきますようお願い申し上げます。次、次の質問に移ります。

最後に、移行のできなかった場合の対応についてをお尋ねいたします。廃部になった場合、スポーツに触れる機会が減ることが予想されます。そのことについてどう考えるか。廃部になったらなったで仕方がないで終わらせるのか。クラブチームに入れないことも出てくると思います。それとも、宇城市として何か子どもがスポーツに触れることのできるような機会、環境づくりに関与していく考えがあるのか、その点をお尋ねします。

○**教育部長（蛇島浩治君）** 先ほども申しましたように、2か月に1回のペースで保護者説明会を行っておりまして、状況把握を行い、各学校の情報の共有を図っているところでございます。8月末に第2回目の保護者会議を開催し、そしてスポーツクラブの移行状況を把握しながら説明会を行っております。社会体育移行する予定という部活が増えている状況であります。もしも、社会体育へ移行ができなかった場合は、年内をめどに既存のクラブチームや不知火、松橋、小川にあります総合型地域スポーツクラブの紹介等を行っていきたく思っております。

議員が話されます廃部になった場合、移行できなかった場合にはスポーツに触れ

る機会が減るのではないかということでございますけれども、既存のクラブチームや総合型スポーツクラブにおいて様々な種目のスポーツ活動を行っておられます。選択肢が増えるのではないかという部分も思うところがございます。

また、小学校の体育の授業の中でも、発達段階に応じた授業を展開しておられますので、様々な種目のスポーツに触れられる機会は確保できるものと思っております。また市では、現在、各地でマラソン大会や駅伝大会、またはプロの選手による野球教室、秋には陸上教室など、数々の催しを開催しています。また、体育協会の種目協会によりまして各種教室も開催しておられます。そのような大会、教室に参加することにより、子どもたちのスポーツに触れる機会を確保していきたいと思っております。

○20番（中山弘幸君） 特に三角のような中心部から離れたところでは、クラブチームや総合型に入ることはなかなか難しいと考えられます。また、学校の授業のことは全く別次元の問題であると思えます。だからこそ、これまでのように学校で放課後スポーツできる環境を継続させてほしい。そこに、何とか市に関わってほしいという思いがあるからこそ、これだけ議会でも質問があるのではないかと思っています。来年の4月が来たならば、それ以降は自己責任というのであれば何の議論することはありません。移行できなかった場合、その後の対応について、何らかの形で関わっていく考えがあればお尋ねをいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 本市では、県の指針を受けまして、本市教育委員会としましても、「家庭環境で運動したくてもできない子どもをつくらない」の考えのもとに、保護者主体で、この学童スポーツクラブを設立し、放課後の時間に通学している学校施設で活動するという基本的な考えのもと、社会体育移行に向けた取組を進めております。今後も粘り強く移行に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

なお、社会体育移行後におきましても、教育委員会を中心に、関係団体で構成する委員会を継続設置しまして、小学校のスポーツ活動の様々な課題について解決に向けた取組を進めるとともに、より適切なスポーツ環境を整えてまいりたいと考えております。

なお、三角地区の現状を申し上げますと、三角小学校のサッカー部は別種目で移行する予定でございます。ソフトボール部は、指導者の確保ができ移行予定であるとの回答をいただいております。青海小学校のソフトボール部も、指導者の確保ができ移行予定でございます。ミニバスケットボール部におきましては、両小学校とも指導者の確保ができていない状況でありますけれども、両校の保護者の皆さんから、移行を前提とした相談もあっております。今後関わってまいりたいと思っております。

この社会体育移行に関する取組に加えまして、年内をめどに既存のクラブチームや不知火、松橋、小川にあります総合型スポーツクラブなどの紹介を行っていききたいと思っております。ちなみに三角地域におきましては、陸上、柔道、空手道、サッカーのクラブチームがございまして、三角グラウンド、三角B&G海洋センターで活動等をなされております。今後も市では保護者説明会を定期的に行いまして、進捗管理を行い、社会体育移行に向けて努力をしまいたいと思っております。

○20番（中山弘幸君） 来年の4月以降も何らかの形で市も関わっていききたいということに理解をいたしました。

そこで、1つだけ提案をしたいと思っておりますけれども、一昨日河野一郎議員から教育分野に地域おこし協力隊員の活用はできないかという質問があり、守田市長からも前向きな答弁がありました。実は、私もスポーツの指導に地域おこし協力隊員を活用できないかと思ひ、事前に企画部で確認をしていただいております。制度的には可能ということでもあります。そこで、もしどうしても指導者が見つからず、廃部になった場合、放課後の児童の居場所づくりとしてスポーツの指導をしたり勉強を見たり、また様々な面で学校や地域のサポートを地域おこし協力隊員に担っていただくことはできないかと考えております。募集をすれば、大都市で暮らすよりは地方でそういった暮らしを望んでおられる方もきっとあるのではないかとと思っておりますが、教育委員会としてこのような取組をされる考えはないかお尋ねをいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 貴重な御提案ありがとうございます。ある自治体では地域おこし協力隊の募集要項のその活動の概要の中に、スポーツ、健康支援に関する活動の1つとして、小学校放課後部活動の指導を掲げて募集を行っていただける場所もございます。子どもたちがスポーツを楽しみながら健全育成、体力向上、技能の向上につながる貴重な御提案として、調査研究してまいりたいと思っております。

○20番（中山弘幸君） よろしくお願ひいたします。

次に、文化部の対応についてお尋ねいたします。現在、運動部に関しましては、何度となく協議の場がもたれておりますけれども、器楽部、吹奏楽部に関しましてはいまだ議論の場がもたれておりません。文化部が問題になってきたのはいつ頃か、なぜこれまで文化部の対応をしてこなかったのか。文化部も体育部と同じく移行の予定と聞いておりますけれども、準備期間がない中で可能なのか。学校との判断次第と聞いておりますけれどもそれでいいのか。また学校ごとに状況の把握はできておりますか。県の対応はどうなっているのか。以上、答弁をお願いいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 文化部の対応についてお答えいたします。小学校の器楽部、吹奏楽部などの文化系部活動については、学校によって対応は異なりますが、運動

部活動の社会体育移行に併せて、今年度、文化部活動を見直す学校が出てきました。本市の文化部活動の方針は、「部活動は、教育活動として学校の教育目標及び部活動の指導方針等により、学校の校務分掌等に明確に位置付ける。」としています。また、「部活動の設置にあたっては、児童の希望、指導者、施設設備等の条件を十分に踏まえて適切に設置する。」としています。

市教育委員会としましては、部活動の設置及び廃止に係ることは、学校現場における状況により判断されるものと考えていますが、指導者、練習場所及び楽器など、学校だけでは解決できない課題がありますので、学校及び関係者と十分な協議をしてまいりたいと考えています。

県からは「本県の小・中学校段階における文化部活動の在り方について」の通知で、小学校段階における文化部活動においては、文化部活動の特性を踏まえ、当面、「熊本県小学校における運動部活動の指針」に準じた取り扱いをするように記載されております。

なぜ、文化部の対応をしてこなかったかということをございますけれども、文化部活動が問題になってきましたのは今年度になってからですが、社会体育移行は体育部活動に限って準備を進めてまいりました。教育委員会としましても、文化部は移行の対象としておりませんでしたので、文化部活動の方針は従来どおりの取り扱いとしております。学校と十分な協議をしてまいりたいと考えております。ちなみに文化部が設置された学校は6校でございます。

○20番（中山弘幸君） 設置は6校ということは、6校は存続は決まったということですか。現在あるということですね、はい。小学校における運動部活動の指針に準ずるということは、運動部活動と同じ扱いということで理解しました。学校及び関係者と十分な協議をされると言われますけれども、いつどのような協議の場をもたれるのかというのが1点、また運動部ですら指導者が見つからない中、器楽部や吹奏楽部の指導者が簡単に見つかるとは思えません。その点の見解はいかがですか。十分な準備期間を設けるように学校に申し入れをすべきではないかと考えますが、その点もお尋ねします。また、運動部に関しましては、総合型スポーツクラブやクラブチーム、この選択肢もたくさんありますけれども、音楽関係はほとんどないのではないかと思います、その点教育委員会はどのように考えておられるのか。以上、3点お尋ねをいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 文化部活動につきましては、今年度このような状況でしてまいりました。確かに期間がない中でございますが、基本文化部の活動につきましては、この平成31年3月末をもってという指針はございませんので、引き続き学校の先生方とていねいな話し合いをしてまいりたいと思います。また、文化部の楽

器とかそういう特殊性もございます。活動する場所もやはり学校の音楽室等が一番に考えられる場所かと思いますので、丁寧な説明をしながらしてまいりたいと思います。議員話されていますように、廃部というようなお考えの学校におきましては、なかなか指導者というのは本当に専門性が必要でございますけれども、放課後の見守りとかそのような観点からですと、やはり地域の方でも可能かなど。もちろん専門的な楽器等の技術、操作の習得等には若干無理もあるかもしれませんが、もしそのような学校がございますなら、そういう部分も丁寧に先生方と話していきたいと思うところでございます。

○20番（中山弘幸君） とても前向きな答弁をいただきました。今の答弁では、音楽関係の部活に関しては平成31年3月の指針は出ていないので、教育委員会としても学校と協議をしたいと理解をいたしました。是非ともよろしくお願いします。特に楽器の維持費などの問題もありますし、学校によって対応が変わるのはいかがなものかと思いますし、校長先生が代われば対応が変わるということもいかがなものかと思います。早急に学校の関係者の方々と協議を始められるようによろしくお願い申し上げます、次に移ってまいります。

次に、リバーサイドロードについてお尋ねをいたします。まずは交通量調査について、前回の議会でも質問をいたしましたけれども、改めてお尋ねいたします。

○土木部長（成田正博君） 交通量調査につきまして、国道・県道の交通量は、国交省が調査を行った数字、交通センサスを基に、現況交通量を配分しております。交通量につきましては、平成30年交通量としまして、国道266号地点の不知火小学校から不知火支所前付近の区間、日交通量約1万9,200台、次に、県道14号八代鏡宇土線、南消防署付近でございますが、日交通量が1万7,700台となっております。次に、県道181号松橋停車場線中心部であります曲野交差点、パチンコつる付近の交通量が日交通量が約1万2,400台となっております。この交通量はあくまで平日の交通量でございます、お盆とか連休などの交通混雑期は考慮されておられませんので申しておきます。

整備後の交通量でございますが、国交省が発表しております平成42年の将来交通量をベースに推計を行っております。それに基づいた結果、大野川リバーサイドロードが完成した際には、先ほどの箇所でございますが、国道266号で約1,900台。それと南消防署前付近で2,400台。曲野交差点付近で約1,900台が減る想定となっております。大野川リバーサイドロードには多くの交通量が想定されます。整備後には、松橋不知火地区の渋滞する市街地を通らずに通行でき、大きな効果が上がるものと分析結果が出ている状況でございます。

○20番（中山弘幸君） ちょっと時間がありませんので、簡単に行きますけれども、

その減少の根拠、何かその交通量のさらなる調査をされたのか、その点をお尋ねします。

○**土木部長（成田正博君）** 調査はしております。調査といいますのが、現地の調査だけが調査ではありませんで、実際人口減少とかいろいろ推計の根拠は出してありますが、何年後には人口が何人増加する、何年後には何人減少するという推計が出されております。交通量推計も同様にソフトウェアを用いて推計を出しております。通常新しい道路をつくる際には、交通量を基準として進めてまいりますし、その数値は推計であります。国交省でも利用しておりますプログラムをつくって算定するのが一般的な算定方法でございます。交通量の調査としましては、現場を見る、断面交通量調査、現場に行く調査、それと自動車の起点終点調査、その他もろもろの調査、物流、物資の流通調査でありましたり、関連調査で人口、経済、土地利用、建物、交通施設の調査等があります。それらの調査を行って、将来の交通量予測を行います。

今回は、交通センサスのデータを基に必要箇所、断面交通量調査、現場ですね。それと交通施設調査を行いまして将来の交通量調査を今回は出しております。

○**20番（中山弘幸君）** 次に、渋滞の現状の予定ですが、時間がありませんので私がちょっと自分で調査しましたので、その結果を、答弁を聞くと時間がありませんので、すみません、また今度。

私は、3日間にわたりまして市内の中心部、いわゆる渋滞箇所と言われるところの調査をしました。朝の7時から8時半までの間調査をしました。結論から申し上げますと、極端な渋滞は確認されておられません。全体的に見て7時半から8時までの間が最も混雑をしておりますが、せいぜい多いところで信号の1回待ちの程度です。

それでは調査の詳しい結果を申し上げます。まず私は9月2日の日曜日、午後2時頃、不知火中学校前から国道266号線を上り、仏壇の千寿の前を右折し、新四つ角を直進して道の駅まで走ってみました。時間にして9分、距離にして4.2キロでした。ちなみに長崎久具線を通り、完成したリバーサイドロードを通ったと計算すれば、距離して約5.8キロになると思います。実に1.6キロも長くなります。そして9月3日月曜日、同じコースを朝の8時に通ってみました。全く同じ9分で着きました。その後30分間市内の渋滞箇所と言われる箇所を通ってみました。ほとんど問題なく流れておりました。また、9月4日同じコースを7時半に通ってみました。前日より若干多いと感じました。信号にかかりましたので2分ほど長くかかりました。そして昨日9月6日午前7時に同じコースを通ってみました。時間にして7分で着きました。その後市内の中心部を通りましたが全く問題はありませ

んでした。その後不知火のセブンイレブン前で、観察をしましたけれども7時半頃少し多くなりましたけれども、全く問題なく流れておりました。残念ながら夕方につきましては時間がなく、1回だけ9月5日夕方6時頃、マクドナルド前を右折し、ダイレックス前を右折し、周囲を観察しましたが全く問題はなく流れておりました。一体何を根拠に慢性的な状態の緩和と言われるのか理解できません。市長並びに部長にお尋ねしますけれども、実際その時間に通って見られたのかどうか。部長、時間がないので簡潔にお願いします。

○**土木部長（成田正博君）** その中で一番混む時間帯、場所、JRの不知火支所付近でございますが、それから松橋方面に跨線橋JRを越えて行きますが、あの付近はいつも毎朝混んでおりますし、不知火方面あたりから来る職員の話もいつも混んでいるという話は聞いております。

○**市長（守田憲史君）** 私も市長になりまして5年近くになりますが、松橋四つ角をよくホワイトパレスに行くにしても、不知火から市役所若しくは県庁に行くとき非常に混んでおります。中山議員のそのサンプルでは、全然参考にならないと思いました。

○**20番（中山弘幸君）** 時間が来ましたので、経済部の部長にはすみません、せっかく答弁を準備してもらいましたが、また次回に質問したいと思います。そしてまた、リバーサイドロードにつきましても、今後とも何度となく調査をいたしまして、市長は全く根拠にならないと言われましたけれども、それはちょっと私はいかなものかと思えます。また、今後の宇城市議会としましても、是非とも建設経済常任委員会あたりで現地調査をしていただきますように要請をいたしまして、私の質問を終わります。

○**議長（長谷誠一君）** これで、中山弘幸君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（長谷誠一君）** 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

-----○-----

延会 午後2時01分

第 5 号

9月10日 (月)

平成30年第3回宇城市議会定例会（第5号）

平成30年9月10日（月）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | | 一般質問 |
| 日程第2 | 報告第9号 | 平成29年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について |
| 日程第3 | 報告第10号 | 平成29年度三角町振興株式会社の経営状況の報告について |
| 日程第4 | 報告第11号 | 平成29年度不知火温泉有限会社の経営状況の報告について |
| 日程第5 | 報告第12号 | 平成29年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況の報告について |
| 日程第6 | 承認第4号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第9号） |
| 日程第7 | 認定第1号 | 平成29年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第8 | 認定第2号 | 平成29年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第9 | 認定第3号 | 平成29年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第10 | 認定第4号 | 平成29年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第11 | 認定第5号 | 平成29年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第12 | 認定第6号 | 平成29年度宇城市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第13 | 認定第7号 | 平成29年度宇城市水道事業会計決算の認定について |
| 日程第14 | 認定第8号 | 平成29年度宇城市下水道事業会計決算の認定について |
| 日程第15 | 認定第9号 | 平成29年度宇城市民病院事業会計決算の認定について |
| 日程第16 | | 決算審査特別委員会の設置について |
| 日程第17 | 議案第54号 | 宇城市長等の給与及び旅費に関する条例及び宇城市教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に |

- 関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第55号 宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第56号 宇城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第57号 宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第58号 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第59号 宇城市豊野町上巢林教育集会場及び教育公園条例の制定について
- 日程第23 議案第60号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 日程第24 議案第61号 平成30年度宇城市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第62号 平成30年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第63号 平成30年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第64号 平成30年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第65号 平成30年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第66号 平成30年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第67号 平成30年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第31 議案第68号 工事請負契約の締結について（長崎久具線交付金道路改良工事）
- 日程第32 議案第69号 時効取得を原因とする所有権移転登記手続き請求に係る訴えの提起について
- 日程第33 議案第70号 平成30年度宇城市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第34 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（21人）

1番 原 田 祐 作 君

2番 永 木 誠 君

3番 山 森 悦 嗣 君
 5番 坂 下 勲 君
 8番 大 村 悟 君
 10番 溝 見 友 一 君
 12番 五 嶋 映 司 君
 14番 河 野 正 明 君
 16番 河 野 一 郎 君
 18番 入 江 学 君
 20番 中 山 弘 幸 君
 22番 岡 本 泰 章 君

4番 三 角 隆 史 君
 6番 高 橋 佳 大 君
 9番 福 永 貴 充 君
 11番 園 田 幸 雄 君
 13番 福 田 良 二 君
 15番 渡 邊 裕 生 君
 17番 長 谷 誠 一 君
 19番 豊 田 紀代美 君
 21番 石 川 洋 一 君

4 欠席議員（1人）

7番 高 本 敬 義 君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 吉 澤 和 弘 君 書 記 山 本 裕 子 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	副 市 長	浅 井 正 文 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	成 松 英 隆 君
総合政策監	村 上 理 一 君	企 画 部 長	岩清水 伸 二 君
市民環境部長	園 田 敏 行 君	健康福祉部長	那 須 聡 英 君
経 済 部 長	吉 田 裕 次 君	土 木 部 長	成 田 正 博 君
教 育 部 長	蛇 島 浩 治 君	会 計 管 理 者	木 下 堅 君
総 務 部 次 長	天 川 竜 治 君	企 画 部 次 長	中 村 誠 一 君
市民環境部次長	村 上 雅 宣 君	健康福祉部次長	稼 隆 弘 君
経 済 部 次 長	杉 浦 正 秀 君	土 木 部 次 長	坂 園 昭 年 君
教 育 部 次 長	吉 田 勝 広 君	三 角 支 所 長	内 田 公 彦 君
総 括 審 議 員	原 田 文 章 君	不 知 火 支 所 長	村 上 伸 一 君
小 川 支 所 長	篠 塚 孝 教 君	豊 野 支 所 長	中 村 隆 文 君
市民病院事務長	伊 藤 博 文 君	農 業 委 員 会 長	蔵 原 正 敏 君
監査委員事務局長	横 山 悦 子 君	事 務 局 長	
		財 政 課 長	木見田 洋 一 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） これから、本日の会議を開きます。

まず、報告事項を申し上げます。市長から追加議案が提出をされております。提出議案は先に配布しております議事日程記載の日程第31、議案第68号から日程第33、議案第70号までであります。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（長谷誠一君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、1番、原田祐作君の発言を許します。

○1番（原田祐作君） 皆様おはようございます。議席番号1番、会派うき未来21、原田祐作でございます。まだまだ過ごしやすいい穏やかな気候とは言えませんが、特に厳しい時期は過ぎたような気がしております。今年の夏は、例年以上に厳しい暑さが続き、宇城市においても熱中症などで体調を崩された方が多くいらっしゃったことと思います。皆様いかがお過ごしでしょうか心配しているところでございます。また、日本全国に目を向けましても、「観測史上初の」でありますとか、「想定外の」など、異常とも言えるような気象状況が、これは近年続発し、多くの方が被災し、尊い命も多く失われております。被災された皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げます。

さて、質問に先立ちまして、通告しておりました質問の順序を変更させていただきます。1番の防災行政無線の運用についてを3番目に、そして、2番、3番の質問を1番、2番にそれぞれ繰り上げて質問をいたします。

では早速1番目、小学校の運動部活動についてお尋ねいたします。これまで何度も質問がなされてまいりました。6月からは教育長自らが保護者の前に立ち、社会体育移行に向けた説明会を行ってこられました。内容を拝見いたしますと、各学校間でなかなか足並みがそろわない、私自身こういった印象を受けております。平成27年度にその指針が県教委より示され、移行準備期間は十分にあったはずなのに、なぜか、どこに課題があったのか、いろいろと考えたりもしますが、今に至ってはまず形をつくるのが最優先であると認識しております。そこで今回は前回の定例会で明らかにされたこと、また6月と8月に行われた保護者説明会を通じて、さらに明確にすべきであると感じている点についてお尋ね申し上げます。

小問の1番です。学童スポーツクラブについて。教育委員会は保護者に対して学童スポーツクラブ設立を提案しております。学童スポーツクラブであることが、施設使用料の減免等を受ける条件であると説明をされております。では、そもそも学

童スポーツクラブとは何なのか。目的はつまり各種目の競技性の重視であるのか、体育の教育的側面の重視か、または児童の放課後の居場所の確保か。その役割についてバランスも含め、どのように考えていらっしゃるのか。また、それを認定する機関はどこになるのか。学童スポーツクラブの定義についてお尋ねいたします。

次の質問からは、質問席で行います。よろしくお願ひいたします。

○**教育部長（蛇島浩治君）** 教育委員会の基本的な考え方は、社会体育への移行は平成31年度からとする。児童の生涯にわたる健全な心と身体を培い、誰もが参加できるスポーツ環境を確保する。「家庭環境で運動したくてもできない子どもたちをつくらぬ」の考えの下、保護者主体で学童スポーツクラブを設立し、放課後の時間に通学している学校施設で活動する。としております。

このような基本的な考え方に基づいて発足したクラブを学童スポーツクラブとし、また、総合型地域スポーツクラブの会員となることを加入の要件としているところでございます。

○**1番（原田祐作君）** 今の答弁をお伺ひいたしますと、私はこの学童スポーツクラブは、種目の競技性よりも社会体育、社会教育としての側面と児童の放課後の安全安心な居場所の確保が主たる目的であると認識いたしました。

そこで再度質問いたします。このように教育的側面が強い学童スポーツクラブですが、保護者が運営する以上、施設使用料の減免、一般のスポーツクラブが使用する以前の時間帯の施設利用等の優遇措置は不可欠であると認識しております。では、既存の部活動を引き継ぎ、教員と離れた形で保護者が運営を行う。しかし、総合型スポーツクラブのジュニア会員には加入せず、独自のスポーツ保険を利用する。このような形を提案された場合、これは学童スポーツクラブとお認めになるのかお尋ねいたします。

○**教育部長（蛇島浩治君）** 学童スポーツクラブの要件の1つに「総合型地域スポーツクラブの会員になること」としております。これは社会体育移行検討委員会の中で、「学童スポーツクラブを立ち上げる場合、活動中のもしもの事故が発生した場合、指導者個人またはクラブの会長個人が対応しなければならないのか、それならば指導者、会長の受け手が無いのではないか。」という意見を受けて、総合型地域スポーツクラブとの協議を行い、学童スポーツクラブを会員として受け入れてもらうことを了承していただいたところです。

総合型地域スポーツクラブの会員となり、年会費を納入することにより、スポーツ保険が適用されます。これは、1人の指導者が責任を負うのではなく、組織的な対応ができるということで安心して指導ができます。よって、総合型地域スポーツクラブに加入しない独自の保険を使う形の運動部活動は一般のクラブと考えており

ます。

○1番（原田祐作君） 今の答弁をお伺いいたしますと、総合型スポーツクラブの存在は学童スポーツクラブの存在には絶対条件となっているように聞こえます。

そこで、再度質問いたします。8月末に行われた保護者説明会において、既存の3つの総合型スポーツクラブが統合し、学童スポーツクラブの受け皿になると「総合型スポーツクラブ宇城」との名称まで明言されたのが、先の一般質問において不知火の総合型スポーツクラブは統合しないと発言があったかのように思われます。これは一体どういうことであるのか。また、個人的にも情報収集を行います。どうも総合型スポーツクラブと教育部の考え方にそごがあるように感じております。真剣に密なすり合わせは行われているのでしょうか。さらにここまで、学童スポーツクラブの定義について質問いたしましたが、これは明文化する必要があるのではないのでしょうか。混乱した状況では、話が前に進まない、1つずつクリアにして後戻りしない議論をしていかないと時間がありません。保護者の情熱は不可欠ではありますが、貧困世帯も増加傾向にある宇城市において、自治体の果たす役割は大きくなっていると考えております。これは教育の分野においても例外ではないはずです。改めてこの学童スポーツクラブ、宇城市はどう関わるのか、子どもたちの放課後の環境づくりの責任の所在はどこにあるのか、教育部のお考えをお尋ねいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 昨年まで、総合型スポーツクラブが3者で協議された際には、3つの総合型地域スポーツクラブは、統合の方向で進めておられました。その後の3者協議により、現在NPO法人不知火クラブが、不知火地区体育施設の指定管理を受託されていますので、現在のところ統合できないとお聞きしております。今後については未定でございますが、引き続き協議していくと聞いております。

社会体育移行におきまして、残り少ない期間ではありますが、引き続き関係機関と協議を行うとともに、指導者確保においても情報収集を行い、スムーズな移行に向けて進めていきたいと思っております。

放課後の過ごし方につきましても、現在、いくつかの学校で行っております「放課後子ども教室」などを広げていくなど、学校や地域、関係課と協議してまいりたいと考えております。

○1番（原田祐作君） それでは、小問の2番について質問をいたします。学童スポーツクラブの形につきましては、ある程度認識、理解いたしました。今度は指導者の身分保障についてお尋ねいたします。学童スポーツクラブの活動が、おおむね16時30分から18時30分とされています。この時間帯に協力できる方、これは非常に少ないと認識しております。特に種目の技術的指導を行える方の確保は、ボラ

ンティアでは非常に状況が厳しいのではないかと考えております。謝金、費用弁償はどのように規定されているのか、実際の目安等あればお尋ねいたします。

○**教育部長（蛇島浩治君）** 学童スポーツクラブの指導者謝金につきましては、1回600円程度をとということで提案しております。その根拠につきましては、現在、不知火、松橋、小川の3つの総合型地域スポーツクラブがありますが、その3つの総合型スポーツクラブが指導者に支払っている謝金の平均が、1回の活動に対して600円ということでございます。指導者謝金の金額につきましては、保護者負担となりますので、保護者の皆さんと指導者との話し合いによるものと考えております。

○**1番（原田祐作君）** 指導者の謝金または報酬に関しましては、保護者の裁量がある程度認められているということで理解いたしました。

指導者確保が難しい原因の1つに事故発生時の責任の所在もあると考えております。予期せぬ誰も望まない事故、これは否定できません。そのような場合、責任つまり指導者に対しての賠償責任等が発生する訴訟等が発生した場合、個人で対応しなければならないのか。現在の学校部活動の外部コーチのように、学校長の委嘱状のようなものが必要であると考えておりますが、このことについて見解をお尋ねいたします。

○**教育部長（蛇島浩治君）** 責任の所在につきましては、総合型地域スポーツクラブの会員となり、年会費を納入することにより、スポーツ保険などが適用されます。これは、1人の指導者が責任を負うのではなく、組織的な対応ができるということで安心して指導ができます。

部活動から社会体育移行となる学童スポーツクラブは、保護者による運営となります。そのクラブの指導者の委嘱は、学童スポーツクラブの会長が委嘱することになるかと思っております。

○**1番（原田祐作君）** 総合型スポーツクラブの加入する保険で、その責任は対応できるとありました。これは、確認はとれているのでしょうか。また、訴訟を起こす場合、相手が個人になった場合はどうなるのか。直接指導をしていない総合型スポーツクラブがその矢面に立って守ってくれるのか。それとも、個人または総合型スポーツクラブに対しての責任追及の権利を放棄させるような誓約書を保護者に書かせるのか。今の総合型スポーツクラブとの関係性を見ていると不安が残ります。そのことについての見解と、そもそも学童スポーツクラブが、教育的側面、児童の放課後の居場所づくりに目的があるのならば、「指導者」ではなく、「監視員」「見守り人」でもいいのではないかと。見守り人であれば、地域の方にももっと協力をいただけるのではないかと。種目の競技性を今の段階で議論するほど、社会体育移行の議論は深まっていないと感じています。種目・協議の専門的な「指導

者」はどうしても必要なのか。先ほどの見解と併せてお尋ねいたします。

○**教育部長（蛇島浩治君）** 学童スポーツクラブの運営におきましては、保護者が主体となって運営しますが、指導者と保護者、指導者と子どもたちとの信頼関係があつて成り立つと考えております。先ほども申しましたように、指導者を含めクラブ員全員が、総合型地域スポーツクラブに加入することにより、総合型地域スポーツクラブが加入する保険で、様々な事故の対応を行うと考えております。

今回の学童スポーツクラブは、個々の発達段階や体力・技能等に応じた活動、勝利至上主義に陥ることなく、活動の機会を平等に与えるなどを指針にしており、指導者の確保におきまして、保護者の皆様へは専門的な指導者を探すことが難しい際には、サポーター、見守りできる方を探されてはと提案しているところです。平日は、保護者やサポーターで、運動の基本である「走る」「飛ぶ」「投げる」などの運動を行い、土・日に専門的な指導者に技術的な指導を行ってもらうなどの方法もありますという説明をしているところです。

引き続き、指導者確保に向け、各種団体などに説明を行うなど、移行に向けて努力をしてみたいと思います。

○**1番（原田祐作君）** 教育委員会の積極的かつ継続的な関わりを強く期待しております。

小問の3番に移ります。今後の学校部活動の在り方についてお尋ねいたします。教育委員会が提案する学童スポーツクラブに移行した場合、これは重ねてになりますが、総合型スポーツクラブの存在は絶対条件であります。しかし、現在は総合型スポーツクラブの在り方が不透明であると感じております。3団体が統合して受け入れるのか、2団体が統合するのか。その場合2団体のいずれかのジュニア会員となればそれで要件を満たすのか。明確な回答をお願いいたします。決定していなければ検討中、しかし、いつ決めるかその時期についてはお答えいただきたいと思っております。お願いします。

○**教育部長（蛇島浩治君）** 学童スポーツクラブの要件に、先ほどから申しますように「総合型地域スポーツクラブの会員になること」ということとしております。3つの総合型地域スポーツクラブにおきましては、松橋の「NPO法人総合型クラブSCC宇城」と小川の「UKIおがわクラブ」が統合し、今年度中に「NPO法人総合型クラブ宇城」となり、その総合型地域スポーツクラブの会員、に学童スポーツクラブが加入することになると考えております。

○**1番（原田祐作君）** それでは再度質問いたします。先の一般質問において、現在、指定管理者の制度を受けている総合型スポーツクラブが、次回の更新時に指定管理制度を受けることができなくなる可能性があることが分かりました。これは以前か

ら分かっていたことではあるかと思うんですが、現在、教育委員会が進める学童スポーツクラブは総合型スポーツクラブの存在が絶対条件。他自治体の事例を見ますと、総合型スポーツクラブが指定管理制度を受けることは、運営上非常に重要であるということが見えてまいります。指定管理を受けることができなくなり、もし運営が破綻した場合、学童スポーツクラブも形がなくなってしまうことになるのではないかと心配いたしております。このことについて、どのような見解をお持ちかお尋ねをいたします。

- 教育部長（蛇島浩治君）** 宇城市全体の体育施設などの指定管理者導入については、その入札方法は公募による入札と考えております。また、総合型地域スポーツクラブの活動に対しましては、地域のスポーツの振興を担っていただく組織として認識しております。今回の学童スポーツクラブの部員が加入することにより、会員数が増え、運営の手助けになるのではないかと思います。今後もその運営においては、相談、協力を行っていきたいと考えているところでございます。

教育委員会は、社会体育移行後も引き続き、児童のスポーツ活動の様々な課題について、解決に向けた取組を進めるとともに、より適切なスポーツ環境を整えてまいりたいと考えております。

- 1番（原田祐作君）** 相談、協力とありましたが、どのような協力があるのかこれは今後子どもたちの環境に関わることでありますので、しっかりと検証してまいりたいと思っております。

平成27年度に指針が出されてもう3年目。移行が目前になって、まだ環境が整ったとは言えないと感じております。「廃部を決めた」、そういった報告もなされておりますが、廃部を決めた部活動の保護者は、積極的に廃部の道を選択したのか、苦渋の選択ではなかったのか心配するところであります。子どもたちの環境を良くするために、この目的をもってこの指針は出されたのではなかったのか。県は指針を出し、その対応を自治体に投げた。ならば、自治体はその地域の実情に沿った対応をしてもいいのではないかと考えております。実際、熊本市は総合運動部を部活動として一部認めている、このような報道もなされました。このまま環境整備が十分に整わないまま無理に移行する必要はどこにあるのか。保護者の情熱に任せて、積極的に関わってこなかった点を反省し、移行時期を遅らせてでも、子どもたちの放課後のスポーツ環境の確保と総合型スポーツクラブの将来像の確立をしっかりとやり遂げる、このような方向性をお示ししていただくことこそ、これこそ教育長の英断であると私は考えますが、このことについてどうお考えかお尋ねいたします。

- 教育長（平岡和徳君）** まず、ただいまの御質問について、熊本市についてお答えいたします。熊本市は、政令指定都市ということで、熊本県教育委員会の方針とは別

に熊本市独自に運動部活動の指針について示されていました。その内容は、「多くの種類の運動を経験し親しむための『総合運動部』を原則設置する。」という内容です。活動日は週に3回以内といった内容も含まれております。そういった中で宇城市教育委員会としましては、熊本県教育委員会の方針に従いまして、また、子どもたちの未来に触れているという深い自覚を中心に据えながら、これまでどおり、家庭環境で運動したくてもできない子どもたちがいない、それをつくらない、そういったすばらしい宇城市学童スポーツクラブの基本方針の下、残り少ない時期ではありますけれども、引き続きスムーズな移行ができるように進めてまいりたいと考えております。うまくいかないと思われているときに、よりポジティブに前に進めていく、これは私の信念でもあります。

- 1番（原田祐作君） 教育長の教育的信念をここに表明され、前向きに関わっていく、そのような答弁をいただき安心するところではあります。しかし、今回の質問において、もう質問の回数がありませんので述べさせていただきますが、私自身、いささか残念な部分もあります。今回の質問で、私の質問の本質について十分にお答えいただけなかったのよう感じている部分があります。それは、学童スポーツの認定はどこが行うのか、それを認める、認めないと先ほどから何度もこの答弁、質問の中でやりとりがなされてまいりました。その認定は誰が行うのか。また、宇城市の児童の放課後の安全安心な居場所づくり、その責任は誰が責任持って進めていくのか。確かに教育委員会が積極的に関わり今後も注視していく、そのような内容の答弁はありましたが、やはりはっきりとした形で、この学童スポーツクラブが施設利用の減免、そういった有利な特典を受けられる、それを認定するためにはその条件を示している教育委員会が、ここまで明確に学童スポーツクラブの形と条件を示されているのであれば、しっかりと認定し、またその指導者に対しても委嘱状を出してもいいじゃないかと思えます。

昨年の9月の定例会において、渡邊議員が一般質問の中で同様の質問を教育長にされていたことを思い出します。放課後の児童の過ごし方の責任は市が持つのですか。市が責任を持って進めるのですかという問いに、教育長がうなずかれていたのを私は傍聴席から見えていました。宇城市が進めている学童スポーツクラブは現在の部活動の考え方を踏まえ、教育的側面が強いとお答えになったと私は認識しております。教育は自治体が、公が責任を持たなければならない。ならば宇城市の児童、これからの未来を担う子どもたちの心と体の成長に大きな関わりを持つ放課後の運動の環境、放課後の居場所については自治体が責任を持つ、これは当然のことではないでしょうか。学校と先生方に責任を押しつけ、そこの判断に任せているのではなく、自治体が責任とリーダーシップを持って保護者とともに子どもたちの環境を

整えていく。ごく自然なことであると考えております。

運動部活動の社会体育移行、熊本県は過去に失敗をしております。時代背景、社会環境これは異なるとはいえ、様々な可能性を想定し、子どもたちの運動に関わる環境を考えていく必要があると考えております。教育長、教育部長、教育部の皆さん、国が、県が、社会体育移行の指針を出したから、何が何でもそれに従うということではなくて、宇城市の子どもたちの未来のことは宇城市の人間が考える、自治体が責任を持ってみんなで考えて環境をつくり、子どもたちの教育環境についてはしっかりと責任を持つ。学童スポーツクラブの設立が叶わなかった小学校、部活動の保護者に対して、これはもう私の心配の行き過ぎかもしれませんが、保護者の努力が不足していた。このような認識を決して持っていただかないよう、これは強く要望いたします。このようなことはないと分かっている上でお願い申し上げます。努力はしたけれどもできない。したくてもできない。そんな方たちを支える最後の砦が自治体であること。私はこういうふう認識をしております。このことを強く期待いたしまして、今後も積極的に関わり子どもたちの環境を整備されていかれますことを強く期待し、この質問を終わらせていただきます。

それでは、大きな2つ目の質問に移ります。松合小学校についてお伺いいたします。6月定例会において、松合小学校の廃校が決定いたしました。児童数も少なく複式学級での授業となり、小規模校として不便な面が多く発生していることと理解はいたしております。ただ、廃校に至る経緯についていささか議論が不足してはいないか、このような気持ちを持っております。そこで、まず最初に廃校に至った経緯についてお尋ねいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 松合小学校の統合の経緯については、まず、不知火小学校が平成28年の熊本地震により校舎及び体育館が被災しましたので、新しい校舎等を建設することになりました。校舎建設につきましては、検討委員会を設け、まずは建設場所をどこにするかを中心に検討してまいりました。その中で、小中一貫教育に関する意見で、松合小学校の統合等の議論が出てまいりましたので、平成29年3月にアンケートを採ることにしました。アンケートの結果、松合小学校の保護者は「統合した方が良い」と回答された方が79%になりました。また、10月に松合校区居住の2歳児から12歳児までの保護者にアンケートを採ったところ「統合した方が良い」と回答された方が71%でございました。

このアンケートの結果を受け、松合、不知火両校区の皆様説明及び意見交換をさせていただき、松合校区の連絡協議会では「統合はやむを得ない」との結論をいただいたところでございます。また、不知火校区の連絡協議会では「賛成」との結論をいただいております。

松合小学校及び不知火小学校の保護者の皆様には、PTA総会等に出向きまして、説明をさせていただいたところでございます。

○1番（原田祐作君） 今の答弁の中で、松合小学校廃校、不知火小学校へ統合という形になると認識をいたしました。それではその統合の方法についてお伺いいたします。今度統合した後の不知火小学校の校歌、校章、制服等、様々な今まで使ってきたものがあると思うのですが、そういったものの取り扱いはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。松合小学校の保護者の方々は廃校、統合ということで、そういったものは全てなくなると認識していらっしゃるのかなど想像いたしますが、不知火小学校の保護者は変化なしというふうに認識されているのではないかと。例えば、地域の歴史だったり、自分が通った小学校その形が変わらなければ統合もいいよ、変わるのであればちょっと待つてという雰囲気はなかったのか。その点についてお尋ねいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 保護者の皆様には、統合の経緯や校舎等建設スケジュールなどを説明させていただき、今後は、新小学校の校章、校歌、制服及びスクールバス等について協議をする旨の説明をいたしております。また併せて、今後立ち上げます推進協議会での決定事項を、その都度情報提供することをお約束したところでございます。

両校におきましても、吸収とかそのようなことではなく、基本同じレベルで今後協議会を立ち上げ、検討してまいるということをお話しております。

○1番（原田祐作君） 再度質問いたします。答弁によると地域の声を吸い上げながら統合に至ったと。そういう答弁がされ、また今後もそういった方向で決定がなされていくと認識をいたしました。

そこで質問なんですが、地域の方、保護者の方により統合を決定したという答弁であったと思うんですが、その地域の声だけで1つの小学校を廃校にするような統合をしていくような判断を下されるのでしょうか。ほかに何か、私自身この統廃合非常に急いだ印象を受けているんですが、その急いだ理由というのはほかにないのか、その点について質問いたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 今回の統合のきっかけは、先ほど申しましたようにアンケート調査の結果で説明しましたように、松合小学校の保護者は統合した方がよいと回答されました。70%以上の方がいらっしゃるということから始まっております。ほかの考えというか、そういうものはございません。まず、そちらのアンケートの結果から始まったところでございます。

○1番（原田祐作君） 保護者の声でスタートした、それは十分認識しております。ただ、今回じゃあもうちょっとゆっくり議論してもよかったんじゃないかなと、私は

どうしてもそこは引っ掛かっているところでもあります。そういった中で、統合小学校として建設するにあたって、予算的な面でも非常に有利になると、そういった内容の説明も耳にしたことがあります。こういったことも市からのお金の持ち出しが少なくなるのであれば、積極的に説明していくと住民の声だけではなくて総合的なことを判断して、このことを決められたのかなと理解するのかなと思いますが、そのお金の面についての御説明がないのがなぜかなという疑問は残りますが、それは置いておいて、次の質問に移ります。

小問の2番について質問いたします。人口減少地域と学校の在り方について質問いたします。統合、廃校は児童数により判断されるのでしょうか。学校がなくなると人口減少に拍車がかかるのではないかと心配をいたします。その点についてのお考えをお伺いいたします。

○**教育部長（蛇島浩治君）** 人口減少地域と学校の在り方についてお答えいたします。現在のところ、市教育委員会としましては、児童数の減少のみをもって統合を検討するような方針はございません。人口減少に伴う学校統廃合の論議は、避けては通れない問題ではありますが、市教育委員会は、保護者、地域住民の合意に基づくものでなければならないと考えています。統合後の松合小学校校舎の利活用につきましては、今後検討することになりますが、例えば、地域活性化の拠点としての利用あるいは学校から帰ってきた子どもたちの受け皿として、現在も行っております「放課後子ども教室」を引き続き開催するなど、地域の皆様と連携をとってまいりたいと思っています。

○**1番（原田祐作君）** 今後、その利用については地域の皆様と連携をとりながら進めていく、このような答弁だったと思うのですが、今回の一般質問においても廃校の跡地利用など、非常に質問が多く、また皆さんの関心が高いと感じております。こういったことが続いておりますので、できれば廃校、統合の議論をするときに、ある程度同時進行でその廃校の跡地利用であるとか、その地域との関わり、これを議論しある程度の形を持って進めていただく。そうすると私たちも将来の小学校、その後の小学校の在り方について理解が深まり、認識も一段と深まるのではないかと思いますので、できれば今後そういった進め方の方が私はいいいんじゃないかなとちょっと期待をして、次の質問に移ります。

今回、松合小学校、不知火小学校が統合することによりまして、不知火小学校から、三角線というか国道をずっと下っていくと青海小学校まで、これ学校がなくなって、こういうことになるんじゃないかなと思っております。車でもどうでしょうか、20分か30分かもうちょっとかかるか分かりませんが、それぐらいかかると思います。その地域間、ある程度小学校の空白地帯といいまじょうか、ここの部分

の小学生今後の小学生も含めて、その利便性についてどのようにお考えかお尋ねいたします。

○**教育部長（蛇島浩治君）** 学校の統廃合に関しましては、やはり地域の活性化に影響があると思われまます。学校統廃合の議論には、地域振興の観点も重要だと思いますので、保護者及び地域の方々と議論を重ねていきたいと思っております。

また、登下校にはスクールバスの運行を検討しております。登下校の際、バスの運行時刻に合わせるのが必要であります。時間的な制約があり不便を感じられることもあるかと思っておりますけれども、児童の登下校には、検討・協議を重ね、万全を期していきたいと思っております。

○**1番（原田祐作君）** 十分考えられているということで認識をいたしました。

それでは、次の小問の3つ目の質問に移りたいと思っております。小規模校という言い方が適当なのかどうかは分かりませんが、小規模校の在り方についてお尋ねいたします。各所においてよく議論されていることではありますけれども、その小規模校のメリット・デメリットについて、宇城市としてどのようにお考えかお尋ねいたします。

○**教育部長（蛇島浩治君）** 小規模校のメリット・デメリットについてでございますけれども、一般的な意見もございまして、まずメリットにつきましましては、様々な場面で、意見や感想を公表できる機会が得やすい。集団としてまとまりやすい。児童一人ひとりの学習の習熟度を的確に把握できる。補充指導や個別指導を含めた、きめ細かな指導を行いやすい。保護者や地域との連携が図りやすいなどがメリットとして挙げられるのではないかと思います。

また、デメリットといたしましては、クラス替えができずに友だち関係が固定化し、一旦人間関係がこじれると修復に時間がかかる。球技や合唱・合奏のような集団学習に制約が生じる。勉強や運動の到達度で、序列ができる可能性がある。クラブ活動や部活動の種類が特定される。ティームティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導などの多様な指導方法をとることが困難になるなどが挙げられるのではないかと思います。

以上が、小規模校のメリットとデメリットの例として挙げたものでございます。実際に、松合校区の保護者からは「子どもが少なすぎて十分な競争ができない」「人間関係が固定化されたらという不安が一番にある」「将来的にはもっと子どもが少なくなってくる。学校運営はどうあるべきかを考えて、このアンケートの結果を考えてほしい」という意見があったところでございます。

○**1番（原田祐作君）** そこで質問をいたします。保護者の皆様にはどのような説明をされたのか。先ほどデメリットの項目で、習熟度別指導、専科指導などの多様な指導方法をとることが困難、これをデメリットとして挙げられていたましたが、ある新

聞の記事には、小規模校こそ多様化した現代社会において多様な指導が可能で、先進的な教育が提供できる、こういう場であるというそんな記事もありました。宇城市も不登校等の生徒が抱える問題、そんな問題をこの自治体が抱えております。例えば、街部の大規模校で精神的に疲れ、集団生活ができなくなった子どもたちを、自然豊かな小規模校で精神的な安定を取り戻し、また集団生活に復帰させていく、このような運用もできたのではないかと思います。しかも、これを民間のフリースクールとそういったところに頼るのではなく、公が責任を持ってやる。これに意味があると考えております。その説明のやり方、廃校に向けての説明会であったのか、それともメリット・デメリットを示しながら、こういった方向もあるのではないかという協議の方法だったのか。その検討について、その過程をお尋ねいたします。

○**教育部長（蛇島浩治君）** 保護者の皆さんは、小規模校のメリット・デメリットを理解された上で、統合を希望されたものと思っております。保護者への説明資料には、統合を希望されている方の意見と、希望されていない方の意見、両方を記載して渡しております。

具体的には、「松合小学校の児童が少なすぎる。競争原理が働かない」「松合小学校の児童が少ないが、少ない分しっかりと勉強ができ、全学年ととても仲が良い」などでございました。アンケートで出ました「統合した方がよい」「しない方がよい」の意見をしっかり明記して説明を行ったところでございます。

○**1番（原田祐作君）** 説明の経緯を聞いて、若干安心したところではあります。

それでは、質問をいたします。ここで、宇城市は実際何人以下を小規模校と定義し、またそのメリット・デメリットを検証したときに、どのような基準をもってその学校を統合・廃校、または小中一貫校のような方向性を整理すべしと判断をしているのか、その基準等があればお答えいただきたいと思っております。

○**教育部長（蛇島浩治君）** 学校規模の分類は、学校教育法施行規則などで定められており、児童生徒数で分類するのではなく、学級数で定められています。標準を12学級から18学級とし、小規模校は6学級から11学級までとされておりまして、松合小学校は複式学級を含め4学級のため、規模分類では5学級以下の過小規模校に該当いたします。

教育委員会といたしましては、学校の統廃合に関しましては、保護者、地域住民の合意に基づくものでなければならぬと考えております。

○**1番（原田祐作君）** 了解いたしました。

それでは小問の4番について、質問に移りたいと思っております。今後の小・中学校の在り方について質問いたします。現在、統廃合の計画や小中一貫校の計画はあるのでしょうか。お尋ねいたします。

○**教育部長（蛇島浩治君）** 現在は、松合小学校と不知火小学校の統合に注力しておりますので、統合等の計画はございません。

また、学校教育法施行規則には、小学校の学級数は12学級以上18学級以下が標準としてございますが、適正配置の取組の是非につきましては、慎重に見極める必要があると考えております。

○**1番（原田祐作君）** 今の答弁の中での「適正配置の取組の是非」こういった文言があったと思うんですが、その部分について、学校の地理的な配置のバランスのことなのか。若しくはそのクラスの多い少ない、このようなバランスのことなのか。またこのようなことを考えるときに、その「是非」という言葉がちょっと私自身理解が深まっていないので、もう少し説明をお願いいたします。

○**教育部長（蛇島浩治君）** 学校教育法施行規則第41条に「小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない」とございます。学校の配置は、地理、児童数、クラス数などの問題のみで統廃合に取り組むものではなく、地域の実態等を考慮しながら議論していくものと考えております。

○**1番（原田祐作君）** 今の答弁の中で、小学校、学校というものを非常に大切なものと認識をされている、これが分かった、そういうふうに認識をいたしました。

それでは、再度質問いたします。現在その統合、廃校または小中一貫校、この計画はないという答弁でありましたが、戸馳小学校は、平成17年に三角小学校と統廃合されております。これは定かではありませんが、当時90人程度の児童がいたと聞いております。現在小野部田小学校は80数人、海東小学校は70数人だったかと、正確な数字ではありませんがこのぐらいの児童数の規模であったと思っておりますが、これは、今後は長期的に見ますと減少傾向である。これは否定できません。廃校は望んでおりませんが、検討の基準、つまり統合、廃校また小中一貫校、その検討の基準を明確化し、しっかりと話し合いができる、準備ができる、これは行政の方たちも、私たちの保護者の気持ちの部分も含めてなんです、その準備ができる、そういったガイドラインと一定の目安になるものは作成はなされているのか、その点についてお伺いいたします。

○**教育部長（蛇島浩治君）** 統廃合の議論が出てきたときに、十分な話し合いができるような環境づくりに心掛けますが、統廃合の基準を明確化してしまいますと、その基準に達した学校に対して、保護者や地域の方々が望んでもいない中で、統廃合の話し合いをすることになります。これはかえって、保護者や地域の方々の不安を招くことになるかもしれませんので、基準のガイドラインの作成は、今のところ予定をしていないところでございます。

○1番（原田祐作君） 分かりました。私自身、子どもは河江小学校というところに通っているんですが、これはある程度生徒数もいて、将来的に存続は続くのかなと、こういうふうな自分の中での理解をしております。ただ、児童数が少ない学校においては、このまま減っていったらどうなるんだろう、ある程度不安な気持ちを抱えている保護者の方、また地域の方もいらっしゃるのではないかと思います。小学校というと6年間、非常に短い期間ですね。ですので、自分たちはもう卒業してしまうので、この学校については余り関わりはなくなるんだよと、そういった考え方をお持ちの方もいることは十分承知はしております。しかしやはり小学校、地域のコミュニティの核として、長期的な展望を考えた上で、ある程度心の準備とか計画的な整理といいますか、整理という言葉が的確かどうかは分かりませんが、計画的な運用をしていく上で、ある程度何か目安になるものがあつた方がいいんじゃないかなという気もしましたので、この点の質問にさせていただきました。

今までこの統廃合の問題の話をするときに、地域住民の方の声または保護者の要望、こういったお話がたびたび出てまいりました。地域の方の声を聞きつつ行政としてどのようなまちをつくっていくのか、このようなプランの中に、学校の在り方を明確に位置付けがなされる必要があるのかなと思いつつ質問を進めてきたのですが、ある一定程度その点も考慮して議論を進めていく、そういうふうな答弁が聞かれ安心をしたところではあります。保護者の要望、これはとり方によっては非常に危険かなと思ったりもしております。これは旧町時代の話になるので、今お話してもどうしようもないことかもしれませんが、戸馳小学校の統廃合については、反対の声も非常に大きかったとお聞きしております。また、これは学校の話ではないので、これもそぐわないかもしれませんが、公立保育所の民営化の問題についても、非常に多くの反対の声が皆さんの地域の声があつた。それなのに、民営化が粛々と進んでいる。こういったことに関して若干の違和感を覚えます。やはり地域の住民の声、これは確かに重要に考えて、それはそれに寄り添う、そういった姿勢は絶対にしていかなければならない。先ほどもこの中で申し上げましたけれども、どうしても頑張れない、頑張っても頑張ってもこぼれ落ちてしまう。そういった住民の方に寄り添う、それが自治体の役割であるということは承知をしております。ですが、自治体としてある一定程度、この地域を将来存続させるためには、たとえ痛いこと、つらいことでも正直に議論していく、そんな雰囲気も必要ではないかなと思っております。ですので、この地域の要望、保護者の方の声、こういったものがあなたたちの要望があつたからやっただよ、あなたたちの自己責任だよと、こういったことにつながらないように、是非とも強く要望し、期待をしているところであります。こういったことを強く期待しながら、松合小学校の件については質問

を終わらせていただきます。

では、3番目の質問に移ります。防災行政無線の運用について質問をいたします。1つずつ順に質問をしていきたいと思っております。冒頭でも若干触れましたが、近年異常気象による自然災害が、各地で多発しております。自分の身を守る上で命を守る上で重要なツールの1つ、これは情報があると思っております。いかに早く正確な情報を得ることができるのか、これは私たちの命に直結すること、このように考えております。

そこで、1つ目の質問です。防災行政無線デジタル化移行の詳細な日程についてお尋ねをいたします。特に小川町は、旧町時代に希望する世帯の多くに戸別受信機が設置されており、戸別受信機を防災無線のように認識されている方も多くいらっしゃるという聞いております。その戸別受信機がいつ頃使えなくなるのか。また、デジタル化の工事の影響で、一定期間使えなくなる期間が発生するのかどうか、このことについてその使えなくなることについて、市民の皆様への周知とその情報伝達の方法についてお尋ねいたします。

○総務部長（成松英隆君） 確かに、情報というのは重要なツールだというのは私も認識しております。防災行政無線のデジタル化につきましては、6月定例会でも答弁させていただきましたが、おおむねスケジュールの概要というのは、本年度中に実施設計を行ってまいります。それと平成31年度から平成32年度にかけて、現在アナログ式で残っている2地区、不知火町と小川町を整備する方針でございます。

現在、デジタル化の実施設計に係る準備をしているところであります。詳細のスケジュールは現段階ではざっくりとしたところでございますが、平成31年度に不知火町を整備し、平成32年度に小川町を整備する予定でございます。早ければ整備実施年度の途中には、小川町の戸別受信機は使用できなくなるかもしれませんが、事前に住民の方々には、市の広報紙や回覧板などにより、周知を行いたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○1番（原田祐作君） 防災行政無線のデジタル化、どのような工事がどのような工法で行われるのか私は十分承知はしておりませんが、それでその例えば一定期間使えなくなる期間が発生するのであれば、できるのであればなるべく災害の発生が少ない、いつ発生するか分かりませんが、それでも梅雨時期を避けるであるとか台風の時期はちょっとやめておくとか、そういった配慮も十分していただけるとは思うんですが、その辺は強く期待するところではあります。

それでは、2つ目の質問に移ります。現在の住宅の状況を考えますと、今新築の住宅のほとんどが高気密高断熱住宅、非常に断熱性能も高くまた防音性能も高い、

そういった住宅が多く建設をされています。そういった現状におきまして、屋外のスピーカーからの放送では十分に放送が聞こえないんだよと。何か言っているのは分かるんだけど、何を言っているのかその詳細が聞きとれない、このような声をよく聞きます。そういった場合、やはりこの戸別受信機、これは非常に大切なものと考えておりますが、現在、小川町以外において、難聴地域に戸別受信機を設置してあると以前の定例会でも答弁をいただきましたが、その戸別受信機を設置するにあたっての明確な基準、例えば屋外のスピーカーから何メートル以上離れているだけではなく、家の前で何デシベル以上の音圧が確保できているであるとか、また室内においてどれだけ以上の音圧が確保できている。また、障がいがかかり重度で、一般的な携帯であるとか、テレビ、ホームページにアクセスこういったものも難しい。そういったいろんな状況があると思うんですけども、その辺の戸別受信機の設置についての明確な基準があるのかどうかをお尋ねいたします。

○総務部長（成松英隆君） 戸別受信機の設置の明確な基準ということでございますが、自然条件、いろんな条件を考えますと設置をここからここはこういう数字でというのは、なかなか難しいもので、そういう基準は今のところは作成しておりません。やり方としましては、戸別受信機は防災行政無線を整備した当時、各屋外子局のエリアから離れている、「難聴地域」「電波の受信が弱い地域」及び嘱託員や一部の公共施設に設置しております。

市の防災行政無線は、基本的に屋外に設置したスピーカーで住民へ一斉に通報を行う通信システムの同報系となっております。市内5地区は全てこの設備やシステムで運用しているため、この設備及びシステムを活用しまして、まずはデジタル化への移行を進めてまいりたいと考えております。先般申し上げましたけれども、今後は国等により検討されております戸別受信機の量産化・低廉化に向けた開発が進められていることを期待していきたいと思っております。

○1番（原田祐作君） 明確な設置の基準はないと、おおむねというところで今設置をされているとお聞きいたしました。そうなってきた場合、例えば、うちは聞こえないから設置をしてくださいとお願いをしても、設置はなかなか難しいと理解をするんですけども、その防災行政無線、これもやっぱり住民サービス、自治体が提供するサービスの1つだと思います。ですから、そのサービスを明確に受けることができない方がいらっしゃる。こういうことになるんじゃないかと思えます。またそれを行政の方も十分に理解はされているのかなと理解はしました。そうであるならば、この住民サービスの平等性という観点から考えた場合、やはり一部地域の方には聞こえるが、一部地域の方には利用ができない。これは、若干疑問が残る。そういうふうに私は思っております。確かに先ほど申しました携帯、スマホ、テレビまたは

ホームページ等々でいろんな情報は得ることができます。しかし、例えば地震等の災害が発生し、指定されている避難所に避難した場合、そこでいろんな情報を得ようとする。そのときに、これはちょっと戸別受信機の話から離れるかもしれませんが、携帯等で情報を得ようとしたときに、今たぶんおそらく、宇城市の自治体のその避難所において、無料のWi-Fi等が整備されている施設はないんじゃないかなと私は思っております。今の携帯の様々な情報、気象情報等々、非常にデータが大きくなっていて、やはりWi-Fiの環境、こういったものがないとすぐにデータ量がいっぱいになってしまっただけで使えなくなってしまう。こういったことも今この宇城市では現状あるのではないかと思っております。そういった意味でも、これはちょっと事例が離れましたけれども、防災、そういった観点から、この非常時の情報伝達または防災行政無線は日常時は一般の行政情報も放送している、こういった運用もされておりますので、是非とも広く市民の皆様が受け取れる環境整備をしていただきたいと思っております。

確かに戸別受信機が高価であるのも認識しております。また、それに代わるもっと安価で低廉な市民の皆様を提供できるサービスがないか、これを実際の方が検討、検証研究されているのも十分承知の上です。しかし、今使えなければ、今災害が来たときにどうするのか、こういったことも考えてなるべく早い明確な運用方針を出していただけたらと思っております。戸別受信機に限りましては、例えば希望者には一部自己負担をいただいてでも設置してあげますと、設置できますよと、このような運用もあるのではないかなと考えてもおります。

今回、防災行政無線についての質問も終わろうと思います。今回、学童スポーツクラブ、松合小学校の統廃合の問題、またこの防災行政無線について質問を進めてまいりました。一貫して私の心の中に残るのは、もうちょっと地域の方というか保護者といいますか、その利用者についてももうちょっと寄り添う姿勢がほしいなど。そういうふうはこの質問について心の中にとめているところではあります。学童スポーツクラブも、もうちょっと保護者の方に早くから寄り添っていただければ、これは子どもたちの問題なので、保護者の皆さんは協力は惜しみません。ただその協力のやり方が分からなかった、どうやって進めていくのかが分からなかった、そういうことではないかなと思います。もっと早く教育委員会の皆様、そこに手を差し伸べていただいていたならば、こんなに混乱はしなかったと思います。

松合小学校については、地域の声を聞きながら、多面的な取組でこの判断をなされていくこういった答弁がありましたので、一定程度理解はしておりますが、今後人口減少が続く地域においては、やはりこの学校コミュニティというのは核となり得るべき存在だと思っております。実際、今小学校、中学校におきましてはスクー

ルコミュニティ、こういった団体もつくって地域の核となるべく、地域の活性化のために一役を担うそういった場面も用意されておりますので、是非とも積極的に継続的な関わりを今後もお願いして、またできれば是非学童スポーツクラブにおいては、教育委員会が責任を持っていただき、こういった指針を出されることを期待して質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（長谷誠一君） これで、原田祐作君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

5番、坂下勲君の発言を許します。

○5番（坂下 勲君） おはようございます。5番、彩里、坂下勲です。ただいま議長のお許しを頂き、通告に従い、防災体制、小学校部活動の社会体育移行、農業振興について質問させていただきます。先週、9月6日の平成30年北海道胆振東部地震、9月4日台風21号、気象庁が命名した平成30年7月豪雨によりお亡くなりになられた方の御冥福をお祈り申し上げ、御遺族の皆様に謹んでお悔やみ申し上げます。また、被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧復興を心よりお祈り申し上げます。

遅くなりましたけど、平成28年4月の熊本地震では、震度6強を含む強い揺れに襲われ、自然の驚異を様々に見せつけられ、また追い討ちをかけるように6月の集中豪雨が発生し、守田市長をはじめ職員の皆様におかれましては、不眠不休の体制で災害対応にあたられ、また今日まで復旧復興のため日夜業務に精励されておられますことに対し、一市民として厚く御礼を申し上げます。

さて、我がまち我がふるさと宇城市は、不知火海有明海によって生まれる海の幸と九州山地がおりなす緑豊かな自然の中にあり、四季折々に彩りに富む魅力あふれるまちでありますので、住んでよかった、安全安心して住み続けられるまちでなければならないと思います。平成30年度守田市長の施政方針では、本市が目指す将来都市像「ちよūdい！住みやすさを実感できるまち、宇城」の実現に向けたまちづくりとして、復興する、育てる、住み続ける、持続する、選ばれる、活躍するの各まちづくりの施策分野について、市長をはじめ職員の皆様が全力で取り組んでおられますことに衷心より敬意を表する次第です。また、執行部とともに市民が安全で安心して暮らせるまちづくりのために、私も全力で頑張っていきますので、よ

ろしくお願いいたします。

まず初めに、熊本地震後の宇城市における危機管理体制の構築について質問します。さて、宇城市における過去の災害を振り返りますと、「島原大変肥後迷惑」の言葉がありますように、1792年の眉山の崩落により宇土半島で1,266人の死者が出ており、三角町大田尾地区には、寛政の津波供養碑が建立されています。昭和46年7月21日、小川町で未曾有の集中豪雨で死者6人、昭和47年2年連続の集中豪雨で大野川の氾濫、平成3年9月27日の台風19号、平成11年9月24日の台風18号による松合高潮災害による死者12人、記憶に新しい平成28年4月の熊本地震では、幸いにも死者ゼロ、重傷者48人、軽傷者95人、関連死は12人、さらに6月20日の集中豪雨では松橋町の136ミをはじめ、各町でも大雨が降り甚大な被害が発生し、皆様もまだ記憶に新しいのではないのでしょうか。また、宇城市においては、益城町木山付近から芦北を経て、八代海南部に至る日奈久断層と阿蘇外輪山の西側斜面から宇土半島の先端に至る布田川断層が走っております。また、7月12日に国土地理院の発表によりますと、松橋町久具から松橋町両仲間周辺にかけて、ほぼ南北に延びる約3キロメートルの両仲間断層、豊野町糸石周辺から美里町中小路にかけ、ほぼ東西に走り延べ延長約3キロメートルの糸石断層が新たに確認されており、今後地震、風水害などの災害が予想されます。今後各種災害に対応できるように、地域防災計画の見直し、平成28年熊本地震の対応に係る検証などが行われておりますので、熊本地震後の宇城市における危機管理体制の構築は、喫緊の課題としてとられるべきかと思っておりますがどうですか。

この後の質問は、質問席にて行います。

○市長（守田憲史君） 熊本地震後の市の危機管理体制については、まず組織の再編を行いました。昨年度までは「危機管理課」で防災・消防係と交通防犯係の2係としていましたが、本年度からは「防災消防課」として防災及び消防分野に特化した組織としました。

本年3月には、「平成28年熊本地震」の対応に係る検証報告書を作成しましたが、熊本地震における市の各種災害対応の状況を整理し、問題・課題を明らかにすることで、今後の行動計画への反映や再度被災時に参考として活用されることを目的としています。この中で、災害対応の関係部署における問題点や改善すべき点を取りまとめていますが、初動体制、受援、避難所運営などの課題について引き続き検証を行っているところです。また、大規模災害時に自治体機能を維持するBCP（業務継続計画）は本年度中に策定できるように、現在、関係部署と作業を進めています。

地域防災計画については、熊本地震を受け、記載のない事項や内容の充実が必要

な事項等の課題に対応するため、また、これから先の将来における防災・減災対策について必要な事項を盛り込むなど、大幅な見直しを行いました。

災害対応では、夜間または早朝に大雨や台風の接近が予想される場合、予防的避難の目的で自主避難所を早めに開設しており、避難者へ早期避難を促しています。

施設整備においては、地域防災の拠点と位置付ける「防災拠点センター」「防災備蓄倉庫」を各地区に整備を進めていますが、本年度中には5つの地区に防災備蓄倉庫が建設されます。

今後、災害時に適切かつ迅速な対応が実施できるよう、また住民のニーズに応えられるような危機管理体制の構築を図りたいと考えています。

○5番（坂下 勲君） 今後は南海トラフなどの地震、さらに管内の4つの活断層が存在し安心できない状況です。また線状降水帯による集中豪雨、大型台風、土砂災害など各種災害が予想されます。物理学者で随筆家の寺田寅彦氏の言葉に、「災害は忘れた頃にやってくる」とありますが、現在では「災害は忘れない頃にやってくる」という言葉が的確だろうと思います。また、地球温暖化による気候変動が激化し、「数十年に1度の大雨」という言葉があたり前のように聞かれるようになりました。いつ何どき災害は発生するか分かりません。日頃からいかなる災害にも対応できるように準備をしておかなければなりません。今後とも住民の安全安心のためにさらなる危機管理体制の充実強化を住民は期待しております。「絵に描いた餅」とならないよう、是非推進していただきたいと思います。

次に、2番目の自主防災組織の現状と今後の取組について質問します。近年、集中豪雨や自然災害、火災や事故などにより、各地に大きな被害が発生し、多様化大規模傾向にあります。また、近い将来南海トラフ地震などの大規模な地震が予想されており、安全安心に関する市民の皆さんの声が高まっております。さて、平成7年1月17日の阪神淡路大震災のときに、生き埋めになったり閉じ込められた人が救助されたのは、おおよそ9割の方が自力、家庭による自助、近所の人などの助け合いによる共助で助かっています。普段からの近隣や地域社会とのつながり、結びつきが極めて重要であることが再認識されました。また、大規模な災害になればなるほど、消防、警察、自衛隊をはじめとした公的機関などによる救助、公助には限界があります。このため災害から命を守るためには、自助、共助が極めて大事になります。自主防災組織は、自分たちの地域は自分たちで守るという自覚、連帯感に基づき自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し軽減するための活動を行う組織です。災害対応の最も基本となる法律である災害対策基本法においては、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」として、市町村がその充実に努めなければならないと規定されています。宇城市では、平成19年1月より結成

されております市における自主防災組織を、もっと活用するべきかと思っておりますがいかがですか。

○総務部長（成松英隆君） 本市の自主防災組織は、平成30年4月1日現在で125の組織が結成されております。組織率としましては73.3%となっておりますが、県平均の84.6%を目指し、組織率を今後とも引き上げていきたいと考えております。先ほども御案内がありましたが、大規模災害時には、市や消防、警察等による支援、救出、救護と行ったいわゆる「公助」が期待できない場合も出てきます。「共助」の仕組みの構築、すなわち「自主防災組織」の重要性は明らかであり、地域の防災力の強化を図る必要があると考えているところでございます。

自主防災組織における平時の活動としまして、防災マップの作成、防災訓練、被害情報の収集、避難所の運営訓練、要配慮者の支援などがございます。自主防災組織の機能を十分に発揮させるためには、組織的に活動を行い、自主防災に対する意識の向上が重要であり、現在は市の総合防災訓練への参加や自主防災組織を対象にした講習会等を実施するなど、今後とも支援や連携を図っていきたいと考えております。

○5番（坂下 勲君） 市内176の行政区があり、自主防災組織設立は125結成で73.3%の設置率で、県は84.6%です。全行政区に設置が必要かと思えます。また熊本地震では、地元公民館を避難所として解放し、指定避難所を自主で運営した自主防災組織も幾つかあると聞き及んでおります。実際、熊本地震のような大災害が発生すると市が指定している避難所に収容できるか心配です。今後、地元の公民館、福祉施設などを、自主防災組織で自主運営できるよう活用すべきではないかお尋ねします。

○総務部長（成松英隆君） 一昨年の熊本地震の折には、市内におきましては地区公民館を避難所としまして開放して、自主防災組織等で運営された地区もございます。同様に市の指定避難所を自主防災組織が自主的に運営されたケースもございます。市の地域防災計画でも災害初期以降は、避難所運営をボランティア、自主防災組織等の協力を得て自主運営の形態で行うと記載しております。平時から防災に対する啓発や訓練がますます重要になってきます。自主防災組織による指定避難所及び地区公民館の自主運営についても、平時の訓練を実施することにより、地域の安全安心が高められると考えておりますので、今後とも啓発を推進していきたいと思っております。

○5番（坂下 勲君） さて、西日本豪雨災害でも多くの犠牲者が出ており、なぜ災害時に避難が遅れるのか、自分の前に危険が迫ってくるまでその危険を認めようとしない人間の心理傾向、危険を無視する心理、異常を認知しても正常と解釈しようとする

するなど、自分にとって都合の悪い状況を見たり、過小評価する心理を「正常化の偏見」または「正常性バイアス」と言われております。

今ここで震度7の地震に遭遇したら、1分後、10分後、1時間後どうするか皆さん考えてください。1分後はまだ揺れているから身の安全を守る。10分後は建物の外に出て身の安全を守っている。1時間後は瓦れきなどの下の人を助け出しているといった答えが返ってくると思います。そのとき自分は死んでいると誰1人としていないと思います。このように、人間には自分が死ぬことを考えることはできないという特性があります。

ところで、「釜石の奇跡」という言葉を聞かれたことがあると思います。平成23年3月の東日本大震災で岩手県釜石市内の児童生徒が助かり、「釜石の奇跡」と呼ばれ大きな反響を呼びました。釜石東中学校と鶴住居小学校の児童生徒570人は、地震発生と同時に全員が迅速に避難し、押し寄せる津波から生き延びることができました。釜石市は津波犠牲者ゼロを目指し、2004年から市内の14小中学校全てに防災教育を導入し、児童生徒の防災意識改革に取り組んでいました。防災教育によって「正常化の偏見」を克服した例です。

日頃から自主防災組織が取り組む活動としては、防災知識の普及、地域の災害危険箇所の把握、防災訓練の実施、火気使用設備器具の点検、防災資機材の整備など、また情報収集、伝達、出火防止、初期消火、住民の避難誘導、負傷者の救出、救援、給食、給水などの活動が挙げられます。しかし、大規模災害の発生時には、周辺地域など広域範囲で被害が発生することが予想されるため、身近な地域での防災活動に加え、近隣の自主防災組織と連携し、普段から災害時相互に協力し合える体制を築いておく必要があると思います。また、こうした連携を図るための組織として、自主防災組織連絡協議会の設置が是非必要と思いますが、設置できるかできないか、できるのであればいつ設置できるかお尋ねします。

○総務部長（成松英隆君） 先の熊本地震におきましては、自主防災組織の言葉の中に「組織としてなかなか思うように活動できなかった」という声を聞いております。また、「今後どのような訓練をすればいいのか」あるいは「自分の地域の危険性が分からない」などと同じような悩みを抱えられております。

そこで、まず本年度中に自主防災組織間の意見交換の場として、また近隣自主防災組織との連絡体制を構築する目的で「自主防災組織連絡会議」を開催したいと考えております。この会議が軌道に乗り次第、御提案の「自主防災組織連絡協議会」へ移行できればと考えております。

○5番（坂下 勲君） 近隣の自主防災組織と連携し、普段から災害時相互に協力し合える連絡協議会を設置し、体制を築いておく必要があると思います。

では、次の3番目の地域防災リーダーを育てる質問に移ります。最近地域の防災リーダーとして防災士の資格を取得する人が多くなっており、7月末現在で、全国に15万2,675人、熊本県に1,940人、宇城市に42人の防災士が認定されております。

防災士とは、自助、共助、協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動を期待され、そのための十分な意識と一定の知識、技能を修得したことを、日本防災士機構が認証した人です。さて、防災士の基本理念は、自助、自分の命は自分で守る。共助、地域・職場で助け合い、被害拡大を防ぐ。3番目に、協働、市民・企業・自治体・防災機関が協力して活動する。自助、共助、協働この3本の柱が基本となっています。防災士は自分が動き、周囲を動かすよう努めていきます。必要に応じて防災公園、災害図上訓練、避難所訓練などのリーダー役を果たすとともに、自主防災組織や消防団の活動にも積極的に参加するのが防災士です。

それではなぜ防災士が誕生したのか。1995年阪神淡路大震災は、それまでの災害対策に大きな転換期を迫るものでした。災害が発生した際、その災害の規模が大きければ大きいほど公的の支援の機能は減衰し、また災害の発生が公的機関の執務期間中なのか否かによって、初動の対応は全く変わってきます。消防、警察などの機関は24時間即応の対応をしていますが、基本的には当務の職員が対応しており、非番などの職員はいない。さらに応急対応にあたる行政職員及びその家族も被災し、被災地ではライフラインの途絶はもちろん、日常あらゆるシステムが崩壊します。阪神淡路大震災では、地震直後に164,000人が瓦礫の下敷きになり、約8割の人が自力で脱出できたが、約35,000人が生き埋めになりました。この要救出者のうち、近隣の住民が救出したのは27,000人です。その8割が生存し、消防、警察、自衛隊が救出した8,000人のうち半数が亡くなっています。災害発生から24時間以内の救出は、特に生存率が高く、家庭や近隣の人たちが力を合わせて多くの命を救いました。大きな災害であればあるほど、国や地方公共団体の救助、救援がすぐに期待できず、地域の総合的な力により災害に備えることが必要であることが明らかになりました。行政機関に頼りきるのではなく、災害を自分のことと考え、地域に即した自助・共助が不可欠であることが明らかになった今、住民一人ひとりが、自分の命は自分で守る、地域は地域の人たちが守る、職場は職場の人たちで守ることを徹底していかなければなりません。そのためにも、行政依存体質から脱却し、住民による地域防災リーダーを育成するために、防災士取得が不可欠と考えられます。自主防災組織に最低1人は配置するように、防災士取得に対する助成制度を設置してはどうかお尋ねします。

○総務部長（成松英隆君） 地域の防災リーダーというものは、自主防災組織などの活

動を効果的に実践するために必要な調整や誘導などを行い、地域の自主防災活動の中心となる人物で、自治会が実施する防災訓練や防災啓発等の企画・運営などの活動を行いますが、特に災害時は非常に重要な存在になると考えられます。

自主防災リーダーの育成につきましては、防災士の資格取得のため、熊本県主催の「火の国ぼうさい塾」が年2回開催されております。本年9月、本市では自主防災組織の中から3人の方が受講されます。受講資格は、県内に在住し、自主防災組織等で活動されている方や地域に貢献したいと考えている方で、日本防災士機構の防災士資格取得を目指す方となっております。受講料は無料となっておりますが一部個人負担が出てくるものでございます。

一方で、「日本防災士機構」で資格を取得される方は、講座の受講料など資格取得まで大体61,000円程度の費用が掛かるようになっております。ただし、警察官・消防吏員・分団長以上の職歴のある消防団員につきましては特例がございまして、研修や試験は免除され、資格取得費を納付することで資格取得ができるようになっております。

県内14市の状況を見てみますと、3つの自治体で日本防災士機構の資格取得に対する助成制度がありますが、講座受講料、教本代金、登録料など助成内容及び金額はそれぞれ違っているところでございます。

今後、本市では自主防災組織については、「火の国ぼうさい塾」を活用し、また分団長以上の職歴の消防団員の資格取得に向けて消防団と協議を進めるとともに、自主防災組織等に対しましては、防災士の資格取得に関する周知・啓発をこれから行いまして、助成制度については、今後先進事例を研究しながら研究させていただきたいと考えております。

○5番（坂下 勲君） 県内では、合志市、水俣市、山鹿市の3つの市と大津町、多良木町、長洲町の3つの町が、全部または一部助成を行っております。熊本市は今年度と来年度まで、177か所ある全指定避難所に防災士を配置できる体制を整えるそうです。宇城市でも防災士養成講座を実施するか、「火の国ぼうさい塾」の年開催の回数を増やし、市町村推薦枠の人員を増やすよう県に強く要望してください。そして今後研修、研究するのであれば、来年度の予算編成にまだ間に合いますので、早急に助成制度の制定に尽力願います。

では、次の4番、BCP（業務継続計画）の作成について質問させていただきます。近い将来の発生が想定されている南海トラフ巨大地震、また宇城市を走っている布田川断層、日奈久断層、両仲間断層、糸石断層があり、30年以内に震度6弱の地震が県内でも発生し、熊本市ただし北区を除きます、宇土市、益城町、御船町、嘉島町などの一体と阿蘇の一部が26%以上の確率、また宇城市、八代市など広い

地域では2%から26%の確率で想定されております。いつ何どき地震が発生してもおかしくないのが現状です。また、阿蘇山、普賢岳の噴火、台風、竜巻、落雷、洪水、土砂崩れのような風水害、大規模災害、列車や飛行機や船舶事故の大きな事故が想定されます。また、新型インフルエンザによるパンデミックなど感染症についても自然災害の一種として位置付けし、災害が発生した場合、市長不在の明確な代行順位及び職員の参集体制をはじめ、重要6要素を定めておき優先的に実施すべき非常時優先業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保などがあらかじめ定める計画、ビジネスコンティニューティープラン（BCP）の作成が急務と考えられます。第2回の定例会でも質問があり、作成中とのことであります。災害はいつ何どき発生するか分かりません。明日発生するか分かりません。大規模災害などにおいて実施すべき業務を非常時優先業務として選定し、それらの開始目標時間を定め、業務を円滑、適切に実施するためにも手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化などの必要な措置を講じることにより、災害が発生した場合でも適切な業務執行を行うことを目的とした計画ですので、作成が不可欠と思われまますがいかがですか。

○総務部長（成松英隆君） BCPいわゆる業務継続計画は、大規模災害時に行政自らも被災し、人・物・情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保をあらかじめ定める計画でございます。その策定にあたって、必ず定めるべき重要な要素としまして、次の重要6要素がございます。

1つが、組織の長が不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制。2つ目が、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定。3つ目が、電気、水、食料等の確保。4つ目が、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保。5つ目が、重要な行政データのバックアップ。6つ目が、非常時優先業務の整理となっております。

本市では、「業務継続計画」を作成中ですが、地域防災計画等において、①の首長不在時の代行者等、②の代替庁舎の特定、③の多様な通信手段の3要素は既に規定・整備しております。あとの電気、水、食料等の確保については、現状の把握はできており、重要な行政データのバックアップ、非常時優先業務の整理につきましては、現在調査を行い関係部署とのヒアリングを行っている状況でございます。

このことから、市長からもありましたとおり、今年度中には「業務継続計画」を策定いたしますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○5番（坂下 勲君） 9月6日平成30年北海道胆振東部地震が発生しました。平成28年熊本地震で味わった恐怖を思い起こした市民も多いのではないのでしょうか。

6月の大阪府北部地震に7月の西日本豪雨と、わずか3か月の間に立て続けに巨大な自然災害が発生しています。いっどこで起きてても全く不思議ではないこと、改めて思い知らされました。災害はいつ何どき発生するか分かりません。一日でも早い作成をするべきと思います。

では、次の5番目、地区防災計画について質問します。従来市町村では地域防災計画があります、これに基づき防災活動が実施されてきました。平成7年1月に発生した阪神淡路大震災が契機となり、地域の絆や大切さ、地域における自発的な自助・共助による防災活動の重要性が認識されることとなり、そして平成23年3月に発生した東日本大震災などを経て、自助・共助及び公助がうまくかみ合わないと大規模広域災害後の災害対策がうまく働かなかったことが強く認識されました。その教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法では、自助及び共助に関する規定が追加され、その際、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村の一定の地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が、平成26年4月1日に施行され、新たに創設されました。阪神淡路大震災と東日本大震災という2つの大震災は、防災における地域コミュニティの重要性を痛感しました。地域コミュニティが災害に強くなれば、また地域コミュニティが防災に取り組まなければ、自らの命を守ることも自らの地域を守ることもできないと思います。

そこで問われるのは、いかにして地域コミュニティの防災力を向上させるか、いかにして地域密着型の防災の展開を図るかということです。さて、この地区防災計画では体制の構築、対応の練達、環境の改善、知恵の伝承、人材の育成といった地域コミュニティならではの課題の具体化が求められる。その具体化にあっては、地域の実情に即して考えるという密着性、何よりも自発的に取り組むという率先性、みんなで力を合わせて展開するという連帯性、日常のコミュニティ活動として展開するという日常性などが要求され、地域の特性を反映しつつ、地域の強みをいかした手づくりの防災計画が必要だと思いますがいかがですか。

○総務部長（成松英隆君） 防災計画は、国レベルの「防災基本計画」と都道府県及び市町村レベルの「地域防災計画」を定めまして、それぞれのレベルで防災活動を実施しております。坂下議員御案内のとおり、東日本大震災において、自助、共助及び公助がうまくかみ合わないと、大規模災害後の災害対策がうまく働かないことが認識されております。その教訓を踏まえまして、平成25年の災害対策基本法では、自助及び共助に関する規定が追加されております。地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が新たに創設され、平成26年

4月1日に施行されました。

本市におきましては、平成22年度以降の自主防災会の結成届には、組織の規約とともに「地区防災計画」の作成がされております。125組織のうち98組織、約78%が作成済みとなっております。この地区防災計画は、平時や災害時に想定される防災活動が整理されておまして、班編成と役割などを計画に盛り込んでございます。

今後も自主防災会の結成を推進するとともに、未策定の組織には「地区防災計画」の策定に向けて、啓発を行っていきたくと考えております。

○5番（坂下 勲君） 災害時の最適な判断、行動を支えるビジョンづくり、災害時に最適な判断、行動ができる人づくり、災害時の連携、支え合いのできる地域づくりを目指して、地区防災計画の策定に向けて引き続き啓発を行ってください。

続きまして、6番目の災害時における「特設公衆電話」設置について質問します。平成23年の東日本大震災を教訓にNTTが進めている「特設公衆電話」があります。県内では2016年4月の熊本地震前に、南阿蘇村など3市町村がNTTと協定を結んで回線を準備していたと聞き及んでいます。甚大な被害が出た南阿蘇村では、携帯電話を持たない高齢の避難者も多く、安否確認などに利用する人たちが目立った。職員の連絡手段としても役立ったなど、当時の担当者は振り返っています。方法としては事前に回線だけ引いておき、自治体が避難所を開設する際に、電話機をつなぎ、発信専用で利用は無料、停電時でも使えるのが特長です。配線工事はNTTが担当、屋内配線や電話機などの新設費用は自治体側の負担となります。今後各種災害が発生した場合の重要な通信手段となり、住民の安心感にもつながると思います。通信規制なし、停電オッケーなど避難所の安全安心のためいかがなものかお尋ねします。

○総務部長（成松英隆君） 御案内の特設公衆電話は、災害発生時の避難施設等で早期通信手段の確保のため、無料で利用できることとなっております。これは、自治体がNTTへ設置の要請を行いまして、避難所等に事前に回線を構築し、避難所が開設された際には、施設管理者により電話機が設置され、停電時も利用可能となります。

「災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定」につきましては、平成30年5月現在で、県内では18の自治体が締結を済ませております。また14の自治体では、設置の現場調査も済んでいるということでございます。本市においては現在避難所に設置はしておりませんが、防災拠点センターの整備に併せまして、各施設に2台を設置する計画としているところでございます。併せて、現在、指定避難所となっている施設についても、今後の検討課題であると認識しております。

○5番（坂下 勲君） 携帯電話などの普及で必要はないと思われませんが、高齢者が携帯電話を持たない、携帯電話、メールが使えない、充電ができないなどの最悪の状況を考えるべきかと思います。先ほど市長の答弁の中に住民のニーズに応えられるよう危機管理体制の構築を図りたいと述べておられます。防災拠点センターには、各施設に2台を設置する計画となっております。必要だから設置すると私は解釈します。早急に現在の指定避難場所に設置するべきだと思います。是非設置をしてください。

次に、小学校部活動の社会体育移行に向けた今後の課題について質問します。まず初めに、毎回社会体育移行の質問があり、6月の第2回定例会では、5人の議員の皆様が質問されております。なぜ今回また質問するかですけれども、不知火町総合型スポーツクラブは、平成20年3月に発足し今年で11年目になります。将来小学校の社会体育移行を見据え、受け皿として総合型スポーツクラブを設立した経緯があります。私も指導員として活動しております。当初、教育委員会から総合型スポーツクラブに受け皿としての役割が求められ、論議してまいりました。しかし、保護者主体の学童スポーツクラブを基本に活動する方向で進んでいますので、総合型スポーツクラブとしての協力体制もなかなか難しい状況です。児童の体力低下防止、非行防止、保護者の経費負担減などのためにも今回質問させていただきます。平成28年4月1日、宇城市社会体育移行検討委員会が設置され、児童の生涯にわたる健全な心と身体を培い、誰もが参加できるスポーツ環境を保全し、確保し、家庭環境で運動したくてもできない子どもをつくらない考えの下、保護者主体で学童スポーツクラブを基本的な考えとして、平成31年度以降に向けて検討、協議されていると思います。

さて、社会体育移行まで1年を切り、教育委員会としても最終段階に行っているものと考えます。また、人事異動により担当者も代わり、保護者、総合型地域スポーツクラブとの調整で苦労されているようですが、少子化に伴うチーム編成の困難、保護者や児童のニーズの多様化、指導者不足など現状は多くの課題が山積みしておりますが、あと約半年になり残された時間は限られています。現在の社会体育移行に伴う課題についてお尋ねします。

○教育部長（蛇島浩治君） 当初から指導者確保が一番の課題であり、そのため教育委員会では、宇城市体育協会、スポーツ推進委員、退職校長会などへ説明を行ったり、嘱託員会議に説明し、地域への募集の回覧をしたりと指導者確保のための対策を行ってきました。同時に、保護者の皆さんにも、学校とともに地域から指導者を探されている状況です。

そのようなことで、本年度は2か月に1回のペースで進捗管理を行っていくとい

うことで、6月に「三角地区」「不知火・松橋地区」「小川・豊野地区」の3地区に分けて、保護者説明会を実施しました。8月末にも同じように3地区に分けて、保護者説明会を実施しました。

前回までの現状調査の結果は、指導者の確保が8クラブ、指導者はいるがまだ未定が5クラブでした。今回の結果は、「学童スポーツクラブへの移行を予定している」が19クラブあり、そのうち12クラブが「指導者の確保ができた」、7クラブが「指導者の確保ができていない」という状況であり、ほかに「保護者主体で新規にクラブチームを立ち上げる」が2クラブという状況でありました

○5番（坂下 勲君） 8月末現在で、部活動の社会体育移行への現状調査では、宇城市全体で38の部活動がありますが、学童スポーツクラブへ移行する部活は19の部活が決定しております。そして、学童スポーツクラブに移行するクラブでも、指導者が確保できている部活が12の部活、指導者が確保できていない7の部活があります。また、指導者がいないので、学童スポーツクラブへ移行できないなど、指導者の確保が一番の問題ではないでしょうか。児童の生涯にわたる健全な心と身体を培い、誰もが参加できるスポーツ環境を確保するためにも、いま一度、教育委員会をはじめ、学校保護者、退職校長会それに体育協会、スポーツ推進委員、総合型スポーツクラブなどの各種団体が連携を密にし、指導者の派遣などの協力体制などを構築しなければならないと思います。

指導者不足を解消するために、1つの方法として市の職員です。職員の中には素晴らしい選手、素晴らしい指導者が数多くおられます。職場の体制や同僚の理解が得られるなら、指導者として派遣ができないものかお尋ねします。

○総務部長（成松英隆君） 指導者として派遣できないかということでお答えしたいと思います。まず初めに、勤務時間というものの運用について説明いたしたいと思います。職員には、地方公務員法の規定によりまして、勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用いる必要があるということが定められております。このことから職務に専念する義務という規定がございます。本市では条例で職務の専念義務の免除の規定をしております。内容は、研修等の受講、消防団員としての活動、健康診断あるいは審議会等に従事する場合に限られております。このことは個人の意向が尊重される規定ではございません。しかしながら、部活動に限って申しますと、部活動の指導者にその活動が地域貢献の1つであることを考慮してありまして、中体連と公認の大会への審判員としての派遣または指導者として同行する場合のみ、必要最小限の期間を免除して運用しているところでございます。先ほど申しました職務に専念する義務の免除の運用については、条文の趣旨あるいは「公務優先の原則」に照らしまして、みだりにその範囲を拡大することがないように注意

する必要があると考えております。

一方で、これまで部活動の時間帯に職員を指導者として参加させるには、一部の企業が導入しております働き方を自由に設定できる「フレックスタイム制」というものがございます。県内14市では、熊本市と荒尾市のみがこちらを運用されておりますが、両市とも時差出勤としてずらした時間帯に、会議などもともと業務が予定されている場合のみ利用を許可している状況にございまして、個人のライフスタイルに合わせるところまでは、現在のところ至っておりません。

この時差出勤につきましても、公務優先の原則あるいは時間外勤務がある部署への配置転換等の考慮が必要となる、多数の職員が同時に希望する場合の開庁時間内の職員不足等の対応、また出勤退勤時間の確認・管理など、制度を確立されるには、まだ慎重な協議が必要となってくるところでございます。

○5番（坂下 勲君） 是非、慎重な協議を行ってください。

さて、宇城市全体で38の部活がありますが、今回の調査では学童スポーツクラブへ移行する部活は19の部活が決定し、保護者主体で新たに2つのチームが発足、17の部活がなくなり、その子どもたちは放課後どうするのか。スポーツ活動をしていない子どもたちは、学校が終わったら放課後何をして時間を過ごすのか不安でありませぬ。17の部活がなくなりその部活に加入していた児童は、かなりの人数になると思います。市教育委員会の基本的な考え方として、誰もが参加できるスポーツ環境を確保すると打ち出しているが、学童スポーツクラブが発足できない理由また1つも立ち上がらない学校もあります。多くの児童がスポーツをできない環境になります。教育委員会としてどのような方策を考えておられるかお尋ねします。

○教育部長（蛇島浩治君） 答弁の前にお断りをさせていただきます。ただいま坂下議員から38部活と話されました。これまで37部活とのことで、質問や答弁の中でさせていただいたところでございますけれども、8月の調査の際、これまでである小学校で男女のハンドボール部が1つの部ということで報告をされていたところでございますが、今回男女分けて報告をされました関係で、調査票の部活が1つ増えた状況になったところでございます。今後は38部活ということで、部活の数をさせていただきますと思います。

それでは、答弁をさせていただきます。もしも、社会体育へ移行ができなかった場合は、年内をめどに保護者の意向を聞きながら、既存のクラブチームや不知火、松橋、小川にあります総合型地域スポーツクラブの紹介を行っていきたくと思っております。

総合型地域スポーツクラブが、部活動の受け皿となっただけであれば、運動をやりたい子どもたちは進んで参加するのではないかと思います。議員が話されます

ように、総合型地域スポーツクラブの果たす役割は大変大きなものと思っております。

○5番（坂下 勲君） 児童の体力低下防止、非行防止、保護者の負担軽減などのためにも、学童スポーツが発足していない、また学童スポーツクラブに入部していない児童を総合型スポーツクラブが受け皿となり、学校施設などを使用して週4日指導者を派遣し活動を実施しますので、教育委員会としても総合型スポーツクラブにどのような支援を考えておられるか。これは次回質問させていただきます。

そして、最後の質問ですけれども時間がありませんので、農業振興の中山間地域等直接支援制度については、次回質問させていただきます。

最後に、人の命が一番を基本にした防災・減災対策に取り組み、市民が自分の命は自分で守るという防災意識の醸成に努め、議員としての役割をしっかり把握し、行政と住民のパイプ役となればと思っております。今後ともよろしく願いまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（長谷誠一君） これで、坂下勲君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問は全部終了しました。これで一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時15分

再開 午後1時15分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

まず、教育部長から発言の申し出がっておりますので、これを許可します。

○教育部長（蛇島浩治君） 議長のお許しを頂き、修正の発言をさせていただきます。

午前の坂下議員の質問の答弁の際、小学校の部活動の数をこれまでの37部活から38部活に変更させていただきました。その理由としまして、8月の調査の際、これまでである小学校で男女ハンドボール部を1つとして報告されていたところが、今回男女分けて報告されましたので1つ増えたと申しましたが、申し訳ございません。男女のミニバスケットボール部の誤りでございました。大変申し訳ございません、修正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

-----○-----

日程第2 報告第9号 平成29年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について

日程第3 報告第10号 平成29年度三角町振興株式会社の経営状況の報告について

日程第4 報告第11号 平成29年度不知火温泉有限会社の経営状況の報告について

日程第5 報告第12号 平成29年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況の報告について

○議長（長谷誠一君） 日程第2、報告第9号平成29年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告についてから、日程第5、報告第12号平成29年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況の報告についてまでを議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。これで報告第9号から報告第12号までを終わります。

-----○-----

日程第6 承認第4号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第9号）

○議長（長谷誠一君） 日程第6、承認第4号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第9号）を議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第4号は、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第4号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、承認第4号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第9号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第4号は、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

-----○-----

日程第7 認定第1号 平成29年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（長谷誠一君） 日程第7、認定第1号平成29年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので、発言を許します。12番、五嶋映司君。

○12番（五嶋映司君） 12番、日本共産党の五嶋です。ただいま議題になっております認定第1号平成29年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について質疑をいたします。一般会計の冊子の最後の319ページ、翌年度繰越について。同ページの不用額についてと2つに分けて質疑を上げておりましたが、一緒に質疑をいたします。

まず継続費、この繰越額が3つに分かれております。継続費通次繰越と、明許繰越、事故繰越の3つの繰越の項があります。この3つの違いをまず説明していただきたいことが1つ。次にこの3つの繰越しを合わせると合計で87億6,500万円もあります。この額は当初予算349億5,734万円と比較すると、およそ25%にあたります。予算の4分の1も使い切れないということになりますが、その理由は何なのか。また、不用額を含めると不用額56億5,989万9千円うんぬんを含めると総額で114億2,564万円となり、実に当初予算にすると41.26%もの予算を使い切れなかったということになります。こんな予算の組み方は正常なのかどうかをまず御意見を伺いたい。ただし、この予算については、当初予算と比べましたが、途中で補正があります。補正を含めると平成29年度の予算総額は406億9,200万円程度、それに対して繰越額と不用額を合わせた額は、先ほど言ったように140億2,500万円というのがありますから、この段階をとってもその割合は35.45%およそ3分の1以上が使い切れないという状況です。これについての御説明。

もう1つは一緒に数字としては合計して挙げましたが、不用額の59億5,989万円は当初予算にすると17%にもなります。こんな不用額が出る予算の組み方はいかななものか。仮に震災前の平成27年度を見てみますと、平成27年度の予算額293億円で、不用額と明許繰越合わせたものが2億3,100万円程度で、比率をいうと7.8%ぐらいです。こういう状況からすると震災の後の予算の組み方の問題があるように思いますが、この辺をその兼ね合いも含めて御説明をいただきたいと思います。

もう1つ、款2総務費、項1総務管理費、目18社会保障税番号制度対策費、節19負担金補助599万6千円ほどの不足が生じております。積極的にこの税番号制度を進めておられますが、どうしてこういう状況、補助金が余る状況になったのかと同時に、この制度の普及状況をお知らせいただきたいと思います。款3民生費、

項2の障害者福祉費、目2障害者自立支援費、節20の扶助費が1億500万円ほど不用になっております。これは当初予算額の占める割合が5.85%です。ちなみに平成28年度も1億1,700万円ほどの不用額が出ておりますが、これも平成27年度平成26年度を見ても、平成27年度は2,100万円程度、平成26年度は1,800万円程度で金額としては非常に少ない。ところがこの2年間急速に増えて億を超える金額になっている。この辺の事情も御説明をいただきたいと思えます。

続いての質問は質問席から続けます。どうかよろしく申し上げます。

○総務部長（成松英隆君） まず逡次繰越とは、明許繰越とは、事故繰越とは何ぞやというお話の前に、会計年度独立の原則というのがございます。各会計年度、平成29年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないと地方自治法第208条で規定されております。これは予算というものはその年度内に執行すべきものであって、年度経過後の執行は原則として認めないとされているものです。しかし、効率的な運用を図ることを目的としまして、地方自治法上の3つの例外、その中に継続費、繰越明許費、債務負担行為が認められております。繰越制度を活用することによりまして経費の経済的、効率的な予算の執行が求められているということとなっております。

項目ごとに言います。まず継続費です。これはどういうものかといいますと、数年にわたって継続的に施行する必要がある場合において、その経費の総額及び年割額、年度ごとの金額についてあらかじめ一括して議会の議決を得た上で、通年度にわたってすることができる経費で、地方自治法の第212条に規定されております。本市では、近年では戸馳大橋の架替事業で平成28年度から平成30年度でこの継続費を議決いただいております。その中で、継続費の逡次繰越とは何かと申しますと、継続費の毎会計年度の年割額というのが決められておりまして、それに係る歳入歳出経費の金額のうち、その年度内に支出が終わらなかったものは、当該継続費の継続年度の終わりまで、すなわち使い切らなかった分は最後まで逡次に繰り越して使用することができるという規程でございまして、地方自治法施行令第145条に規定がございまして。

次に、繰越明許費です。こちらはよく使っておりますけれど、歳出予算の経費のうち、その性質上または予算成立後の事由に基づきまして、年度内に支出を終わらない見込みであるものについて、予算の定めるところにより翌年度に繰り越して使用することが認められている経費で、地方自治法の第213条になっております。この例としてしまして国の補正予算が付いたとします。例えば、2月に付きますと年度内に事業完了というものはほとんど見込めませんので、翌年度に繰り越す場合

などになっております。

最後に事故繰越です。避けがたい事故によって当該年度に支出が終わらない経費を翌年度に繰り越して使用できるもので、具体的には前年度から明許繰越を行ってさらに再繰越したのが事故繰越ということになりまして、補足的に申しますと熊本地震により甚大な被害が発生した被災地域、熊本県と大分県の一部でございますが、被災地の復興を着実に進めるために、また復興事業の円滑な執行に資するよう、東日本大震災と同様に熊本地震に伴う工事遅延のため翌年度に繰り越す必要がある事業の事故繰越に係る事務手続きについては特例措置が現在講じられておりまして、この事故繰越も財務省も一定程度認められているものと考えております。こちらが当初の明許費等の説明になります。

それでは、本文の方に入っていきたいと思っております。まず、翌年度の繰越額が例年と比べて多いんじゃないかということですが、歳入歳出決算 319 ページにおける翌年度繰越額の主な内容を繰越しの理由についてお答えいたします。翌年度へ繰り越す事業としましては、先ほど申しました継続費通次繰越額が 3 億 9,600 万円、繰越明許費が 53 億 5,426 万 2 千円、事故繰越が 30 億 1,548 万 2,715 円で、合計 87 億 6,574 万 4,715 円の繰越額となります。まず、通次繰越につきまして、これは先ほど申しましたとおり平成 28 年 12 月補正において継続費としての議決を得ております。これも先ほど申しました戸馳大橋の架替事業に係るものでございます。

次に、繰越明許費につきましては、熊本地震に伴う被災者支援復旧・復興事業が大きく影響した前年度の繰越明許費の繰越額 115 億 2,608 万 3 千円と比較すると半減しております。マイナス 61 億 7,182 万 1 千円となっております。熊本地震発生前である平成 25 年度から平成 27 年度における繰越額の平均約 16 億円からすると、まだまだ多い状況でございますが、その中でも大きな割合となっているものが災害公営住宅建設事業費の 28 億 4 千万円です。これは国の補正予算での予算措置によりまして昨年度の 2 月補正予算で予算対応を行ったもので、繰越明許費繰越額の 53% を占めています。その他主なものとしましては、被災農業者の事業完成や進捗の遅れが見られる被災農業者向け経営体育成支援事業補助金 1 億 9,265 万 1 千円、国の補正予算措置による都市防災総合推進事業補助金などを活用しました防災コミュニティ施設整備事業 3 億 1,500 万円、道路新設改良補助事業 4 億 7,385 万 9 千円、そして海底の軟弱地盤対策に不測の時間を要しました上部工を除く黒崎内潟線戸馳大橋架け替え事業の 1 億 9,128 万 6 千円となっております。いまだ熊本地震から復旧・復興関連事業の影響も大きく残っている状況となっております。なお、明許繰越費につきましては、昨年度の各補正予算におい

て議会の議決を得た上で本年6月の第2回定例会に報告、また御承認をいただいたところでございます。

最後に事故繰越です。避けがたい事故によって再度繰越しとなります。翌年度繰越額30億1,548万2,715円のうち、災害公営住宅建設事業が25億2,580万3,720円、被災農業者向け経営体育成支援事業2億5,257万8千円が主なものとなっており、継続的な執行、早期の事業完了が求められるものとなっております。

続きまして不用額、こちらの方多すぎるんじゃないかということでお答えしたいと思います。この平成29年度決算における一般会計全体の不用額の内訳につきましては、各部署、所管にまたがっております。かつ、複数の事業に及ぶこととなります。また決算分科会においても御審議いただくところなので、平成29年度不用額のうち大きな割合を占めているもの、また主な要因の概要につきましてここで説明させていただきたいと思います。なお、各部局の不用額状況につきましては、今議会において決算に関する附属資料としてお配りいたしておりますので、詳細な金額、不用額となった理由などについてはそちらで御確認いただければと思っております。

それでは、平成29年度一般会計、例年大きく上回る結果となった不用額59億5,989万9,087円の大きな要因となったものを申し上げますと、まず一番大きいものは、学校給食センター建設費における約24億円の不用額です。これは、国の平成29年度補正予算における補助採択の可能性があったため、平成30年の2月の第1回定例会で平成29年度予算として予算計上を行ったものですが、事業の早期執行の観点から補助事業不採択の場合でも、新年度早々から事業着手ができるよう同定例会で平成30年度予算としても計上して、いわゆるダブル計上してやったということでございます。結果としまして、平成29年度においては補助不採択となり建設費を中心に大きな不用額が出たところでございます。また、その他の要因としまして、熊本地震に伴う事業及び平成28年度から平成29年度に繰り越した事業の不用額です。例を挙げますと、災害救助費、款3民生費の明許繰越分で約6億円の不用額が出ております。事業内容としましては、被災者住宅応急修理支援や再建支援事業となります。また、款4衛生費の清掃総務費の現年度分で約6億円、明許繰越分で約3億円の不用額が生じております。事業内容は、損壊家屋解体撤去業務委託を含む災害廃棄物処理事業になります。いずれも事業の進捗、事業費の的確な把握が困難なものであります。特にその他の事業を含め、繰越事業については財源確保した上での繰越しとなりますので、確実な執行を行うためにはどうしても資材高騰などの支出の伸びを見込んだ予算措置が必要であると考えております。

また、繰越予算については現年度予算のように途中で不用額が見込められるからと
いても、補正予算で減額することができず、その結果として多くの不用額が生じ
る要因となっております。平成29年度における不用額は例年と比較しますと確か
に大きくなっておりませんが、歳出全体の規模自体大きくなっていることも要因の1
つではないかと考えております。ただいま申し上げました学校給食センターや熊本
地震の影響など、特殊な要因を除いた場合では、歳出予算に対する不用額の割合は、
例年程度のもの状況と考えておりますので、引き続き適正な予算の見積もり、計
画的かつ適正な予算執行を心掛けてまいりたいと思います。

○市民環境部長（園田敏行君） 款2総務費、項1総務管理費、目18社会保障税番号
制度対策費の補助金につきまして御説明申し上げます。決算書のページ数が104
から107ページになります。

この補助金につきましては、マイナンバー個人番号カードの作成、交付等に係る
経費に対するものでございます。毎年国の方、総務省からの予算内示見込等により
まして市で予算化をするもので、国庫補助金の社会保障税番号制度補助金として市
が受け入れ、全国の市町村から委任を受けてカード作成を行います地方公共団体情
報システム機構、通称ジェイリスと申します。そこに交付するものでございます。
市の業務内容としましては、市民の申請によりまして地方公共団体情報システム機
構が作成をし、最終的には市がマイナンバーカードの内容を精査の上、交付する役
目を担っております。既に宇城市におきましても、平成28年1月以降社会保障税
災害対策の手続き等で利用が始まっておりますが、8月末現在でのカードの申請率
は9.84%人数にしまして5,852人、交付率は8.57%人数にしまして5,0
94人という状況にあります。これまで広報うき、ホームページ、嘱託員会議等で
利用しまして、普及促進に努めているところでございます。平成29年度の交付金
の支出済額466万3,600円につきましては、平成28年度繰越事業費により
賄うことができましたため、現年度事業費599万6千円につきましては、今回不
用額として発生をしているところでございます。

不用額発生の要因としましては、国からの実績に基づきます事業費の確定が、年
度末以降に行われることによるものでございます。

○健康福祉部長（那須聡英君） 続いて決算書の135ページの中段になります。款3
民生費、項2障害者福祉費、目2障害者自立支援費、節20の不用額についてです
けれども、予算額17億9,394万8千円に対しまして支出済額16億8,890
万1,392円、不用額は1億504万6,608円となっております。

不用額の多い3事業について理由の説明を申し上げます。まず備考欄4段目の公
費負担診療報酬扶助です。更生医療・育成医療で、心臓手術や透析等の医療費を給

付するものでございます。毎月の支払額にばらつきがございまして、特に生活保護受給者が更生医療を利用した場合は、市が支払いを10割負担することになります。例えば生活保護受給者が心臓手術を行えば、600万円程度支払いが必要となります。生活保護受給者のみの支払額は平成28年度が6,100万円、平成29年度が3,800万円です。

次に5段目の障害福祉サービス等事業費につきましては、毎月の支払額に非常にばらつきがございまして、多い月で1億1,500万円、少ない月で1億円程度となっております。また、65歳以上の方の介護保険サービスの利用者の移行に伴う補填分のサービス料が読めないことが要因となっている状況でございます。

一番下段の児童発達支援事業につきましては、支援を必要とする児童の増加と事業所の増加により、支払額が年々増加していることもありまして、年間の支払額の推計が非常に難しくなっている状況です。

以上、3事業に共通することとしては、利用月の2か月後に支払請求があるため、半年分については前年の実績等からの伸び率で推計をする方法しかなく、補正予算で減額することは非常に困難な状況となり不用額が発生したものでございますが、今後については、極力発生しないよう適正な予算執行に努めてまいります。

○12番（五嶋映司君） どうもすみません、長きにわたってありがとうございます。

まずは、繰越額の件ですけれども、大体の内容は理解できましたが、ただその事故繰越にしても一番大きいのは明許繰越かな。明許繰越というのは、結局やろうと思ったけどできなかった、だから先におくった、だからこれが主要な原因が人にあるのか、それとも工事だけではないですけれども、工事関係大きいですよ、工事環境にあるのか。その辺がもし分かれば、例えば去年も115億円ぐらい繰越明許があったから、これは人が足りないんじゃないかということを知りました。確かに昨年は補正を164億円も組んでいますから、急に事件があってやらなきゃいかん工事があったから人が足りない、これは明白ですよ。この分についてはやむを得ないと思います。ただし、今年については去年の115億円あって、そしてまた今年も積み重ねたからもっと人が足りなかったのかどうか。だからその辺ではどうなのか、その辺の主要な原因がどこにあったのかというのを少しお考えがあったら伺いをしておきたいと思います。

不用額についてはおっしゃるように、給食センターのこれはやむを得ない。前にやろうと思ってできなくて、また新たにやらざるを得なかったからこれは不用額としてはやむを得ないですから約半分ぐらいは給食センターが占めると、59億円のうちね。それはいいんですけれども、あと解体費用の部分とか処理費用とかっていう部分も多少は分かりますけれども、ただ、この部分でこれだけあって今説明され

た部分ではどのくらいあるのかあれですけれども、例年が大体不用額が平成27年度で9億2,800万円ぐらいしかないわけですよ。だからこれに比べてもものすごく大きい、だから大体この程度不用額の大体7、8%ぐらいはやむを得ないかと思うんですけれども、どうもさっきおっしゃったあれでは例年レベルと、そういう災害部分を引くと例年レベルとおっしゃるが果たしてそうなのか、というような疑問があります。これは答弁はいいです、細かくいろいろやらないといけないと思います。だから後は是非その辺は、僕は建設経済ですから、建設経済が一番分かるところですから、その辺でこの部分は質問をしたいと思います。ですから、繰越明許の部分の原因が何なのかということをもっとお伺いしておきたいと思います。

次の税番号制、市民環境部の分野では、繰越しで仕事が済んじゃったって言って、鳴り物入りで進めている割には8.57%、実際にわたった分がね。申請は9.84%とおっしゃっているけれども、そのくらいしかない。宇城市もそれに伴ってその番号を使うことによって、コンビニで税納付を、これはなくてもできるんですかね、コンビニで税納付は。税番号制がないとできないのかちょっとその辺があれですけど、たぶんそういう制度に基づいてうちも税制をいろいろ考え、納付制度を考えている。私は、この制度に関しては諸手を挙げて賛成ではありませんが、思ったほど進まないこういう制度がどうなのか。今後どの程度見込まれているのか、市としてですね。その辺をもしよかったらお答えをいただきたい。

最後の民生費の部分は、細かい部分について説明をいただきました。実はこれも経年変化でずっと見てみるんですけど、今健康福祉部長がお答えになったように、予測が付かないという部分がそんなにあるのかなと。実は、同じような項目で毎年同じような金額を出していて、ところがこれも平成27年は2,800万円ぐらいしか不用額はないんですよ。ところがこれを平成28年平成29年に1億円とどんどん増えてきている。だから何でなのかなと。この例えば、日常生活用具給付事業とか社会参加促進事業とか青年後見人うんぬんとかずっとあるけども、大体毎回同じようなことだし、ただ今おっしゃったように公費負担診療報酬というのは突発な病気が出てきて手術のうんぬんとおっしゃるから、これは予測が付かないかもしれないけれども、障害者サービス事業とか他の事業は障がい者の傾向がなくもっと分かりやすいのかなという、だからこんなに大きな開きのある予算しか組めないのかなという疑問がありますけれども。これもここで余り議論してもしょうがないことかもしれないので、平成27年は2,800万円しかなかったのに、なんでこの平成28年、平成29年は1億円を超えたのか、その辺の感想だけを伺いたいと思います。

○総務部長（成松英隆君） 翌年度繰越額の質問ということで、大きな割合となってい

るものは、まず1つは災害公営住宅の28億4千万円です。あと国の補正予算措置によりまして、昨年度2月補正で予算対応を行ったもので、繰越明許額の53%を占めております。その他としまして先ほどから申しました被災農業者向け経営体育成支援事業補助金、こちらは五嶋議員おっしゃられるとおり、建設する事業者の方が足りないのかなと思っております。それと都市防災総合推進事業補助金、防災コミュニティ施設整備事業3億1,500万円こちらは補正予算ということで。それと道路改良にはいろいろな要因がありますので、そちらはまた所管の委員会の方で。戸馳大橋の1億9千万円は、軟弱地盤があったものですから、工法変更に不測の時間をとられたというものでございます。そういうものが大きな影響になっているものと思われまます。

○市民環境部長（園田敏行君） マイナンバーの件ですけど、昨年4月1日からコンビニ交付が始まりまして、昨年度の実績が大体400件程度コンビニ交付がこのマイナンバーカードを利用しましてできております。現時点での目標といたしますが、県の平均が大体10%程度ということでございますので、まずは県の平均に追いつくように、嘱託会等もろもろの場で終始普及を行っていきたいと思っております。

○健康福祉部長（那須聡英君） 先ほど申し上げましたけれども、障害福祉サービスの部門で月によって差が1千万円以上出る場合もありますので、なかなか読みづらいという部分がありますのと、介護保険にサービスが移ったというところでなかなか読みづらいという部分があります。それと児童発達支援事業については、平成27年から平成28年には1.6倍の伸びを見せました。そこで、平成29年もその辺を見込んでみましたところ、さほど伸びなかったというのが主な要因となっております。

○12番（五嶋映司君） 大体分かりましたけれども、ちょっと繰越明許のところの例えば災害公営住宅でこうなりましたというのはよく分かります。災害公営住宅がそのときに発注できなかった理由が、災害公営住宅はいわゆる一括買い取りですから、市の人手が足りなかったということじゃないですね。例えばほかの部分、人手が足りなくて今後この特殊な状況が終われば人手は十分なのか。だからその辺の原因はないのかどうかを確認して、何が増えたかというのは細かく見れば分かりますけれども、その原因が人的要因にあったのか、社会情勢にあったのか、その辺はどうなのかということを感じても結構です、お答えいただきたい。

○総務部長（成松英隆君） 災害公営住宅について申し上げますと、これは2月補正で予算が付きましたので、ちょっと先ほど説明しましたとおり、年度内というののはちょっと考えづらいのかなと思っております。

○12番（五嶋映司君） これで終わります。

○議長（長谷誠一君） これで認定第1号の質疑を終結します。

-----○-----

日程第8 認定第2号 平成29年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（長谷誠一君） 日程第8、認定第2号平成29年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので発言を許します。12番五嶋映司君の発言を許します。

○12番（五嶋映司君） 国保税の平成29年の国民健康保険歳入歳出決算について、503ページの歳入総括表によると国庫の支出金が当初予算に対して2億2千万円ほど増額になっています。実は当初予算からすると補正が随分されていますから、ほかの部分は減額となっている部分が多いんですが、結果として財政調整交付金部分だけが増額になっている状況です。国の国保に対する支援が今年度は3,700億円、去年は1,700億円なんかがありますが、この増えた原因が何なのか。その増額の理由を是非教えていただきたい。

○市民環境部長（園田敏行君） 先ほどの国民健康保険の決算502ページから503ページですけど、平成29年度国保会計決算の国庫支出金の増額について御説明を申し上げます。款3国庫支出金の増額の大きな要因としましては、項2国庫補助金の中の特別調整交付金3億8,939万3千円などが原因でございます。

中身につきましては、熊本地震によります半壊以上の被災者に係ります保険税の減免額、また一部負担金の免除額に対します財政支援が行われておりまして、その結果2億9,929万8千円が年度末に確定を受け、交付されたことによるものでございます。

○12番（五嶋映司君） 分かりました。これは支援金とは関係ないんですね。はい、分かりました。これで終わります。

○議長（長谷誠一君） これで認定第2号の質疑を終結します。

-----○-----

日程第9 認定第3号 平成29年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 認定第4号 平成29年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 認定第5号 平成29年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第6号 平成29年度宇城市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の

認定について

日程第 13 認定第 7 号 平成 29 年度宇城市水道事業会計決算の認定について

日程第 14 認定第 8 号 平成 29 年度宇城市下水道事業会計決算の認定について

日程第 15 認定第 9 号 平成 29 年度宇城市市民病院事業会計決算の認定について

○議長（長谷誠一君） 日程第 9、認定第 3 号平成 29 年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 15、認定第 9 号平成 29 年度宇城市市民病院事業会計決算の認定についてまでを議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

-----○-----

日程第 16 決算審査特別委員会の設置について

○議長（長谷誠一君） 日程第 16、決算審査特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。認定第 1 号平成 29 年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第 9 号平成 29 年度宇城市市民病院事業会計決算の認定についてまでについては、宇城市議会委員会条例第 6 条及び会議規則第 36 条第 1 項の規定に基づき、20 人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して地方自治法第 98 条の規定による議会の検査権を決算審査特別委員会に委任することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第 1 号から認定第 9 号までについては、20 人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して地方自治法第 98 条の規定による議会の検査権を決算審査特別委員会に委任することに決定しました。

ここで名簿を配布させますのでしばらくお待ち願います。

(名簿配布)

○議長（長谷誠一君） ただいま、決算審査特別委員会が設置されましたので、特別委員の選任については委員会条例第 8 条第 1 項の規定によって、お手元に配布いたしましたとおり、私議長並びに議会選出監査委員の 11 番園田幸雄君を除く 20 人を指名します。

-----○-----

日程第 17 議案第 54 号 宇城市長等の給与及び旅費に関する条例及び宇城市教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 18 議案第 55 号 宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 19 議案第 56 号 宇城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 20 議案第 57 号 宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 21 議案第 58 号 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 22 議案第 59 号 宇城市豊野町上巢林教育集会場及び教育公園条例の制定について

日程第 23 議案第 60 号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○議長（長谷誠一君） 日程第 17、議案第 54 号宇城市長等の給与及び旅費に関する条例及び宇城市教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 23、議案第 60 号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてまでを議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

-----○-----

日程第 24 議案第 61 号 平成 30 年度宇城市一般会計補正予算（第 2 号）

○議長（長谷誠一君） 日程第 24、議案第 61 号平成 30 年度宇城市一般会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので順番に発言を許します。

まず、20 番中山弘幸君の発言を許します。

○20 番（中山弘幸君） 20 番、中山でございます。ただいま議題になっております議案第 61 号につきまして 2 点をお尋ねいたします。

1 点目、款 6 商工費、項 1 商工費、目 4 観光費の中で、貸付金 350 万円につきまして、前日説明を受け内容は大体理解できましたけれども、現在の三角振興株式会社の経営状況を見たときに返済がちょっと心配されます。そこで、返済能力があるのか、また返済計画は提出されているのか。また返済できなかった場合、誰が責任をとるのかをお尋ねいたします。

次に 2 つ目、款 7 土木費、項 2 道路橋りょう費、目 2 道路維持費の中の工事費 2,400 万円の減額の理由についてお尋ねいたします。

再質疑は質問席から行います。

○副市長（浅井正文君） 三角振興株式会社の代表取締役を兼ねておりますのでお答え

いたします。前置きを少し簡潔にしてお答えをしたいと思います。

三角振興株式会社については、港の隆盛と深い関係があったと思っています。平成19年に三角島原フェリーがなくなってから営業も下降線をたどり、平成25年から平成28年度の4年間にわたり赤字経営が続いております。累積赤字が1,180万円ほどになりました。平成27年度からは、赤字部門だった宇城市フィッシャーマンズワープ「ラ・ガール」を指定管理のJAに出したところでした。委託をしました。平成29年度からは、龍驤館の使用料を徴収、大人200円子ども100円ということでした。観光推進における新たな業務ということでDMO関係にも受託をいたしました。経営改善にも努力をしております。しかしながら、平成28年度の熊本地震の影響などにもより収支状況は厳しさを増していき、平成28年度後半から運転資金が不足し支払いが滞る状況になりました。ですから平成30年度を迎えましたけれども、平成29年度に支払うべく未払費用、買掛金が判明したため、相手方にこれ以上支払いが滞ることはできない、迷惑を掛けてはいけない、当然のことです。市から借入れを行い支払いをするものであります。

御質問の返済能力はあるかということでお尋ねです。あります。返済計画は、まず1番目に人件費です。社員2人、パートが5人おります。人件費を店長から社員、そしてパートまで平均4万円ぐらいまで落とします、減額します。時期は9月の5日分、8月分からです。既に店長、社員、パートの皆さんには説明をしております。117万円、120万円弱は出てくるだろうと思っております。それと平成29年度平成30年度の観光推進業務の委託分ということで、先ほど言いましたDMOです。これが20万円程度出てくるんじゃないかと。

それと2番目です、赤字部門でありますムルドルハウスの運営を三角振興株式会社の直営から切り離して、プロポーザルで民間に貸付けを行います。新たに賃借料が出てまいります。それも財源の確保として考えています。50万円から60万円ほど出てくるんじゃないか。今条例改正も併せて提案をしております。

最後に3点目です。平成30年度で三角振興株式会社のムルドルハウスの運営は終わりますので、平成31年度はムルドルハウスの管理収入、総利益といいますけれども管理収入がなくなります。それと販売費とか管理費とかがなくなりますので、そこでプラスが出てくるのではないかと200万円程度は考えております。ですから平成29年度の実績に基づいて、今の試算をしているところです。

支払の方法です。三角振興株式会社の指定管理が終了するのが平成32年の3月です。ですから3回払いです。平成31年3月、9月、平成32年の3月ということで返済回数は3回を予定しております。元金均等半年償還で予定をしております。

返済することができなかつたとき誰が責任とるのということの質問だったかと思

いますが、あくまでも仮定の話ですけれども、倒産、閉鎖をしているわけではあり
ませんので、このことに関する直接の責任は、代表取締役私にあると思っております。
返済が滞ることが絶対ないように市の指導を受けながら、三セクとしては会計
状況、返済計画の進捗状況を確認しながら、運営、返済を進めてまいりたいと思っ
ております。

○**土木部長（成田正博君）** 補正予算書の27ページでございます。工事請負費2,4
00万円の減額についてでございますが、主な内容は、社会整備総合交付金の内示
額が2,000万円の減額となりました。その影響が2,000万円の減額というこ
とです。それと400万円の工事請負費が保障が発生しましたために、工事の保障
算定の方が先ということで、27ページの上段に設計業務委託料400万円挙がっ
ておりますけれども、こちらと組み替えている状況でございます。

○**20番（中山弘幸君）** 今の答弁は借入側の答弁だったと思っておりますけれども、貸す方
ですね、市側として1番の方です。今の答弁は借りる方の答弁だったと思いたすけ
れど、私は貸す側に質問しているわけですね。市執行部に対して今の段階で、今そ
の副市長から社長としての何回も説明ありましたがけれども、実際その文書として返
済計画書あたりは出されているのか。実質あと1年半ぐらいしかないわけですから、
その中で350万円の返済はできるのかということですから、その辺の返済計画書
は今現在で出されているのかということをお聞きしております。

それと、土木部に。私は道路維持費の説明でしたかね。あっ、そうですか。結局
詳細説明で説明ありましたが、金額の中身の説明は一切なかったわけですね。
だからいちいち聞かないといけないわけなんです。やっぱり金額の大きいものは
ちょっとした中身を説明してもらえれば、わざわざ聞かなくていいわけですから。
説明は総務部長がされたわけですけど。その辺のもう少し丁寧な説明をしていただ
ければ今後助かります。

○**経済部長（吉田裕次君）** 返済計画はちゃんと提出してあります。さっき副市長が話
されたとおり、平成31年度末まで3回支払うと。1回が確か116万6,000
円程度だったかと思っております。ちゃんと計画書出してあります。

○**20番（中山弘幸君）** 私も地元議員として未払金を滞るわけにはいけませんので、
それは借入の意味も分かりますので、その点返済計画書を出されているのであれば、
あと委員会等で議論されると思っておりますので。以上で質疑を終わります。

○**議長（長谷誠一君）** 次に、12番五嶋映司君の発言を許します。

○**12番（五嶋映司君）** 今の補正予算の歳入の部分です。10ページの款14国庫支
出金の項3国庫委託金、目1総務費国庫委託金1千万円が減額になっております。
まずは、シェアリングエコノミーといういろいろな幅があります。ちょっと先ほど

の説明では三角西港の、いわゆる東港も含めて交通網のうんぬんという話だったですけれども、これはもう動いているからねと思っていて、エコシェアリングがどういう、ここでやめたんですね1千万円ないから。これはどういうものを計画していて、なぜこういう減額になったのかということだけを説明いただければ。

○企画部長（岩清水伸二君） まず、シェアリングエコノミー事業はどんな事業かということですが、実は8月10日から三角港東港の広場の方で開始をしております。シェアサイクル、自転車ですね。それと超小型モビリティ、小型の電気自動車のことです。それからセグウェイ、これは日本語で訳しますと立ち乗り型の電動二輪車という訳仕方になるそうですけれども、この3つの事業を8月10日から開始しております。ただいま御質問にありましたように国からのモデル事業を活用する予定で1千万円を計上しておりましたけれども、国のモデル事業に提案、応募しましたけれども採択されなかったことによる減額になります。なお、これに変わる財源といたしまして、同じく補正予算10ページの下から2行目になりますけれども、款15県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費補助金の平成28年度熊本地震復興基金交付金687万9千円を増額しておりますけれども、このうち500万円をシェアリング回遊この事業の構築事業に活用する予定としております。

○12番（五嶋映司君） 分かりました。そう言われると分かるんですけど、これ1千万円も減額してこれ結局国は何もしてくれなかったのかという話になって、実際は県に振り替えたということで理解をいたしました。

○議長（長谷誠一君） これで議案第61号の質疑を終結します。

-----○-----

日程第25 議案第62号 平成30年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第26 議案第63号 平成30年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第27 議案第64号 平成30年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第28 議案第65号 平成30年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号）

日程第29 議案第66号 平成30年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第30 議案第67号 平成30年度宇城市民病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（長谷誠一君） 日程第25、議案第62号平成30年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から、日程第30、議案第67号平成30年度宇城市民

病院事業会計補正予算（第1号）までを議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時18分

再開 午後2時30分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

-----○-----

日程第31 議案第68号 工事請負契約の締結について（長崎久具線交付金道路改良工事）

日程第32 議案第69号 時効取得を原因とする所有権移転登記手続き請求に係る訴えの提起について

日程第33 議案第70号 平成30年度宇城市一般会計補正予算（第3号）

○議長（長谷誠一君） 日程第31、議案第68号工事請負契約の締結について（長崎久具線交付金道路改良工事）から、日程第33、議案第70号平成30年度宇城市一般会計補正予算（第3号）までを議題とします。

市長より提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） 今回追加提出します議案としまして、その他案件2件と予算案件1件です。合計3件になります。

1件目は、工事請負契約の締結についてということで、長崎久具線交付金道路改良工事分です。9月3日仮契約ですので、議会の議決が必要になります。2件目は、時効取得を原因とする所有権移転登記手続き請求に係る訴えの提起であります。旧三角中学校敷地の件です。予算が1件です。平成30年度宇城市一般会計補正予算（第3号）になります。

以上、合計3件が今回の追加提案となります。宇城市一般会計予算につきましては、歳入歳出の予算総額を364億1,737万5千円とするものでございます。

詳細につきましては、関係部長から説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（長谷誠一君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第68号工事請負契約の締結について（長崎久具線交付金道路改良工事）についての詳細説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 議案第68号工事請負契約の締結について詳細説明を申し上げます。追加議案集の2ページそれと説明資料の2ページから4ページをお願い

いたします。

今回の長崎久具線交付金道路改良工事に係る工事請負契約の締結につきましては、平成30年9月3日に契約の相手方と仮契約を締結しております。契約の内容といたしましては、工事名が長崎久具線交付金道路改良工事、それと工事場所、宇城市不知火町亀松地内、契約金額2億8,404万円、契約の相手方、住所、宇城市不知火町松合842番地、名称、株式会社中内土木、代表者氏名、代表取締役福原弘次となっております。

本工事は、2級河川大野川の架橋工事に伴います不知火川の河川の右岸側、橋台への道路取付工事でございます。右岸橋台から不知火中学校側へ約100mの道路新設工事、並びに亀松排水機場導水路付け替え工事を施工するものでございます。入札結果を基に8月31日の指名審査会を経まして、落札者の決定を行い9月3日に仮契約行ったところでございます。

以上で、議案第68号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第68号の詳細説明が終わりました。

これから、議案第68号に対する質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから、議案第69号時効取得を原因とする所有権移転登記手続き請求に係る訴えの提起についての詳細説明を求めます。

○教育部長（蛇島浩治君） 議案第69号時効取得を原因とする所有権移転登記手続き請求に係る訴えの提起について詳細説明を申し上げます。追加議案集の3ページから4ページ、それから追加議案説明資料集の5ページをお願いいたします。

旧宇土郡三角町におきまして、昭和37年度に三角町立三角中学校を設置し、昭和40年4月まで一帯の土地に校舎建設の第1期、第2期、第3期工事を終了し、以降その用地として占有をしてきました。校舎建設以前から昭和44年までに数回にわたり用地買収が行われてきましたが、現在まで9筆5人の土地で所有権移転登記手続きが行われておりません。平成14年に青海中学校と合併し、翌々年に現在の三角中学校校舎へ校舎移転した以降は、旧三角中学校を生涯学習センター等に改修し、社会教育施設用地として占有してきました。現在旧三角町から上記土地の権利を継承した宇城市においても、同じくその用地を占有しております。現在も9筆5人の土地の所有権移転登記の手続きを進めているところですが、そのうち現在の宇城市三角町波多字五反田平632番、同じく636番の2筆について土地に係る用地買収や賃貸契約の証拠が見つかりませんが、占有していたことは明らかであり

ますので、平成29年度から土地名義人と面会し、交渉を行ってきました。しかし、解決に至らなかったため、名義人に対し時効取得を原因とする所有権移転登記手続きを求めるものでございます。

1、訴えの趣旨。次に記載の土地について時効取得を原因とする所有権移転登記手続きを請求する。登記1番、熊本県宇城市三角町波多字五反田平632番地、熊本県宇城市三角町波多字五反田平636番地、登記地目、632番が畑、636番が山林です。登記地籍、632番1,073平方メートル、636番2,212平方メートル。

2、訴えの理由、宇城市三角地区生涯学習センターの敷地の土地名義人が、名義人濱田達也に対して、本市が長期間にわたり占有してきた土地の所有権移転登記手続きを求めるもの。

3、訴えの相手方。濱田達也。福岡県福岡市南区高木1丁目3番8号。

4、訴訟遂行の方針。訴訟代理人、上訴、その他本件処理に関する事項は、宇城市長に一任する。

5、管轄裁判所。熊本地方裁判所。

提案理由といたしまして、時効取得を原因とする所有権移転登記手続き請求に係る訴えの提起をするため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を得る必要があるため、この議案を提出するものでございます。

以上で、詳細説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（長谷誠一君） 議案第69号の詳細説明が終わりました。

これから、議案第69号に対する質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから、議案第70号平成30年度宇城市一般会計補正予算（第3号）の詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） 議案第70号平成30年度宇城市一般会計補正予算（第3号）のこちらの予算書になりますのでお願いいたします。

まず、1ページでございます。予算の総額について説明いたします。第1条です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ103万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ364億1,737万5千円としています。内容につきましては、先ほど説明がございました追加議案第69号時効取得を原因とする所有権移転登記手続き請求に係る訴えの提起についてに伴い、提訴に必要な経費のうち早急な対応が必要な予算の計上を行うものです。

7ページをお願いします。歳出でございます。款9教育費、項5社会教育費、目

1 社会教育総務費、節13委託料で103万2千円を追加しております。先ほど説明がありました三角の生涯学習センター敷地の土地名義人に対し、本市が長期間にわたり占有してきた土地の所有権を求めるための訴えの提起に係る訴訟業務委託料でございます。この経費の支出に係る財源調整につきましては、歳入において財政調整基金より繰入れを行って予算調整を行っております。

以上で、予算の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第70号の詳細説明が終わりました。

これから、議案第70号に対する質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

議案第54号宇城市長等の給与及び旅費に関する条例及び宇城市教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第70号平成30年度宇城市一般会計補正予算（第3号）までにつきましては、お手元の配布しております平成30年第3回宇城市議会定例会委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

-----○-----

日程第34 休会の件

○議長（長谷誠一君） 日程第34、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日9月11日から9月26日までは、各常任委員会及び決算審査特別委員会の審査並びに議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、9月11日から9月26日までは休会することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後2時43分

第 6 号

9月27日 (木)

平成30年第3回宇城市議会定例会（第6号）

平成30年9月27日（木）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 認定第1号 | 平成29年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第2 | 認定第2号 | 平成29年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第3 | 認定第3号 | 平成29年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第4 | 認定第4号 | 平成29年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第5 | 認定第5号 | 平成29年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第6 | 認定第6号 | 平成29年度宇城市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第7 | 認定第7号 | 平成29年度宇城市水道事業会計決算の認定について |
| 日程第8 | 認定第8号 | 平成29年度宇城市下水道事業会計決算の認定について |
| 日程第9 | 認定第9号 | 平成29年度宇城市民病院事業会計決算の認定について |
| 日程第10 | 議案第54号 | 宇城市長等の給与及び旅費に関する条例及び宇城市教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第55号 | 宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第56号 | 宇城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第57号 | 宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第58号 | 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第59号 | 宇城市豊野町上巢林教育集会場及び教育公園条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第60号 | 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について |

- 日程第17 議案第61号 平成30年度宇城市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第62号 平成30年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第63号 平成30年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第64号 平成30年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第65号 平成30年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第66号 平成30年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第67号 平成30年度宇城市民病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第68号 工事請負契約の締結について（長崎久具線交付金道路改良工事）
- 日程第25 議案第69号 時効取得を原因とする所有権移転登記手続き請求に係る訴えの提起について
- 日程第26 議案第70号 平成30年度宇城市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第27 議案第71号 平成30年度宇城市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第28 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第29 各常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（21人）

1番 原 田 祐 作 君	2番 永 木 誠 君
3番 山 森 悦 嗣 君	4番 三 角 隆 史 君
5番 坂 下 勲 君	6番 高 橋 佳 大 君
8番 大 村 悟 君	9番 福 永 貴 充 君
10番 溝 見 友 一 君	11番 園 田 幸 雄 君
12番 五 嶋 映 司 君	13番 福 田 良 二 君
14番 河 野 正 明 君	15番 渡 邊 裕 生 君
16番 河 野 一 郎 君	17番 長 谷 誠 一 君
18番 入 江 学 君	19番 豊 田 紀代美 君
20番 中 山 弘 幸 君	21番 石 川 洋 一 君
22番 岡 本 泰 章 君	

4 欠席議員（1人）

7番 高本敬義君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 吉澤和弘君 書記 山本裕子君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長	守田憲史君	副市長	浅井正文君
教育長	平岡和徳君	総務部長	成松英隆君
総合政策監	村上理一君	企画部長	岩清水伸二君
市民環境部長	園田敏行君	健康福祉部長	那須聡英君
経済部長	吉田裕次君	土木部長	成田正博君
教育部長	蛇島浩治君	会計管理者	木下堅君
企画部次長	中村誠一君	市民環境部次長	村上雅宣君
健康福祉部次長	稼隆弘君	経済部次長	杉浦正秀君
土木部次長	坂園昭年君	教育部次長	吉田勝広君
三角支所長	内田公彦君	総括審議員	原田文章君
不知火支所長	村上伸一君	小川支所長	篠塚孝教君
豊野支所長	中村隆文君	市民病院事務長	伊藤博文君
農業委員会 事務局長	蔵原正敏君	監査委員事務局長	横山悦子君
財政課長	木見田洋一君		

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） これから、本日の会議を開きます。

市長から追加議案が提出されております。提出議案は、お手元に配布しております議事日程記載の日程第27、議案第71号であります。

-----○-----

日程第1 認定第1号 平成29年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第2 認定第2号 平成29年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第3 認定第3号 平成29年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 認定第4号 平成29年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 認定第5号 平成29年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 認定第6号 平成29年度宇城市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 認定第7号 平成29年度宇城市水道事業会計決算の認定について

日程第8 認定第8号 平成29年度宇城市下水道事業会計決算の認定について

日程第9 認定第9号 平成29年度宇城市市民病院事業会計決算の認定について

○議長（長谷誠一君） 日程第1、認定第1号平成29年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第9、認定第9号平成29年度宇城市市民病院事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

本件は、9月10日の会議におきまして、決算審査特別委員会に審査を付託しておりますので、委員長に報告を求めます。

○決算審査特別委員長（大村 悟君） おはようございます。それでは、決算審査特別委員会による審査の結果を報告いたします。

決算審査特別委員会において審査してまいりました案件は、去る9月10日の本会議において本委員会に付託された認定第1号から認定第9号までであります。本案件の審査は常任委員会所管を分科会とし、各分科会の正副座長につきましては、その常任委員会の正副委員長が担当し、進めました。

分科会では質疑及び意見のみとし、執行部に対し決算書に基づき詳細な説明を求め、決算審査は執行済のものとして軽んじる傾向があるが、議会が決定した予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、各種資料に基づいてその行政効果

や経済効果を測定し、住民に代わって行政効果を評価する極めて重要な委員会であることを念頭におき、審査にあたりました。

その中で、昨年の決算審査特別委員会で指摘したことがどのように改善されたか、そして予算の執行がその目的に沿い、関係法令の規定に準拠し、適正かつ効率的に行われたか、また昨年の意見、施策や事業の目的がどの程度達成され、市民サービスの福祉の向上にどのように貢献したかとの視点に立ち、質疑を行いました。

質疑及び意見につきましては、先の第2回決算審査特別委員会において、各分科会から報告が終わっておりますので、その内容は省略することにいたします。

その分科会からの報告後、質疑・討論の有無をお諮りしましたが、質疑並びに討論は共にありませんでした。採決の結果、認定第1号から認定第9号まではお手元に配布しております報告書のとおり、全て認定すべきものと決定いたしました。

なお、執行部においては、審査の結果は後年度の予算編成や行政執行にいかされるよう努力すべきであり、市の財政運営の一層の健全化と適正化に役立てられますよう期待いたします。

以上で、決算審査特別委員会による審査の報告といたします。

○議長（長谷誠一君） ただいま、委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第1号の討論に入ります。通告がありますので、発言を許します。12番、五嶋映司君。

○12番（五嶋映司君） 12番、日本共産党の五嶋映司です。ただいま議題になっております認定第1号平成29年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について反対の立場で討論いたします。

第1は、この決算に現職警察官の受け入れに対する人件費が含まれています。これは市民のための費用としては受け入れがたいものです。また、依然として法的根拠のない同和予算も執行されています。

次に、住民サービスや個人情報保護などの面で疑問の多い、窓口の民間委託を具体化するための予算も執行されています。災害復旧関連事業の増大で、執行部は例年を大きく上回る予算の執行に努力されていることには敬意を表しますが、工事関係の入札率を見てみると、非常に高い状態が続いており、本当に競争性が発揮されているのかは認めがたい決算状況です。電子入札の導入で、事務の簡略化と同時に競争性の確保ができたのかの検証も明確になっておりません。公共施設管理計画に基づいてこの決算で幾つかの老人福祉センターや福祉センターが解体されましたが、

高齢化社会がさらに進展する中、その代替施設の計画も明確ではないのも問題です。公共の建設工事の決算状況も住民の復興との競合を考慮したものとは言いがたい状況です。地方自治体の役割は第一に住民の福祉の増進です。この決算はこの目的に十分に応えていないのでこの認定に反対をいたします。

議員各位の御賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（長谷誠一君） これで、討論を終結します。

これから、認定第1号平成29年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について採決します。採決は押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第1号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

次に、認定第2号の討論に入ります。通告がありますので、発言を許します。12番、五嶋映司君。

○12番（五嶋映司君） 12番、日本共産党の五嶋でございます。ただいま議題になっております認定第2号平成29年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について反対の立場で討論いたします。

この決算によると平成29年度の実質収支は、5億4,811万円の黒字となっています。基金繰入金1億3,800万円、予備費1億5,000万円などを考慮すると平成29年度末の国保会計の余剰金は8億3,600万円を超える金額となっています。これは国保加入世帯当たり9万円近い金額となります。平成29年度の収支についても、前年度の繰越金3億2,000万円を実質収支から差し引き、基金繰入金を加えると3億5,911万円となり、平成28年度よりさらに決算状況は好転しています。平成30年度から国保税の一世帯当たり1万円の引き下げは行われましたが、平成28年度の決算状況から見ても、この平成29年度での国保税の引き下げが可能だったことを示しています。よってこの決算は高い国保税を市民に求めた決算となっており、平成29年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については反対をいたします。

議員各位の御賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（長谷誠一君） これで、討論を終結します。

これから、認定第2号平成29年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の

認定についてを採決します。採決は押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第2号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

次に、認定第3号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第3号平成29年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。採決は押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第3号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

次に、認定第4号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第4号平成29年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。採決は押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第4号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

次に、認定第5号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なし

しと認めます。

これから、認定第5号平成29年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。採決は押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第5号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

次に、認定第6号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第6号平成29年度宇城市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。採決は押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第6号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

次に、認定第7号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第7号平成29年度宇城市水道事業会計決算の認定についてを採決します。採決は押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第7号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、認定第7号は認定することに決定しました。

次に、認定第8号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

しと認めます。

これから、認定第8号平成29年度宇城市下水道事業会計決算の認定についてを採決します。採決は押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第8号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、認定第8号は認定することに決定しました。

次に、認定第9号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第9号平成29年度宇城市市民病院事業会計決算の認定についてを採決します。採決は押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第9号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成です。したがって、認定第9号は認定することに決定しました。

-----○-----

- 日程第10 議案第54号 宇城市長等の給与及び旅費に関する条例及び宇城市教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第55号 宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第56号 宇城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第57号 宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第58号 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第59号 宇城市豊野町上巢林教育集会場及び教育公園条例の制定

について

- 日程第 16 議案第 60 号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 日程第 17 議案第 61 号 平成 30 年度宇城市一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議案第 62 号 平成 30 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 議案第 63 号 平成 30 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 議案第 64 号 平成 30 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議案第 65 号 平成 30 年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 22 議案第 66 号 平成 30 年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 23 議案第 67 号 平成 30 年度宇城市民病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 24 議案第 68 号 工事請負契約の締結について（長崎久具線交付金道路改良工事）
- 日程第 25 議案第 69 号 時効取得を原因とする所有権移転登記手続き請求に係る訴えの提起について

日程第 26 議案第 70 号 平成 30 年度宇城市一般会計補正予算（第 3 号）

- 議長（長谷誠一君） 日程第 10、議案第 54 号宇城市長等の給与及び旅費に関する条例及び宇城市教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 26、議案第 70 号平成 30 年度宇城市一般会計補正予算（第 3 号）までを一括議題とします。

去る 9 月 10 日の会議において、審査を付託しました各常任委員会から審査結果の報告がありますので、ただいまから各常任委員会における審査の経過並びに結果について各常任委員長に報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

- 総務文教常任委員長（高橋佳大君） 総務文教常任委員会審査報告をいたします。総務文教常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例案件 3 件、予算案件 3 件、その他案件 1 件の合計 7 件の議案であります。委員会を 9 月 18 日に大委員会室において開催いたしました。委員会には説明員として関係部局長、次長、各支所長並びに関係課長の出席を求め審査を行いました。議案の審査の過程で論議された、主なものを要約して申し上げます。

まず、議案第54号、宇城市長等の給与及び旅費に関する条例及び宇城市教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「市長、副市長及び教育長の給料の一部減額率を100分の10とした根拠を説明願いたい。」との質疑に対し、執行部から「今回の処分について特別職から減給の指示があった。減額率等は一般職員と同様の基準を前提とし、減額の月数は他市の任命監督責任の例等を参考とした。3年前同様の横領事件が発生した後、特別職から課題把握を十分に行い、全力で綱紀の保持に努めるよう指示があったにもかかわらず、管理監督する職員が職責を果たしていなかったのが事件誘発の原因であったことは明らかであり、特別職の減給については上程している内容が妥当と判断している。」との答弁がありました。

次に、議案第55号宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「宇城市物産館ムルドルハウスの休館日について説明願いたい。」との質疑に対し、執行部から「宇城市三角西港観光施設条例において、休館日は12月31日から翌年の1月3日まで、並びに第2水曜日及び第4水曜日と定められている。しかし、休館日については指定管理者である三角振興株式会社が市長の承認を得て弾力的な扱いにしていたため、実情は年末年始を除いて無休となっている。」との答弁がありました。

次に、議案第61号平成30年度宇城市一般会計補正予算（第2号）について、委員から「歳入のシェアリングエコノミー活用事業費委託金について1千万円の減額の理由を説明願いたい。」との質疑に対し、執行部から「うきモビは、国が進めるシェアリングエコノミーのモデル事業を活用する予定であったが、申請件数が多かったため不採択となったもの。」との答弁がありました。また委員から「小学校費の備品購入費について、ICT教育電子機器購入という説明であったが、先日市長記者会見の際、報道資料によると寄附があったので来年度導入を予定していたものを前倒ししたとの記述があった。このことについて説明願いたい。」との質疑に対し、執行部から「来年度に小学校3年生及び4年生の普通教室への配備を計画していたが、本年度ICT環境整備に指定された寄附金があったため、来年度予定していた計画のうち小学校4年生の普通教室へ配備することとした。」との答弁がありました。また、委員から「学校施設耐力度調査業務委託料についてどのような内容の耐力度調査をするのか。」との質疑に対し、執行部から「小川中学校校舎等を対象とし、学校施設における建物の構造耐力、経年による耐力機能の低下、立地条件による影響、以上3点について調査を実施する。」との答弁がありました。

次に、議案第65号平成30年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号）について、委員から「奨学資金貸付金の返済状況を知りたい。」との質疑に対し、執行

部から「平成29年度が約2,300万円、平成28年度が約2,450万円で、そのうち過年度滞納繰越分の返済額は、平成29年度が約300万円で、平成30年度は既に約400万円返済できている。」との答弁があり、さらに委員から「今後の奨学金給付貸付制度の在り方について検討していただきたい。」との意見がありました。

次に、議案第69号時効取得を原因とする所有権移転登記手続き請求に係る訴えの提起について、委員から「三角地区生涯学習センターとして利用している土地のうち、宇城市へ所有権移転登記ができていない土地所有者への交渉はいつから行っていたのか。」との質疑に対し、執行部から「現在建設計画を進めている三角町防災拠点センターの建設予定地が決定した後の平成30年2月20日から交渉を行っている。現在9筆5人分について所有権移転登記ができておらず、そのうち2筆1人について用地買収や土地貸借契約書等の明らかとなる証拠がないため、今回旧三角町のときから引き続き今まで宇城市がその土地を占有してきたことを理由とし、時効取得を原因とした所有権移転登記手続き請求を求める。」との答弁がありました。

次に、議案第70号平成30年度宇城市一般会計補正予算（第3号）について、委員から「三角地区生涯学習センターの土地の時効取得のための訴訟業務手数料の算定根拠を説明願いたい。」との質疑に対し、執行部から「訴訟のための着手金として弁護士事務所から提出された見積書を参考に積算した。」との答弁があり、委員から「宇城市が占有していた土地の訴訟業務委託であり、着手金については土地の評価額の全部が経済的な利益には該当しないと考える。」との意見がありました。

なお、議案第59号宇城市豊野町上巢林教育集会場及び教育公園条例の制定については委員からの質疑はありませんでした。

以上が、質疑と答弁の主な点であります。これらの質疑を終結し、採決の結果、総務文教常任委員会に付託されました条例案件3件、予算案件3件、その他1件の合計7件については、全て可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（長谷誠一君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長に報告を求めます。

○建設経済常任委員長（福永貴充君） 建設経済常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例案件1件、予算案件2件、その他案件1件の合計4件であります。委員会を9月19日に、大委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、次長並びに担当課長の出席を求め、審査

を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

議案第61号平成30年度宇城市一般会計補正予算（第2号）の国庫支出金について、委員から「社会資本整備総合交付金の減額について、担当課として今年度中に着手しておきたかった事業があると思うが、その事業の採択の状況は。」との質疑に対し、執行部から「来年度末に完了予定の長崎久具線の工事は重点的にやりたい事業の1つであり、国からも採択を受けている。また、橋りょう点検については、平成26年度から5年間で実施し、本市が管理する1,098橋のうち残りが469橋となっている。最終年度となる本年度で全ての点検を終了予定としており、こちらも採択を受けている。不採択となった分については、次年度以降また要望を続けていきたい。」との答弁がありました。

次に、農林水産業費について、委員から「前年度に比べて有害鳥獣の捕獲数が全体で15%増加した原因は。」との質疑に対し、執行部から「三角町でイノシシの捕獲数が急増しており、平成28年度の268頭から平成29年度は501頭である。この要因の1つとなっているのが宇土半島の柑橘類である。摘果したミカンをそのまま放置している農家が多く、結果的にイノシシのえさとなっている。また、荒廃地が増えていることも理由の1つと考えられる。」との答弁がありました。これに対し、委員から「農家からの協力はどれほど得られているのか。」との質疑に対し、執行部から「今年三角町の古場地区を中心に県の補助事業を使い、農家を含めた地域住民に啓発活動を行っている。有害鳥獣対策には農家の力だけでなく地域ぐるみで対策が必要となり、講習会や説明会も開催しているが宇城市全域に浸透するのはこれからになる。」との答弁がありました。

議案第66号平成30年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、委員から「簡易水道施設改良等工事の具体的な内容は。」との質疑に対し、執行部から「豊野町上巢林地区の水源の水質が悪く、既存の配水池が破損し住民への水の供給に支障を来している。上天草・宇城水道企業団から供給水を送水するための工事である。」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託されました、条例案件1件、予算案件2件、その他案件1件につきましては、全て可決すべきものと決定しました。

以上、建設経済常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（長谷誠一君） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

次に、民生常任委員長に報告を求めます。

○民生常任委員長（豊田紀代美君） 民生常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例案件2件、その他案件1件、補正予算案件5件であります。委員会を9月20日に、大委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、次長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

議案第56号宇城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「宇城市では家庭的保育事業所は現在1か所ということだが、今後は事業所の数は増えていくのか。」との質疑に対し、執行部から「家庭的保育事業は0歳から2歳までの預かりとなるため、3歳以降は連携保育所に移らなければならなくなる。待機児童の発生を考えると保育所の新設が望ましい。」との答弁がありました。

議案第57号宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「現在70人を超える学童保育所があると聞いているが、今後運動部活動の社会体育の移行後にさらに学童保育が増えるということにはならないか。」との質疑に対し、執行部から「今後、教育部でアンケート調査を行うということなので、その結果を踏まえて対応することになる。」との答弁がありました。次に、委員から「現在は支援員の数は充足しているのか、また公設や委託の数は。」との質疑に対し、執行部から「15クラブに対し77人の方が従事しておられる。今の段階では確保できていると考えている。また、2か所が公設で法人が4か所、残り9か所が保護者運営の委託となっている。」との答弁がありました。

次に、議案第61号平成30年度宇城市一般会計補正予算（第2号）の款4衛生費について、委員から「宇城広域連合浄化センター事業負担金に変更となっているが、変更となった理由と負担割合はどうなっているか。」との質疑に対し、執行部から「増額となった主な理由は、汚濁脱水設備等の延長運転のための経費や、浄化センター橋りょう架け替え工事の警備員配置等の安全対策に係る費用となっている。負担割合については1割が均等割りで残りの9割は搬入割りとなっており、3254万円のうち約1,926万円が宇城市の負担となっている。」との答弁がありました。

次に、議案第64号平成30年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、委員から「今回の補正で準備基金への積み立てが計上されているが、一般会計で財政調整基金を積み立てられているので、有事の際に繰入れを行えば介護保険特別

会計で準備基金を持っていなくてもいいのではないか。」との質疑に対し、執行部から「介護保険については特別会計なので原則は特別会計内でやりくりしていくことになる。」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託されました条例案件2件、その他案件1件、補正予算案件5件につきましては、全て可決すべきものと決定しました。

以上、民生常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（長谷誠一君） 民生常任委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第54号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第54号宇城市長等の給与及び旅費に関する条例及び宇城市教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第54号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第55号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第55号宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第55号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第56号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第56号宇城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第56号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第57号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第57号宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第57号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第58号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論

なしと認めます。

これから、議案第58号宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第58号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(長谷誠一君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(長谷誠一君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第59号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第59号宇城市豊野町上巢林教育集会場及び教育公園条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第59号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(長谷誠一君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(長谷誠一君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第60号の討論に入ります。通告がありますので発言を許します。12番、五嶋映司君。

○12番(五嶋映司君) 12番、日本共産党の五嶋です。ただいま議案となっております議案第60号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について反対の立場で討論いたします。

今回、規約の一部変更に示されている内容は、広域連合議員数を現行の32人から45人とし、構成する市町村の長または議員により組織するものとなっています。現行の32人は執行機関である市を代表する枠で市長から8人、同じく町村を代表する枠で町村長から8人、市議会を代表する枠で市議会議員から8人、町村議会を代表する枠で町村議会議員から8人となっており、執行機関側の議員が16人入っております。そもそも執行機関側が16人入っていることに問題があると思いますが、今回の一部変更で議員数が増え、各市町村から1人ずつとなり議員若しくは長で組織するとなれば、各議会の選挙によって広域連合議員の全てが執行部側の

市長若しくは町村長で占められてしまう状況を生むことにつながります。事実、お隣の大分県広域連合の議員は全て各市町村長で組織されています。二元代表制の下で住民の福祉のために執行部議員それぞれの立場で議会に臨むことは、望ましいと考えます。本年2月13日に開かれました平成30年度第1回定例会の議事録を閲覧しました。議案に対する質疑や一般質問が大変低調で、発言者は質疑、一般質問、討論とも16人の枠がある市町村議員から選出の議員2人だけでした。この2人は一般の議員ですが、議員から選出された残りの12人は全て各議会の議長でした。また、当然と言えばそれまでですが、市長や町長からの発言はありませんでした。さらに、発言に対する制限があり、質疑は5分以内3回まで。一般質問は10分以内で同じく3回までになっています。毎回の議会とも同じ状況で2人の議員以外は発言がないということです。後期高齢者医療保険を保険者にとってよりよいものにするために、議員数を45人とするには異論ありませんが、この変更は利用者の利益より執行部の利益を優先して決められる広域連合議員の議員構成が市長や町村長で独占できる要素を含んでおります。後期高齢者医療保険には十分な医療の提供や保険料の高額化、負担割合の増加の問題点も指摘されており、利用者が増え続ける中、このような執行部主導と考える変更には反対をいたします。議員各位の良識ある判断をお願いして、反対討論といたします。

○議長（長谷誠一君） これで討論を終結いたします。

これから、議案第60号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第60号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、したがって、議案第60号は可決しました。

次に、議案第61号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第61号平成30年度宇城市一般会計補正予算（第2号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第61号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第62号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第62号平成30年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第62号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決しました。

ここでしばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時20分

再開 午前11時32分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、議案第63号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第63号平成30年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第63号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第64号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第64号平成30年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第64号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第65号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第65号平成30年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第65号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第66号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第66号平成30年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第66号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第67号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第67号平成30年度宇城市民病院事業会計補正予算（第1号）

を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第67号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第68号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第68号工事請負契約の締結について（長崎久具線交付金道路改良工事）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第68号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第68号は可決しました。

次に、議案第69号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第69号時効取得を原因とする所有権移転登記手続き請求に係る訴えの提起についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第69号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第69号は可決しました。

次に、議案第70号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第70号平成30年度宇城市一般会計補正予算（第3号）を採決

します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第70号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第70号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第27 議案第71号 平成30年度宇城市一般会計補正予算（第4号）

○議長（長谷誠一君） 日程第27、議案第71号平成30年度宇城市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

市長より、提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） 今回追加提案します議案としまして、予算案件が1件です。平成30年度宇城市一般会計補正予算（第4号）になります。

内容は、学校給食センターの建設工事の件です。以上1件が今回の追加提案になります。宇城市一般会計予算につきましては、歳入歳出の予算総額を353億2,337万5千円とするものでございます。

詳細につきましては、総務部長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷誠一君） 提案理由の説明が終わりました。これから議案第71号平成30年度宇城市一般会計補正予算（第4号）の詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） それでは平成30年度宇城市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。配布されております補正予算書の1ページをお願いいたします。

まず、予算の総額について説明いたします。第1条でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ10億9,400万円を減額し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ353億2,337万5千円としています。内容につきましては、学校給食センター建設事業に係る入札手続きにおいて、早急な予算対応の必要性が生じたため予算を補正するものでございます。当該事業に係ります債務負担行為の設定と併せて、本年度における不用額見込みの減額を行っております。

2ページをお願いいたします。歳入費目では基金繰入金5,470万円、市債10億3,930万円をそれぞれ減額しております。

3ページをお願いいたします。歳出では、学校給食費から10億9,400万円

を減額しております。

続きまして4ページでございます。第2表債務負担行為補正でございます。学校給食センター建築工事関係経費を追加しております。工事及び管理業務委託をそれぞれ平成31年度に設定しております。金額は記載のとおりでございます。

5ページをお願いいたします。第3表地方債補正でございます。歳出予算の減額に伴いまして、学校給食施設整備事業費の限度額を12億5,440万円に変更しております。

若干飛びます9ページをお願いいたします。款9教育費、項8学校給食費、目5給食センター建設費、節13委託料で1,400万円を減額、節15工事請負費で10億8千万円を減額しております。特定財源としまして、学校給食施設整備事業債について10億3,930万円を減額しております。

歳出で減額する額につきましては、債務負担行為の限度額として設定しました額とそれぞれ同額になっております。

以上で、平成30年度宇城市一般会計補正予算（第4号）の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） これから、議案第71号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

○20番（中山弘幸君） 自席で行います、これまで4回不調に終わったわけですけども、その原因ですね。結局その工期とか金額以外にも何かやっぱり根本的な原因があるんじゃないかと思っているわけなんですけども、その点については、執行部はどのようにお考えですか。

○教育部長（蛇島浩治君） 建設工事につきましては、入札が今回4回の不調ということで、現在契約には至っていないところでございます。入札不調の一般的な要因といたしましては、3点ほどあるんじゃないかと思っております。

1つ目が、設計額が低くて事業者が利益が確保できない。2つ目には、入札参加条件が合致しなかったために、受注を希望する業者が参加できなかった場合が考えられるのではないかと考えております。また3つ目でございますけれども、施工期間が短くて工期内に工事を完成させることができない、このような場合が考えられるのではないかと考えるところでございます。

○20番（中山弘幸君） 例えば設計の中身ですね、仕様書的なもの。その辺にも何か原因があるんじゃないかと考えますけれども、その点を今後、例えばセカンドオピニオンの専門家を検証するとか、その点の検証が私は必要になってくると思いますが、その点の考えはありませんか。

○教育部長（蛇島浩治君） 設計額等につきましては、先般第3回の入札を行う際には

時期的なものもございまして、時点修正等をさせていただいた経緯もございまして、金額を上げた経緯もございました。今後さらなるそのような状況も考えられます。県の土木部等への相談や協議をしながら指導をいただき、今回この工期による入札の不調というのでも考えられるのではないかとというようなことから、今回債務負担行為をおこさせていただきまして、工期で業者への安心といいますか、的確な工期がとれる部分を図ったところでもございます。今後もし入札等に至らない状況もございまして、県の指導等もいただきながら、金額等を今一度再検討させていただきたいと考えているところでもございます。

○20番（中山弘幸君） 金額とか工期以外に、いわゆる設計の中身、仕様書的なものですよ、その点も私は考慮する必要がある、再検証するべきではないかと思っています。だから今の後期とか金額のことを言われましたけども、それは今までも何回も検討されてこられて、今後はそれ以外に設計書の中身、仕様書的なもの、その点を再検証するべきではないかという考えはないですか。

○教育部長（蛇島浩治君） 今一度もし入札に至らない状況の場合には、設計書の内容等も再確認をする必要は出てくるかと思いますが、現在のところ、先般の時点修正の際も確認した状況では、今のところ大丈夫ではないかという考えを持っています。もし不落の場合には、そのような部分も考慮していくべきかと思うところでもございます。

○議長（長谷誠一君） ほかにありませんか。

○12番（五嶋映司君） 4回もあれしてですね、国のいわゆる補助金といいますか、その辺の手当は変化がないのかどうか。これはタイムリミットはどのくらいなのか。それと同時に、今の状況でいくと大体どのくらいの完成を目標に入札を進められるのかその辺をお伺いしたい。

○教育部長（蛇島浩治君） 国の手当につきましては、平成30年度の入札ができますれば現在、内示をいただいている、決定をいただいている部分は可能かと思っております。それとまた平成31年度の事業につきましては、平成30年度に事業が着工できますれば、平成31年度も補助金の方は付いてくるかと理解しております。平成32年の9月の事業の開始を予定に事業を進めたいと考えておりますので、是非今回の議会で承認をいただき、すぐに入札の手続きをとってまいればと考えるところでもございます。

○議長（長谷誠一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） これで質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第71号は、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第71号の討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 討論なしと認めます。

これから議案第71号平成30年度宇城市一般会計補正予算（第4号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。議案第71号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第71号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第28 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（長谷誠一君） 日程第28、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から、議会運営委員会の調査中の事件について、会議規則第110条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第29 各常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（長谷誠一君） 日程第29、各常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第110条の規定によって、お手元

に配りました所管事務の調査項目について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

平成30年第3回宇城市議会定例会を閉会します。

—————○—————

閉会 午前11時59分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

宇城市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

付 録

宇城市議会議長 長谷誠一様

総務文教常任委員長 高橋佳大

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、
会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査の結果
議案第54号	宇城市長等の給与及び旅費に関する条例及び宇城市教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第55号	宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第59号	宇城市豊野町上巢林教育集会場及び教育公園条例の制定について	原案可決
議案第61号	平成30年度宇城市一般会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第65号	平成30年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第69号	時効取得を原因とする所有権移転登記手続き請求に係る訴えの提起について	可決
議案第70号	平成30年度宇城市一般会計補正予算（第3号）	原案可決
	【以下余白】	

宇城市議会議長 長谷誠一様

建設経済常任委員長 福永貴充

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、
会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査の結果
議案第58号	宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第61号	平成30年度宇城市一般会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第66号	平成30年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第68号	工事請負契約の締結について(長崎久具線交付金道路改良工事)	可決
	【以下余白】	

宇城市議会議長 長谷誠一様

民生常任委員長 豊田紀代美

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、
会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査の結果
議案第56号	宇城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第57号	宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第60号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について	可決
議案第61号	平成30年度宇城市一般会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第62号	平成30年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第63号	平成30年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第64号	平成30年度宇城市介護保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第67号	平成30年度宇城市民病院事業会計補正予算(第1号)	原案可決

平成30年第3回定例会 議案等賛否表

○:賛成 ●:反対

欠:欠席

除:除斥

棄:棄権

件名	議員名																						審議結果	賛成	反対
	1 原田祐作	2 永木誠	3 山森悦嗣	4 三角隆史	5 坂下勲	6 高橋佳大	7 高本敬義	8 大村悟	9 福永貴充	10 溝見友一	11 園田幸雄	12 五嶋映司	13 福田良二	14 河野正明	15 渡邊裕生	16 河野一郎	17 長谷誠一	18 入江学	19 豊田紀代美	20 中山弘幸	21 石川洋一	22 岡本泰章			
承認第4号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第9号)	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長のため表決には加わりません。	●	○	○	欠	○	承認	18	1
認定第1号 平成29年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	●	○	○	○	○	議長のため表決には加わりません。	○	○	○	○	○	認定	19	1
認定第2号 平成29年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	●	○	○	○	○	議長のため表決には加わりません。	○	○	○	○	○	認定	19	1
認定第3号 平成29年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	●	○	○	○	○	議長のため表決には加わりません。	○	○	○	○	○	認定	19	1
認定第4号 平成29年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	●	○	○	○	○	議長のため表決には加わりません。	○	○	○	○	○	認定	19	1
認定第5号 平成29年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長のため表決には加わりません。	○	○	○	○	○	認定	20	0
認定第6号 平成29年度宇城市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長のため表決には加わりません。	○	○	○	○	○	認定	20	0
認定第7号 平成29年度宇城市水道事業会計決算の認定について	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	●	○	○	○	○	議長のため表決には加わりません。	○	○	○	○	○	認定	19	1
認定第8号 平成29年度宇城市下水道事業会計決算の認定について	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	●	○	○	○	○	議長のため表決には加わりません。	○	○	○	○	○	認定	19	1
認定第9号 平成29年度宇城市市民病院事業会計決算の認定について	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長のため表決には加わりません。	○	○	○	○	○	認定	20	0
議案第54号 宇城市長等の給与及び旅費に関する条例及び宇城市教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長のため表決には加わりません。	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第55号 宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長のため表決には加わりません。	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第56号 宇城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長のため表決には加わりません。	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第57号 宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長のため表決には加わりません。	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第58号 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長のため表決には加わりません。	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第59号 宇城市豊野町上巢林教育集会場及び教育公園条例の制定について	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	議長のため表決には加わりません。	○	○	○	○	○	原案可決	19	0
議案第60号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について	棄	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	●	○	○	●	○	議長のため表決には加わりません。	○	○	棄	○	○	可決	16	2
議案第61号 平成30年度宇城市一般会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長のため表決には加わりません。	○	○	○	○	○	原案可決	20	0

